

会 議 録

会議の名称		第3次つくば市農業基本計画策定懇話会 第1回会議		
開催日時		令和6年5月 29 日(水)18:00 開会 20:10 閉会		
開催場所		つくば市役所コミュニティ棟3階会議室A、B		
事務局(担当課)		つくば市経済部農業政策課		
出席者	委員	納口 るり子委員(座長)、小久保 貴史委員(副座長)、 青木 道子委員、笹本 秀一委員、横山 治夫委員、 川上 和浩委員、吉葉 由子委員、油谷 百合子委員、 塙 久美子委員、石坂 繁人委員、木村 佐恵子委員		
	その他	五十嵐市長(途中退席)		
	事務局	経済部長 片野、経済部次長 柳町 農業委員会農業行政課 課長 下田 経済部土地改良課 課長 山口 経済部農業政策課 課長 岡野、課長補佐 稲葉、 係長 石濱、係長 根田、主査 藤田、主任 小菅 株式会社流通研究所 調査計画事業部 大池、松本		
公開・非公開の別		■公開 □非公開 □一部公開	傍聴者数	1 名
非公開の場合はその理由		—		
議題		(1)第 3 次つくば市農業基本計画の策定概要について (2)第 2 次つくば市農業基本計画の実績評価及び つくば市農業の課題について (3)アンケート調査の実施について (4)第 3 次つくば市農業基本計画の策定スケジュールについて		
会議録署名人		確定年月日	年 月 日	

会 議 次 第	1 開会 2 市長挨拶、委嘱状交付 3 委員紹介、事務局紹介 4 副座長の選出 5 議事 (1)第3次つくば市農業基本計画の策定概要について (2)第2次つくば市農業基本計画の実績評価及び つくば市農業の課題について (3)アンケート調査の実施について (4)第3次つくば市農業基本計画の策定スケジュールについて 6 その他 7 閉会
	<審議内容> 1 開会 事務局より、委員の過半数が出席しており、第3次つくば市農業基本計画策定懇話会設置要綱第6条第2項の規定により、本懇話会が成立したことを報告し、開会。 2 市長挨拶、委嘱状交付 ○五十嵐市長挨拶 18時からという大変な時間ですが、ご出席いただきましてありがとうございます。 第2次農業基本計画は令和2年度からの計画ですが、この5年の間に、社会情勢は相当変化してきていると思っています。農業人口は減り続けていますし、遊休農地は増えてしまっているという状況です。 一方で、スマート農業などは少しずつ広がってきているかなと思いますが、すべ

てが浸透しているかという、そのような状況にはなっていないと思っています。そういう中で、国が「みどりの食料システム戦略」を作って、大胆な変化を起こそうとしています。具体的には、有機農業の取組面積の割合を全体25%まで引き上げるという目標を掲げています。皆さんもご存じのように、現状の取組面積の割合は極めて低いわけです。市内の取組面積は0.8%程度ですので、どれくらい大変な数字かというのはよく分かります。

一方で、国が掲げたからには、我々も1つの指標ができたわけですから、それに対して積極的に取り組んでいくチャンスでもあると思っています。今も、早速JAの皆さんなどともご相談をしながら、どういう制度があれば、机上の空論にせず実際に実現できるのかということについて話をしているところです。

私が考えている大きな可能性としては、1つは給食があると思っていまして、出口として給食があることで、生産者も安心して作ることができるのではないかと考えています。ただ、転換期間においては所得がその間途絶える、或いは収量が下がることが想定されますので、その間の指導やケアをどのようにしていくかも含めて、来年度には何らかの予算措置をしていきたいと思っています。

また、地産地消率をもっと高めたいと考えています。地産地消のガイドラインを数年前に作成し、取組を開始していますが、地産地消率が高まっているかということも足りていないという認識をしています。使っていくものを増やし、地域の皆さんにももっと食べていただくことが重要です。

そのために、つくば市では「Farm to Table」という事業も行っています。これについては、気合いを入れて始めた瞬間にコロナ渦になり、ずっと案内ができませんでした。これでもこ入れをしていこうということで、現在、160店舗程度が賛同してくれていますが、市内のレストランすべてが「Farm to Table」に賛同し、一緒にやるよと言ってくれるレベルのものに変化させていけると、街も変わっていくと思っています。

それからもう1点、給食の話の続きですが、「給食レストラン」というものを現在、

荃崎地区で考えています。これは、学校の隣に子どもたちが給食を食べる場所を作るということですが、ただ子どもたちが食べるだけではなくて、地域住人の皆さんも同じ時間に食べに来られるということを構想しています。特に荃崎地区は、高齢者が非常に多いエリアであり、子どもたちと一緒に食事をできるような環境を作りたいという思いから計画を進めているところです。

給食の地産地消率が高まらない理由の1つとしては、貯蔵や加工ができないがために、利用期間が限られているという状況がありますので、加工場を作ることも計画しています。加工と貯蔵庫も作ることによって、年間を通しての地産地消率を高めていくことができるのではないか、ということも考えております。

先日も農業政策課の職員たちとの意見交換でプレストをしましたが、やはり農業の可能性は非常に大きいと思っております。農業の持つ多面的機能には、社会的な価値があると思っております。それは地域経済、コミュニティ、食育、環境の意味でもそうですし、持続可能な社会を目指す上で、農業がどう変化していくかというのは、街のあり方や、さらに言うと、人の生き方にも影響し得るものではないかと思っています。従って、今回の計画策定に際しては、職員とも、大胆にいろんなことを書き込んでいこうという話をしています。

まずは理想像を描いていただいた上で、是非、皆さんからも多くのご提案をいただいて、引き算をしていく方が良いと思っております。できる・できないの判断はその後で考えれば良いので、最初から現実的な意見に限定せずに、ワクワクするような農業の未来を描いていただいて、後からそれを現実落とし込んでいくというような手順で議論ができれば良いのではないかと思います。私は議論には参加できませんが、毎回、必ず議事録は読ませていただきますので、どんな発言をされたか気になることがあれば、担当者に確認したりしながら進めていきたいと思っています。

多様なバックグラウンドを持つ委員の皆さんに集まっていただきましたので、積極的に自由に発言をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

す。

○委嘱状交付

五十嵐市長より、代表者1名に委嘱状を交付した。

3 委員紹介・事務局紹介

委員及び事務局職員の自己紹介を行った。

※市長は公務のため退席

4 副座長の選出

委員からの「事務局一任」の発議に基づき、事務局より副座長に小久保委員を提示し、承認された。

5 議事

議事の前に、事務局より会議の公開非公開について、「つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例」に基づき以下の2点を説明し、承認された。

①本条例の規定により、原則公開となること。

②ただし、原則公開であっても、会議内容によって会議の全部または一部を非公開とすることができるとされており、そのような場合は、その都度、審議に諮り、公開の可否を決定することができること。

(1)第3次つくば市農業基本計画の策定概要について

【資料1に基づき事務局より説明】

以下、質疑応答及び意見

納口座長)次期計画では10年間の計画の中で5年後に中間見直し評価ということですが、5年後にまた今回のような懇話会を立ち上げるのか、その辺りについてはいかがでしょうか。

事務局)現時点で懇話会のようなものを開催することは考えておりません。

(2)第2次つくば市農業基本計画の実績評価及びつくば市農業の課題について

【2-1 及び資料 2-2 に基づき、事務局より説明】

以下、質疑応答及び意見

青木委員)ただいま第2次つくば市農業基本計画についてお話を頂きましたが、第2次計画の計画期間は令和2年から令和6年の5年間で、第3次計画は10年間ということで10年に延びるということでしょうか。

事務局)はい。実は今、国の農業経営基盤強化促進法という法律の中で、今年度中に地域計画を作るという形になっております。その計画の中では、10年後の担い手を定める内容になっており、整合性を図るために10年という期間の設定をしています。

納口座長)関連して、中間見直しを5年目で実施するとのことであるが、10年間の計画に対して中間見直し時に手を加えることはあり得るのでしょうか。

事務局)はい。実は第2次基本計画では、指標が全部で5つしかありませんでしたが、次期計画では指標を多く設定し、その効果分析について、第2次計画よりも詳細にしていきたいと考えております。

納口座長)今のご説明は、中間見直し時に計画の中身を変更することはないが、指標を見直すことはあり得るというご説明でしょうか。

事務局)はい。現時点での考えであり、流動的な部分はございますが指標の見直しはあると考えています。

青木委員)地産地消認証店について、令和5年度の実績値(160店舗)のなかには、直売所も含まれているのでしょうか。

事務局)はい。含まれています。

青木委員)それで地産地消が普及していないという捉え方は、理解しにくいと感じました。実際、20店舗程度の直売所があると話を聞いており、それも含めて160

店舗だとすると、普及している印象を持ってしまうのですが、普及していないのでしょうか。

事務局)地産地消認証店の指標では、令和 5 年度末時点の実績値が 160 店舗というところで、目標は達成しているため、推進できているという認識を持っています。一方で、実態としてはまだまだ認知度不足を感じているというところでございます。

納口座長)地産地消認証店として認定したのは 160 店舗ですが、実際につくば市産の農産物が使われるようになったかという、必ずしも効果を上げているわけではないということでしょうか。

事務局)レストランや飲食店等で、地産地消認証店は増えているとは感じています。各飲食店でどの程度のつくば市産の食材が使用されているのか、実態の把握はしていない状況です。レストランであれば、1 品目でも取扱いがあれば認証しているような状況もございますので、今後は取扱品目の数を増やしていく考えもあり、少し厳しいとは感じますが、認知度が足りていないというような評価をさせていただきました。

青木委員)地産地消認証店は、いわゆる消費をするお店という理解でよろしいでしょうか。

事務局)はい。どちらかというと野菜を使って調理・提供しているようなレストランをイメージして頂ければと考えております。

青木委員)地産地消というのは、直売所もあてはまるのではないのでしょうか。

納口座長)そういう意味ではこの指標自体が、地産地消そのものを表しますし、本当に一部の指標になってしまっているのではないかとということが青木委員のご指摘でしょうか。指標については、今回の懇話会も含めて実態に即した地産地消が把握できるのかを検討して頂きたいと考えております。

埴委員)資料に記載されている様々な数値、実績値について、第 2 次基本計画の懇話会ではどのように指標を決めたのか分かりませんが、何か目標値をすべて決

めてそれに対する評価を実施したという理解でよろしいでしょうか。また、第3次基本計画を作るにあたって、第2次にできたこと、できなかったことをすべて洗い出して、できなかった理由は何なのか、できるようにするためにはどのようにすれば良いのか、細かい落とし込みをしていき、第3次基本計画を作るのかどうか、教えていただきたいです。

事務局)まず1点目のご質問について、指標は資料2-1の4つの基本方針の中に記載のある項目が指標として評価するべきものとなっております。2ページ目以降については第2次農業基本計画の中で取り組む事業の中身を記載しており、その事業の成果や実績を評価した内容を掲載させて頂いております。

納口座長)第2次つくば市農業基本計画では、5つの数値指標を作ったということですか。その他、定性的な目標はありますが、数値目標は作ってはいなかったということでしょうか。

事務局)そのようなご理解で問題ございません。第3次基本計画の指標についてですが、事業ごとに指標を設定するなど、どのような形で事業が実施されたのか、どのような実績があったのかを細かく追っていきけるようにしたいと考えております。

埴委員)承知しました。ということは、第2次農業基本計画で実施した事業の中身を次期計画ではブラッシュアップしていくという理解で問題ないでしょうか。

事務局)はい。本年度は市民・農業者アンケート、農業者ヒアリング調査も予定しておりますので、調査結果も踏まえてブラッシュアップしていく部分と、新たに取り組む事業等について検討していくことを考えております。

埴委員)資料2-1、2ページの「1-1-1(1)農業者ネットワークの構築」は、「交流サロンを実施した」という記載で終わっているが、次期計画では参加者数100名を目指す等、細かい数字を練っていくという理解でよろしいでしょうか。

事務局)はい。そうしたイメージを持っていただければと思います。

納口座長)数値目標の設定は難しく、数値の設定により目標が明確であるという印象は持ちますが、施策によっては数値目標を細かく決めすぎることも良くない場

合もあります。例えば「農家数を増やす」という指標は、市の施策によって向上させられるものではありませんので、難しいという想像ができます。施策によって変えていける可能性のある指標とそうではないものがありますので、そうした指標の考え方や決め方も含めて、懇話会での議論を通して検討していければ良いのではないのでしょうか。

石坂委員)資料2-2の2ページについて、農業経営体が減少している事象については、離農する方が多いこと、もう一つは新規就農者が少ないことが想定されますが、離農する理由は高齢化以外に何かございますか。また、新規就農者が少ないことについては、参入ハードルが高いことが要因でしょうか。

事務局)離農してしまう原因は、石坂委員がおっしゃる通り高齢化が進んでいることが大きな要因であると考えられます。新規就農者が少ない理由については、明確な理由をお伝えするのは難しいですが、農用機械が必要であることや、農業に対するイメージ等様々な要因が想定されると考えております。

石坂委員)離農の要因は恐らく、高齢+後継者がいないからという理由が9割近くいると考えられます。残り1割の中に、継続の意向があつて体力もあるが、他の要因で離農せざるを得ないというような具体的な理由がわかると、農業経営体の減少を食い止める策が打てるのかもしれないと思いました。

事務局)おっしゃる通りだと思います。

納口座長)実際、高齢化以外にも、例えば、酪農家においては飼料代が高騰して経営を維持できず、離農していくという話がございます。つまり、本来続けられる農業経営を辞めざるを得ない状況になっていることも実態としてはあるということだと考えられます。そうした状況をつくば市の施策によって食い止めることができれば大変素晴らしいことだと思います。余計なことですが、昨年つくば市内の大きな農業法人が倒産したというニュースがございました。例えばそういうような先進的と思われていた農業法人も辞めてしまうことが実際に起きています。農業経営においては、これからの時代では特にコミュニケーション能力など、全方面的な高

い能力が求められるということを学生にも伝えております。

川上委員)資料2-1における、基本方針②の現状値は、グリーンバンクに登録している農地のうち、実際に貸している数値という理解でよろしいでしょうか。その場合に、グリーンバンク全体として登録されている面積はどのくらいあるのでしょうか。

事務局)グリーンバンク登録農地の貸借面積の現状値として記載の 66.8ha は、グリーンバンクに登録されている農地のうち、実際に土地の貸借契約が行われた農地のこれまでの累計面積であります。

グリーンバンクに登録している全体の農地面積は、現在数値を持っておりませんので、後程ご回答させていただければと思います。

川上委員)個人的には、グリーンバンクに登録されている農地は、条件が悪いという印象を持っているので、感覚的にはうまくいかないのではないかと思います。単純にこの数値を増やしていくことが結果的に良いことになるのかというと、疑問が残ると思います。個人的には、条件の良い農地を如何にして今後も維持していくかが重要なのではないかと考えます。そのため、使えなくなりそうな農地や条件の悪い農地は無理をして維持するのではなく、農地としてではなく別の使い方を考える等、そのような選択をしていかなければいけないタイミングではないかと考えております。

事務局)おっしゃる通りだと思います。グリーンバンク登録農地制度ができて 10 年以上が経過しております。当初登録いただいた農地については山林化している部分もあると聞いております。そのため、本当に使える農地を選定していくことが重要であると考えております。そうした部分について、地域計画を策定する中で、今後活用していく農地、あるいは条件が悪くて使えない農地については保全農地として位置づけるなど、各地域の農業者との座談会の中で議論を進めていきたいと考えています。

青木委員)農地の貸借については、毎月、農業委員会で申請案件について現地調

査をして、その結果を審議しているところです。荒廃農地が増えてきていることは実感しています。川上委員が話したように、条件の良い農地を借りたいという申し出も増えてほしいと思う一方で、荒れ地を伐採し、開拓しながら農地を整備していくとする方々もいます。そうした場合に、市の施策として土地を復元していくような手助け、支援はありますか。

事務局)はい。つくば市では、支援策として「グリーンバンク事業耕作地土壌改良費補助金」という補助金を用意しています。実は、1～2年ほど前までは、土壌改良材のうち、経費しか補助対象になりませんでした。現制度では抜根等、整地に必要な費用も補助対象とし、できるだけ多くの農業者に活用していただけるような内容になっています。

(3)アンケート調査の実施について

※資料3-1～3-4について、流通研究所より説明

以下、質疑応答及び意見

吉葉委員)私は、つくば市農業基本計画の存在を第2次計画の際に懇話会への参加を通して知りました。本計画は市役所の1階にも置いてあるのでしょうか。せっかくアンケートも取っているのに、より多くの市民に見てもらいたいと考えています。

事務局)配布はしていませんが、HPには掲載しております。ただ、細かく見ている市民の方は多くないのではないかと思います。どのように周知できるのかについては、今後検討していきたいと考えております。

油谷委員)今回のアンケートについては、記名式か無記名かどちらになるのでしょうか。

事務局)無記名で実施したいと考えています。

木村委員)農業者アンケートに関しては、1,100人の方をどのように抽出するのか気になっています。可能であれば、アンケートを取ることで市民の刺激になるよう

な、問題意識を持ってもらえるような形でできれば良いのではないのでしょうか。

事務局)抽出方法について、資料3-1、3-3に記載のある通り、農業者向けは30a以上の農地を耕作または所有している方を対象としており、市民向けは住民基本台帳より無作為に抽出(18歳以上 85歳以下)としております。

川上委員)市民アンケートのQ6の中で「有機農産物や特別栽培農産物が購入できる」という選択肢が出ていますが、Q7では「有機農産物・無農薬」と記載されており、同じ部類の用語であれば統一した方が良いのではないのでしょうか。また、有機農産物というワードが先に出ているにもかかわらず、用語の説明が次ページ以降になっています。そのため、設問の順序が前後してしまうかもしれませんが、有機農産物という言葉が出るのであればその時点で説明を入れた方が良いのではないのでしょうか。

事務局)川上委員のおっしゃるように訂正したいと考えております。

青木委員)市民アンケートの設問Q12において、選択肢の中に近くの直売所で野菜を買っているかが分かるような選択肢を入れると、市民の地産地消の度合いが分かるのではないのでしょうか。

事務局)おっしゃる通りだと思いますので、アンケートの中に入れるようにします。

小久保委員)農業者アンケートの9ページには、耕作放棄地についての設問がありますが、言葉の定義としては1年以上何も作付けしていない農地とあります。先ほどのグリーンバンクの話も出ていましたが、いわゆる保全管理なのか、遊休農地なのか、荒廃農地なのか、様々な言葉が出てきている中で、どこをアンケートとして調査をしていくのか明確化していた方が良いのではないのでしょうか。もちろんこのままでも問題ないのかもしれないですが、自分が農業者の立場でアンケートに答えることを考えると保全管理をしているから耕作放棄地には該当しないのではないかと回答に迷いが生じる可能性があると思います。

事務局)耕作放棄地か否かは農業者自身の主観で判断することになっております。その他の類義語として、遊休農地や荒廃農地などもありますが、荒廃農地はど

ちらかというと農業委員会で荒廃しているかどうかを確認してもらう農地であり、統計指標では遊休農地という言葉で一本化されているところもございます。そうした中でどれを使用していくかは難しいですが、農業者がアンケートに回答する際に一番わかり易い言葉として採用させていただきました。

納口座長) 農業者アンケートは、30a以上の経営耕地を所有している方を対象にしていますが、圧倒的多数は副業的な経営体であり、第2次基本計画の際には今後5年以内には耕作をやめるというような方々からネガティブな意見が強調されていた気がしました。つまり、つくば市の農業施策はどの層をターゲットにしているのかが気になるところですが、おそらくつくば市の施策は多様な担い手にシフトしているので、経営規模の大小を問わずに全体から抽出していくということなのかもしれません。そうした市の意向はありつつも、市が認定した前向きな経営意向を持つ認定農業者が市内で270人程度いると思いますので、そうした方々が何を求めているのか、重視して調査することもあり得るのではないのでしょうか。

横山委員) 難しいところではありますが、実際農協の窓口では、川上委員や吉葉委員のような認定農業者の方の支援をしているという中で、一般の30a程度の耕作者についても資材を購入する方もいるので、農協としてターゲットを絞るということはありません。一方で、品目ごとに部会を持っていますが、部会員の方に対してもそれ以外の方にも農協としては平等にアドバイスを実施していますので、マーケティングとして絞ることはできないのが現状と思います。

笹本委員) 私自身も5年後の計画を出している認定農業者ではありますが、個人的には、認定農業者に対してもアンケートをとった方が良いのではないかと思います。ただ、小面積でも有機農業をされている方もいるので、そうした方が外れてしまうのはもったいないと思います。

塙委員) アンケートの中の用語の定義の記載について、例えば有機農業という言葉については、なるべく農薬を使用しないで栽培している農業者の場合、自分が有機農業には該当しないのか等、回答に悩んでしまうと思います。現状の説明文

ではアンケートが精査できなくなってしまうと感じましたので、農業者の皆様が用語に対する理解がそれぞれ微妙に違うということを理解し、伝わりやすい表現にしていきたいと思います。

事務局)いただいた意見を事務局内でも精査し、用語の定義づけや記載する表現、アンケート対象者の抽出方法等について、再度検討していきたいと思います。

(4)第3次つくば市農業基本計画の策定スケジュールについて

【資料4を基に事務局より説明】

納口座長)資料4の(1)の農業者ヒアリングというのは、今の段階ではどういう方にヒアリングをされる予定でしょうか。

事務局)予定であります。新規就農者や主要な品目、例えば芝や水稻の農業者、あるいはJAや直売所といった方々にヒアリングをする予定です。

川上委員)市民・農業者アンケート調査は、今回の懇話会の中での意見等を踏まえたものが出るとは思いますが、修正したアンケートは、委員は確認せずに事務局が発送してしまう認識でよろしいでしょうか。

事務局)修正後のアンケートは、委員の皆様にもメール等で確認していただく形を取りたいと考えております。

6 その他

事務局より、次回以降の懇話会の開催時間について確認。

7 閉会

以上

第3次つくば市農業基本計画策定懇話会 第1回会議 次第

日時：令和6年（2024年）5月29日（水）午後6時00分～

場所：つくば市役所コミュニティ棟3階会議室A、B

1 開 会

2 市長挨拶、委嘱状交付

3 委員紹介・事務局紹介

4 副座長の選出

5 議事

（1）第3次つくば市農業基本計画の策定概要について

資料1

（2）第2次つくば市農業基本計画の実績評価及び

つくば市農業の課題について

資料2-1、2-2

（3）アンケート調査の実施について

資料3-1～3-4

（4）第3次つくば市農業基本計画の策定スケジュールについて

資料4

6 その他

7 閉 会

【配布資料】

①第3次つくば市農業基本計画策定懇話会設置要項

②第3次つくば市農業基本計画策定懇話会委員名簿

③資料1 第3次つくば市農業基本計画の策定概要

④資料2-1 第2次つくば市農業基本計画の実績評価

⑤資料2-2 つくば市農業の課題

⑥資料3-1 アンケート調査概要（農業者向け）

⑦資料3-2 アンケート調査票案（農業者向け）

⑧資料3-3 アンケート調査概要（市民向け）

⑨資料3-4 アンケート調査票案（市民向け）

⑩資料4 第3次つくば市農業基本計画の策定スケジュール

⑪資料5 【参考資料】統計データの整理

第3次つくば市農業基本計画策定懇話会設置要項

（設置）

第1条 第3次つくば市農業基本計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、第3次つくば市農業基本計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- （1）第3次つくば市農業基本計画の策定に関すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 懇話会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）つくば市議会から推薦を受けた者
- （3）つくば市農業委員会から推薦を受けた者
- （4）農業関係団体の役職員
- （5）市内の農業者
- （6）地方公共団体の職員
- （7）市民委員
- （8）その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 懇話会は、座長及び副座長を置くものとし、委員によるものとする。

2 座長は、委員の中から市長が任命するものとし、懇話会を代表して、会務を総理する。

3 副座長は、委員の互選により定めるものとする。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(懇話会)

第6条 懇話会は、必要に応じ座長が招集し、座長がその議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、懇話会の招集が困難である場合にあっては、開催に代えて書面又は電子メールその他の方法で意見を求めることにより、意見の聴取を行うことができるものとする。

3 懇話会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、座長の決するところによる。

4 懇話会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(オンラインによる懇話会)

第7条 座長は、委員の全部又は一部について、懇話会を開催する場所に参集することが困難であると判断されるときや、効率的な運営などを理由に座長が認めるときは、オンライン（委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。以下同じ。）により、懇話会を開催することができる。

2 オンラインにより懇話会に参加する委員は、座長が適当と認める場所、環境から当該懇話会に参加するものとする。

3 オンラインによる懇話会への参加に伴い生じる通信費その他の費用は、各委員の負担とする。

(庶務)

第7条 懇話会に関する庶務は、経済部農業政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、懇話会の運営に必要な事項は、座長が懇話会に諮って決める。

附 則

この要項は、令和5年5月24日から施行する。

第3次つくば市農業基本計画策定懇話会委員名簿

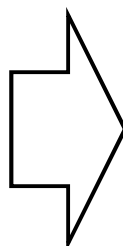
	役職	氏 名	所属機関・役職
1	座長	のうぐち 納口 るり子	筑波大学生命科学系 名誉教授
2		こくぼ たかし 小久保 貴史	つくば市議会議員
3		あおき みちこ 青木 道子	つくば市農業委委員
4		ささもと しゅういち 笹本 秀一	つくば市農業協同組合 営農部長
5		よこやま はるお 横山 治夫	つくば市谷田部農業協同組合 営農部長
6		かわかみ かずひろ 川上 和浩	農業者（青年農業士）
7		よしば ゆうこ 吉葉 由子	農業者（女性農業士）
8		あいだ みえこ 会田 美絵子	農業者（女性農業士）
9		あぶらや ゆりこ 油谷 百合子	県南農林事務所つくば地域農業改良普及センター 地域普及第一課長
10		はなわ くみこ 塙 久美子	市民委員
11		いしざか しげと 石坂 繁人	市民委員
12		えぐち はるな 江口 春菜	市民委員
13		きむら さえこ 木村 佐恵子	市民委員

第3次つくば市農業基本計画策定概要

1 計画の策定にあたって

■「第2次つくば市農業基本計画」計画期間の満了(～令和6年度末)

- 現行計画の評価・施策等の見直し
- 統計データの整理
- 現状の市の課題整理
- 「つくば市未来構想」との連携
- 「つくば市の学校給食における地産地消推進ガイドライン」との連携
- 「気候市民会議つくば 2023」提言との連携
- 「つくば農業振興地域整備計画」との連携



第3次計画への反映

2 計画期間

■令和7年度(2025年)から令和16年度(2034年)までの10年間
(5年で中間見直し評価を実施)

計画の概要

項目	内容
計画名	第2次つくば市農業基本計画
計画期間	令和2年度～令和6年度（5年間）
本市農業の目指すべき姿	多様な力がつながり実現する持続可能な農業
基本方針及び重点事業	①ひとの確保・育成 ②農地や環境の保全・有効活用 ③特徴ある地域農業の確立 ④スマート農業の推進

目標値の達成状況

項目		令和元年度	令和6年度	現状値	備考
基本方針①	認定農業者数	298 経営体	350 経営体	279経営体	R6.4.1時点
	新規就農者数	5人(年間)	25人(累計)	13人	R6.4.1時点 認定有効者
基本方針②	グリーンバンク登録農地の貸借面積	47.4ha	81.0ha	66.8ha	R6.4.1時点
基本方針③	地産地消認証店	41 店舗	150 店舗	160店舗	R6.4.1時点
	農業体験・交流者数	16,141 人	18,000 人	1,237人※1	R5年度実績
基本方針④	スマート農業の実証実験数	—	5 件（累計）	(4件) ※2	R5年度の事業化実績

※1 コロナ禍の影響により農産物フェアが中止
※2 新技術の導入が普及したため、導入補助金交付件数を記載

基本方針	基本施策	具体的施策		実施内容
1 ひとの確保・育成	1- 1 多様な農業者の 確保 ・ 育成	1- 1- 1 意欲ある農業者 の積極的支援	(1) 農業者ネットワークの構築	・ 営農スキル向上や農業者間のネットワーク構築を目的に、つくば市若手・担い手農業者交流サロンを実施した。 R 3実績：4回（71人）、R 4実績：3回（46人）、R 5実績：1回（12人）
			(2) 農業機械等のマッチングシステムの構築	・ マッチングシステムの構築には着手していない。 参考事例として、農機シェアリングの導入自治体へ視察を行った。メーカーにより農機の操作が異なるため操作説明に手間と時間がかかること、保管場所から農地までの農機の出し入れを利用者が行うこと、サービス範囲が半径3kmを想定しているため拠点設定に課題があること等が分かり、検討が進まなかった。
			(3) 認定農業者の支援	・ 計画的な農業経営を促すため、認定農業者制度をホームページで周知するとともに、普及センターと連携し、経営改善計画の作成支援を実施した。 認定農業者数 R 2実績：294経営体、R 3実績：287経営体、R 4実績：283経営体、R 5実績：279経営体
			(4) 子育て期の農業者や家族経営農家の支援	・ 家族経営協定の作成及び締結を支援した。 R 3実績：3組、R 4実績：3組、R 5実績：3組
			(5) GAP 認証に取り組む農業者の支援	・ 県主催によるGAPセミナーの開催や、GAP認証に関わる情報について、農業者、関係団体等に都度周知を図った。
		1- 1- 2 新規就農者の確 保 ・ 育成	(1) 新規就農者の確保	・ つくば地域就農支援協議会と連携し、就農支援ワークショップによる就農希望者と農業者との交流の機会を提供した。 R 5実績：2回（45人） ・ 国の「農業次世代人材投資資金・経営開始資金」や「つくば市新規就農経営支援補助金」を活用し、支援を実施した。 新規就農者数 R 2実績：5人実績、R 3実績：3人、R 4実績：3人、R 5実績：2人
			(2) 新規就農者の育成	・ 営農スキル向上や農業者間のネットワーク構築を目的に、つくば市若手・担い手農業者交流サロンを実施した。 R 3実績：4回（71人）、R 4実績：3回（46人）、R 5実績：1回（12人） ・ 「農業次世代人材投資資金」等の受給が終了した農業者に対して、フォローアップを実施した。 ・ 県主催の研修会等をHPやポスター掲示で周知した。
			(3) 新規就農者への農業経営の継承	・ 経営継承・発展支援事業補助金の申請があったが、国の審査で採択とならず、活用実績はなかった。 R 2申請実績：1件、R 3申請実績：1件

基本方針	基本施策	具体的施策		実施内容
1 ひとの確保・育成	1- 1 多様な農業者の 確保 ・ 育成	1- 1- 3 多様な担い手の 確保	(1) シニア就農の推進	・新規就農経営支援補助金によりシニア世代の新規就農を支援した。 R 2実績：2件、R 3実績：2件、R 4実績：1件、R 5実績：0件
			(2) 農福連携の推進支援	・市内の農福連携を推進している事業者と連携してセミナーを開催し、農福連携を支援した。 セミナー R 3実績：1回
			(3) 農業インターンシップの促進	・実際に生業としての農業を体験してもらうため、つくば地域短期農業研修助成制度により、インターンの受け入れを行った。 R 3実績：3人、R 4実績：2人、R 5実績：2人
		1- 1- 4 販路開拓に取り 組む農業者の支 援	(1) 販路の多角化への支援	・事業に着手していない。
			(2) 輸出を目指す農業者の支援	・米の輸出に取り組む農業者の転作に必要な経費を補助し、8者の米の輸出を支援した。 R 2実績：4件、R 3実績：5件、R 4実績：5件、R 5実績：8件
2 農地や環境の保 全・有効活用	2- 1 担い手への農地 の集約化	2- 1- 1 農地情報の見える化		・農地利用最適化推進委員が中心となり、タブレット端末を活用して市内農地の利用状況調査を行い、そのデータを農地台帳に反映させた。その後、新たに発生した遊休農地の所有者に対しては、今後の利用意向を確認するため、農地利用意向調査を実施し利用関係の調整を行った。
		2- 1- 2 農地の集積 ・ 集約化		・新規就農希望者や担い手からの農地情報照会を受け、担当地区の農地利用最適化推進委員への相談や情報提供を依頼した。また、農地集約の必要性の高い地区においては、農地集約に向けた話し合いを行い、人・農地プランに位置付けられた中心経営体や主な担い手の今後の意向を確認した。 農地集積率 R 2実績：26.8%、R 3実績：28.5%、R 4実績：31.1%、 R 5実績：32.5% 面積 R 2実績：2,709ha、R 3実績：2,849ha、R 4実績：3,099ha、 R 5実績：3,217ha
	2- 2 農地の保全 ・ 有効活用	2- 2- 1 農地の保全 ・ 活用	(1) 農業生産基盤の整備による優良農地の保全	・泉下手地区（41.1ha、H24～R5）、上郷角内地区（21.3ha、R1～R6）、吉沼明戸上口地区（34ha、R3～R8）、小和田地区（11.1ha、R5～R10）で、県営事業に取り組み、生産基盤の整備を進めた。
			(2) 地域ぐるみの環境保全活動の推進	・多面的機能支払交付金活動組織により、環境保全活動を推進した。 組織数 R 2実績：42組織、R 3実績：45組織、R 4実績：47組織、 R 5実績：47組織 活動面積 R 2実績：2,571ha、R 3実績：2,720ha、R 4実績：2,789ha、 R 5実績：2,782ha

基本方針	基本施策	具体的施策		実施内容
2 農地や環境の保全・有効活用	2-2 農地の保全・有効活用	2-2-1 農地の保全・活用	(3) 農業複合施設の整備促進	・地域活性化に適した農地の選定や、参加可能性のある事業者に対してヒアリングを実施した。現在、選定された農地について、特定事業者による有効活用の事業が進められている。
		2-2-2 鳥獣による農作物への被害防止対策		・有害鳥獣の捕獲や防護柵の設置等を推進することにより、鳥獣による農作物被害額が減少した。「つくば市鳥獣被害防止計画」では令和5年度より対象鳥獣を拡大し、アライグマやハクビシンの対策も実施している。 被害額 R2実績：11,872千円、R3実績：10,278千円、R4実績：5,501千円、R5実績：5,272千円
		2-2-3 森林の保全		・里山林整備推進事業（旧：身近なみどり整備推進事業）により、初年度に市が下刈りや間伐等の森林整備を実施し、翌年度から10年間は森林所有者が森林の適正な管理を行う森林保全協定を締結した。 R2実績：12件、R3実績：18件、R4実績：9件、R5実績：14件
	2-3 環境に配慮した農業の推進	2-3-1 環境に配慮した農業の推進	(1) 住環境に配慮した農業の推進	・葉刈り芝の堆肥化や回収については、ストックヤードでの回収及びたい肥化の促進のために発酵促進剤と消石灰の配布を実施した。 ストックヤード回収量 R2実績：38,330kg、R3実績：44,610kg、R4実績：83,670kg、R5実績：102,500kg 配布件数 R2実績：1件、R3実績：6件、R4実績：6件、R5実績：1件 ・除草剤含む農薬の適正管理については、HPへの掲載、年2回の広報掲載、農業推進委員によるチラシの回覧、農薬取扱店へチラシ配布し、店内掲示及び農薬購入者への配布依頼といった啓発を実施した。 ・休耕農地からの表土流出対策及び緑肥による地力増進のため、カバークロップを無償で提供した。
			(2) 自然環境に優しい農業の推進	・廃プラスチックの回収日程や排出方法について、広報つくばや市ホームページ、農協の訪問資料配布により周知を行った。 ・廃プラスチックの回収について、指導員の派遣により適正排出に努めた。 回収量（ビニール、ポリエチレン、緑マルチ合計） R2実績：67,980kg、R3実績：31,100kg、R4実績：30,160kg、R5実績：39,280kg
		2-3-2 有機農業等の推進		・化学合成農薬と化学肥料を50%削減して栽培する茨城県特別栽培農産物認証制度の認証を受けた農業者に対して購入費補助事業として有機資材購入費の一部助成を実施した。 R2実績：9件、R3実績：10件、R4実績：8件、R5実績：9件 ・地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動（国際水準GAP等）や有機農業に取り組んだ農業者に対して、環境保全型農業直接支払交付金を交付した。 R2実績：3件、R3実績：3件、R4実績：3件、R5実績：3件
		2-3-3 資源循環型農業の推進		・耕種農家と畜産農家のマッチングに取り組み、耕畜連携による資源循環型農業を推進した。

基本方針	基本施策	具体的施策	実施内容
3 特徴ある地域農業の確立	3- 1 地産地消の推進	3- 1- 1 地産地消事業の実施	・プチマルシェ等のイベントを実施し市内農産物をPRした。 ・地元産食材を使用した市内飲食店等を地産地消店として認定し、Farm to Tableつくば(地産地消推進専用ウェブサイト)にてPRを行った。 - R 2実績：126店舗、R 3実績：153店舗、R 4実績：157店舗、R 5実績：160店舗 ・地産地消推進専用ウェブサイト及びSNSを通じて地元生産者の情報発信を行った。
		3- 1- 2 学校給食での市産農産物の活用促進	・「つくば市学校給食における地産地消推進ガイドライン」に基づき、地場産物の積極的活用を推進した。 - 地産地消率（食品数ベース） 学校給食の献立に使用した食品のうち、つくば市で生産・収穫された食品数の割合 R 2実績：21.3%、R 3実績：18.8%、R 4実績：18.4%（目標値：20%）
	3- 2 農産物の高付加価値化	3- 2- 1 つくばの農業に関する特徴 ・ 魅力の発信	・地元産農産物や生産者の取組、地元産農産物の認証店舗等のつくばの食の魅力を集約し、Farm to Tableつくば(地産地消推進専用ウェブサイト)を通じて情報発信を行った。
		3- 2- 2 特産品の生産振興	・（ブルーベリー）生産拡大支援のため、新規圃場整備の取り組みに対して補助を実施した。また、まつりつくばにおいて、つくばブルーベリー協議会と協力し、ブルーベリーの魅力をPRした。 - R 2実績：5件、R 3実績：2件、R 4実績：2件、R 5実績：1件 ・（芝）芝振興事業により、芝事業者団体に補助金を交付し、販売促進活動を支援した。 ・（ネギ）JAと協力し、茨城県の青果物銘柄産地指定を支援し、付加価値向上に取り組んだ。 ・Farm to Tableつくば(地産地消推進専用ウェブサイト)及びSNSを通じて、地元産農産物及びつくばならではの物産品の情報発信を行った。 ・つくば市内外において特産品を販売できる機会を活用し、PR及び販売を行った。（IBARAKIセンスでの販売等）
		3- 2- 3 6次産業化の推進	・つくば農場「筑波喜右衛門米粉バウムクーヘン」 ・アオニサイファーム「ブルーベリージャム」 ・Tsukuba Vineyard「2022 Tsukuba Series Petit Manseng」（白ワイン） などの農産物加工品をつくばコレクションに認定し、高付加価値化を図った。
		3- 2- 4 つくばワイン ・ フルーツ酒特区の推進	・筑波山梅まつりの会場やIBARAKIセンスといった人が集まる場所でつくばワインのPRを実施した。 ・ワイン用ブドウの苗木や肥料等の購入経費を補助し、規模の拡大や新規参入を促進した。 - R 2実績：2件、R 3実績：3件、R 4実績：3件、R 5実績：0件

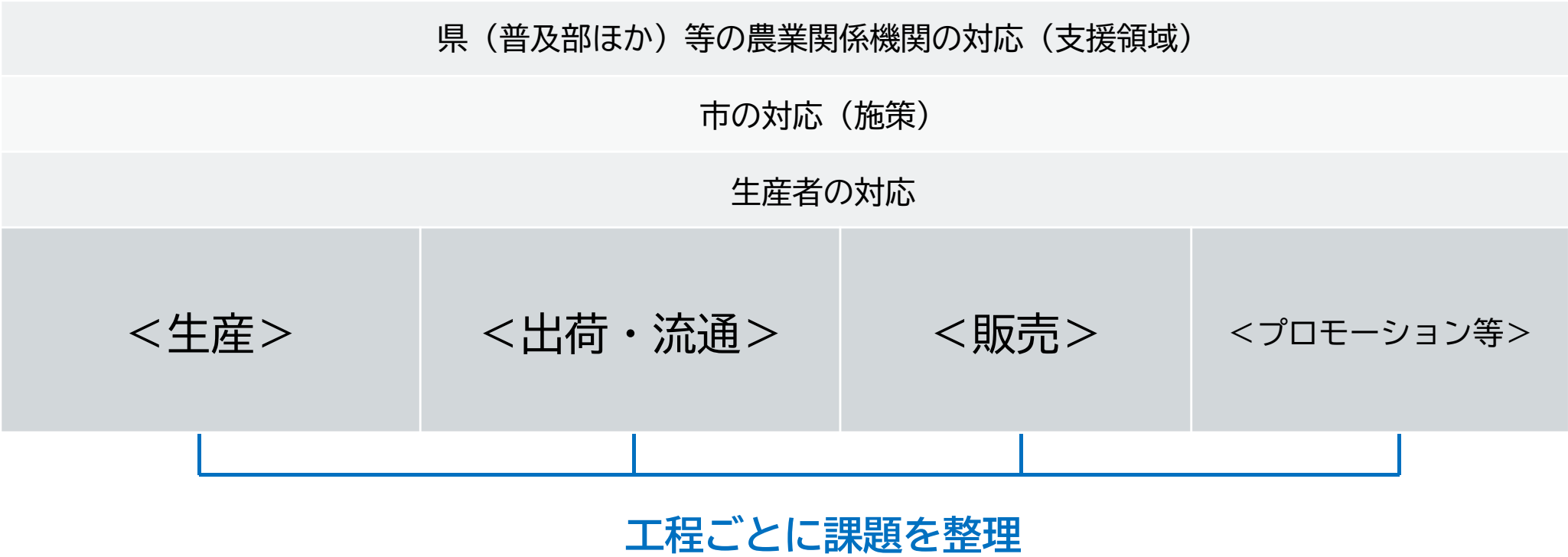
基本方針	基本施策	具体的施策	実施内容
3 特徴ある地域農業の確立	3- 3 市民が積極的に関わる農業の推進	3- 3- 1 市民が積極的に関わる農業の推進	・農産物オーナー制、農業サポーター制度や農業体験イベントを通して、一連の農作業を体験できる機会を提供した。 - 農産物オーナー制 R 2実績：285件、R 3実績：428件、R 4実績：472件、R 5実績：344件 - 農業サポーター制度 R 2実績：379件、R 3実績：758件、R 4実績：677件、R 5実績：738件 - 農業体験イベント R 2実績：54件、R 3実績：162件、R 4実績：282件、R 5実績：155件 ・農業政策課のX(旧Twitter)や Instagramにより、本市農業に関する情報発信を行った。
4 スマート農業の推進	4- 1 スマート農業の推進	4- 1- 1 先端技術等の導入促進	・つくば市スマート農業推進事業補助金を令和5年度から開始し、導入を推進した。 - R 5実績：4件
		4- 1- 2 農業スタートアップの支援	・相談窓口を設置し、先端技術の開発・普及に取り組む企業の環境整備の支援や農業ビジネスを起業する者からの相談に対して、その相談者の実情に沿った情報提供を行った。

考え方

- バリューチェーンの考え方を基に課題を整理した。
- アンケート調査・ヒアリング調査を踏まえ、改めて課題を整理する。

<バリューチェーンの考え方を基にした課題の整理について>

- 原材料の調達から市場での流通・販売までの流れを本市農業の提供する「価値の連鎖」として考え、工程ごとに分析する。
- 工程ごとに分析することで、利益をもたらしている活動や課題がある工程を把握する。



「生産」における問題・課題

<人>

- 農業経営体が減少している
 - ・ H22→R2 43.9%減少
 - ・ R2→R17 2,196経営体→1,490経営体（推計値）
- 後継者が確保できていない
 - ・ 5年以内に農業経営を引き継ぐ後継者を確保していない 82.1%（R2）

- 新規就農者の確保
- 既存農業者の営農の継続

- 自給的農家の割合が高い
 - ・ 44.7%（R2） ※県 38.8%（R2）

- 農業経営者の育成

<農地>

- 経営耕地面積の減少傾向が続いている
 - ・ H22→R2 14.8%減少
 - ※田：6.5%減少（県12.4%） 畑：34.0%減少（県17.0%） 樹園地：36.1%減少（34.3%）
- 農地集約化等が停滞している
 - ・ 一筆ごとに土地の形状、面積、地代等の条件が異なる

- 荒廃農地化の未然防止
- 農地の集約化・大区画化

<生産>

- 経営耕地面積の小さい農業経営体が多い
 - ・ 経営耕地面積1ha未満の農業経営体 H22→R2 49.0%→49.3%
（県：46.2%→44.7%）
- 環境問題への注目が高まっているにも関わらず、有機農業が普及していない。
 - ・ 有機農業に取り組んでいる農業経営体 6.7%（県5.3%）
 - ※水稲：53.7%（県41.2%） 野菜：36.7%（県50.4%）
 - 果樹：19.0%（県12.2%） その他：4.8%（県9.6%）

- 有機農業等（環境にやさしい農業）の推進

「出荷・流通」・「販売」・「プロモーション」における問題・課題については、
今後のヒアリング調査や農業者及び市民へのアンケート調査で把握



「出荷・流通」における問題・課題

※アンケート調査等で抽出※

「販売」における問題・課題

- 農業産出額は減少傾向である
 - ・ H29 93億円 → R4 73億円
 - 地産地消認証店は増加傾向にあるが、地産地消が普及していない
 - ・ 地産地消認証店 目標(R6)150店舗 現状値(R6.4)160店舗
 - ・ 学校給食における地産地消率（食品数ベース） R4：18.4% ※目標 R5：20%
- 地産地消の推進
 - 学校給食の地場農産物の供給拡大

「プロモーション」における問題・課題

- 農業体験・交流機会が減少している
 - ・ R5年度実績：1,237人（目標：18,000人）
 - Farm to Tableつくばによる地産地消のPRに効果が出ていない
- 消費者と地域農業のつながりの醸成
 - 効果のあるプロモーションの実施

つくば市農業の課題

<現段階におけるつくば市第3次農業基本計画における方向性>

- 現行計画の評価および統計データの整理から抽出された課題・施策の方向性を以下に整理した。
- 今後は、ヒアリング調査やアンケート調査によって現状等を把握し、さらなる課題の抽出と課題改善に向けた施策を検討する。

生産	出荷・流通	販売	プロモーション等
● 新規就農者の確保 ● 既存農業者の営農の継続農業経営者の育成 ● 荒廃農地化の未然防止 ● 農地の集約化・大区画化 ● 有機農業等(環境にやさしい農業)の推進	※アンケート調査等で抽出※	● 地産地消の推進 ● 学校給食の地場農産物の供給拡大	● 消費者と地域農業のつながりの醸成 ● 効果のあるプロモーションの実施

第3次つくば市農業基本計画策定に係る農業者アンケート調査の概要

1 調査の目的

本調査は、第3次つくば市農業基本計画の策定にあたり、市の農業の現状把握や施策立案の参考とすることを目的として実施するものである。

2 調査項目

- (1) 回答者の属性
年代、農地のある地区
- (2) 農業経営の状況
経営形態、農業従事者数、耕地面積、栽培作物、販売金額、出荷先
農業経営上の課題
- (3) 今後の農業経営の意向
農業を行っている理由、後継者の確保状況、10年後の経営規模
10年後の経営意向の理由、経営維持・拡大に必要な取組
- (4) 有機農業
有機農業の取組状況、今後の有機農業の取組意向、有機農業に取り組まない理由
有機農業の普及に必要な取組
- (5) 耕作放棄地
耕作放棄地の有無、耕作放棄地の理由、耕作放棄地の利用意向
- (6) 農業政策
農業振興施策の意向、担い手の確保・育成に必要な取組、農業政策に関する意見

3 調査の方法

対象者	市内農業者（30 アール以上の農地を耕作または所有している方） 1,100 人
配布・回収方法	郵送配布、郵送回収（返信用封筒同封）、WEB 回答を可とする。
調査期間	5/30(木)～6/5(水) アンケート調査票の修正、WEB アンケート準備 6/6(木)～6/14(金) アンケート調査票・封筒印刷、発送準備 6/17(月) アンケート発送 7/1(月) アンケート締切
入力・集計・分析	7/2(火)～7/16(火) 回収調査票点検・入力 7/17(水)～7/23(火) 集計・分析・報告書作成

4 回収率想定と集計

回収率の想定を 35%（約 385 票）とする。 ※前回アンケート回収率 37.8%
全体集計・クロス集計（居住地域別・年齢別・世帯構成別など）

第3次つくば市農業基本計画策定に係る 農業者アンケート調査への御協力をお願い

日頃から、つくば市の農業行政に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

「つくば市農業基本計画」は、社会情勢の変化に対応しながら、つくば市の農業を持続的に発展させるための方向性を明確にした計画です。現在、現行計画(「第2次つくば市農業基本計画」)の進捗状況の点検・評価を行うとともに、近年の社会情勢の変化や本市の現状・課題を踏まえて「第3次つくば市農業基本計画」策定を予定しています。

つきましては、本市農業の現状分析や課題把握を行い、今後の取組の方向性を検討するため、つくば市内に30アール以上の農地を耕作または所有している方(世帯)を対象にアンケート調査を実施します。(農作物の販売を行っていないという方も回答をお願いします。法人の場合は、1法人を1世帯とみなしてお答えください。)

お手数をおかけしますが御協力をお願いします。

なお、本アンケート調査結果は、個人に関わる情報が公表されることはありません。

令和6年(2024年)6月

つくば市長 五十嵐 立青

【返送(回答)方法】

A:本紙に回答する場合

御記入を終えましたら、この用紙を同封の返信用封筒(切手不要)に入れ、

令和6年7月1日(月)までに最寄りのポストに御投函をお願いします。

B:WEBで回答する場合

QRコードを読み取り、令和6年7月1日(月)までに、

WEB上で回答していただくようお願いします。

QRコード
(イメージ)

【問合せ先】

<アンケートについて>

■株式会社流通研究所

神奈川県厚木市寿町1丁目4番3-2号 TEL:046-295-0831

<第3次つくば市農業基本計画について>

■つくば市経済部農業政策課 農業政策係

茨城県つくば市研究学園1丁目1番地1 TEL:029-883-1111(内 6325)

1 あなた自身のことについて、お伺いします。

Q1 あなたの年齢を教えてください。(1つに○)

- | | | | |
|---------|-------|-------|---------|
| ① 20歳未満 | ② 20代 | ③ 30代 | ④ 40代 |
| ⑤ 50代 | ⑥ 60代 | ⑦ 70代 | ⑧ 80歳以上 |

Q2 主に農地のある地区を教えてください。(1つに○)

- | | | | |
|---------|--------|----------|----------|
| ① 筑波地区 | ② 大穂地区 | ③ 豊里地区 | ④ 桜地区 |
| ⑤ 谷田部地区 | ⑥ 荃崎地区 | ⑦ 研究学園地区 | ⑧ TX沿線地区 |

※研究学園地区とTX沿線地区の地域については、下記を参照してください。

研究学園地区	春日、東新井、二の宮、小野川、松代、観音台、東、稲荷前、高野台、天王台、天久保、吾妻、竹園、千現、並木、梅園、大穂、花畑、牧園、若葉
TX沿線地区	研究学園、学園南、学園の森、香取台、諏訪、陣馬、みどりの中央、みどりの、みどりの南、みどりの東、かみかわ、高山、万博公園西、春風台

2 農業経営の状況について、お伺いします。

Q3 あなたの経営形態について教えてください。(1つに○)

- | | | | |
|------|----------|--------|----------|
| ① 個人 | ② 農事組合法人 | ③ 会社法人 | ④ その他() |
|------|----------|--------|----------|

Q4 農家形態について教えてください。(1つに○)

- | | | | |
|---------|----------|----------|----------|
| ① 主業経営体 | ② 準主業経営体 | ③ 副業的経営体 | ④ その他() |
|---------|----------|----------|----------|

※ 主業経営体

農業所得が主(世帯所得の50%以上が農業所得)で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体

※ 準主業経営体

農外所得が主(世帯所得の50%未満が農業所得)で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体

※ 副業的経営体

調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体

Q5 農業従事者数について教えてください。(1つに○)

- | | | | | | |
|------|------|------|------|------|--------|
| ① 1人 | ② 2人 | ③ 3人 | ④ 4人 | ⑤ 5人 | ⑥ 6人以上 |
|------|------|------|------|------|--------|

Q6 耕作及び所有する農地面積について教えてください。(1つに○)

- | | | | |
|--------------|--------------|------------|-------------|
| ① 30～50a 未満 | ② 50a～1ha 未満 | ③ 1～2ha 未満 | ④ 2～30ha 未満 |
| ⑤ 30～50ha 未満 | ⑥ 50ha 以上 | | |

※ 単位:1a=0.1反 30a=3反 1ha=1町=10反

Q7 栽培作物について教えてください。(あてはまるもの上位2つに○)

- | | | | |
|----------|---------|------------|----------|
| ① 水稻 | ② 麦類・雑穀 | ③ 豆類・イモ類 | ④ 野菜(露地) |
| ⑤ 野菜(施設) | ⑥ 果樹 | ⑦ 花き | ⑧ 芝 |
| ⑨ 畜産 | ⑩ きのこと類 | ⑪ 作付けしていない | ⑫ その他() |

Q8 年間の販売金額について教えてください。(1つに○)

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ① 0円 | ② 50万円未満 |
| ③ 50～100万円未満 | ④ 100～300万円未満 |
| ⑤ 300～500万円未満 | ⑥ 500～1,000万円未満 |
| ⑦ 1,000～5,000万円未満 | ⑧ 5,000万円～1億円未満 |
| ⑨ 1億円以上 | |

Q9 主な出荷先について教えてください。(上位3つまで○)

- | | | |
|----------------------------|-----------------|----------|
| ① 農協 | ② 農協以外の集出荷団体・商社 | ③ 卸売市場 |
| ④ 小売業者(スーパー等) | ⑤ 外食産業(飲食店等) | |
| ⑥ 食品製造業(漬物加工、カット野菜工場等) | | ⑦ 農産物直売所 |
| ⑧ 個人で販売(庭先・宅配・インターネット販売含む) | | |
| ⑨ その他() | | ⑩ 出荷先なし |

Q10 農業経営上の課題について教えてください。(あてはまるもの全てに○)

- | | | |
|-------------------|------------|-------------|
| ① 後継者の確保 | ② 労働力不足 | ③ 農地の分散・点在 |
| ④ 農地条件が悪い(狭小・排水等) | ⑤ 機械設備の老朽化 | ⑥ 農業生産資材の高騰 |
| ⑦ 有害鳥獣被害 | ⑧ 農産物価格の低迷 | ⑨ 販売先の確保 |
| ⑩ 物流の確保 | ⑪ 出荷調整作業 | ⑫ その他() |

3 今後の農業経営のご意向について、お伺いします。

Q11 現在、農業を行っている理由を教えてください。(あてはまるもの全てに○)

- | | |
|----------------|---------------------|
| ① 収入を得るため | ② 米・野菜(農産物)の自家消費のため |
| ③ 先祖伝来の農地を守るため | ④ 農業に誇りをもっているため |
| ⑤ 借り手がないため | ⑥ 自身の健康維持のため |
| ⑦ 地域の環境を維持するため | ⑧ その他() |

Q12 今後10年間の営農における後継者の確保状況について教えてください。(1つに○)

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ① 既に引き継いでいる | ② 10年以内に引き継ぐ後継者がいる |
| ③ 10年後以降に引き継ぐ後継者がいる | ④ 引き継ぐ後継者がいない |
| ⑤ 当てはまるものがない | |

Q13 10年後の経営規模(農地面積)について現在のご意向を教えてください。(1つに○)

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| ① 拡大したい | ※ Q14・Q16 回答後、Q18 以降を回答してください。 |
| ② 現状維持 | ※ Q16 回答後、Q18 以降を回答してください。 |
| ③ 縮小したい | ※ Q14・Q15 回答後、Q18 以降を回答してください。 |
| ④ 経営継承したい | ※ Q14 回答後、Q18 以降を回答してください。 |
| ⑤ 離農 | ※ Q14・Q15・Q17 回答後、Q18 以降を回答してください。 |
| ⑥ 分からない | ※ Q18 以降を回答してください。 |
| ⑦ その他() | ※ Q18 以降を回答してください。 |

※ ④は経営継承したい方で、後継者がいる・後継者候補がいる場合に選択してください。経営継承したい方で、後継者がいない場合は、⑤離農で回答してください。

Q14 Q13で①または③～⑤と回答した方にお伺いします。

10年後までに拡大したい又は縮小したい、継承したい農地面積として当てはまるものを選択してください。(1つに○)

- | | | | |
|-------------|--------------|--------------|------------|
| ① 10～30a未満 | ② 30～50a未満 | ③ 50a～1ha 未満 | ④ 1～2ha 未満 |
| ⑤ 2～30ha 未満 | ⑥ 30～50ha 未満 | ⑦ 50ha 以上 | ⑧ その他() |

Q15 Q13で③または⑤と回答した方にお伺いします。

規模縮小、離農の理由を教えてください。(あてはまるもの全てに○)

- | | | |
|--------------|-------------|------------------|
| ① 後継者がいない | ② 体力の衰え | ③ 宅地化等による周辺環境の変化 |
| ④ 機械設備の老朽化 | ⑤ 農業生産資材の高騰 | ⑥ 販路が確保できない |
| ⑦ 農業に魅力を感じない | ⑧ 経営不振 | |
| ⑨ その他(| |) |

Q16 Q13で①または②と回答した方にお伺いします。

経営規模(面積)を規模拡大・現状維持するにあたり、今後必要な取組について教えてください。(あてはまるもの全てに○)

- | | |
|--------------------------|---------------|
| ① 農作業の効率化・機械化(スマート農業の推進) | ② 雇用の確保 |
| ③ 生産コストの低減 | ④ 新たな作物の導入・転換 |
| ⑤ 有機農業※等の地球環境に配慮した生産 | ⑥ 販路開拓 |
| ⑦ 6次産業化・農商工連携 | ⑧ 個人販売の拡大 |
| ⑨ 農産物のPR・ブランド化 | ⑩ 法人化 |
| ⑪ 生産団体の設立(生産者のグループ化等) | ⑫ その他(|
| |) |

※ 有機農業とは、以下の農業生産の方法を用いて行われる農業です。

- ・化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない
- ・遺伝子組換え技術を利用しない
- ・農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減する

Q17 Q13で⑤と回答した方にお伺いします。

農地の取扱について、今現在のお考えを教えてください。(あてはまるもの全てに○)

- | | | |
|-----------|------------|---------------------|
| ① 売却したい | ② 貸したい | ③ 荒廃しないように自分で管理していく |
| ④ 他の用途に転用 | ⑤ 貸農園による活用 | ⑥ その他(|
| | |) |

4 有機農業について、お伺いします。

※つくば市では、有機農業を推進しており、化学合成農薬と化学肥料を削減して栽培する「茨城県特別栽培農産物認証制度」(エコファーマー制度)や有機JAS認証制度を推奨するとともに、有機農業や環境保全型農業に意欲的に取り組む農業者を支援しています。

Q18 現在、環境に配慮した農業に取り組んでいますか。(1つに○)

- ① 有機農業に取り組んでいる
- ② 減農薬・減化学肥料栽培に取り組んでいる
- ③ 取り組んでいない

Q19 Q18 で①と回答した方にお伺いします。

今後、現在の取組をどうしていきたいとお考えですか。(1つに○)

- ① 拡大したい
- ② 現状維持したい
- ③ 減農薬・減化学肥料栽培に移行したい
- ④ 慣行栽培に移行したい

Q20 Q18 で②と回答した方にお伺いします。

今後、現在の取組をどうしていきたいとお考えですか。(1つに○)

- ① 拡大したい
- ② 現状維持したい
- ③ 有機農業に移行したい
- ④ 慣行栽培に移行したい

Q21 Q18 で③と回答した方にお伺いします。

今後、環境に配慮した農業に取り組む予定はありますか。(1つに○)

- ① 有機農業に取り組む予定
- ② 減農薬・減化学肥料栽培に取り組む予定
- ③ 取り組む予定はない

Q22 Q19で④またはQ20で④または Q21 で③と回答した方にお伺いします。
 有機農業や減農薬・減化学肥料栽培に取り組まない理由は何ですか。
 (あてはまるもの全てに○)

- | | |
|----------------------|---------------|
| ① 労働力が確保できない | ② 栽培管理に手間がかかる |
| ③ 資材コストが高い | ④ 収量が上がらない |
| ⑤ 消費者に良さが伝わらない(売れない) | ⑥ 販路の確保が難しい |
| ⑦ 品質の高いものが作れない | ⑧ その他() |

Q23 有機農業の普及に必要な取組は何だとお考えですか。(あてはまるもの全てに○)

- | |
|-----------------------------------|
| ① 誰もが有機農業に取り組める生産技術の普及 |
| ② 有機農産物の学校給食への積極的な活用 |
| ③ 有機農産物の販路拡大に向けた取組 |
| ④ 有機農業に取り組む際の補助金 |
| ⑤ 機械化及び ICT 技術の導入支援等、省力・効率化に向けた取組 |
| ⑥ 有機農業での就農希望者、新規就農者の確保 |
| ⑦ 有機 JAS 認証取得・申請に関する支援 |
| ⑧ 生産者が有機農業(農産物)を理解する取組 |
| ⑨ 消費者が有機農業(農産物)を理解する取組 |
| ⑩ 有機農業者のネットワーク化の推進(情報交換できる関係構築) |
| ⑪ その他() |

5 耕作放棄地について、お伺いします。

Q24 あなたの所有する農地のうち、耕作放棄地(1年以上何も作付けしていない農地で、今後も作付の予定がない農地。保全管理されている農地も含みます。)となっている農地はありますか。(1つに○)

① ある	② ない	③ わからない
------	------	---------

Q25 Q24 で①と回答した方にお伺いします。

どれくらいの面積か教えてください。(当てはまる項目に数値を記入ください)

水田	畑(果樹含む)	計
アール	アール	アール

※ 単位：1 アール=0.1 反 1 畝=1 町=10 反

Q26 Q24 で①と回答した方にお伺いします。

耕作放棄地になっている理由を教えてください。(あてはまるもの3つ以内で○)

① 高齢化により耕作できないため	② 後継者がいないため
③ 資金が不足しているため	④ 農業機械が壊れているため
⑤ 農地の条件が悪く耕作に適さなかったり、農道や用排水などが整備されていないため	
⑥ 借り手がないため	⑦ 耕作しても、儲からないため
⑧ その他()	

Q27 Q24 で①と回答した方にお伺いします。

今後、耕作放棄地をどのように利用していきたいか教えてください。

(あてはまるもの3つ以内で○)

① 耕作を再開したい	② 農地を貸したい
③ 農地を売りたい	④ 農地以外に転換したい
⑤ 現状放置もやむを得ない	⑥ 保守管理に努めたい
⑦ その他()	

6 農業政策について、伺います。

Q28 本市の農業振興に必要なことを教えてください。(あてはまるもの全てに○)

- | | |
|--------------------|----------------|
| ① 担い手の確保・育成 | ② 農地の基盤整備 |
| ③ 農地の集積・集約化 | ④ 荒廃農地対策 |
| ⑤ 農業生産技術の向上 | ⑥ 有害鳥獣対策 |
| ⑦ つくば市オリジナルブランドの創出 | ⑧ 農業経営体の法人化 |
| ⑨ スマート農業技術の導入 | ⑩ 有機農業の推進 |
| ⑪ 地産地消の推進 | ⑫ 規格外の農産物販売の推進 |
| ⑬ 農業者の所得向上 | ⑭ その他() |

Q29 担い手を確保・育成するために、何が必要だと思いますか。

(あてはまるもの3つ以内で○)

- ① 意欲ある農業者への融資制度等の充実
- ② 農家の後継者やＵターン者に対する支援の充実
- ③ 農業後継者以外の者が就農しやすい環境の整備
- ④ 農地賃借のマッチング制度の推進
- ⑤ 農機具売買のマッチング制度の推進
- ⑥ 土地改良などの基盤整備事業の推進
- ⑦ 農業の第三者への経営継承事業の推進
- ⑧ その他()

Q30 最後に、市の農業政策に対して御意見がありましたら、御記入をお願いします。

御協力ありがとうございました。

返信用封筒に入れ、最寄りのポストに投函してください。

第3次つくば市農業基本計画策定に係る市民アンケート調査の概要

1 調査の目的

本調査は、第3次つくば市農業基本計画の策定にあたり、市の農業・農産物に対する満足度や期待を把握し、農業施策立案の参考とすることを目的として実施するものである。

2 調査項目

- (1) 回答者の属性
年代、居住地、世帯形態、職業、
- (2) 農産物の購入状況
農産物の購入先、農産物購入先の留意点、農産物購入の留意点
市内産農産物の購入頻度、市内産農産物の購入理由
- (3) 地産地消
地産地消に対する認識、地産地消の推進に必要なこと
- (4) 有機農産物
有機農産物の定義の認知度、有機農産物の購入頻度、有機農産物の購入先
有機農産物の購入理由
- (5) 情報発信媒体、市農業政策への意見
媒体の認知度、市農業政策への意見

3 調査の方法

対象者	市内在住の18歳以上の男女1,100人 (住民基本台帳より無作為抽出、ただし、上限85歳)
配布・回収方法	郵送配布、郵送回収(返信用封筒同封)、WEB回答を可とする。
調査期間	5/30(木)～6/5(水) アンケート調査票の修正、WEBアンケート準備 6/6(木)～6/14(金) アンケート調査票・封筒印刷、発送準備 6/17(月) アンケート発送 7/1(月) アンケート締切
入力・集計・分析	7/2(火)～7/16(火) 回収調査票点検・入力 7/17(水)～7/23(火) 集計・分析・報告書作成

4 回収率想定と集計

回収率の想定を35%(約385票)とする。 ※前回アンケート回収率37.7%
全体集計・クロス集計(居住地域別・年齢別・世帯構成別など)

第3次つくば市農業基本計画策定に係る 市民アンケート調査への御協力をお願い

日頃から、つくば市政に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では現在、農業振興の指針となる「第3次つくば市農業基本計画」の策定へ向けて、各種調査検討を実施しているところです。

計画の策定にあたり、市民の皆様の農産物の購入状況、つくば市産農産物の購入や地産地消に関する意向等を把握し、農業施策立案の参考とすることを目的として、住民基本台帳から無作為抽出した、つくば市在住の18歳以上の方を対象にアンケート調査を実施します。

お手数をおかけしますが御協力をお願いします。

なお、本アンケート調査結果は、個人に関わる情報が公表されることはありません。

令和6年(2024年)6月

つくば市長 五十嵐 立青

【返送(回答)方法】

A:本紙に回答する場合

御記入を終えましたら、この用紙を同封の返信用封筒(切手不要)に入れ、

令和6年7月1日(月)までに最寄りのポストに御投函をお願いします。

B:WEBで回答する場合

QRコードを読み取り、令和6年7月1日(月)までに、

WEB上で回答していただくようお願いします。

QRコード
(イメージ)

【問合せ先】

<アンケートについて>

■株式会社流通研究所

神奈川県厚木市寿町1丁目4番3-2号 TEL:046-295-0831

<第3次つくば市農業基本計画について>

■つくば市経済部農業政策課 農業政策係

茨城県つくば市研究学園1丁目1番地1 TEL:029-883-1111(内 6325)

1 あなた自身のことについて、お伺いします。

Q1 あなたの年代を教えてください。(1つに○)

- | | | | |
|---------|--------|--------|---------|
| ① 20歳未満 | ② 20歳代 | ③ 30歳代 | ④ 40歳代 |
| ⑤ 50歳代 | ⑥ 60歳代 | ⑦ 70歳代 | ⑧ 80歳以上 |

Q2 あなたの居住地を教えてください。(1つに○)

- | | | | |
|---------|--------|----------|----------|
| ① 筑波地区 | ② 大穂地区 | ③ 豊里地区 | ④ 桜地区 |
| ⑤ 谷田部地区 | ⑥ 荳崎地区 | ⑦ 研究学園地区 | ⑧ TX沿線地区 |

※研究学園地区とTX沿線地区の地域については、下記を参照してください。

- | | |
|--------|--|
| 研究学園地区 | 春日、東新井、二の宮、小野川、松代、観音台、東、稲荷前、高野台、天王台、天久保、吾妻、竹園、千現、並木、梅園、大穂、花畑、牧園、若葉 |
| TX沿線地区 | 研究学園、学園南、学園の森、香取台、諏訪、陣馬、みどりの中央、みどりの、みどりの南、みどりの東、かみかわ、高山、万博公園西、春風台 |

Q3 あなたの世帯形態を教えてください。(1つに○)

- | | | |
|--------|---------|---------|
| ① 単独世帯 | ② 核家族世帯 | ③ 三世代世帯 |
| ④ その他(|) | |

※ 単独世帯:

世帯員が一人だけの世帯

※ 核家族世帯:

夫婦のみの世帯、夫婦と未婚の子のみの世帯、ひとり親と未婚の子のみの世帯

※ 三世代世帯:

世帯主を中心とした直系三世代以上の世帯

Q4 あなたの主な職業を教えてください。(1つに○)

- | | | |
|------------|-----------|-------------|
| ① 会社員 | ② 公務員 | ③ パート・アルバイト |
| ④ 契約(派遣)社員 | ⑤ 自営業 | ⑥ 農林業 |
| ⑦ 学生 | ⑧ 専業主婦・主夫 | ⑨ 無職 |
| ⑩ その他(|) | |

2 農産物の購入について、お伺いします。

Q5 農産物(米、野菜等)の購入先について教えてください。(あてはまるものに3つ以内で○)

- | | |
|--------------|-------------------------|
| ① スーパーマーケット | ② スーパーマーケットの地元農産物コーナー |
| ③ コンビニエンスストア | ④ 宅配サービス(生協等) ⑤ 通販 |
| ⑥ 農産物直売所 | ⑦ 生産者から直接購入 |
| ⑧ その他(|) |

Q6 農産物の購入先を選ぶ際に重要視する点を教えてください。

(あてはまるものに3つ以内で○)

- | | |
|-----------------------|---------------------------------|
| ① 自宅や職場に近い | ② 農産物以外の商品も購入できる |
| ③ 品揃えが豊富 | ④ 生産者の顔が見える ⑤ 自宅や職場への配送が可能 |
| ⑥ 新鮮さ・品質の良さ | ⑦ 価格の安さ ⑧ 地元農産物が購入できる |
| ⑨ 有機農産物や特別栽培農産物が購入できる | |
| ⑩ その他(|) |

※ 特別栽培農産物:

化学肥料や化学合成農薬を削減するなど一定条件を満たして生産された農産物を茨城県が認証するもの

Q7 農産物を購入する際に重要視する点を教えてください。

(あてはまるものに3つ以内で○)

- | | | |
|----------------|-------------|-------------|
| ① 鮮度 | ② 価格の安さ | ③ 安全・安心 |
| ④ おいしさ | ⑤ 産地や生産者の情報 | ⑥ 有機農産物・無農薬 |
| ⑦ 産地の知名度(ブランド) | ⑧ 地元産である | |
| ⑨ その他(| |) |

3 地産地消について、お伺いします。

※地産地消とは、地域で生産された農産物を地域で消費する取り組みです。

Q8 つくば市産の農産物の購入頻度について教えてください。(1つに○)

- | | |
|-----------------|-------------|
| ① 日常的に購入している | ② 時々購入している |
| ③ 購入したことがある | ④ 購入したことがない |
| ⑤ 分からない・こだわりのない | |

Q9 Q8で①または②と回答した方にお伺いします。

つくば市産の農産物を購入している理由について教えてください。

(あてはまるものに3つ以内で○)

- | | |
|-------------------|----------------|
| ① 鮮度が良い野菜が食べられるから | ② 価格が安いから |
| ③ 安全・安心だから | ④ おいしいから |
| ⑤ 品質がよいから | ⑥ 生産者がわかり安心だから |
| ⑦ 地元を応援したいから | ⑧ その他() |

Q10 Q8で③～⑤と回答した方にお伺いします。

購入頻度が少ない理由について教えてください。(あてはまるものに3つ以内で○)

- | | | |
|-----------------------|-------------|--------------------------|
| ① 新鮮でないから | ② 価格が高いから | ③ 安全・安心と思えないから |
| ④ おいしくないから | ⑤ 品質が良くないから | ⑥ つくば市産農産物・生産者にこだわりのないから |
| ⑦ 近くに購入できる場所がない・少ないから | | |
| ⑧ その他() | | |

Q11 地産地消に対する認識について教えてください。(1つに○)

- | | | |
|----------------|------------|-------------|
| ① 積極的に推進すべき | ② 推進すべき | ③ どちらともいえない |
| ④ 積極的に推進すべきでない | ⑤ 推進すべきでない | |

Q12 つくば市の地産地消に対する取組みについて知っているものを教えてください。

(あてはまるもの全てに○、ない場合は選択不要)

- | |
|---|
| ① Farm to Table つくば (地産地消推進総合ウェブサイト)があること |
| ② 市内に地産地消を推進しているレストランがあること |
| ③ 市内の学校給食につくば市産農産物が使われていること |
| ④ 農業体験イベントを実施していること |
| ⑤ その他() |

Q13 市民にどのような情報が提供されれば「地産地消」が進むと思いますか。
(あてはまるもの3つ以内に○)

① 地産地消の意義や効果に関する情報	② つくば市産農産物に関する情報
③ 購入できる場所の情報	④ 積極的に使用している飲食店の情報
⑤ 農業者などに関する情報	⑥ 調理方法や利用方法に関する情報
⑦ 旬や食べ頃の情報	⑧ その他()

Q14 地産地消の推進に必要なことについて教えてください。
(あてはまるものに3つ以内で○)

① 地元の農産物の販売店舗を増やす	② 学校給食での使用
③ 地産地消を推進しているレストランを増やす	④ 学校での食育
⑤ 市民と生産者との交流	⑥ 市民が農に触れる機会の提供 (収穫体験・農作業体験 等)
⑦ マルシェ等の開催により、地元食材を 購入できる機会の提供	⑧ 飲食店等が地産地消を積極的に 取り組める仕組み作り(インセンティブ付与等)
⑨ その他()	

4 有機農産物について、お伺いします。

※有機農産物(オーガニック農産物)とは、有機農業で「有機農産物の日本農林規格の基準に従い生産された農産物」のことです。

※有機農業とは、以下の農業生産の方法を用いて行われる農業です。

- ・化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない
- ・遺伝子組換え技術を利用しない
- ・農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減する

Q15 有機農産物の意味をご存じでしたか。(1つに○)

① 正確に知っていた	② 概ね知っていた	③ 全く知らなかった
------------	-----------	------------

Q16 有機農産物の購入の頻度を教えてください。(1つに○)

- | | |
|-----------------|-------------|
| ① 日常的に購入している | ② 時々購入している |
| ③ 購入したことがある | ④ 購入したことがない |
| ⑤ 分からない・こだわりのない | |

Q17 Q16で①～③と回答された方にお尋ねします。

有機農産物の主な購入先はどこですか。(あてはまるものに3つ以内で○)

- | | | |
|----------------|-------------------------|------|
| ① 市内スーパーマーケット | ② 市内スーパーマーケットの地元農産物コーナー | |
| ③ 市内コンビニエンスストア | ④ 宅配サービス(生協等) | ⑤ 通販 |
| ⑥ 市内農産物直売所 | ⑦ 市内生産者から直接購入 | |
| ⑧ 市外() | ⑨ その他() | |

Q18 Q16で①または②と回答された方にお尋ねします。

有機農産物を購入する理由は何ですか。(あてはまるものに3つ以内で○)

- | | |
|----------------|--------------|
| ① 美味しい | ② 環境に配慮されている |
| ③ 安全・安心である | ④ 身体によい |
| ⑤ 近くの店舗で販売している | ⑥ その他() |

Q19 Q16で③～⑤と回答された方にお尋ねします。

有機農産物の購入頻度が少ない理由は何ですか。(あてはまるものに3つ以内で○)

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ① 価格が高い | ② 近くの店舗で販売していない |
| ③ 購入したい農産物がない・少ない | ④ 一般の農産物と変わらないと感じる |
| ⑤ その他() | |

5 情報発信媒体、市農業政策への意見について、お伺いします。

Q20 つくば市の情報発信媒体のうち、あなたが普段閲覧する媒体を以下のうちから選択してください。(あてはまるもの全てに○)

① 広報つくば

② つくば市かわら版

③ 市ホームページ

<https://www.city.tsukuba.lg.jp/>



④ つくばスマートシティアプリ「つくスマ」



⑤ つくば市公式 X(旧 Twitter) @tsukubais



⑥ 農業政策課 X(旧 Twitter) @tkb_agri



⑦ つくばファンクラブ Instagram tsukubafanclub



⑧ 農業政策課 Instagram tkb_agri



⑨ Farm to Table つくば (地産地消推進総合ウェブサイト)

<https://tsukuba.ibanavi.net/>



⑩ その他()

⑪ なし

Q21 最後に、市の農業政策に対して御意見がありましたら、御記入をお願いします。

御協力ありがとうございました。
返信用封筒に入れ、最寄りのポストに投函してください。

第3次つくば市農業基本計画策定に係る今後のスケジュール

(1) 第3次つくば市農業基本計画策定に係る基礎調査

市民アンケート調査 6月～7月

農業者アンケート調査 6月～7月

農業関係者ヒアリング 6月～7月

※各調査結果は、第2回懇話会で報告

（２）第３次つくば市農業基本計画の作成

計画骨子 第2回懇話会で報告

計画素案 第3回懇話会で報告

計画案 第4回懇話会で報告

(3) パブリックコメント

パブリックコメント 12月～1月

※第3次つくば市農業基本計画策定 令和7年3月

(4) つくば市農業基本計画策定懇話会

第2回 8月開催予定

第3回 11月開催予定

第4回 2月開催予定

<参考>

[illegible]

【参考資料】第3次つくば市農業基本計画策定に係る統計データの整理

備考

※データは、年を示す。年度を示す場合は、年度を表記する。

※農林業センサスのデータは、「-」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

※農林業センサスのデータは、「X」は、個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

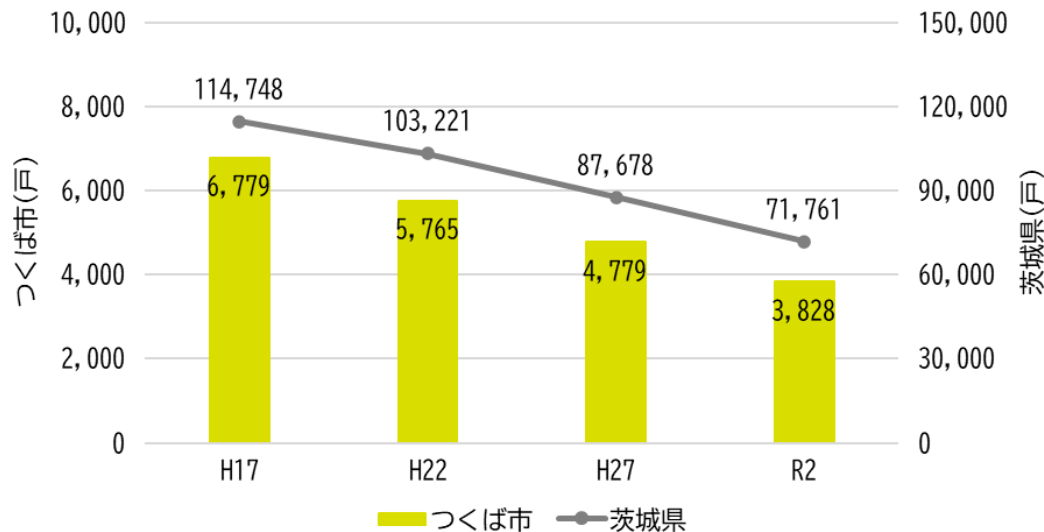
※実質化された人・農地プランについては、現在公表されている最新情報を使用している。

総農家・販売農家・自給的農家数について

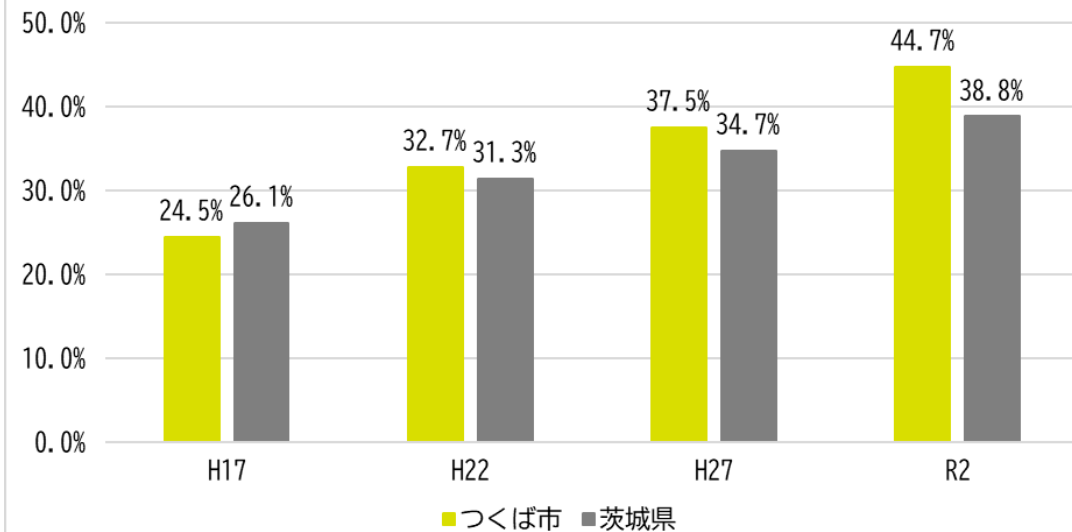
概況

- 総農家数は、H22からR2の10年間で33.6%減少している。
- 県と比較して、総農家数の減少率は、3.1ポイント高くなっている。
- 県と比較して、**自給的農家の割合が高く**、R2は5.9ポイント高くなっている。

総農家数の推移

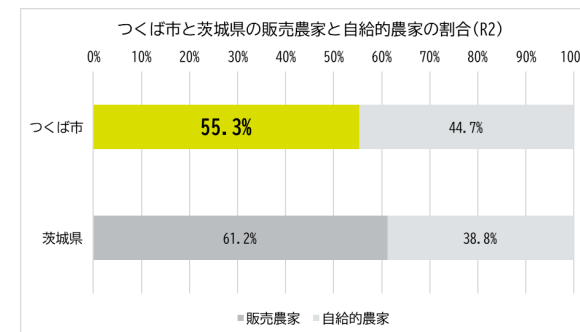


自給的農家割合の推移



備考

	H22→R2の減少数	H22→R2の減少割合
つくば市	1,937戸	33.6%
茨城県	31,460戸	30.5%

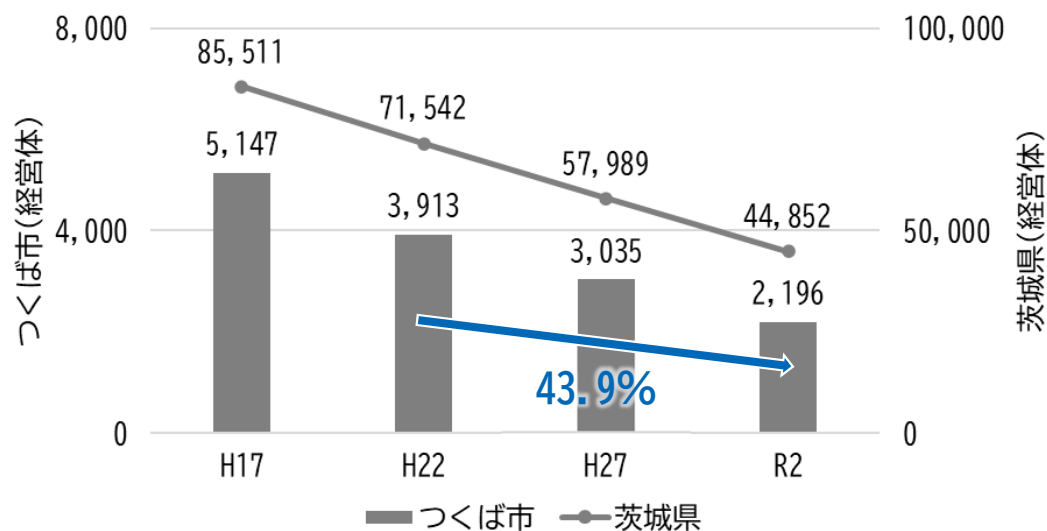


農業経営体について

概況

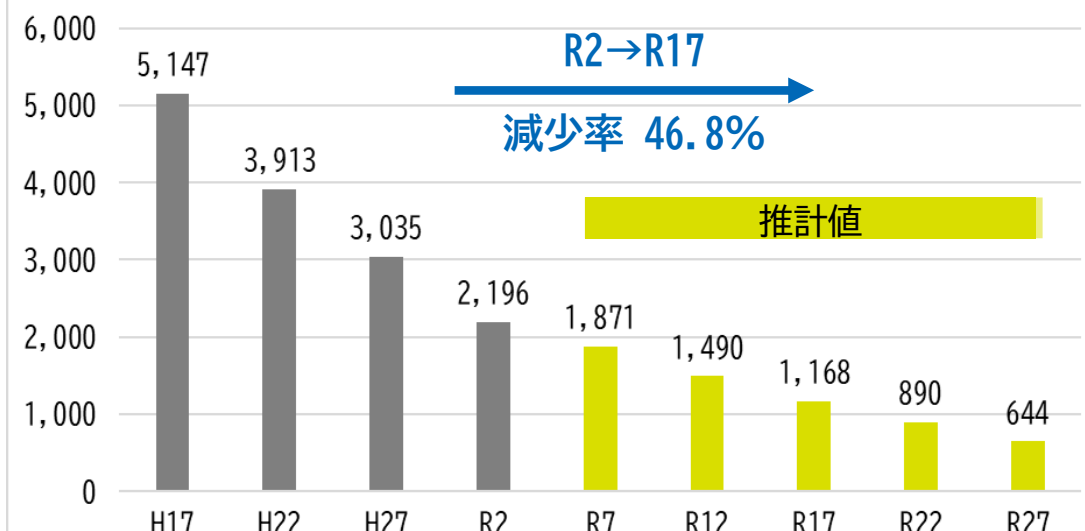
- 農業経営体数は減少傾向となっており、R2は、2,196経営体となっている。
- H17以降の減少傾向が続いた場合、10年後(R17)は1,168経営体となることが推測される。
- 県と比較して、過去10年間の農業経営体減少率が、6.6ポイント高い。

農業経営体数の推移



農林業センサス

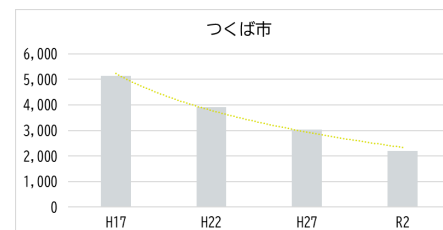
農業経営体数の推計



農林業センサスのデータを使用し推計

備考

	H22→R2の減少数	H22→R2の減少率
つくば市	1,717経営体	43.9%
茨城県	26,690経営体	37.3%
		6.6%



※ Microsoft Excelの近似曲線(対数近似)機能を使用し、推計

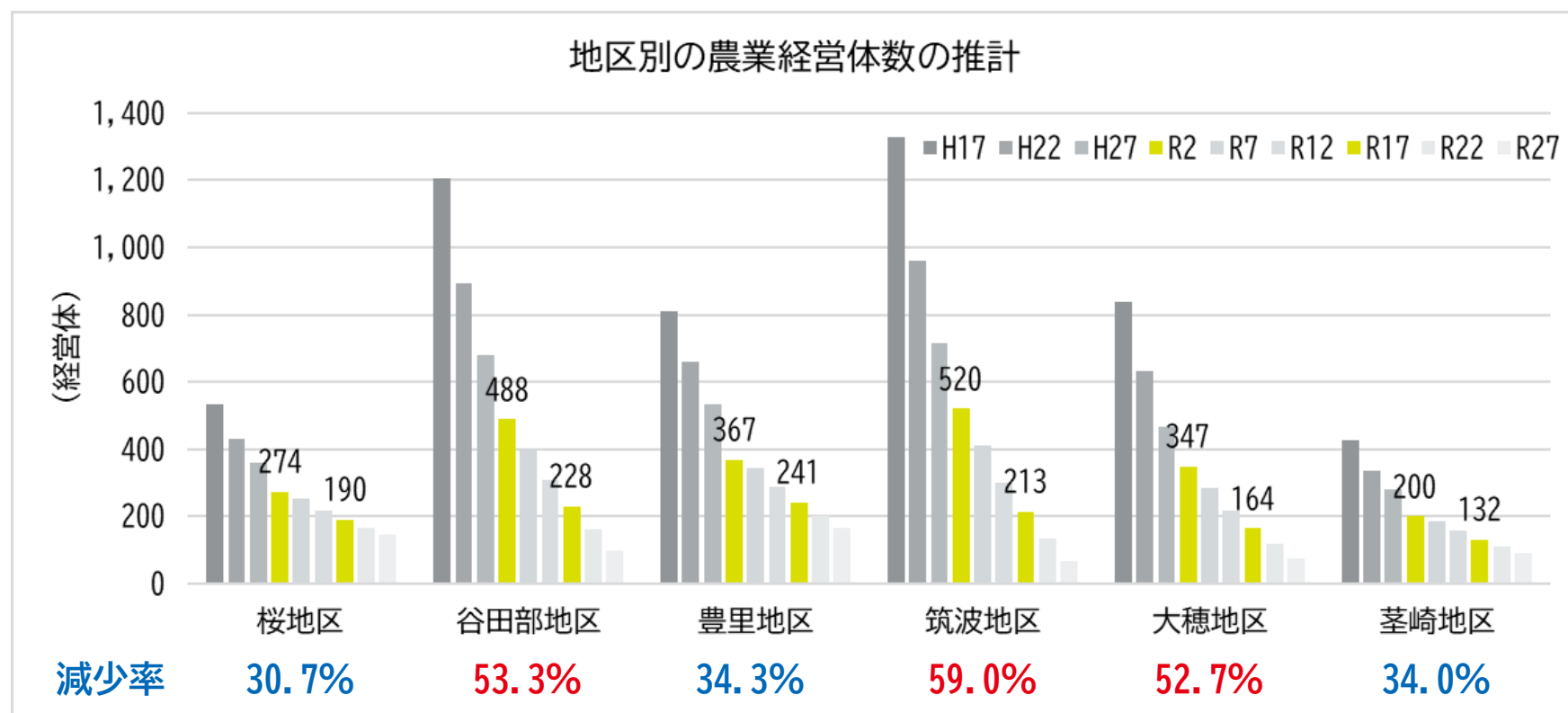
$$y = -2088 \ln(x) + 5231.5$$

$$R^2 = 0.9889$$

地区別の農業経営体について

概況

- 地区別の農業経営体数の推計値は、下表の通りである。
- 谷田部地区、筑波地区、大穂地区の減少割合が高くなることが推計される。



農林業センサスのデータを使用し推計

備考

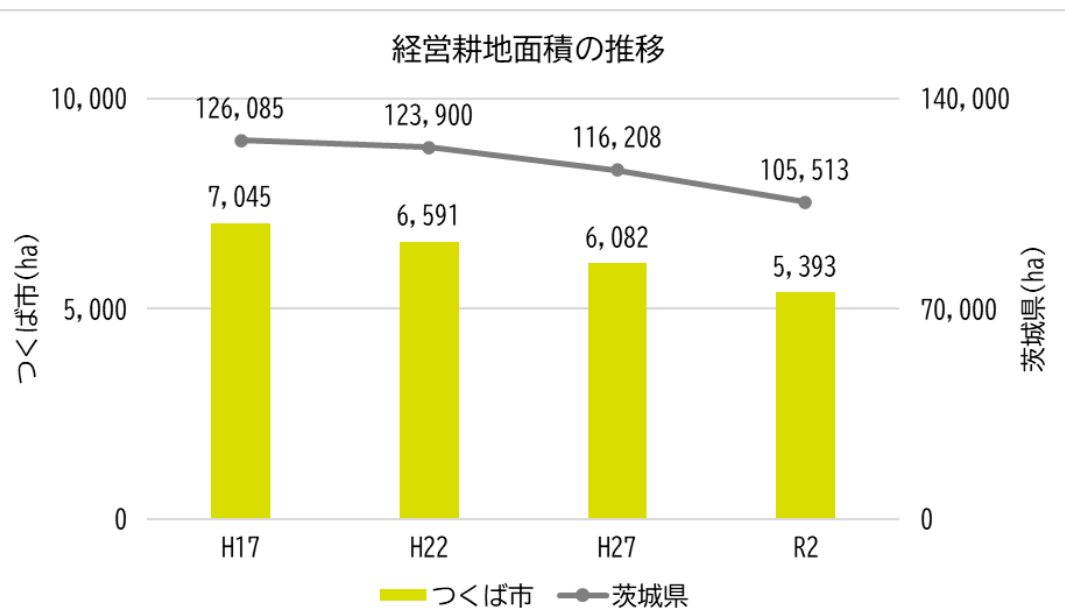
※ Microsoft Excelの近似曲線(対数近似：対数)機能を使用し、推計

※ 地区は、桜地区（栄村、九重村、栗原村2-1）、谷田部地区（島名村、葛城村、小野川村、谷田部町、真瀬村2-1）、豊郷地区（上郷村、旭村2-1、吉沼村2-2）、筑波地区（筑波町、北条町、小田村、田井村、作岡村、田水山村、菅間村）、大穂地区（栗原村2-2、大穂村、吉沼村2-1、旭村2-2）、茎崎地区（茎崎町）で分類して集計

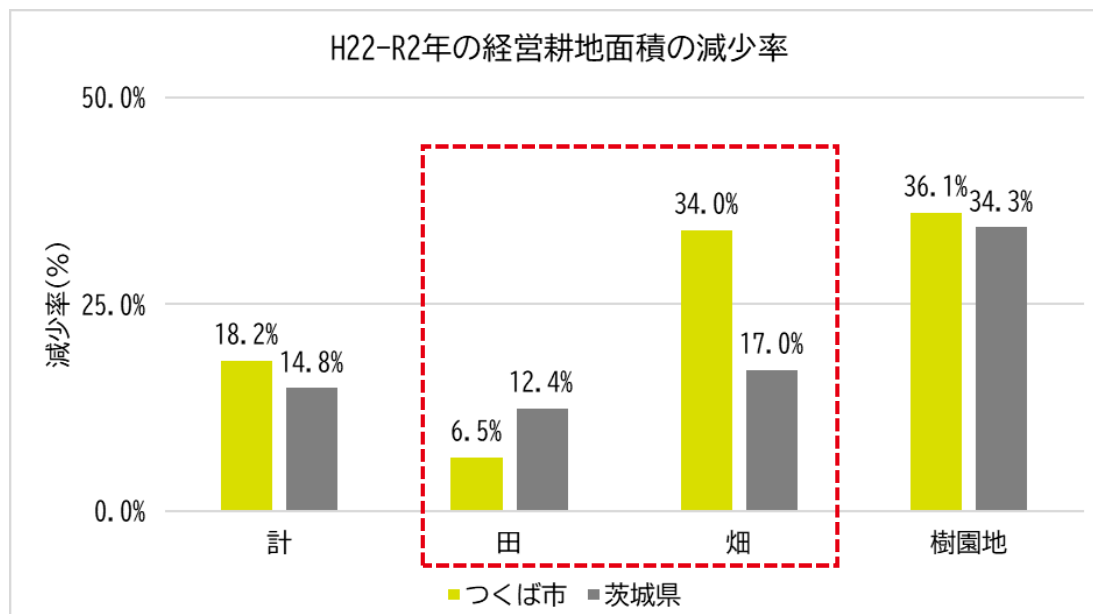
経営耕地面積について

概況

- 経営耕地面積は減少傾向にあり、R2は、5,393haとなっている。
- 県と比較して、H22→R2の減少率は、3.4ポイント低くなっている。
- 県と比較して、**田の減少率**が5.9ポイント**低**くなっている。
- 県と比較して、**畑の減少率**が17.0ポイント**高**くなっている。



農林業センサス



農林業センサス

備考

	H22→R2の減少数	H22→R2の減少率
つくば市	1,198ha	14.8%
茨城県	18,387ha	18.2%

<H22→R2年の地目別経営耕地面積の減少率>

	田	畑	樹園地
つくば市	6.5%	34.0%	36.1%
茨城県	12.4%	17.0%	34.3%

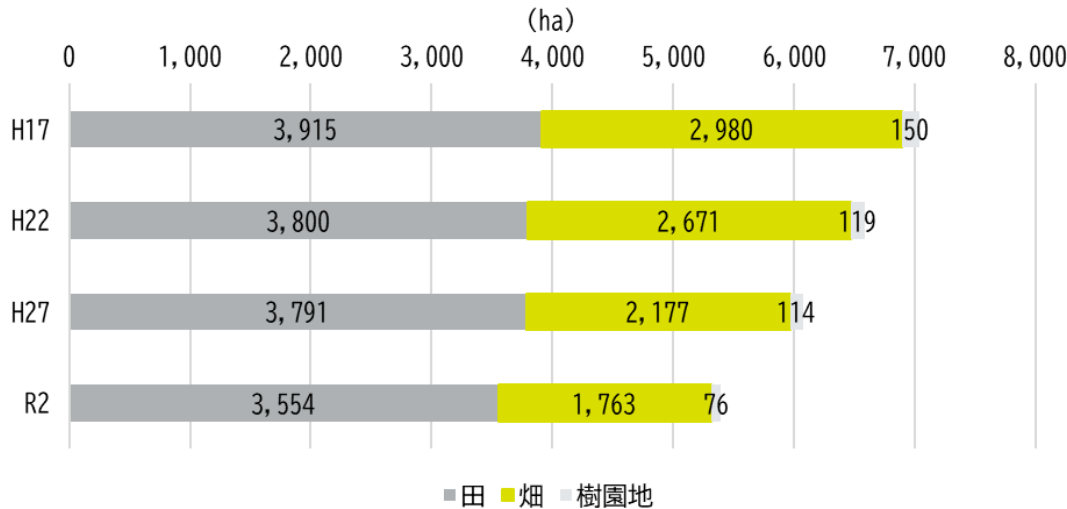
地目別の経営耕地面積について

概況

- 市において、畑の減少面積が多くなっており、減少率については、畑と樹園地が高くなっている。
- 県と比較して、**畑**のH22→R2の**減少率**は、17.0ポイント**高**くなっている。
- 県と比較して、**田**のH22→R2の**減少率**は、5.9ポイント**低**くなっている。

つくば市

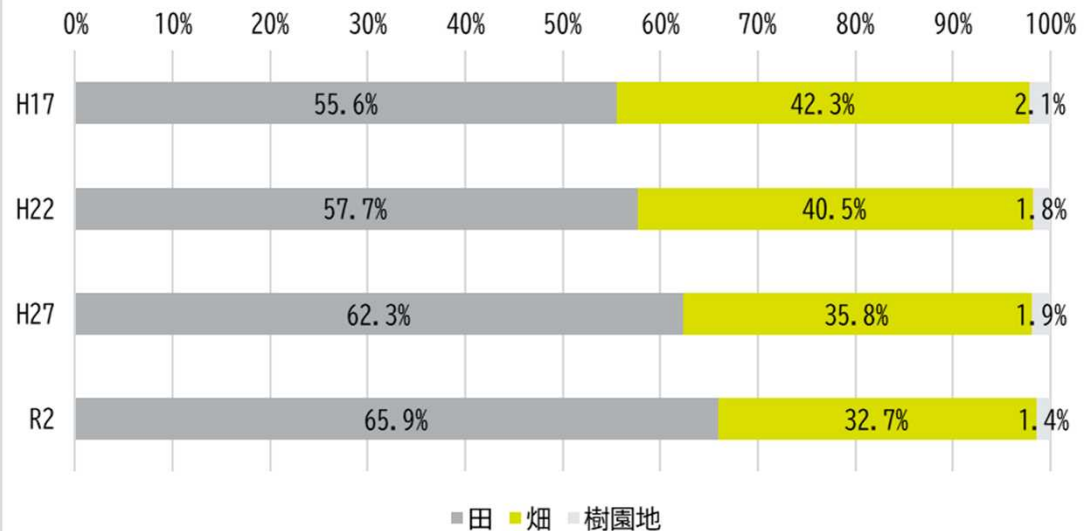
地目別経営耕地面積の推移



農林業センサス

つくば市

地目別経営耕地面積割合の推移



農林業センサス

備考

つくば市	田	畑	樹園地
面積 (R2)	3,554ha	1,763ha	76ha
H22→R2減少面積	246ha	908ha	43ha
H22→R2減少率	6.5%	34.0%	36.1%

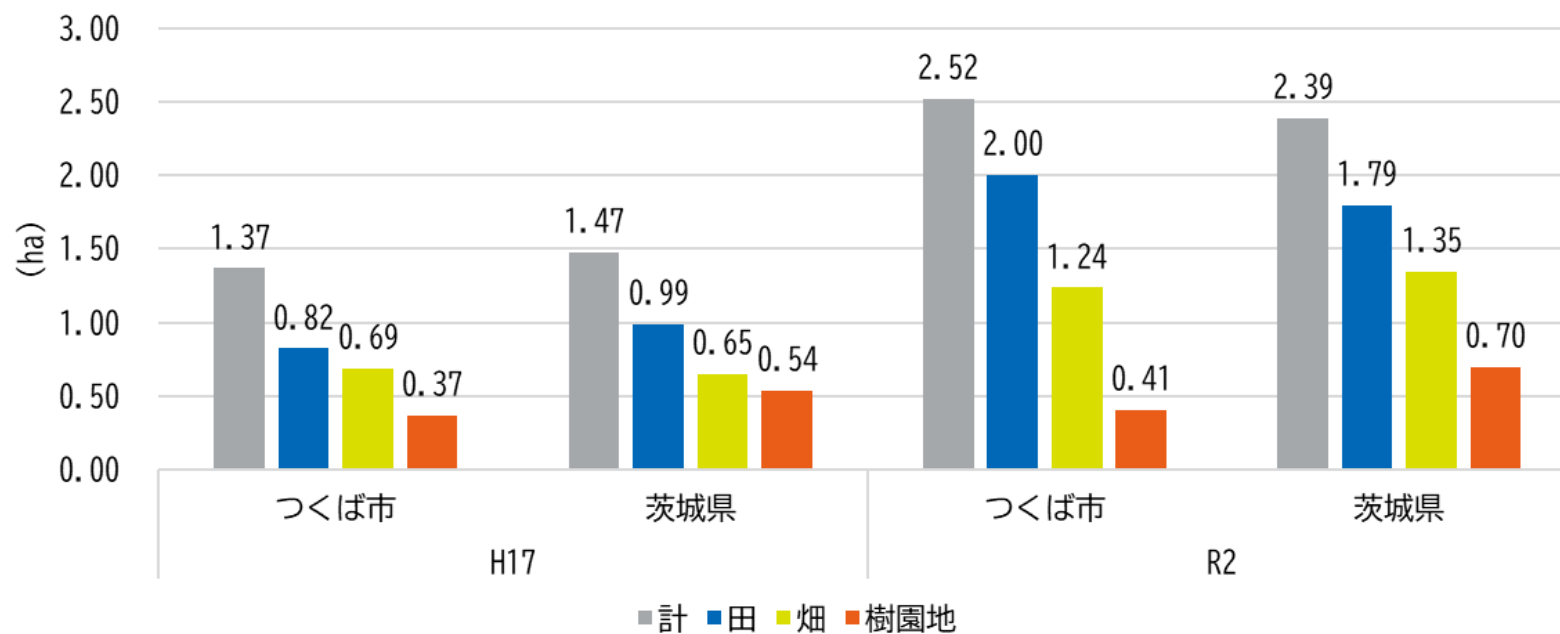
茨城県	田	畑	樹園地
面積 (R2)	68,032ha	34,198ha	3,284ha
H22→R2減少面積	9,646ha	7,023ha	1,716ha
H22→R2減少率	12.4%	17.0%	34.3%

1経営体当たりの経営耕地面積について

概況

- 1 経営体当たりの経営耕地面積は、市が2.52ha、県が2.39haとなっている。
- 田の1 経営体当たりの経営耕地面積は、**県と比較**して0.21ha**大き**くなっている。
- 畑の1 経営体当たりの経営耕地面積は、**県と比較**して0.11ha**小さ**くなっている。
- 樹園地の1 経営体当たりの経営耕地面積は、**県と比較**して0.29ha**小さ**くなっている。

1経営体当たりの経営耕地面積の推移



農林業センサス

	H17	
	つくば市	茨城県
計	1.37	1.47
田	0.82	0.99
畑	0.69	0.65
樹園地	0.37	0.54

	R2	
	つくば市	茨城県
計	2.52	2.39
田	2.00	1.79
畑	1.24	1.35
樹園地	0.41	0.70

地区別の経営耕地面積について

概況

- H22→R2の経営耕地面積の減少面積は、下記の地区で市平均より大きくなっている。
 田： 豊里地区、荃崎地区、谷田部地区
 畑： 谷田部地区、豊里地区、大穂地区
 樹園地： 桜地区
- H22→R2の経営耕地面積の減少割合は、下記の地区で市平均より高くなっている。
 田： 豊里地区、荃崎地区
 畑： 谷田部地区、桜地区、荃崎地区、豊里地区
 樹園地： 桜地区、豊里地区、大穂地区、荃崎地区

	R2			H22→R2の減少面積			H22→R2の減少率		
	田	畑	樹園地	田	畑	樹園地	田	畑	樹園地
つくば市	3,554ha	1,763ha	76ha	-246ha	-908ha	-43ha	6.5%	34.0%	36.1%
桜地区	457ha	115ha	18ha	+13ha	-92ha	-22ha	-2.9%	44.4%	55.0%
谷田部地区	694ha	297ha	29ha	-52ha	-269ha	-2ha	7.0%	47.5%	6.5%
豊里地区	282ha	367ha	6ha	-102ha	-235ha	-7ha	26.6%	39.0%	53.8%
筑波地区	1,416ha	465ha	11ha	-37ha	+18ha	0ha	2.5%	-4.0%	0.0%
大穂地区	442ha	347ha	8ha	-12ha	-206ha	-7ha	2.6%	37.3%	46.7%
荃崎地区	262ha	174ha	5ha	-55ha	-123ha	-4ha	17.4%	41.4%	44.4%
平均	592ha	294ha	13ha	-41ha	-151ha	-7ha	8.9%	34.3%	34.4%

地区別の経営耕地面積について

概況

- 1 経営体当たりの経営耕地面積が小さい地区でのH22→R2の経営耕地面積の減少率が高い傾向にある。
- 1 経営体当たりの経営耕地面積を見ると、下記地区において農地集積に余地があると考えられる。

田： 豊里地区、荃崎地区

畑： 桜地区、谷田部地区

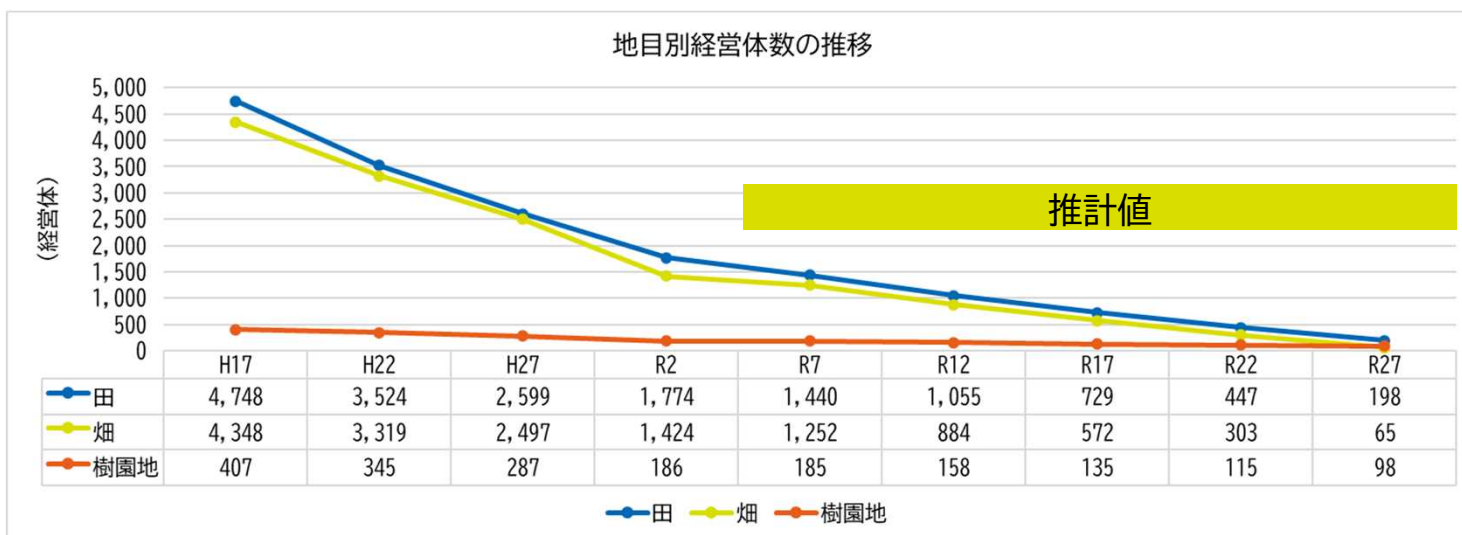
樹園地：桜地区、豊里地区

	R2			H22→R2の減少面積			H22→R2の減少率		
	田	畑	樹園地	田	畑	樹園地	田	畑	樹園地
つくば市	2.00ha	1.24ha	0.41ha	-246ha	-908ha	-43ha	6.5%	34.0%	36.1%
桜地区	1.92ha	0.73ha	0.38ha	+13ha	-92ha	-22ha	-2.9%	44.4%	55.0%
谷田部地区	1.72ha	0.90ha	0.52ha	-52ha	-269ha	-2ha	7.0%	47.5%	6.5%
豊里地区	1.03ha	1.40ha	0.26ha	-102ha	-235ha	-7ha	26.6%	39.0%	53.8%
筑波地区	3.14ha	1.67ha	0.33ha	-37ha	+18ha	0ha	2.5%	-4.0%	0.0%
大穂地区	1.86ha	1.32ha	0.50ha	-12ha	-206ha	-7ha	2.6%	37.3%	46.7%
荃崎地区	1.54ha	1.29ha	0.50ha	-55ha	-123ha	-4ha	17.4%	41.4%	44.4%
茨城県	1.79ha	1.35ha	0.70ha	-41ha	-151ha	-7ha	8.9%	34.3%	34.4%

地区・地目別の1経営体当たりの必要経営耕地面積(推計)について

概況

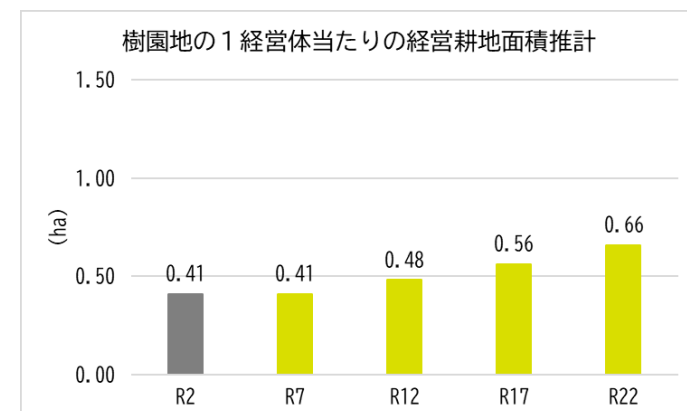
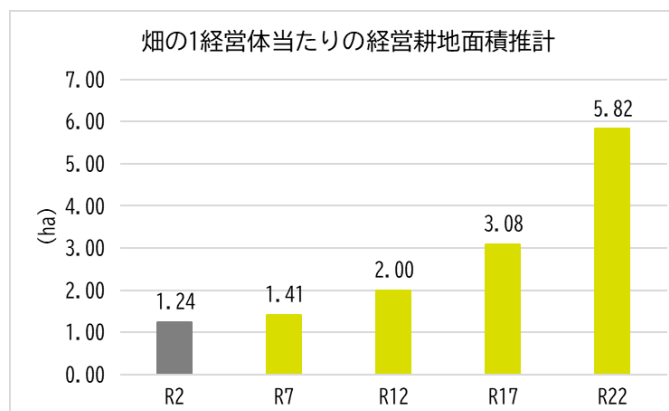
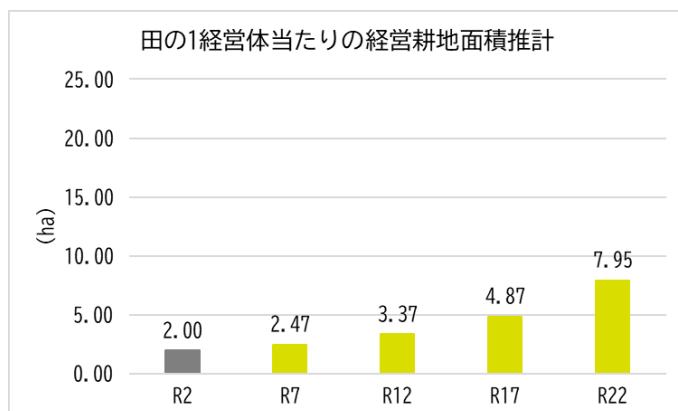
- 地目別の経営体数を推計※地区別の農業経営体数の推計方法と同じすると、下表の通りとなる。
- R2の経営耕地面積を維持することを想定した場合、下記の通りの1経営体当たりの経営耕地面積が必要になる。



農林業センサスのデータを使用し推計

<必要な1経営体当たりの経営耕地面積>

	R2	R17	差
田	2.00ha	4.87ha	2.4倍
畑	1.24ha	3.08ha	2.5倍
樹園地	0.41ha	0.56ha	1.4倍



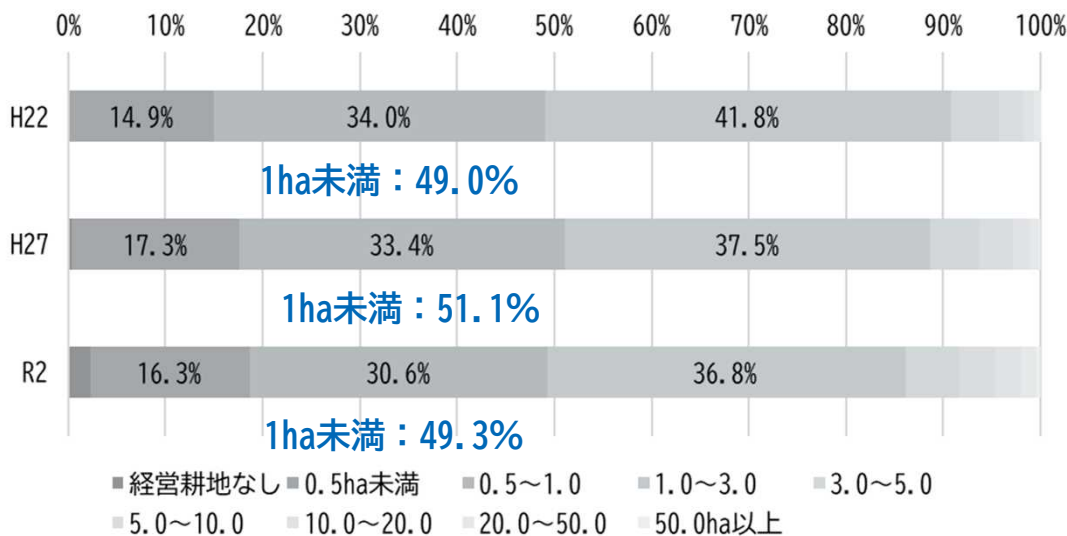
農林業センサスのデータを使用し推計

面積規模別経営体割合と販売規模別経営体割合について

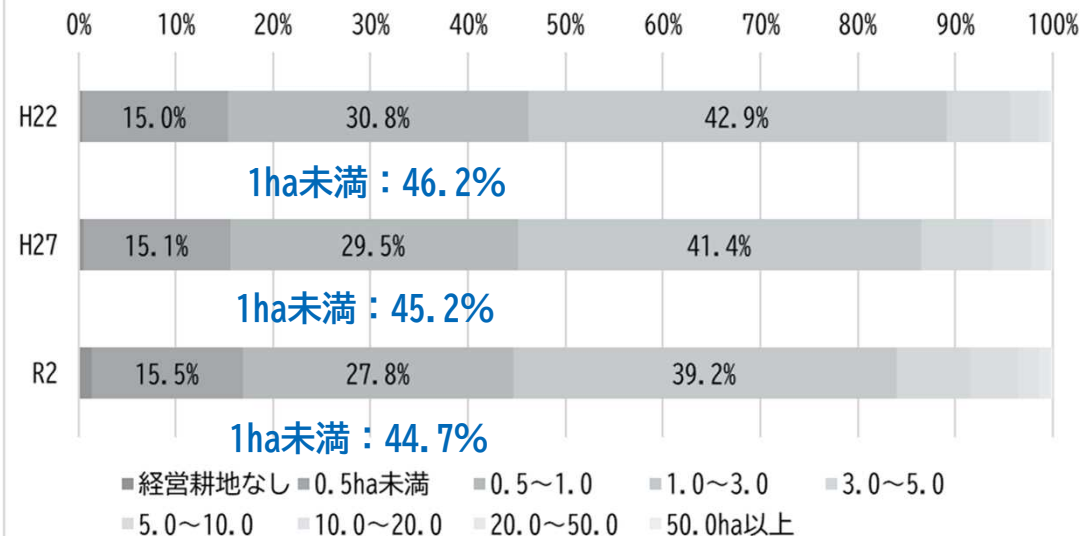
概況

- 県と比較すると、1ha未満の経営耕地規模別経営体割合が高く、500万円未満の販売規模別経営体割合が高い。

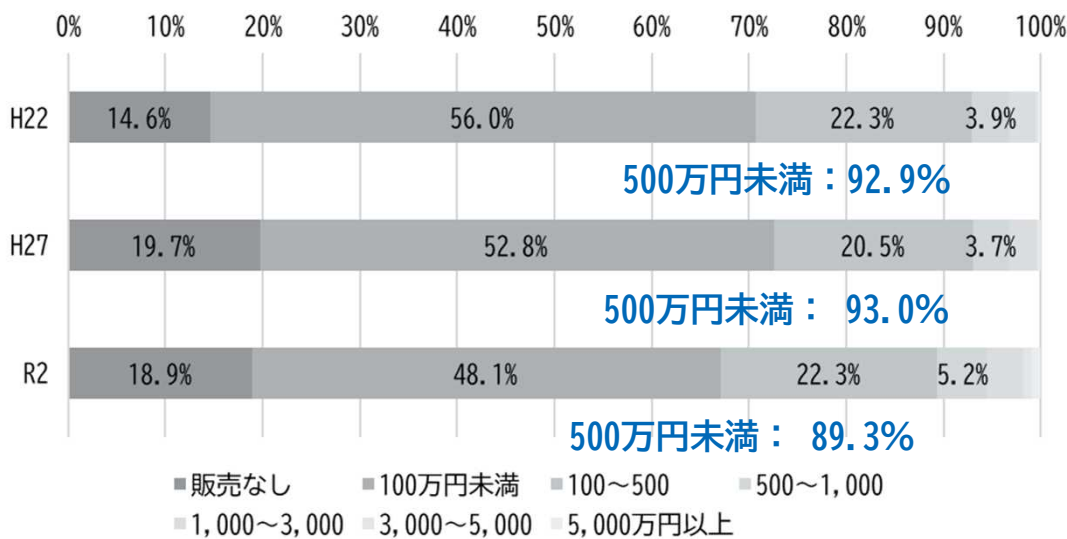
つくば市の経営耕地面積規模別経営体割合



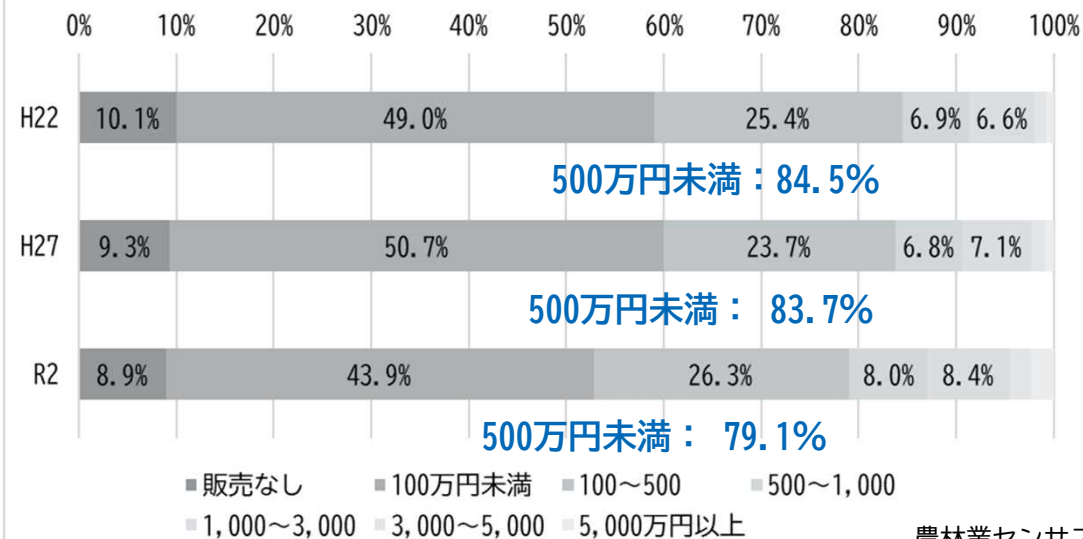
茨城県の経営耕地面積規模別経営体割合



つくば市の農産物販売金額規模別経営体割合



茨城県の農産物販売金額規模別経営体割合



農業産出額について

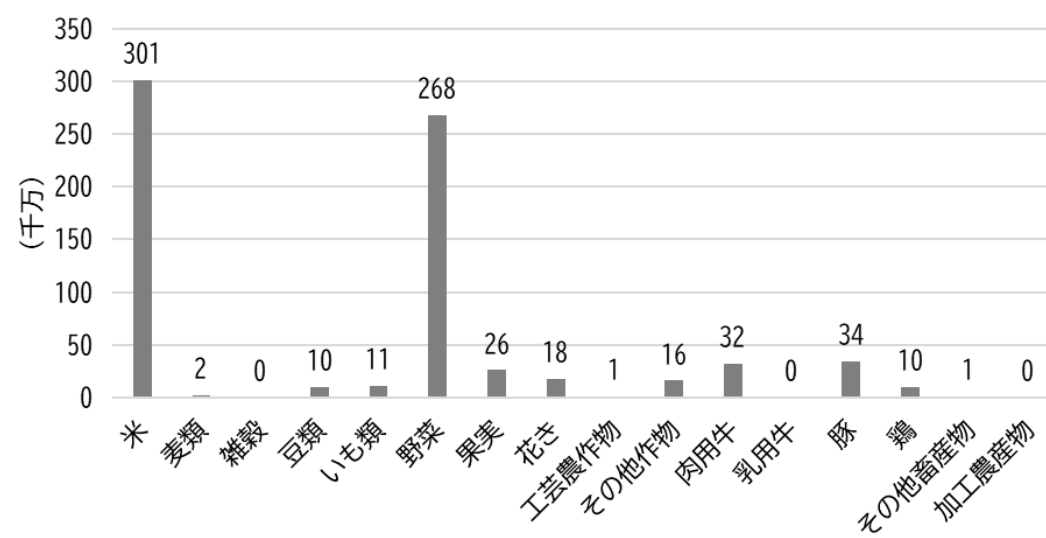
概況

- つくば市の農業産出額は、R4は、73億円となっている。
- 品目別の農業産出額は、米(30.1億円)、野菜(26.8億円)が高くなっている。

農業産出額の推移



品目別農業産出額(R4)

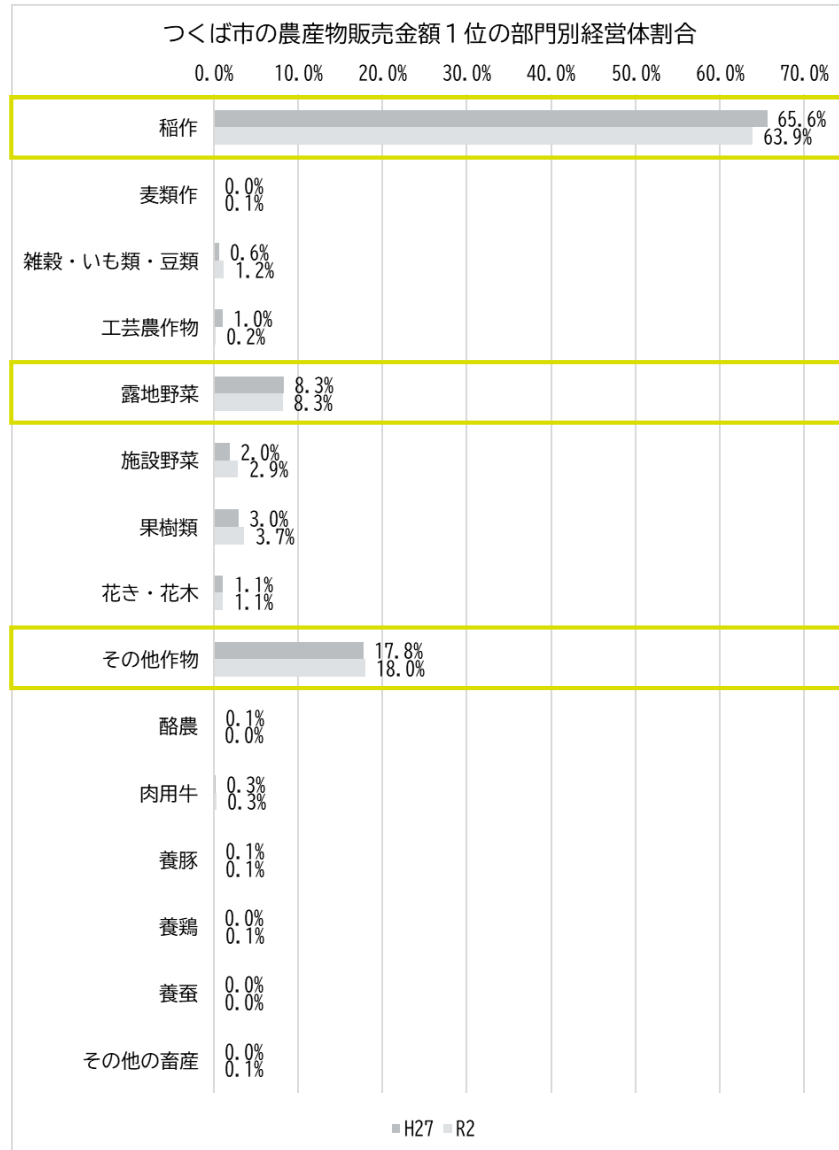


市町村別農業産出額(推計)

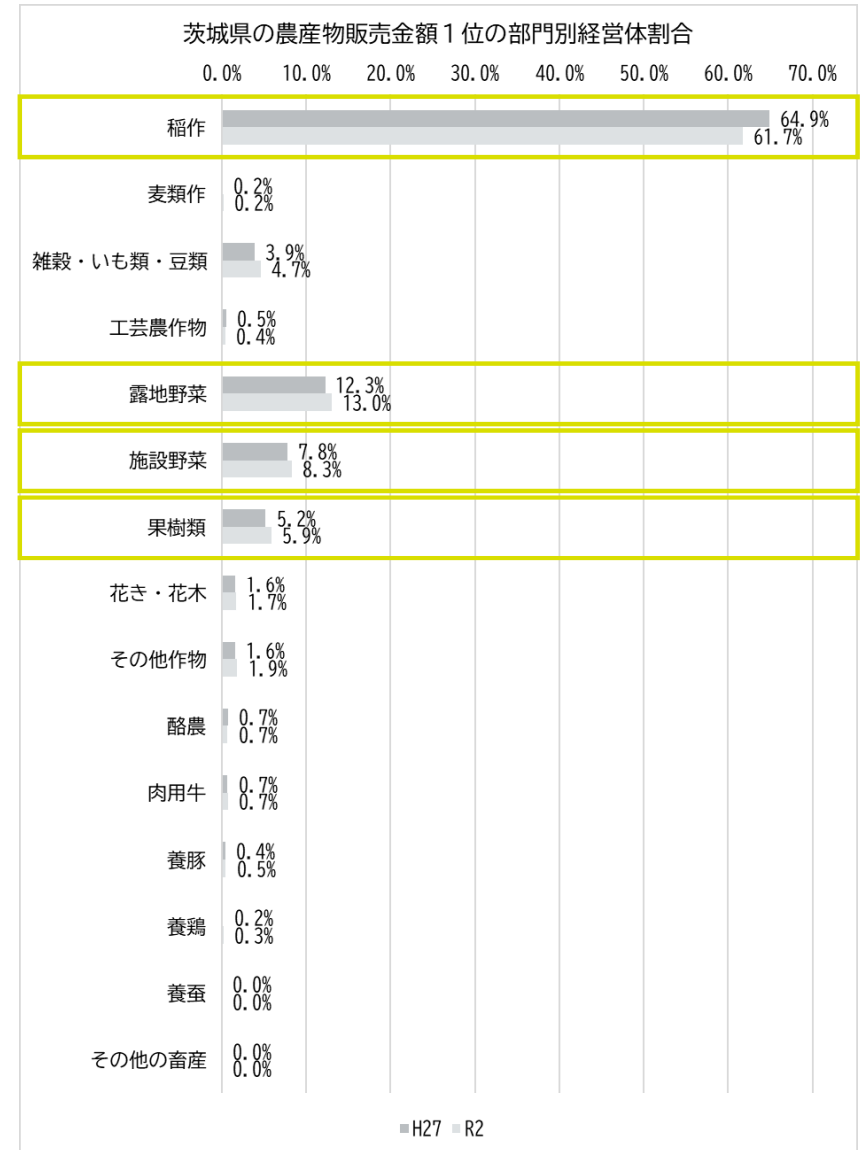
農産物販売金額 1 位の部門別経営体割合について

概況

- 農産物販売金額 1 位の経営体割合が高いのは、稲作(63.9%)、その他作物(18.0%)、露地野菜(8.3%)である。



農林業センサス

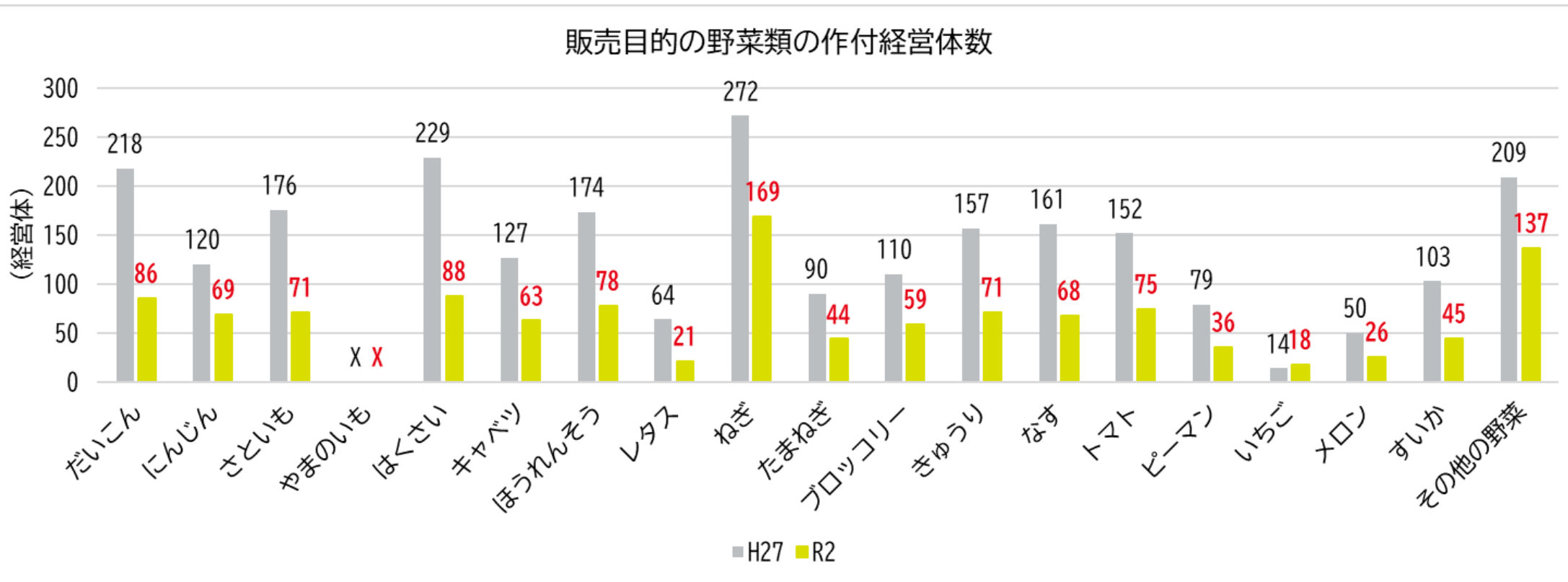


農林業センサス

販売目的の野菜類の作付経営体数について

概況

- ねぎ(169経営体)、その他の野菜(137経営体)、はくさい(88経営体)の作付経営体数が多い。
- H27→R2の作付経営体の減少率は、レタス(67.2%)、はくさい(61.6%)、なす(57.8%)が高い。



農林業センサス

<H27→R2の作付経営体の減少率>

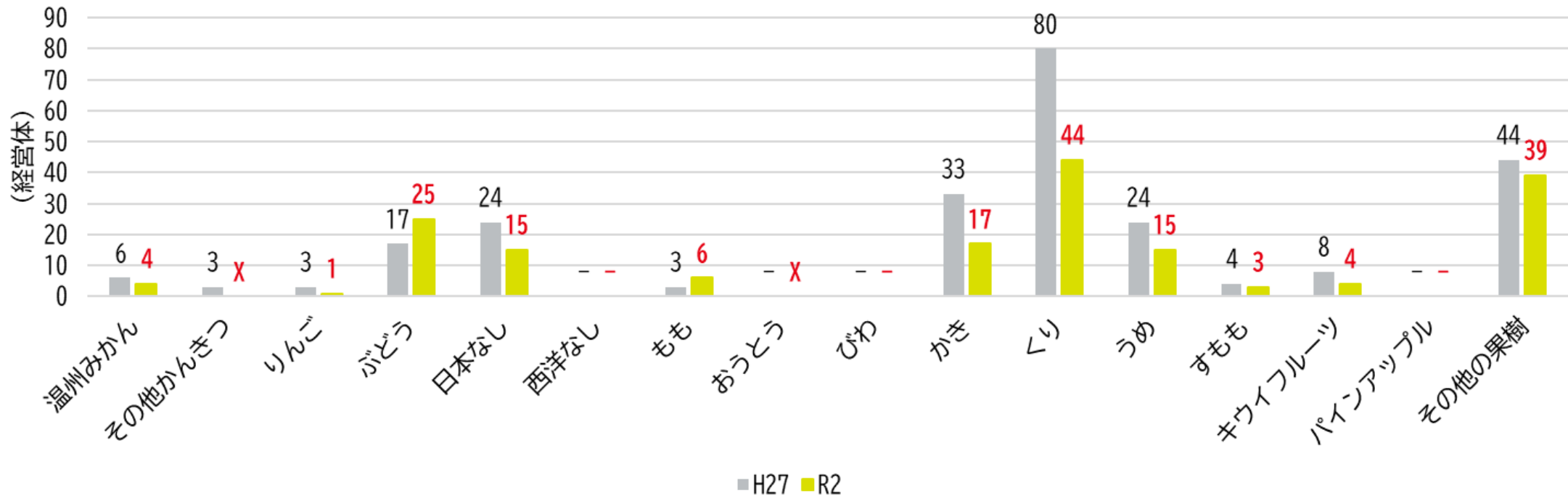
	だい こん	にん じん	さとい も	やまの いも	はく さい	キャ ベツ	ほうれ んそう	レタス	ねぎ	たま ねぎ	ブロッ コリー	きゅう り	なす	トマト	ピー マン	いちご	メロン	すいか	その他
つくば市	60.6%	42.5%	59.7%	X	61.6%	50.4%	55.2%	67.2%	37.9%	51.1%	46.4%	54.8%	57.8%	50.7%	54.4%	-28.6%	48.0%	56.3%	34.4%
茨城県	59.9%	44.1%	56.4%	40.4%	52.1%	38.2%	45.2%	25.0%	42.1%	51.7%	35.8%	54.4%	51.0%	39.7%	38.9%	21.3%	24.7%	50.7%	15.9%

販売目的の果樹類の栽培経営体数について

概況

- くり(44経営体)、その他の果樹(39経営体)、ぶどう(25経営体)の作付経営体数が多い。
- H27→R2の作付経営体の減少率は、りんご(66.7%)、キウイフルーツ(50.0%)、かき(48.5%)が高い。
- ぶどう(+8経営体)、もも(+3経営体)は作付経営対数が増加している。

販売目的の果樹類の栽培経営体数



<H27→R2の作付経営体の減少率>

農林業センサス

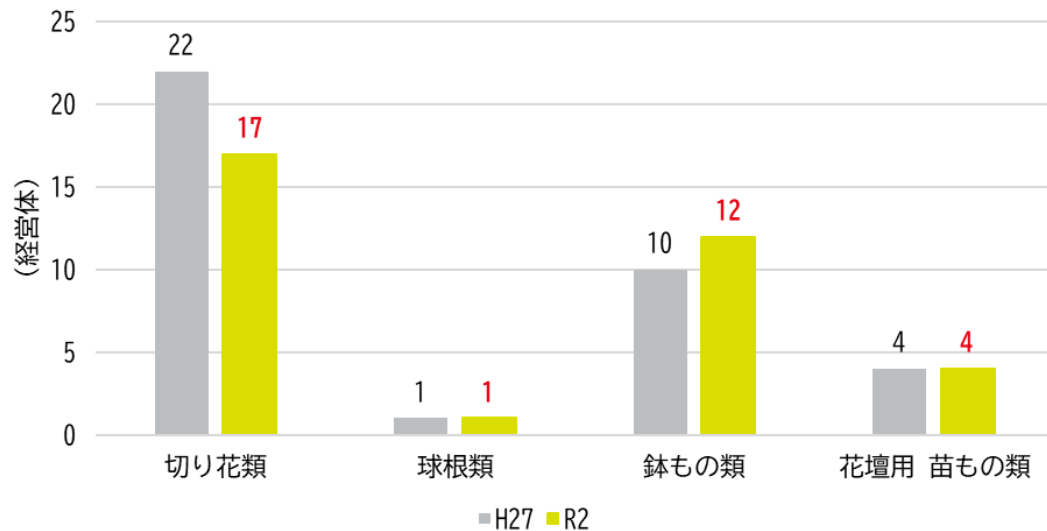
	温州みかん	その他かんきつ	りんご	ぶどう	日本なし	西洋なし	もも	おうとう	びわ	かき	くり	うめ	すもも	キウイフルーツ	パインアップル	その他の果樹
つくば市	33.3%	X	66.7%	-47.1%	37.5%	-	-100.0%	X	-	48.5%	45.0%	37.5%	25.0%	50.0%	-	11.4%
茨城県	32.8%	17.5%	35.9%	14.0%	23.6%	41.7%	18.8%	-50.0%	50.0%	31.0%	31.0%	46.4%	44.0%	22.1%	-	15.2%

販売目的の花き類の作付経営体数と家畜等を飼養している経営体数について

概況

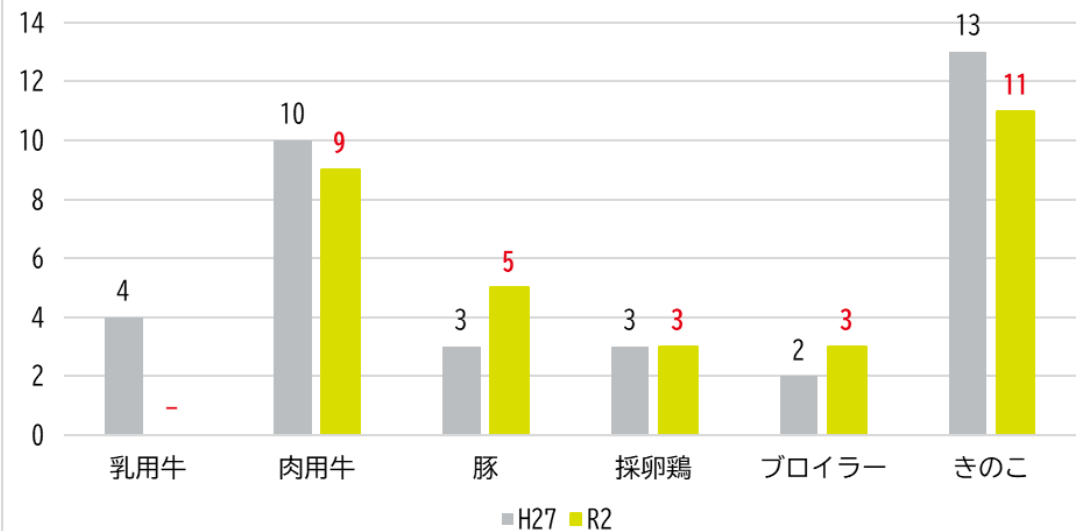
- 切り花類(17経営体)、鉢ものの類(12経営体)の作付経営体数が多い。
- 切り花類の作付経営体減少率は、切り花類(22.7%)が高い。
- きのこと(11経営体)、肉用牛(9経営体)の飼養経営体が多い。
- 家畜等の飼養経営体減少率は、乳用牛(-100.0%)が高い。

販売目的の花き類の作付経営体数



農林業センサス

販売目的の家畜等を飼養している経営体数



農林業センサス

<H27→R2の作付経営体の減少率>

	切り花類	球根類	鉢ものの類	苗ものの類
つくば市	22.7%	0.0%	-20.0%	0.0%
茨城県	13.6%	18.8%	17.2%	9.4%

<H27→R2の飼養経営体の減少率>

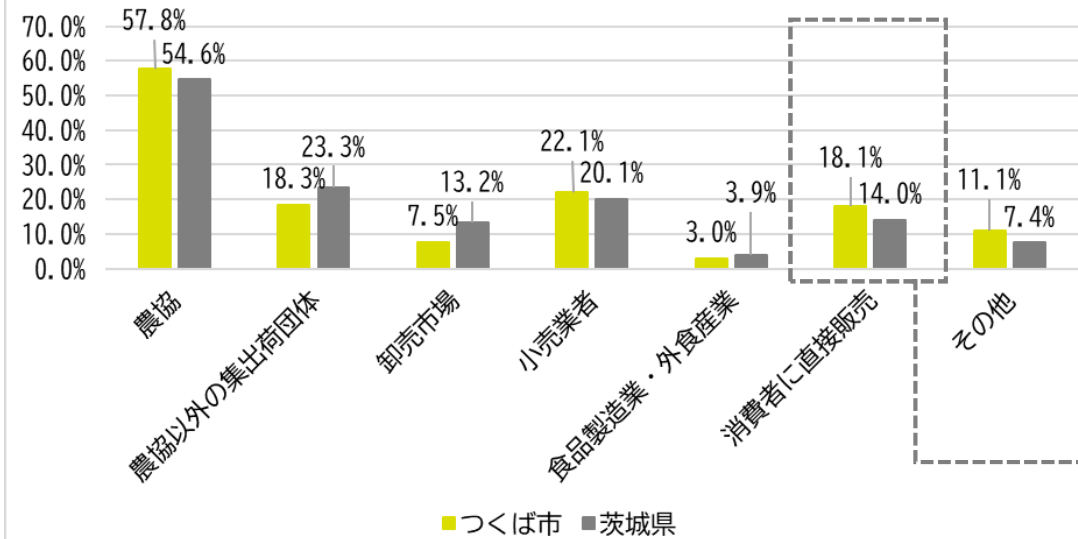
	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	ブロイラー	きのこと
つくば市	-100.0%	10.0%	-66.7%	0.0%	-50.0%	15.4%
茨城県	28.9%	26.1%	26.5%	20.4%	31.4%	30.9%

農産物出荷先別経営体割合について

概況

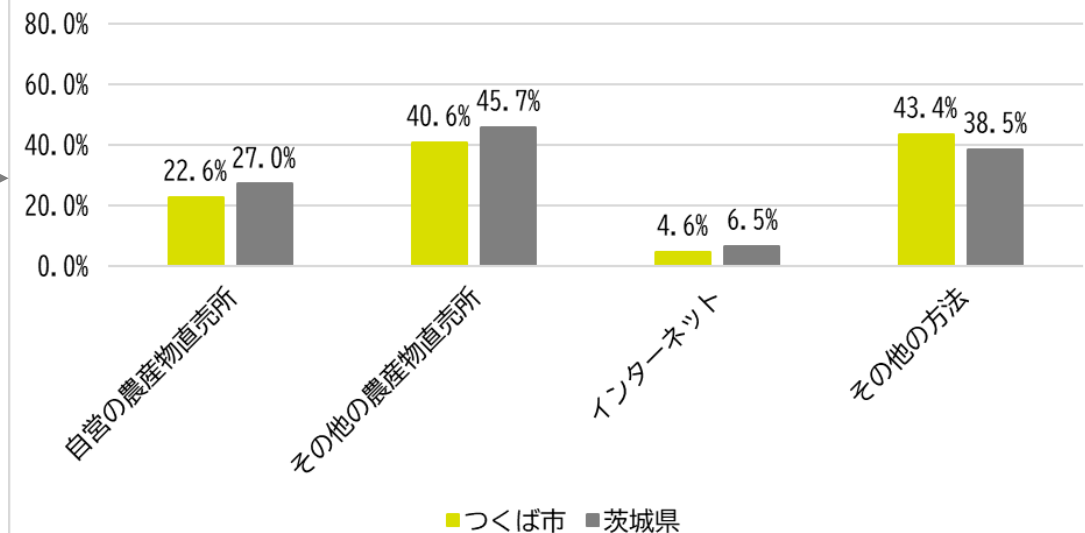
- 農協(57.8%)の出荷先別経営体割合が高く、次いで、小売業者(22.1%)となっている。
- 県と比較して、農協、小売業者、消費者に直接販売、その他の割合が高くなっている。
- 消費者に直接販売の内訳は、その他の方法(43.4%)、その他の農産物直売所(40.6%)、自営の農産物直売所(22.6%)と高くなっている。
- 県と比較して、**自営の農産物直売所**4.4ポイント、**その他の農産物直売所**5.1ポイント**低**くなっている。

農産物出荷先別経営体割合の比較



農林業センサス

消費者に直接販売の内訳

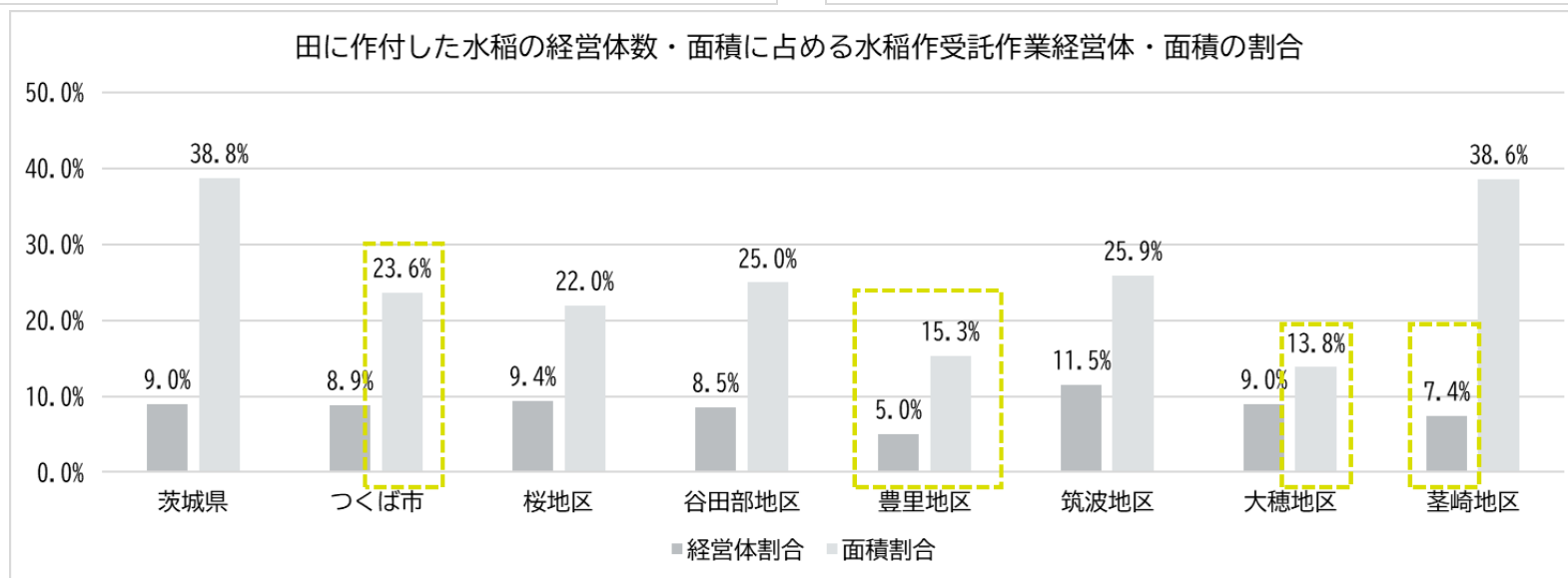
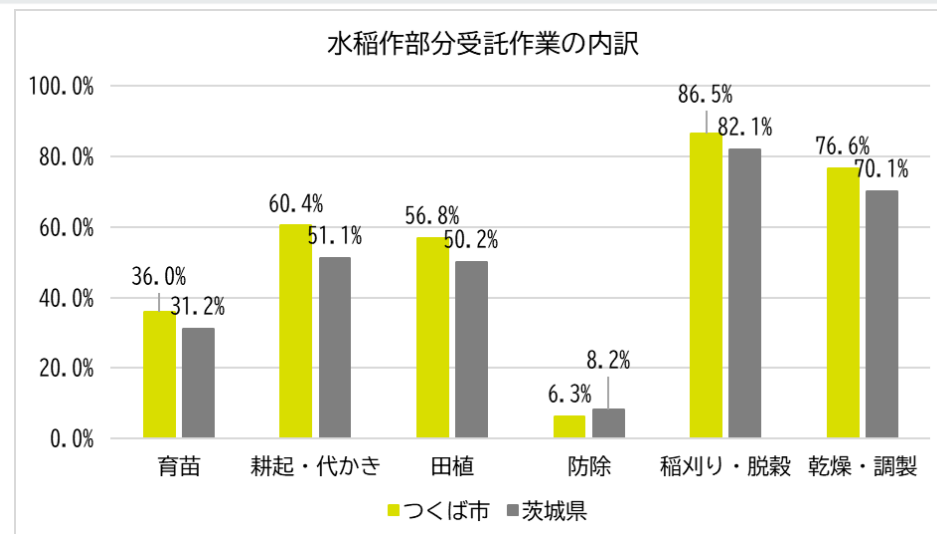
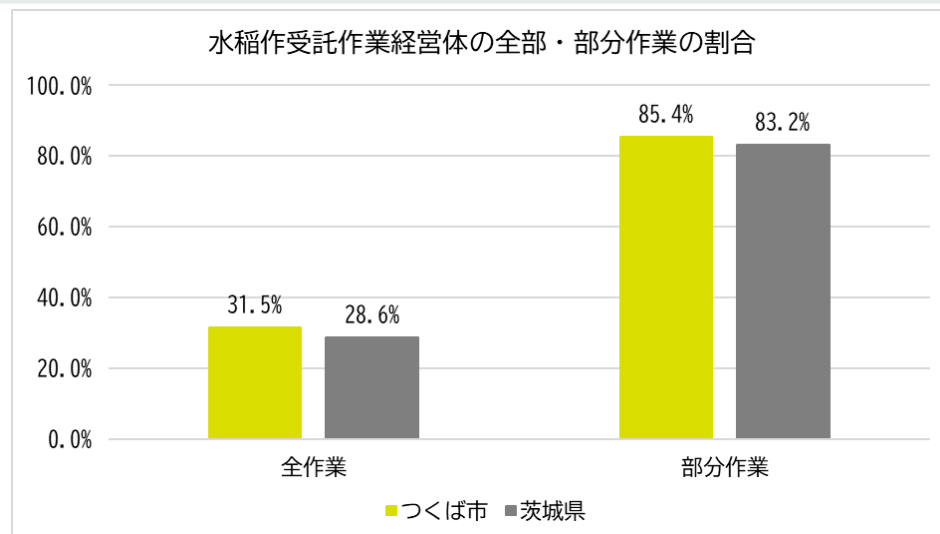


農林業センサス

水稻作受託作業について

概況

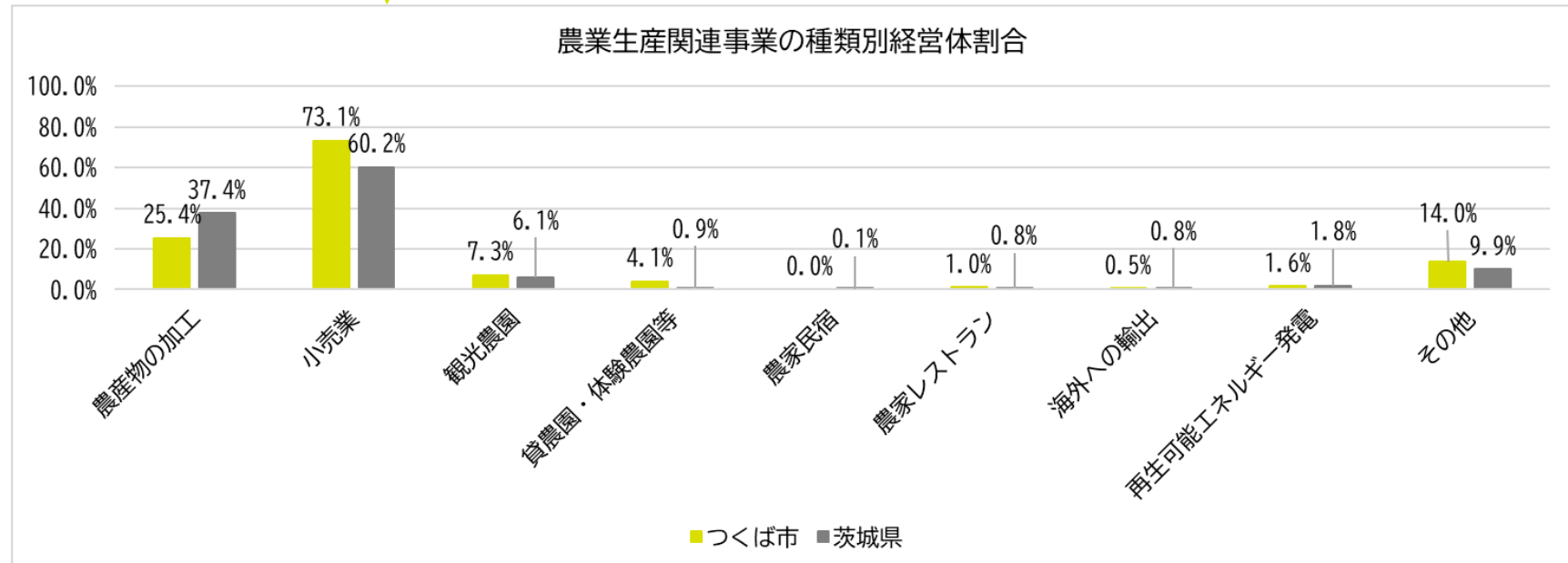
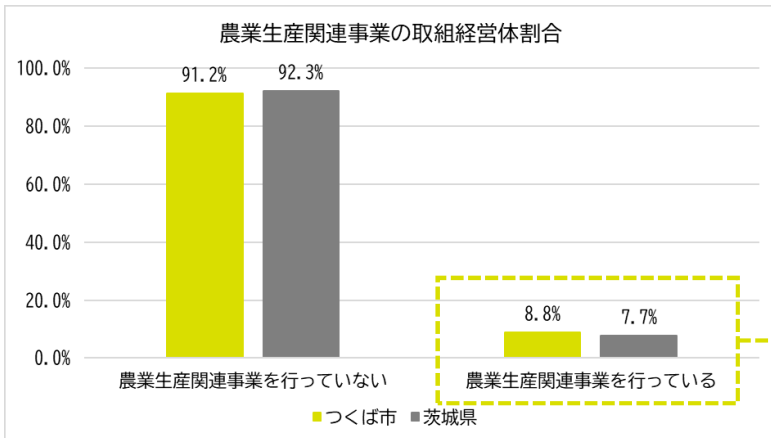
- 水稻作の受託作業を実施している経営体について、全作業31.5%、部分作業85.4%となっている。
- 部分作業については、防除(6.3%)を受託する経営体割合が低くなっている。
- 県と比較して、田に作付けした水稻の作付面積に占める受託作業面積割合が低くなっている。



農業生産関連事業の取組状況について

概況

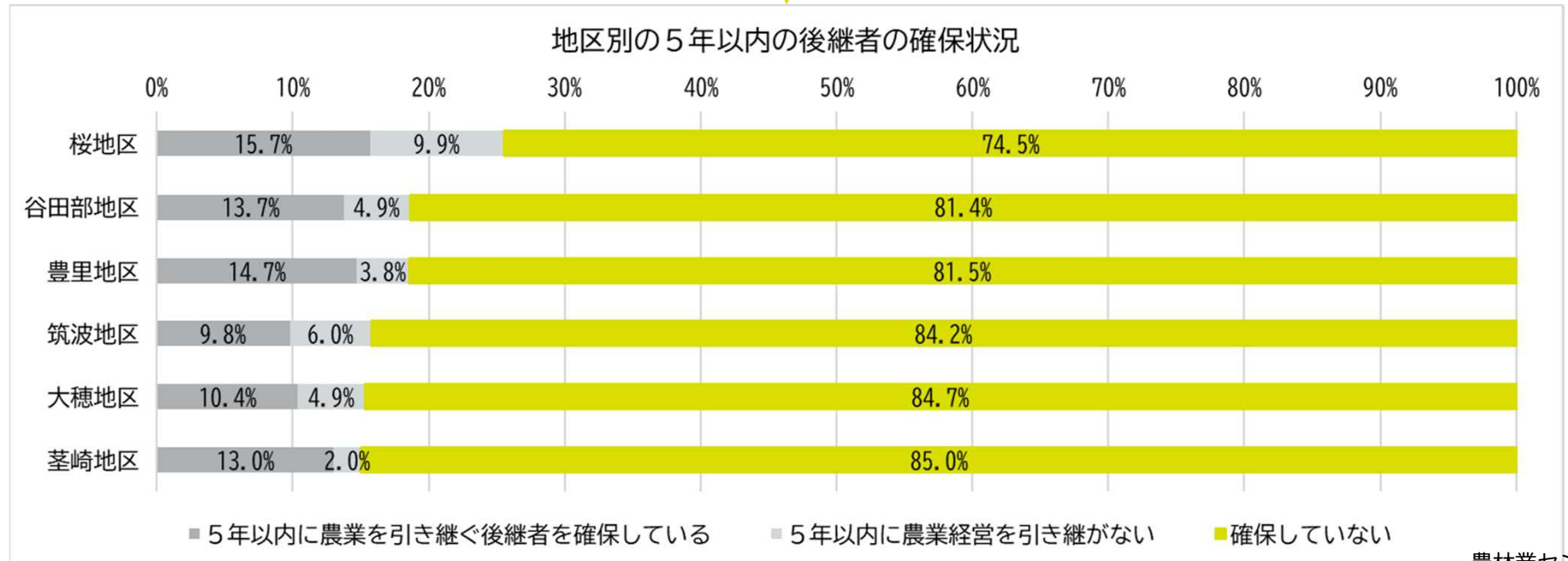
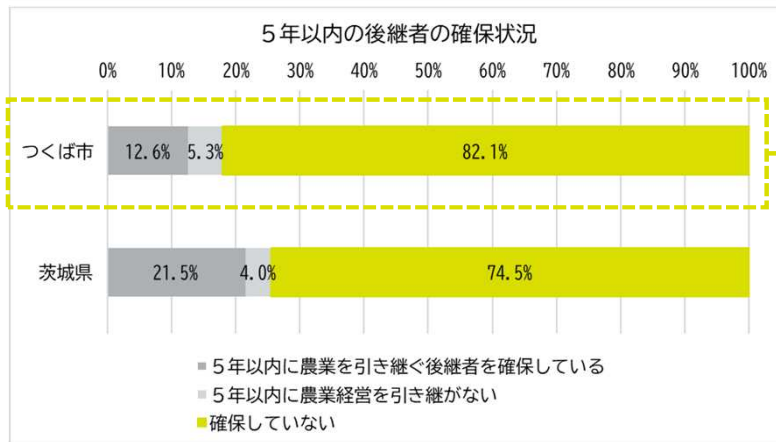
- 農業生産関連事業を行っている経営体割合は8.8%となっている。
- 農業生産関連事業の種類別は、小売業(73.1%)、農産物の加工(25.4%)が高くなっている。



5年以内の後継者の確保状況について

概況

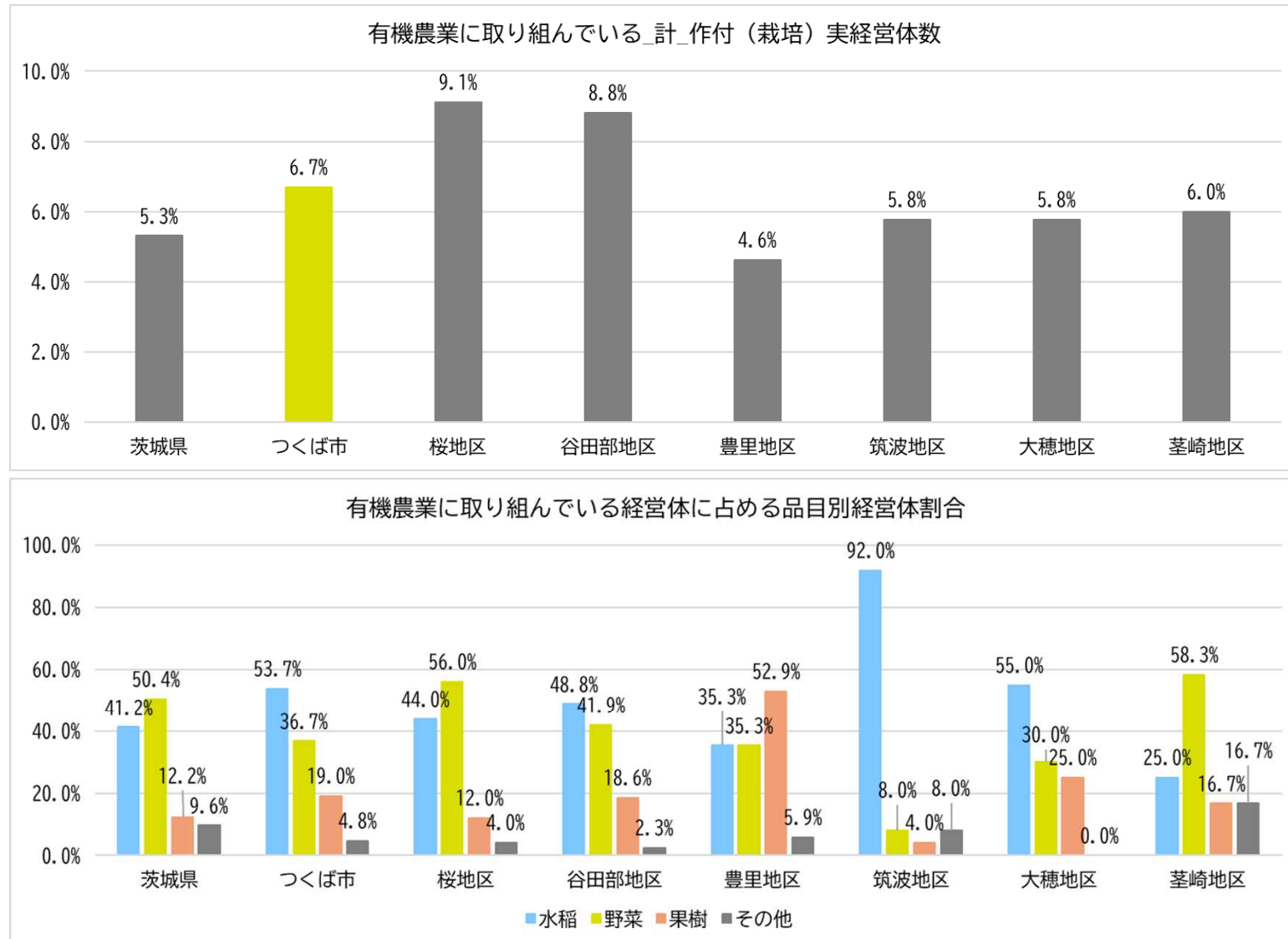
- 県と比較して、確保していない(82.1%)が、7.6ポイント高くなっている。
- 地区別の確保していない経営体割合は、荃崎地区(85.0%)、大穂地区(84.7%)、筑波地区(84.2%)と高くなっている。



有機農業の取組状況について

概況

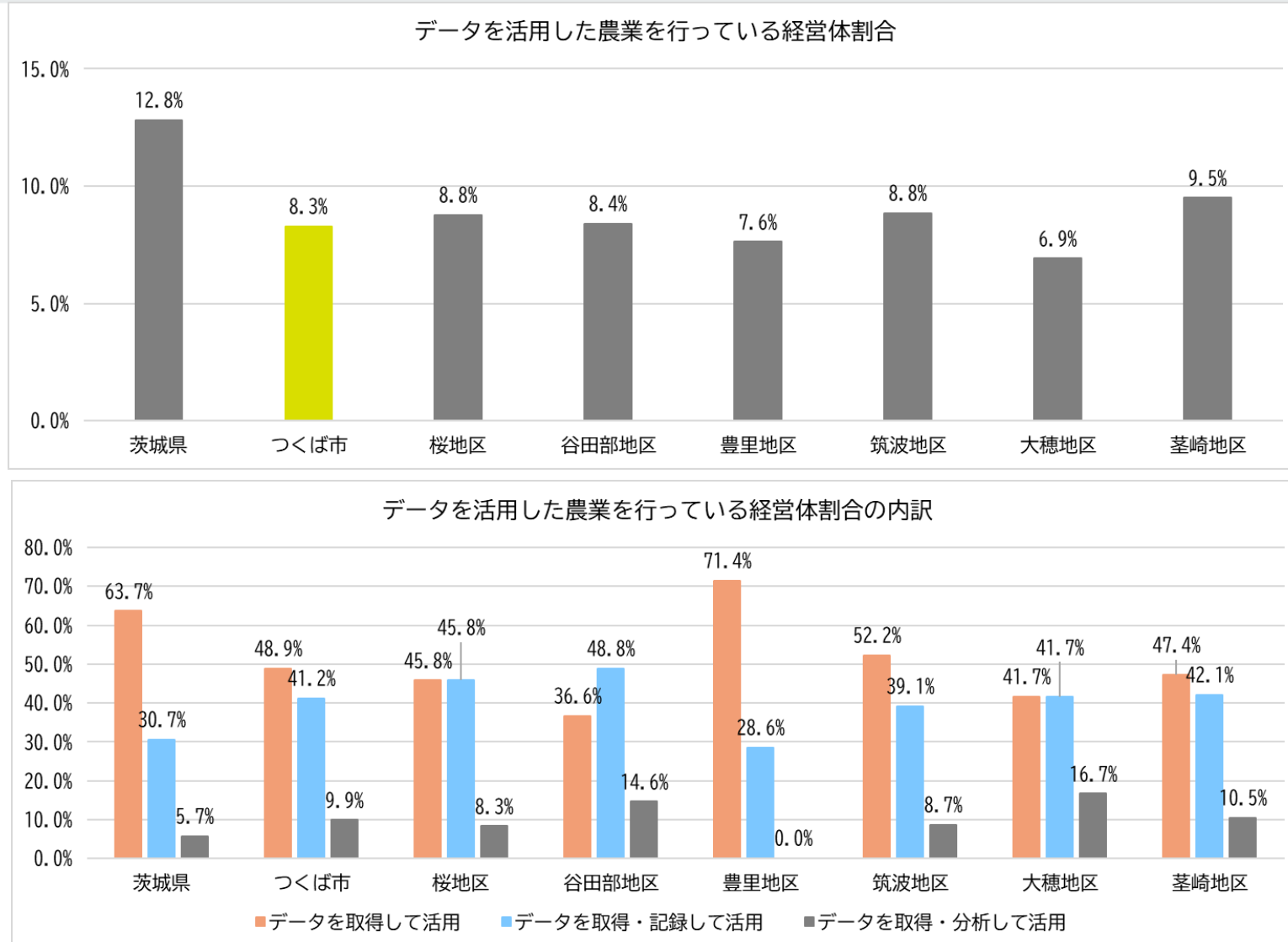
- 有機農業に取り組んでいる農業経営体割合は、つくば市(6.7%)が県と比較して、1.4ポイント高い。
- 県と比較して、水稲(53.7%)が12.5ポイント高く、野菜(36.7%)が13.7ポイント低くなっている。



データを活用した農業を行っている経営体について

概況

- データを活用した農業を行っている経営体割合(8.3%)は、県と比較して4.5ポイント低い。
- 県と比較して、データを取得して活用(41.2%)が14.8ポイント低く、データを取得・記録して活用(41.2%)が10.5ポイント高く、データを取得・分析して活用(9.9%)が4.2ポイント高くなっている。



会 議 録

会議の名称		第3次つくば市農業基本計画策定懇話会 第2回会議	
開催日時		令和6年 8 月 20 日(火) 13:30 開会 15:30 閉会	
開催場所		つくば市役所本庁舎 2 階防災会議室2	
事務局(担当課)		つくば市経済部農業政策課	
出席者	委員	納口 るり子委員(座長)、小久保 貴史委員(副座長)、 青木 道子委員、横山 治夫委員、川上 和浩委員、 油谷 百合子委員、塙 久美子委員、石坂 繁人委員、 江口 春菜委員、木村 佐恵子委員	
	その他	-	
	事務局	経済部長 片野、経済部次長 柳町 農業委員会農業行政課 課長 下田 経済部土地改良課 課長補佐 山中 経済部農業政策課 課長岡野、課長補佐 稲葉、係長 石濱、 係長 半田、係長 根田、主査 藤田、主任 小菅 株式会社流通研究所 調査計画事業部 大池、松本	
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数 なし
非公開の場合はその理由		-	
議題		(1)市民アンケート・農業者アンケート調査結果について (2)農業関係者へのヒアリング調査結果について (3)つくば市農業の現状と課題を踏まえた計画骨子案について (4)第 3 次つくば市農業基本計画の策定スケジュールについて	
会議録署名人		確定年月日	年 月 日

会 議 次 第	1 開会 2 委員紹介 3 議事 (1)市民アンケート・農業者アンケート調査結果について (2)農業関係者へのヒアリング調査結果について (3)つくば市農業の現状と課題を踏まえた計画骨子案について (4)第3次つくば市農業基本計画の策定スケジュールについて 4 その他 5 閉会
	<審議内容> 1 開 会 事務局より、委員の過半数が出席しており、第3次つくば市農業基本計画策定懇話会設置要綱第6条第2項の規定により、本懇話会が成立したことを報告し、開会。 2 委員紹介 委員1名の紹介を行った。 3 議事 (1)市民アンケート調査・農業者アンケート調査結果について 【資料1に基づき流通研究所より説明】 納口座長)皆様から意見や質問をいただく前に、認定農業者、認定新規就農者の定義について説明をしていただきたいと思います。 事務局)資料1の3ページをご覧ください。Q3に言葉の定義の違いを補足で入れております。認定農業者とは、農業経営改善計画書(5年後の農業経営の目標)の内容が、市が策定する基本構想に照らし合わせ、適当と認められた場合に、その計画の認定を受けた農業経営者のこと。一方、認定新規就農者は、青年等就農計画(将来の

農業経営のビジョン)の内容が、市が策定する基本構想に照らし合わせ、適当と認められた場合に、その計画の認定を受けた就農希望者(農業経営を開始して 5 年以内の青年等を含む)となっております。

納口座長)前回策定時には、認定農業者と認定新規就農者とを分けることはなかったので、今回分けてよかったと考えています。事務局も苦労したと思いますが、全員に対してアンケートを実施したので、明確な答えが出ていると感じています。それでは、委員の皆様より、ご質問やご意見をいただきたいと思います。

(以下、質疑応答及び意見)

小久保委員)調査していただきありがとうございます。細いのですが、25 ページのQ15 の回答について、50ha 以上の耕作者 1%の方が、離農の意向を示していることについて、離農すると回答した方の課題は何になるのでしょうか。

納口座長)25 ページの図は拡大したい方、縮小したい方を一緒にしているので、小久保委員のような立派な経営をしているのに、「離農する」と回答していると農政への影響も大きいと考えられますがいかがでしょうか。

事務局)アンケート調査結果であるため、具体的に誰かは申し上げられませんが、1%の回答であったので、我々も意識をしておりますでした。貴重なご意見ありがとうございます。

納口座長)経営不振で離農することも日常的に起こってきている状況も考えられます。

石坂委員)13 ページを見ると、60 代以上の農業者が 80%を超えています。この結果は市内の農業者の年代構成の実態を反映しているのか、それとも高齢者が多めに回答しているのか、教えてください。

事務局)おおむねアンケート結果の通りであると認識をしております。

納口座長)日本農業の担い手の平均値を見ても、基幹的農業従事者の年齢平均は 69 歳程度になっている状況です。認定農業者と一般の農業者とを分けると少し変わ

るのではないかと思います。認定農業者は、小久保委員のように若い方もおられるのではないのでしょうか。

油谷委員)25 ページについて、グラフを見ると耕作面積が大きい方については拡大志向が高く、小さい方は縮小志向があると見て取れました。今回の基本計画の策定にあたり、つくば市の農業者に対して、計画のターゲットをどこに置くのか、最初にお伺いできればと思います。

事務局)現時点では、難しい質問で即答はできない部分ではありますが、認定農業者や認定新規就農者は支援が必要かと思いますので、ターゲット層になると認識をしています。一方で、認定を受けていない小規模な農業経営の支援をどのようにしていくべきかについての視点も重要と考えています。委員の皆様のご意見をいただきながら検討していきたいと思います。

納口座長)日本全体で見ても、2015 年～2020 年の間で農業経営体数は 130 万→100 万まで減少しています。昭和初期の時代に生まれた方々の農業ができなくなっている状況ということです。一方で、川上委員のように新たに農業をしたい方も出てきている状況だと思います。そうした場合に、やめたい人間を留めることは難しいと考えられます。

他方、24 ページでは、一般の農業者の中にも拡大希望・現状維持も一部いるので、こうした方々にも支援をするべきだと思います。大体は認定農業者・認定新規就農者になれば補助金や、農地の斡旋は受けられない状況ですので、農業政策の視点では認定農業者や、認定新規就農者等への支援に重点を置くことが、自然な流れであると感じます。ただ、一般の農業者の中にも意欲ある方はいらっしゃると思います。一般の農業者がいきなりやめてしまっても認定農業者で引き受けられない部分もあるので、そうした方々への支援など当然ソフトランディングの部分も必要になってくるのではないのでしょうか。

埴委員)17 ページの Q9で農業所得0～50 万円未満が 6 割近くであるという結果について、アンケートを配布した 1,411 人のうち、回答者の 6 割は仕事になっていな

いのではないでしょうか。

また、24 ページの今後の経営規模の意向については、拡大したい方もいる一方で、「わからない」や「離農」もあり、Q9 と Q14 のクロス集計をしないと、6 割の人間がどう思っているのか、拡大意向のある方がどういう背景があるのかを明らかにしないと、納口座長が言うように政策がブレてしまうと思います。離農したい方や高齢者に対しては、いくら政策で頑張ろうといっても頑張れない部分もあると考えられますので、やはり拡大したい方々、仕事としていきたい方々に対して政策を考えていき、あとは所得がない方々に対して、やめる道筋なのか集約する道筋のようなものが必要かと思います。今後こうした調査はやる予定はないのでしょうか。

事務局)追加でクロス集計をかけたほうがよろしいという意見でしょうか。

埴委員)この結果だけではわからないと思いますので、今後クロス集計をかけるのか、拡大意向のある方々に向けてアンケートを取るのか、離農したい、所得のない方々に対してアンケートを取るのか、それとも本調査を持って政策検討に入るのか、事務局の考えをお伺いしたいと思います。

事務局)追加でアンケート調査の予定はございません。今、埴委員がおっしゃったように、6割近い方々が、50万円未満の所得であるという結果が出ておりますが、今回の調査の回答者については、30a以上の農地の耕作者・所有者の占める割合が多かったということで承知をしております。認定農業者・認定新規就農者の方々に絞った分析も可能かと思いますので、そうした結果も踏まえて検討していきたいと思います。

埴委員)わかりました。では、アンケート回答者を絞ったクロス集計をしていただけるのでしょうか。

事務局)可能です。

埴委員)そうしましたら、その結果も共有していただけるのであれば、ぜひ見させていただきたいと思います。

納口座長)大変興味深いアンケート結果であるのですが、例えば 17 ページの所得のところについても、認定農業者、認定新規就農者、市民農業者に分けて集計結果を

出すとわかりやすいのではないかと思います。必要な項目については、クロス集計をしていただけるとありがたいと思います。

川上委員) 埴委員と重複する部分もありますが、同様の質問があります。

17 ページ の Q9 について、年間所得が 50 万未満である方が 6 割程度いることは、つくば市だけではなく日本全国で見ても同様の結果であると予測はしていました。

一方、19 ページの Q11 について、農業経営上の課題について回答いただく欄があると思いますが、これは年間所得が 50 万円未満の方々の回答も反映しているはずなので、農業政策を決めるうえで整合性が取れない、要は年間所得 50 万円未満の方の回答に合わせて政策を考えなければならないとなると、本来支援しなければいけない対象に対して、行き届かない部分も出てくるのかなと思います。その点について、Q9 で回答した方がどの程度 Q11 での回答をしているのかわかるのでしょうか。

事務局) その部分については、クロス集計をしていないので、現時点では分からないということになります。ただ、所得の状況については、センサス上のデータとつくば市のデータは同様の傾向がございます。

納口座長) 川上委員がおっしゃったように、日本全国を見ても同じような状況であるということなのだと思います。

青木委員) 調査対象者の約 1,400 名の中の、30a 以上の耕作者といえば高齢者がほどほどに農業をやって直売所に出せるような経営と思います。例えば、1ha 以上の面積で区切った集計結果も参考にされると良いと思います。また、認定農業者については、今までは認定を受けていたが、今は受けていない方々もいるので、そうした方々が市民農業者に入っているのかわかりませんが、経営の一線から離れて農業をしている方も多いのかと思いました。

皆さんがおっしゃっているように、政策はどこに焦点を当てるのかをはっきりさせるべきであると思います。本アンケート結果を踏まえつつも、もっと他にも頑張っている方もいるということを考えつつ政策を考えていく方が良いのだと思います。

納口座長) 国の政策等は県や市など、徐々にブレイクダウンしてくる傾向がありますの

で、青木委員のおっしゃったように地域の特性に合わせて、認定はとっていないが、やる気のある農業者も支援すべきだということもあるかと思います。

木村委員)37 ページの Q26 について、耕作面積と耕作放棄地の面積については、水田が 1,713ha ということで、圧倒的に多いのですが、これはつくば市の農業は水稻が多いということで、それを後継する方がいないためにこうした結果になっているのかどうか、知りたいと思います。

事務局)第 2 次農業基本計画の時点では、耕地面積が 10,800ha あり、そのうち田が 4,790ha、畑が 6,060ha でしたので、約4:6の割合で畑の方が多い状況です。Q26 の結果は、集計方法に誤りがあったため、今後訂正させていただきます。

(2)農業関係者へのヒアリング調査結果について

【資料2に基づき流通研究所より説明】

(以下、質疑応答及び意見)

横山委員)環境にも体にも良いので、有機農産物をお勧めすることはわかりますが、有機農業は手間がかかるものである中で、自分の立場でも高齢者に有機農業を進めることは酷だなと感じているところです。有機農産物の販売価格や付加価値についてどの程度、消費者に理解していただけるのか、アンケートにも「有機農産物は価格が高い」、「慣行栽培と変わらない」という結果報告がございましたが、除草剤を使わない、化学肥料を使わない中で、立派な農産物を作る工夫や手間をかけていることをどのようにPRしていけるのか、消費者にどれだけ理解してもらえたものが販売価格につなげられるのかがわからないと、有機農業を始めたい方の意欲も掻き立てられないのかと思いました。

江口委員)地産地消の学校給食については、入札形式のため現在供給するのが難しいという説明があったと思いますが、現状、つくば市の農業者が農産物をどのくらい供給できているかを教えてくださいませんか。

事務局)つくば市で学校給食の地産地消推進ガイドラインを作成しており、それによ

ると、金額ベースで材料費における地産地消農産物の取扱金額が昨年度で 35.7 %、併せて食品ベースでは、つくば市で生産された食品の割合が 15.4%になっております。

納口座長)学校給食への地場産農産物の利用は市としても進めていきたいとお考えでしょうか。

事務局)はい。

納口座長)そのあたりの意向も踏まえて次の基本計画に入る内容になるのかと思います。

(3)つくば市農業の現状と課題を踏まえた計画骨子案について

【資料3・4について、事務局より説明】

(以下、質疑応答及び意見)

埴委員)今後、具体的にどういう政策で進めていくのか検討されるかと思いますが、先ほどいただいたアンケート調査結果の中には、生産のことは課題として出ていますが、現場の課題としては、物が運べないところも課題として挙がってきています。資料2の3ページにも「レストラン関係者が視察に来るが、配送費の問題で話が進まない」や、5ページにも、「回数を増やしたいが仕入れに行く時間がない」とあり、これらは配送の問題であると思います。よくスマートアグリやスマート農業というと、ドローン等を連想すると思いますが、私は農産物がスムーズに消費者のところに届くこともスマート農業の1つであると思っています。それをもし、実現できる政策ができれば農家の方も喜ぶますし、レストラン関係者の方も、市民の方からもアンケートでは積極的に食べたいという意見もでているので、配送の課題に対する政策を入れられると良いと考えています。

また、基本方針3の「市民と農とのつながりの強化」について、「Farm to Table つくば」のウェブサイトの認知度がアンケート調査結果でも3%となっています。折角の良い取組ですし、レストランの方も150~160店舗の方が賛同してくれていますが、実

際にモノが入ってこなければ提供することもできないと思います。今、配送の問題は全国的に問題になっており、山梨県の小菅村では市民の方が市民ドライバーになり、プラットフォームを1つ作ってそこに来る荷物を市民の方が順番に配送している事例があると、セイノーHD が自治体と組んでやっていると聞いたことがあるので、そうしたもので市民が何か地域の方々とうまく連携しながら地産地消を推進していけると、地域の農産物のおいしさや価値を理解してもらえらると思いますので、配送のことについても盛り込んでもらえらると思います。

事務局) 今回、流通関係者についてはヒアリング調査等を実施しておりませんでしたので、配送の面については抜けていた点であったので、どこかに入れる方向で検討をしていきたいと思っています。

川上委員) 物流の話題が出ましたので、実践ベースの話になりますが、すでにやっている取組として「やさいバス」というものがあります。実際に私は利用しています。まさに埴委員の話したような物流の課題を解決する上で有効な取組であると思います。

現状は、スーパーのカスミの中に「やさいバス」のコーナーがあり、そこに登録生産者の商品が並ぶという仕組みです。生産者のメリットとしては、通常カスミ 10 店舗に配送したい場合には物流の問題で配送しきれない問題が生じますが、「やさいバス」の場合、1 か所の集荷場所に納品すれば 10 店舗配送してくれます。「やさいバス」は物流や納品の部分を担ってくれるサービスであり、つくば市でも実際に稼働している事例もあるので、うまく組み合わせればよい取組になるのではないかと思いますので、1 つご紹介させていただきました。

納口座長) 「やさいバス」は静岡県に加藤さんが取り組まれているものですが、実際にやっているのは静岡県と茨城県だけなのでしょうか。

川上委員) 現在、北海道や広島でも全国でも増えつつあり、スモールスタートで取組が開始されています。千葉や東京でも動いているみたいなので、もし必要であれば担当の方はご紹介可能ですので、検討いただきたいと思います。

納口座長) 外食の配送も可能でしょうか。

川上委員)ももとは外食・飲食店向けに配送したいというところから開始しており、当初コロナが流行しており、急遽、カスミと業務提携を結んで今のサービスを開始した経緯があります。今、飲食も復調してきている中で、飲食店向けにサービス提供していきたいと考えているようですが、「やさいバス」もマンパワー不足で人員を割けない問題があるので、そこがうまく解決できると回ってくるのではないかと考えています。

油谷委員)まず1点目に、資料 4 の 2 番の(1)の有機農業の推進の部分であります。ここが 2 番の「農地や環境の保全・有効活用」という生産基盤の部分に入っていることに若干の違和感を感じました。というのも、今回、アンケート調査を実施した結果として、有機農産物については生産面ではまだ課題がありますが、環境負荷軽減という意味で消費者からは求められているという読み取り方をしました。その一方で、環境問題への注目が高まっているにもかかわらず有機農業が普及していないのは、有機農業を購入する側(消費者)にあるという気がしました。どちらかというと、有機農業に対する価値観の転換等の具体的施策の内容は 3 番の「市民と農とのつながりの強化」の方がなじむのではないかと感じました。

もう 1 点は、1番「ひとの確保・育成」の(4)の③気候変動に対する支援について、近年、かなり高温になってきていて高温に耐えられる品種が求められている状況があります。それが進まない理由の1つとしては、高温耐性品種に対して消費者の理解が進んでいない、生産側が作りたいが消費者に求められていないことがあります。その他、例えばお米であれば、小作料として地権者に物納するお米について、地権者よりコシヒカリが良いという声が多いため、品種を変えられないという問題もあると聞いています。この気候変動に対する支援については、3番の「市民と農とのつながりの強化」とのつながりが深い課題だと感じており、3番とつなげて考えていけば有効な施策が出てくるのではないかと感じました。

事務局)貴重なご意見をありがとうございます。我々の方でも検討してまいりたいと思います。

青木委員)先ほどのアンケート調査結果から骨子案まで頭の中で結びつかない部分もあるのですが、宿題として考える期間はあるのでしょうか。

事務局)期間を設けたいと思いますので、じっくりと資料の方を見ていただければと思います。

青木委員)有機農業を推進することは理解できています。消費者の方も求めていることもよくわかります。先ほど横山委員が発言されていたように、気候変動の影響もあり、相当な労力を必要とすることを考えると、骨子案を見たときに有機農業がこれほど大々的に記載されても良いものかと、私は少し不安に思っています。それと併せて、環境の部分で農業者は鳥獣被害にも悩んでいます、それは関係ないのでしょうか。

事務局)先ほど説明しました通り、国の方でも有機農業を推進していく方向が示されており、市でも全農地に占める割合が 0.8%となっており、何とか推進していく必要があるというところで大きく載せさせていただいたということです。

鳥獣対策については、現時点ではアンケート調査やヒアリング調査でも抽出できていないので反映をしていますが、そうした声があるのであれば、市の担当部署である鳥獣対策室にもヒアリングしながら、意見を反映させていただきたいと思います。

納口座長)有機農業の部分については、みどりの食料システム戦略の中で、2050 年までに有機農業等の面積を 25%まで拡大するという目標が示されたことがあります。元はヨーロッパ全体で「Farm To Fork」の中で、環境に配慮した農業をするという方向性を示した中で、その翌年に日本でも政策を打ち出したという経緯があります。国の説明を聞いていても、当初は「有機農業」と言っていたのが、「環境に配慮した農業」にトーンを変えてきている気がします。おそらく、有機というとハードルが高いため 25%という目標を鑑みても、減農薬・減化学肥料栽培等を含めないとダメだと感じているのではないかと思います。「有機農業」とするのか、「環境に配慮した農業」にするのかという部分については、慎重に検討していく必要があると感じました。

消費者に対する説明についても、有機農産物というと 5 年 10 年前には安心・安全を

強く訴求していましたが、では慣行農産物は安心・安全ではないのかという話になってしまうため、PRが難しいのではないかと思います。一方で、「環境に配慮した農業」という方向性で盛り込めれば、市民の方も理解が得られやすいのではないのでしょうか。

江口委員)資料 3 の1番「ひとの確保と育成」の(1)新たな担い手の確保・育成について、20 代や 30 代の若手と早期リタイアして農業参入する方とでは必要な支援が違うと思いますが、年代別に支援が変わっていることはあるのでしょうか。

事務局)新規就農者への支援策は、現状、若手を重視する農業政策になっています。国の施策として、新規就農者への補助事業がありますが、要件が 50 歳未満となっているため、50 歳未満を対象に支援をしている状況でございます。一方、市としては、リタイアされた後に新規就農される方に対しても支援を行う必要があると考え、市独自の支援策として 65 歳まで広げ、支援を行っています。

納口座長)ちなみに50歳未満の方に対しては、就農3年間で最高 150 万円の補助金があるということで就農促進をしているところですが、それだけで良いのかという部分もあります。市として年齢層を広げて支援の対象を増やすことは他自治体でもあると伺っております。

木村委員)初歩的な質問かもしれませんが、資料 4 の中に「考えられる具体的な施策」という項目があるが、私からするとこの項目が漠然としているのですが、これをさらに細分化していくということなののでしょうか。

事務局)具体的施策に肉付けをしていくイメージで、市民の方々にわかりやすい内容を入れていくイメージを持っていただけると良いかと思います。

納口座長)基本計画なので、言ってしまうと漠然とした内容にはなると思いますが、ただ、具体的な事業を作る際にキーワードが計画に入っていると事業が作りやすいということがあるようです。

事務局)納口座長の説明の通り、今後予算をつけて事業を進めていく中で、基本計画の中で盛り込んでいると進めやすい側面がございますので、そうした内容を具体

的施策に入れていくイメージを持っていただければと思います。

木村委員)ここに記載の事項はすべて実施をしていくのですか。

事務局)実施する方向で動きたいとは思っていますが、優先順位をつけながら進めていけたらと考えております。

納口座長)各具体的施策について、実施できたか否か、5 年後に評価を行うということでしたでしょうか。

事務局)中間評価として 5 年後にそうした評価を行うことを予定しています。

川上委員)今の話を聞いて思ったのですが、有機農業の推進を文言として入れておくことで、国の関連予算を市に引っ張りやすいことはあるのでしょうか。

事務局)関連予算としては、農業者個人に対して補助があるかと思います。農業者の事業計画があるかと思いますが、予算を引っ張りやすい根拠にはなり得るといえます。

川上委員)有機農業を推進していくことは懐疑的な見方をしているので、どうしても「有機農業」という文言を入れなければいけないのか、納口座長がおっしゃるように、「環境に配慮した農業」という表現で間口を広げるように対応ができないかと思いました。アンケート調査の設問をみても、有機農業を推進していく方針が出ている中での回答になっているので、有機農業を頑張っている方は、これからも継続していきたい意向を示しているが、そうでない方はやらないと決めている状況だと思うので、政策として予算をつけることを考えると、費用対効果がどうなのかを考えてしまうので、文言などを少し工夫してほしいと思います。

埴委員)同じ意見で、「有機農業の推進」を入れたとして、5 年後に評価した際に達成できていない状況が容易に想像できてしまいます。例えば、気候変動に対する支援の中で耐性のある品種にしても、ほとんどの種苗メーカーで育種できていない状況です。今後涼しくなることは考えにくいですし、資材は高騰していきますし、有機農業は技術的にも難しいので、到達不可能な目標を掲げてしまっている気がします。ですので、環境に配慮する農業を推進することは可能と思いますが、有機農業を推進するこ

とはとても難しいことであると思いますので、もう少し検討が必要だと思います。

それから今後、具体的に施策を考える中で、先ほどお願いした所得割合に応じたクロス集計をかけられるとおっしゃっていましたので、見せていただきたいと思います。伸ばしたい方にはこれ、やめる方にはこれというように、政策を2つの方向性に集約していく方が、5年後の中間評価の際にも見やすいかと思いますので、農業者の所得割合に応じた課題と要望の関係性がわかるようにクロス集計をして結果を見せていただきたいと思います。いかがでしょうか。

事務局)クロス集計結果について、確実には言えませんが、今週中にはお出しできるようにしたいと思います。

納口座長)Q9の年間の農業所得について。農業所得で1千万円と認定農業者とはどちらとも言えない。認定農業者であっても所得が1千万円を下回るケースがあります。

埴委員)どういう風にクロス集計したらよいのでしょうかね。

納口委員)認定新規就農者の場合には所得が1千万円に達していないと思います。

埴委員)拡大したい方か離農したい方かをキーにして、クロス集計をかけた方が良いのか、どちらの方が政策に結びつくのでしょうか。このままでは誰に向かったの政策かがブレるので、難しいと思います。

納口座長)認定農業者、認定新規就農者以外の一般の農業者の方には、農業を拡大したい方はほぼいなくて、現状維持を合わせても10%以下であったと思います。そうすると、まずは3つのカテゴリーで分けて示していただいているので、もしかすると認定農業者の中でも、所得が1千万円以上とそれ未満で意向が変わってくるのかもしれないので、その場合にはもう一段区分けをするということかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局)認定農業者と新規認定農業者はある程度の母数があるので、基本的にはそれぞれでクロス集計をかけるようにします。その後、所得と認定農業者か否かでクロス集計をかけて、意味があると判断した場合にはその他の部分についてもクロス集

計をするようにしたいと思います。

青木委員) 良い例かわかりませんが、私は親子で認定農業者になっております。5年計画で目標を立てていますがなかなか目標には達成しません。ですので、耕作面積で見た方が良いのかと考えております。

納口座長) 耕作面積だと川上委員のような施設園芸では、耕作面積は低いですが所得は高い傾向があるので、難しいかもしれません。

青木委員) 所得が高いのはよいと思います。面積も所得も低い方々に対して、施策を適用させるのかはわからないのですが、どこに向けて農業の政策を立てるのか、今から頑張ろうとしている方に農業を続けてほしい、今農業をしている方に農業を頑張ってもらいたい、そのための農業政策と思ってしまいますが、どういう農業者を対象として考えていけばよいのか、わかりづらいと思いました。

油谷委員) 所得で分けた場合に 50 万円未満の方の分母が多く、所得が多い方の分母が少ないという状況ですが、正確な分析ができるのかどうか、教えてください。

事務局) 認定農業者の中で、さらに農業所得に応じて区分すると1%の割合が多くなると予想しています。やってみなければわからない部分がありますが、あまりにも分母が小さくなるのであれば、例えば分母が大きくなるように、所得の区分を見直すなどで、工夫の余地はあるかと思います。

埴委員) 23 ページの 10 年後の経営規模の部分では、「拡大したい」、「現状維持」は4割程度、「離農」と「わからない」が4割程度なので、これをキーにしてクロス集計はかけられないでしょうか。

事務局) 可能です。それぞれ現状維持と拡大で160人以上おり、離農と規模縮小で100名は超えているので、100 を超えるとある程度正確性を担保できるかと思います。

埴委員) この2つをキーにしてクロス集計をすれば、言っていることはまったく逆であるのか、同じなのかがわかるので、結果に応じて政策も変わるのかと思いますが納口座長、いかがでしょうか。

納口座長)はい。今の 23 ページ Q14 の3つの括りに分けたのが 24 ページの Q14 なのですが、基本的には認定農業者や新規の方は「拡大したい」か「現状維持」、緑のそれ以外の一般の方々は、「それ以外」、「わからない」、「離農」等、一番良くて「現状維持」であると思われます。気になったのは、認定農業者の中で、「縮小したい」、「離農したい」と回答している方もいる中で、こういった方々の背景には息子がやらないからやめたいということであれば、グラフの色で示すと青から緑に変わろうとしている人だと思います。外から見たときに立派に経営をしているように見えても、資材費高騰や農地の状況が悪い等の理由で経営を継続できないのであれば、支援の対象なのかもしれないと感じました。埴委員のおっしゃったお話は、認定農業者、新規認定農業者、該当なしでまずは集計してもらえればよいかと思います。

もう1点気になったのですが、認定農業者の中で法人が 25 件程度入っていたと思いますが、会社法人であればつくば市が何か支援をする対象ではないと考えることもあり得るのでしょうか。

事務局)補助金等の支援をする場合は、基本的には所得額ではなく、認定農業者等の区分で対象を決定すると思いますので、その単位で考えていただいた方がよいかと思います。

納口座長)資料3と資料4について、アンケート調査の内容についてご意見をいつまでにいただければ良いのかを事務局よりお願いいたします。

事務局)認定農業者のクロス集計については来週を目途に送付いたしますので、その翌週末までにご意見を頂戴できればと思います。

納口座長)ご意見というのは、例えば、この項目でクロス集計が欲しいという意見も踏まえてでしょうか。

事務局)認定農業者のクロス集計は来週月曜日に送付する予定ですので、新たにクロス集計の希望があれば、8 月 30 日までには御連絡をいただきたいと思います。さらに、アンケート調査結果と今回の骨子案については、次の週の 9 月 6 日を目途にご意見の方をいただければと思います。

納口座長)クロス集計の依頼については、全部ではなく、ピンポイントで要請をするということを委員の皆様をお願いをして、基本的には所得というのは経営の結果であるので、その手前の意欲のある農業者については、認定農業者に該当するのでそちらでまずは分けて分析をしてもらうということで、まずは、国の施策も認定農業者に対して集中させるということを言っておりますので、まずはその区分でしていただいて、項目間での分析を見たいなど、絞り込んだ形での要望をしていただくと良いと思います。

事務局)改めまして、今後の意見聴取のスケジュールについてですが、認定農業者のクロス集計については、来週中に皆様に提供しますので、追加でクロス集計のご依頼等があれば 8 月 30 日までにはいただければと思います。集計結果や資料のご意見については、9 月 13 日までにはいただければと思います。

納口座長)今の日程でよろしいでしょうか。ご負担をかけますが、重要なところで、資料などを見直していただきましてご意見等いただけますとありがたいと思います。

(4)第 3 次つくば市農業基本計画の策定スケジュールについて

【資料5を元に事務局より説明】

4 その他

特になし

5 閉 会

以 上

第3次つくば市農業基本計画策定懇話会 第2回会議 次第

日時：令和6年（2024年）8月20日（火）午後1時30分～

場所：つくば市役所本庁舎2階防災会議室2

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 議事

- (1) 市民アンケート・農業者アンケート調査結果について
- (2) 農業関係者へのヒアリング調査結果について
- (3) つくば市農業の現状と課題を踏まえた計画骨子案について
- (4) 第3次つくば市農業基本計画の策定スケジュールについて

資料1

資料2

資料3、4

資料5

- 4 その他
- 5 閉 会

【配布資料】

- ① 資料1 市民アンケート・農業者アンケート結果
- ② 資料2 農業関係者へのヒアリング結果
- ③ 資料3 つくば市農業の現状・課題を踏まえた施策案
- ④ 資料4 第3次つくば市農業基本計画骨子案
- ⑤ 資料5 第3次つくば市農業基本計画の策定スケジュール

第3次つくば市農業基本計画策定に係る
アンケート調査結果報告書(速報)

令和6年8月

目次

第1章 農業者アンケート調査.....	1
1. アンケート調査概要	1
2. アンケート調査票	2
3. 農業者アンケート調査結果	13
 第2章 市民アンケート調査.....	 45
1. アンケート調査概要	45
2. 市民アンケート調査票	46
3. 市民アンケート調査結果	54

第 1 章 農業者アンケート調査

1. アンケート調査概要

(1)調査の目的

本調査は、第3次つくば市農業基本計画の策定にあたり、市の農業の現状把握や施策立案の参考とすることを目的として実施するものである。

(2)調査対象者

配布数	内訳
1,411 人	・ 認定農業者（297 人） ・ 認定新規就農者（14 人） ・ 市内農業者（30a 以上の農地を耕作または所有している方）

(3)調査方法

郵送によりアンケート調査票を配布し、回答は、郵送による返送又はインターネット（WEB）での回答とした。

(3)調査期間

令和6年6月21日～令和6年7月5日まで

(4)回収数と回収率

回収数合計	回収率	郵送での回収	WEBでの回収
473 人	33.5%	409 人	64 人

2. アンケート調査票

第3次つくば市農業基本計画策定に係る 農業者アンケート調査への御協力をお願い

日頃から、つくば市の農業行政に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

「つくば市農業基本計画」は、社会情勢の変化に対応しながら、つくば市の農業を持続的に発展させるための方向性を明確にした計画です。現在、現行計画(「第2次つくば市農業基本計画」)の進捗状況の点検・評価を行うとともに、近年の社会情勢の変化や本市の現状・課題を踏まえて「第3次つくば市農業基本計画」策定を予定しています。

つきましては、本市農業の現状分析や課題把握を行い、今後の取組の方向性を検討するため、つくば市内に、30ヘクタール以上の農地を耕作または所有している方(世帯)及び認定農業者、認定新規就農者の方を対象にアンケート調査を実施します。(農作物の栽培を行っていないという方も回答をお願いします。法人の場合は、1法人を1世帯とみなしてお答えください。)

お手数をおかけしますが御協力をお願いします。

なお、本アンケート調査結果は、個人に関わる情報が公表されることはありません。

令和6年(2024年)6月

つくば市長 五十嵐 立憲

【返送(回答)方法】

A: 手紙に回答する場合

郵便入を終えたら、この用紙を同封の返信用封筒(切手不要)に入れ、
令和6年7月5日(金)までに最寄りのポストに郵便物をお願いします。

B: WEBで回答する場合

QRコードを読み取り、令和6年7月5日(金)までに、
WEB上で回答していただくようお願いします。



【問合せ先】

<アンケートについて>

■株式会社流通研究所

東京都調布市南町1丁目4番3-2号 TEL:046-295-0831

<第3次つくば市農業基本計画について>

■つくば市経済部農業政策課 農業政策係

茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1 TEL:029-883-1111(内 6325)

1. あなた自身のことについて、お聞いします。

Q1 あなたの年齢を教えてください。(1つに口)

- | | | | |
|---------|-------|-------|---------|
| ① 20歲未満 | ② 20代 | ③ 30代 | ④ 40代 |
| ⑤ 50代 | ⑥ 60代 | ⑦ 70代 | ⑧ 80歳以上 |

Q2. 主な商社の所在地区を数えてください。(1つに○)

- | | | | |
|---------|--------|----------|----------|
| ① 筑波地区 | ② 大隈地区 | ③ 墨里地区 | ④ 按地区 |
| ⑤ 相田原地区 | ⑥ 基崎地区 | ⑦ 研究学園地区 | ⑧ TX沿線地区 |

■材料の平面形状と TX 沿線地区の地域については、下記を参照してください。

[illegible]

下ノ河原地区 河内平野、中津川、平野の森、丹波林、道田、神崎、赤だりの中津、赤だり山、赤だりの池、赤だりの池、
おきん池、島上、文庫山公園、鳥居井

② 腸神経系の状況について、お問い合わせします。

Q3 あなたは就労者又は特定就労者ですか。(ついでに)

- ① 認定調査者 ② 認定新規調査者 ③ 追加調査者

[illegible]

農業政策文庫計画書(1954年の農業経営の現状)の内容が、市の歴史を基本構想に照らし、合わせて、連続と区別られた層合に、その計画の設計を受けた農業政策書

■ 2012年10月1日起实施的《机动车驾驶证申领和使用规定》(公安部令第123号)规定,持有准驾车型为小型汽车的驾驶证,在取得驾驶证之日起1年内,未发生造成交通事故且负主要以上责任的,未发生严重交通违法行为的,可以申请换领有效期为6年的机动车驾驶证;换领后的驾驶证在有效期内,只要没有发生造成交通事故且负主要以上责任的,没有发生严重交通违法行为的,就可以不用换证,直接到有效期满时再换证即可。

青年等就労計画(若者の職業訓練等)及びジョブの内容が、中が規定する基本情報に照らし合わせ、漏れと認められた場合には、その計画の改正を促す(就業促進)指導等を開始して 5 年以内の指導改善率を 90%

Q4 あなたの得意形態について教えてください。(1つに○)

- ① 個人 ② 準特別合資法人 ③ 合資法人 ④ その他()

Q5 経営形態について教えてください。(1つに○)

① 主業経営体 ② 準主業経営体 ③ 副業的経営体 ④ その他()

※ 主業経営体

農業所得が全所得の50%以上が農業所得で、調査期日前1年間に当該農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体

※ 準主業経営体

農業所得が全所得の50%未満が農業所得で、調査期日前1年間に当該農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体

※ 副業的経営体

調査期日前1年間に当該農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体

Q6 農業従事者数について教えてください。(1つに○)

① 1人 ② 2人 ③ 3人 ④ 4人 ⑤ 5人 ⑥ 6人以上

※ 農業従事者数は農業に従事している家族と常時雇用者(外国人技能実習生及び特定技能外国人を含む)、臨時雇用は含まない。

Q7 耕作及び所有する農地面積について教えてください。(1つに○)

① 30～50a未満 ② 50a～1ha未満 ③ 1～2ha未満 ④ 2～30ha未満
⑤ 30～50ha未満 ⑥ 50ha以上

※ 単位:1a=0.1ha 30a=3ha 1ha=10a

Q8 栽培作物について教えてください。(あてはまるもの上位2つに○)

① 水稲 ② 麦類・雑穀 ③ 豆類・イモ類 ④ 野菜(露地)
⑤ 野菜(施設) ⑥ 果樹 ⑦ 花き ⑧ 芝
⑨ 畜産 ⑩ その他 ⑪ 作付けしていない ⑫ その他()

Q9 年間の農産物等について教えてください。(1つに○)

① 0円以下	② 50万円未満
③ 50～100万円未満	④ 100～300万円未満
⑤ 300～500万円未満	⑥ 500～1,000万円未満
⑦ 1,000～5,000万円未満	⑧ 5,000万円～1億円未満
⑨ 1億円以上	

※ 農産物等は、「収穫の農作物の売り上げや販売額、肥料料などの農業収入から必要経費を差し引いたものです。

Q10 主な出荷先について教えてください。(上位3つまで○)

① 農協	② 農協以外の集出荷法人・商社	③ 卸売市場
④ 小売業者(スーパー等)	⑤ 外食産業(飲食店等)	
⑥ 食品製造業(農産物加工、カット野菜工場等)	⑦ 農産物直売所	
⑧ 個人で販売(直売・宅配・インターネット販売含む)		
⑨ その他()	⑩ 出荷先なし	

Q11 農業経営上の課題について教えてください。(あてはまるもの全てに○)

① 後継者の確保	② 労働力不足	③ 農物の分散・点在
④ 農地条件が悪い(狭小・休耕等)	⑤ 機械設備の老朽化	⑥ 農業生産資材の高騰
⑦ 有害鳥獣被害	⑧ 農産物価格の低迷	⑨ 販売先の確保
⑩ 物流の確保	⑪ 出荷調整作業	⑫ その他()

3. 今後の経営経営のご意向について、お伺いします。

Q12 現在、農業を行っている理由を教えてください。(あてはまるもの全てに○)

- | | |
|----------------|---------------------|
| ① 収入を得るため | ② 食・野菜(畜産物)の自家消費のため |
| ③ 先祖伝来の土地を守るため | ④ 農業に関わりをもっているため |
| ⑤ 継り手がないため | ⑥ 自身の健康維持のため |
| ⑦ 地域の環境を維持するため | ⑧ その他() |

Q13 今後10年間の畜舎における後継者の確保状況について教えてください。(1つに○)

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ① 既に引き継いでいる | ② 10年以内に引き継ぐ後継者がいる |
| ③ 10年後以降に引き継ぐ後継者がいる | ④ 引き継ぐ後継者がいない |
| ⑤ 当てはまるものがない | |

Q14 10年後の経営規模(農地面積)について現在のご意向を教えてください。(1つに○)

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| ① 拡大したい | ※ Q15-Q17を回答後、Q19以降を回答してください。 |
| ② 現状維持 | ※ Q17回答後、Q19以降を回答してください。 |
| ③ 縮小したい | ※ Q15-Q16-Q18を回答後、Q19以降を回答してください。 |
| ④ 経営継承したい | ※ Q15回答後、Q19以降を回答してください。 |
| ⑤ 離職 | ※ Q15-Q16-Q18を回答後、Q19以降を回答してください。 |
| ⑥ 分からない | ※ Q19以降を回答してください。 |
| ⑦ その他() | ※ Q19以降を回答してください。 |

※ ④は経営継承したい方で、後継者がいる・後継者候補がいる場合に選択してください。経営継承したい方で、後継者がいない場合は、⑤離職を選択してください。

Q15 Q14 で①または②～⑤と回答した方にお伺いします。

10年後までに拡大したい又は縮小したい、継承したい農地規模として当てはまるものを
選択してください。(1 つに○)

- | | | | |
|------------|-------------|-------------|---------------|
| ① 10～30a未満 | ② 30～50a未満 | ③ 50a～1ha未満 | ④ 1～2ha未満 |
| ⑤ 2～30ha未満 | ⑥ 30～50ha未満 | ⑦ 50ha以上 | ⑧ その他() |

Q16 Q14 で③または④と回答した方にお伺いします。

規模縮小、継承の理由を教えてください。(あてはまるもの全てに○)

- | | | |
|---------------|-------------|------------------|
| ① 継承者がいない | ② 体力の衰え | ③ 宅地化等による周辺環境の変化 |
| ④ 機械設備の老朽化 | ⑤ 農業生産資材の高騰 | ⑥ 道路が確保できない |
| ⑦ 農業に魅力を感じない | ⑧ 経営不振 | |
| ⑨ その他() | | |

Q17 Q14 で①または②と回答した方にお伺いします。

経営規模(面積)を規模拡大・現状維持するにあたり、今後必要な取組について教えてください。(あてはまるもの全てに○)

- | | |
|---------------|-----------------------------------|
| ① 農地の集約化 | ② 農作業の効率化・機械化(スマート農業の推進) |
| ③ 雇用の確保 | ④ 生産コストの低減 |
| ⑤ 新たな作物の導入・転換 | ⑥ 有機農業 [※] 等の地球環境に配慮した生産 |
| ⑦ 販路開拓 | ⑧ 6次産業化・農産加工連携 |
| ⑨ 個人販売の拡大 | ⑩ 農産物のPR・ブランド化 |
| ⑪ 法人化 | ⑫ 生産団体の設立(生産者のグループ化等) |
| ⑬ その他() | |

※ 有機農業とは、以下①～③全ての生産方法を用いて行われる農業です。有機JAS認証の有無は関係ありません。

- ① 化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない
- ② 遺伝子組換え技術を利用しない
- ③ 農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減する

Q18 Q14 で③又は⑤と回答した方にお伺いします。

農地の取替について、今後のお考えを教えてください。(あてはまるものを全てに○)

- | | | |
|-----------|------------|---------------------|
| ① 売却したい | ② 貸したい | ③ 放棄しないように自分で管理していく |
| ④ 他の用途に転用 | ⑤ 自営園による活用 | ⑥ その他() |

4 有機農業に向けた取り組みについて、お伺いします。

※ つくば市では、有機農業を推進しており、化学合成農薬と化学肥料を削減して栽培する「京成農研有機栽培推進制度」(エコファーマー制度)や有機JAS認証制度を推進するとともに、有機農業に参画的に取り組む農業者を支援しています。

【用語の定義】

<有機農業>

※ Q17(6ページ)の定義のとおり

<無農薬栽培>

※ 栽培期間中に化学的に合成された農薬を使用しない栽培方法です。

<減農薬・減化学肥料栽培>

※ 全関東平均栽培基準と比較して、削減対象農薬の使用成分総額、化学肥料の使用量を削減した栽培方法です。削減対象農薬の使用総額が 50%以下、化学肥料の使用成分量が 50%以下、で栽培された農産物である特別栽培農産物も含まれます。

<慣行栽培>

※ 全関東平均基準に基づく削減対象農薬の使用成分総額、化学肥料の使用量を削減する栽培方法で、農薬—般的に行われる栽培方法です。

Q19 現在、環境に配慮した農業に取り組んでいますか。(あてはまるものを全てに○)

- | |
|-----------------------|
| ① 有機農業に取り組んでいる |
| ② 無農薬栽培に取り組んでいる |
| ③ 減農薬・減化学肥料栽培に取り組んでいる |
| ④ 取り組んでいない |

Q20 Q19 で①と回答した方にお伺いします。

今後、現在の取組をどうしていきたいとお考えですか。(1つに○)

- | | |
|---------------|---------------------|
| ① 拡大したい | ② 現状維持したい |
| ③ 無農薬栽培に移行したい | ④ 減農薬・減化学肥料栽培に移行したい |
| ⑤ 慣行栽培に移行したい | |

Q21 Q19 で②または③と回答した方にお伺いします。

今後、現在の取組をどうしていきたいとお考えですか。(1つに○)

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 拡大したい | ② 現状維持したい |
| ③ 有機農業に移行したい | ④ 慣行栽培に移行したい |
| ⑤ その他() | |

Q22 Q19 で④と回答した方にお伺いします。

今後、環境に配慮した農業に取り組む予定はありますか。(1つに○)

- | |
|----------------------|
| ① 有機農業に取り組む予定 |
| ② 無農薬栽培に取り組む予定 |
| ③ 減農薬・減化学肥料栽培に取り組む予定 |
| ④ 取り組む予定はない |

Q23 Q20 で⑤またはQ21 で④または Q22 で④と回答した方にお伺いします。

有機農業等に取り組まない理由は何ですか。

(あてはまるものを全てに○)

- | | |
|----------------------|---------------|
| ① 労力が確保できない | ② 栽培管理に手間がかかる |
| ③ 資材コストが高い | ④ 収量が上がらない |
| ⑤ 消費者に良さが伝わらない(売れない) | ⑥ 販路の確保が難しい |
| ⑦ 品質の高いものが作れない | ⑧ その他() |

Q24 有機農業の普及に必要な取組は何かとお考えですか。(あてはまるものを全てに○)

- ① 産物が有機農業に取り組める生産技術の普及
- ② 有機農産物の学校給食への積極的な活用
- ③ 有機農産物の販路拡大に向けた取組
- ④ 有機農業に取り組む際の補助金
- ⑤ 機械化及び ICT 技術の導入支援等、省力・効率化に向けた取組
- ⑥ 有機農業での就農希望者、新規就農者の確保
- ⑦ 有機 JAS 認証取得・申請に関する支援
- ⑧ 生産者が有機農業(農産物)を理解する取組
- ⑨ 消費者が有機農業(農産物)を理解する取組
- ⑩ 有機農業者のネットワーク化の推進(情報交換できる関係構築)
- ⑪ その他()

5 耕作放棄地について、お伺いします。

Q25 あなたの所有する農地のうち、耕作放棄地(1年以上何も作付けしていない農地で、今後作付の予定がない農地、保全管理されている農地も含みます。)となっている農地はありますか。(1つに○)

① ある	② ない	③ わからない
------	------	---------

Q26 Q25 で①と回答した方にお伺いします。

どれくらいの面積が教えてください。(当てはまる項目に数値を記入ください)

水田	畑(果樹含む)	計
アール	アール	アール

※ 単位：1アール＝0.1反 1畝＝1町＝10反

Q27 Q25 で①と回答した方にお伺いします。

耕作放棄地になっている理由を教えてください。(当てはまるもの3つ以内で○)

① 高齢化により耕作できないため	② 後継者がいないため
③ 資金が不足しているため	④ 農業機械が壊れているため
⑤ 農地の条件が悪く耕作に適さなかったり、灌漑や排水などが整備されていないため	
⑥ 借り手がいないため	⑦ 耕作しても、儲からないため
⑧ その他()	

Q28 Q25 で①と回答した方にお伺いします。

今後、耕作放棄地をどのように利用していきたいか教えてください。

(当てはまるもの3つ以内で○)

① 耕作を再開したい	② 農地を貸したい
③ 農地を売りたい	④ 農地以外に転用したい
⑤ 現状放置もやむを得ない	⑥ 保全管理に努めたい
⑦ その他()	

6. 農業政策について、お伺いします。

Q29 本市の農業振興に必要なことを教えてください。(あてはまるもの全てに○)

① 担い手の確保・育成	② 農地の基盤整備
③ 農地の集積・集約化	④ 新規就農対策
⑤ 農業生産技術の向上	⑥ 有機農業対策
⑦ つくば市オリジナルブランドの創出	⑧ 農業経営体の法人化
⑨ スマート農業技術の導入	⑩ 有機農業の推進
⑪ 特産地産の振興	⑫ 規格外の農産物販売の振興
⑬ 農業者の所得向上	⑭ その他()

Q30 担い手を確保・育成するために、何が重要だと思いますか。

(あてはまるもの3つ以内で○)

① 意欲ある農業者への融資制度等の充実
② 農家の後継者やリターン者に対する支援の充実
③ 農業従事者以外の者が就農しやすい環境の整備
④ 農地賃借のマッチング制度の推進
⑤ 農機具売買のマッチング制度の推進
⑥ 土地改良などの基盤整備事業の推進
⑦ 農業の第三者への経営継承事業の推進
⑧ その他()

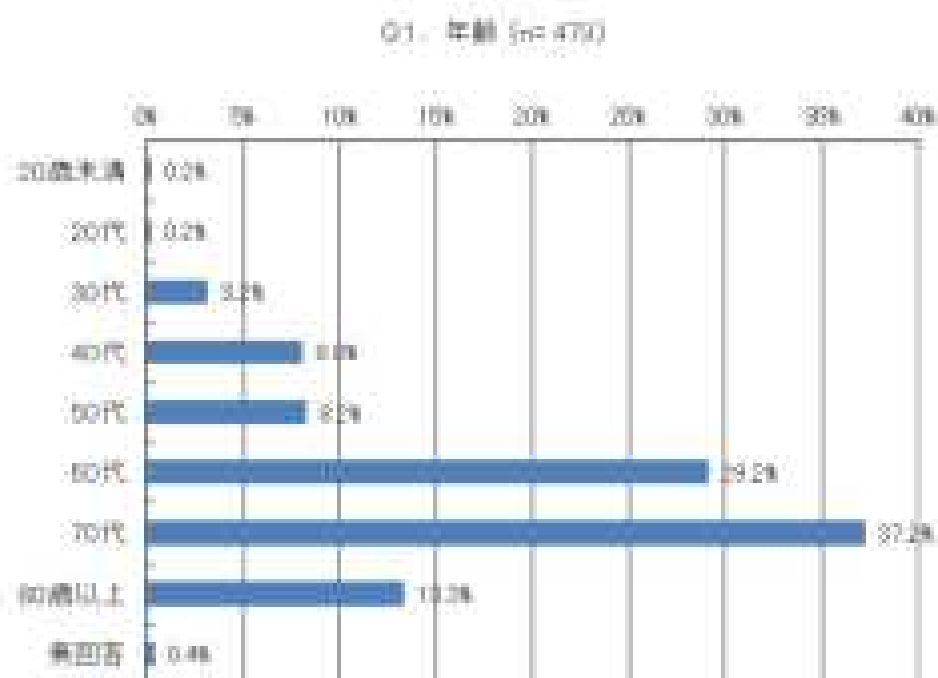
Q31 最後に、市の農業政策に対して御意見がありましたら、御記入をお願いします。

--

御協力ありがとうございました。
返信用封筒に入れ、最寄りのポストに投函してください。

3. 農業者アンケート調査結果

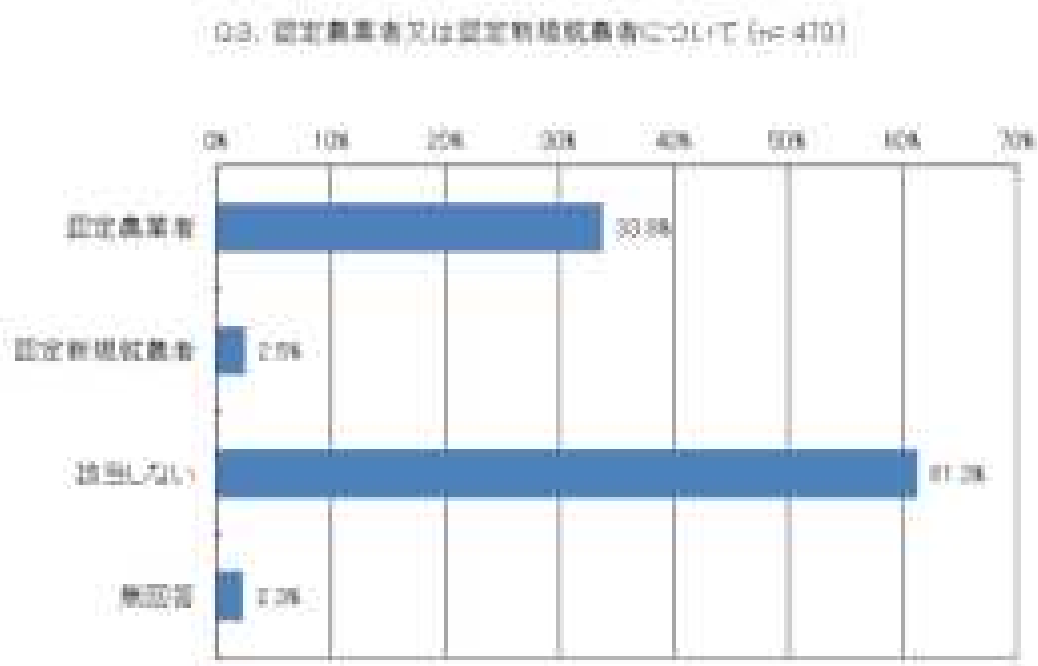
Q1 あなたの年齢を教えてください。(1つに○)



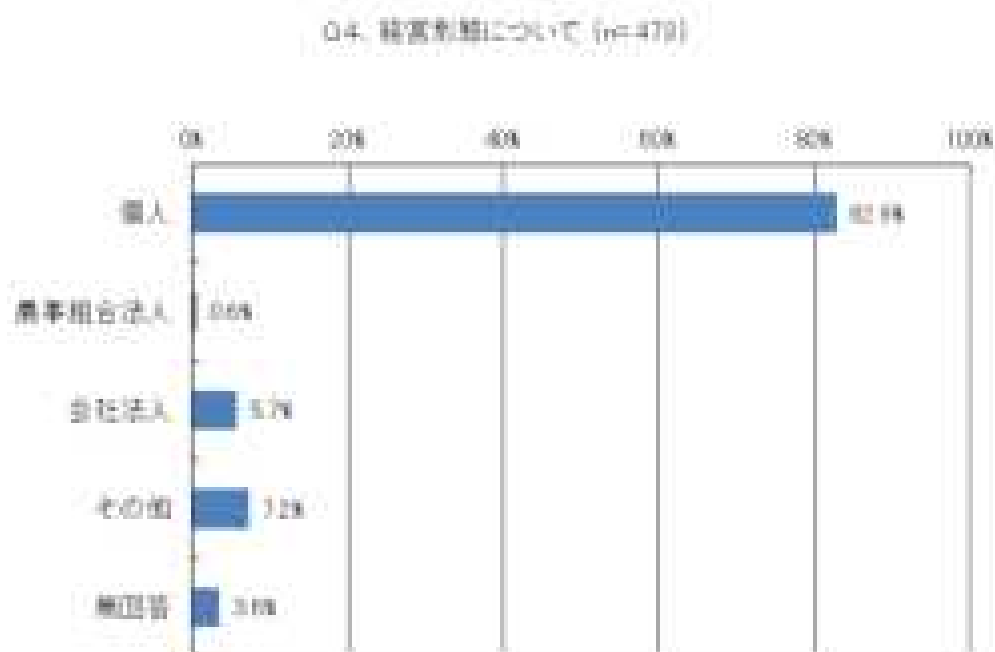
Q2 主な農地の所在地区を教えてください。(1つに○)



Q3 あなたは認定農業者又は認定新規就農者ですか。(1つに○)



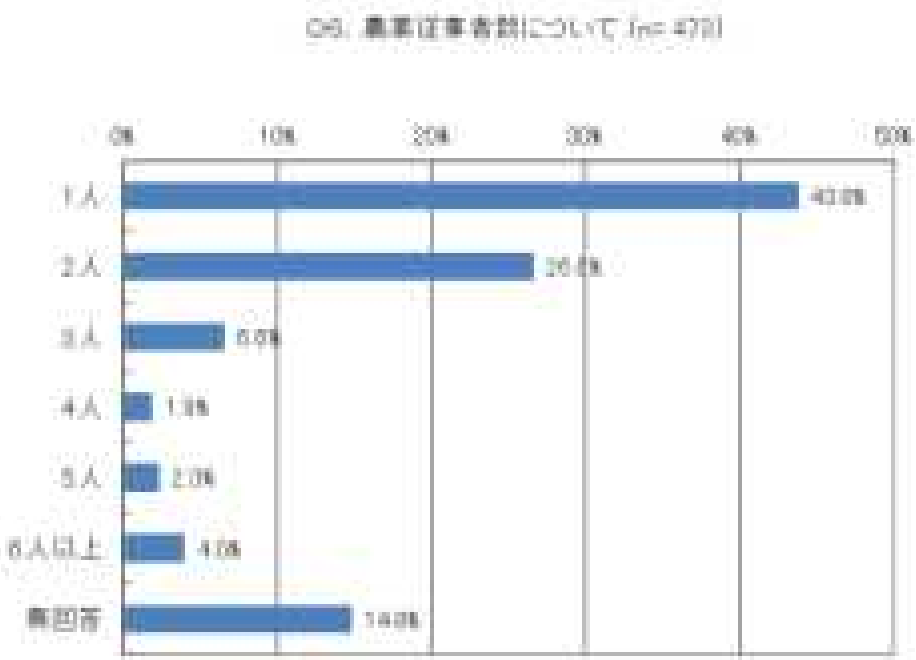
Q4 あなたの経営形態について教えてください。(1つに○)



Q5 農家形態について教えてください。(1つに○)



Q6 農業従事者数について教えてください。(1つに○)



Q7 耕作及び所有する農地面積について教えてください。(1つに○)

Q7. 耕作及び所有する農地面積について (n=473)



Q8 栽培作物について教えてください。(あてはまるもの上位2つに○)

Q8. 栽培作物について (n=473)



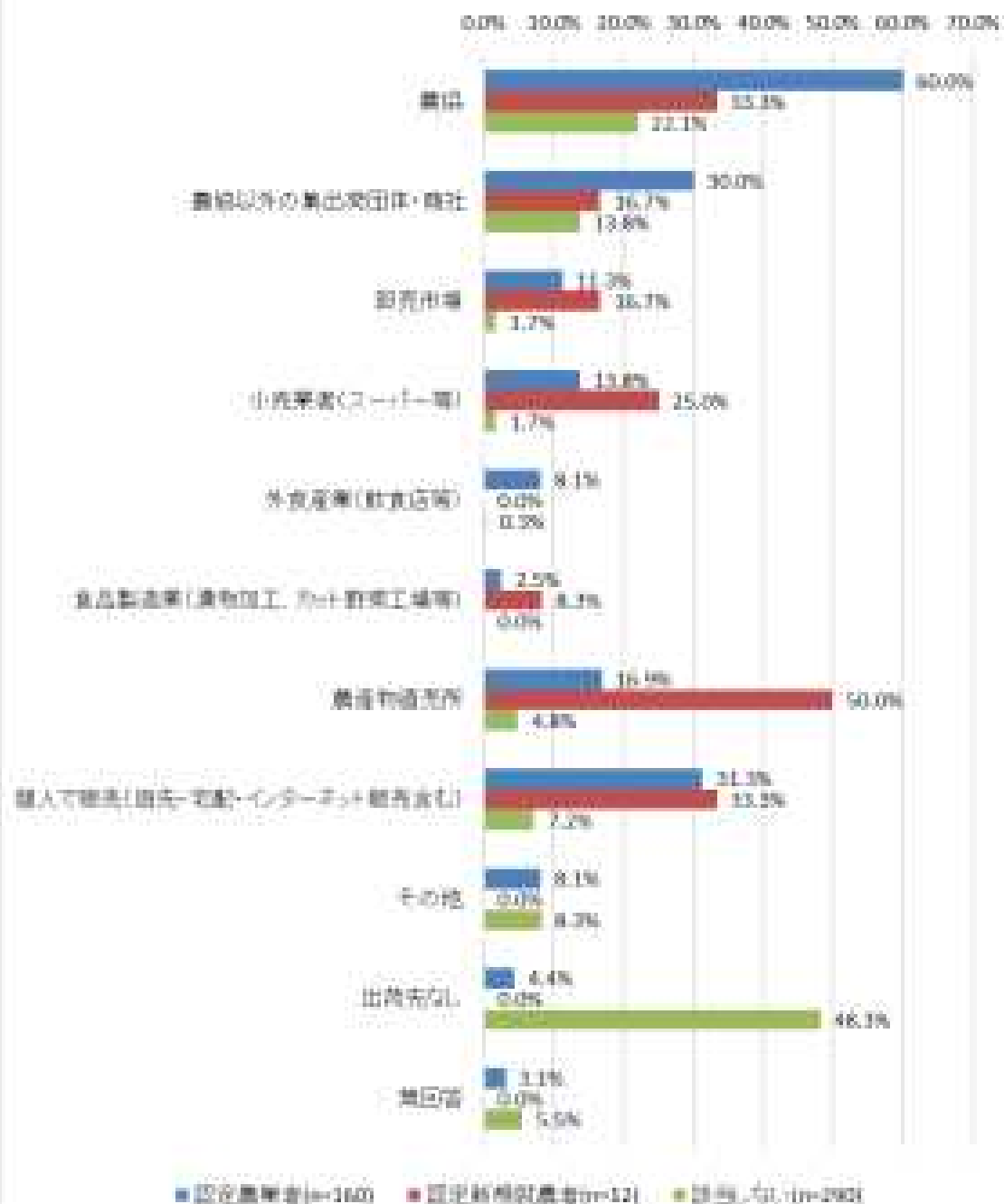
Q9 年間の農業所得について教えてください。(1つに○)



Q10 主な出荷先について教えてください。(上位3つまで○)



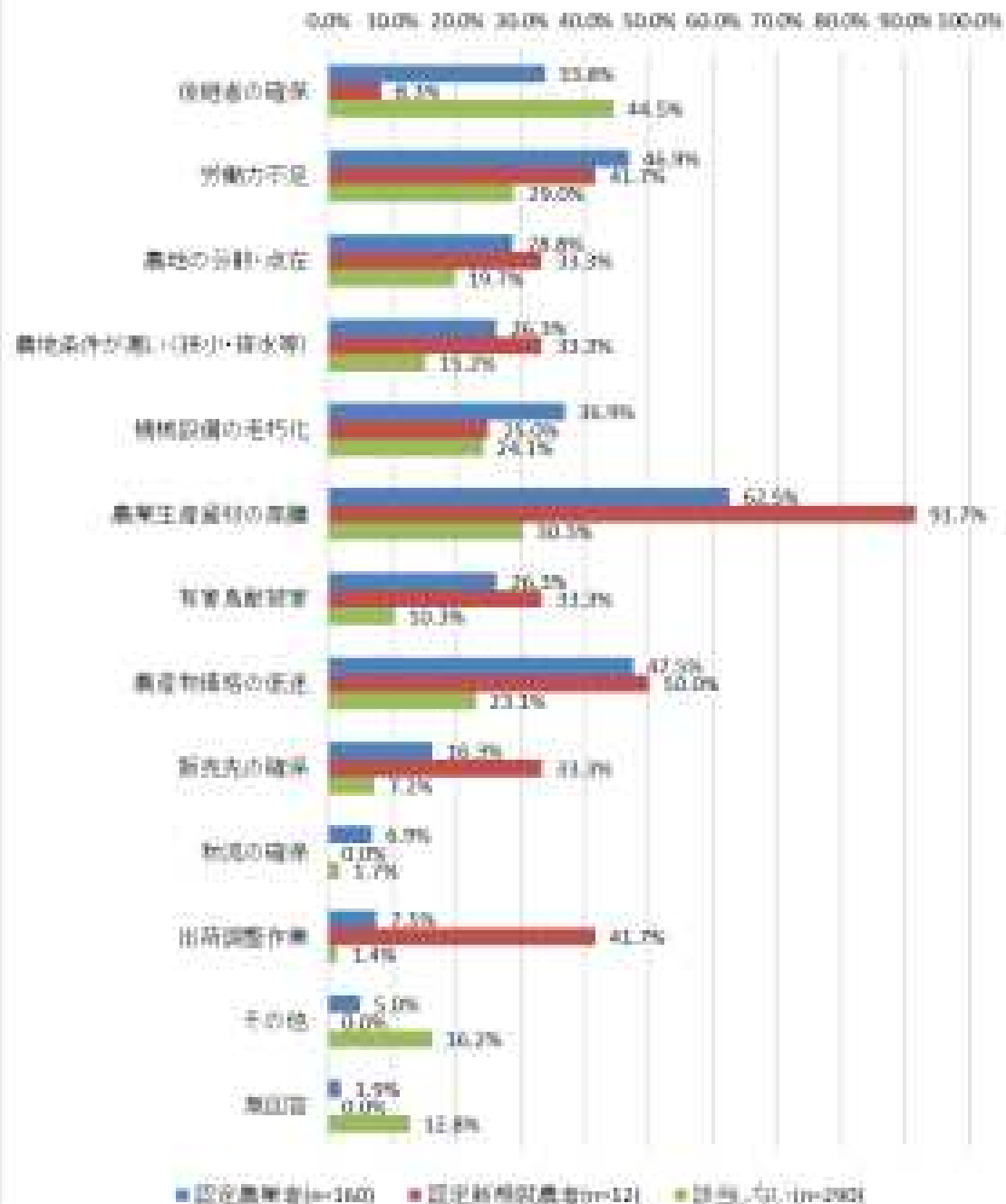
Q10.主な出荷先について



Q11 農業経営上の課題について教えてください。(あてはまるもの全てに○)



Q11.農業経営上の課題について



Q12 現在、農業を行っている理由を教えてください。(あてはまるもの全てに○)

Q12 農業を行っている理由について (n=473)

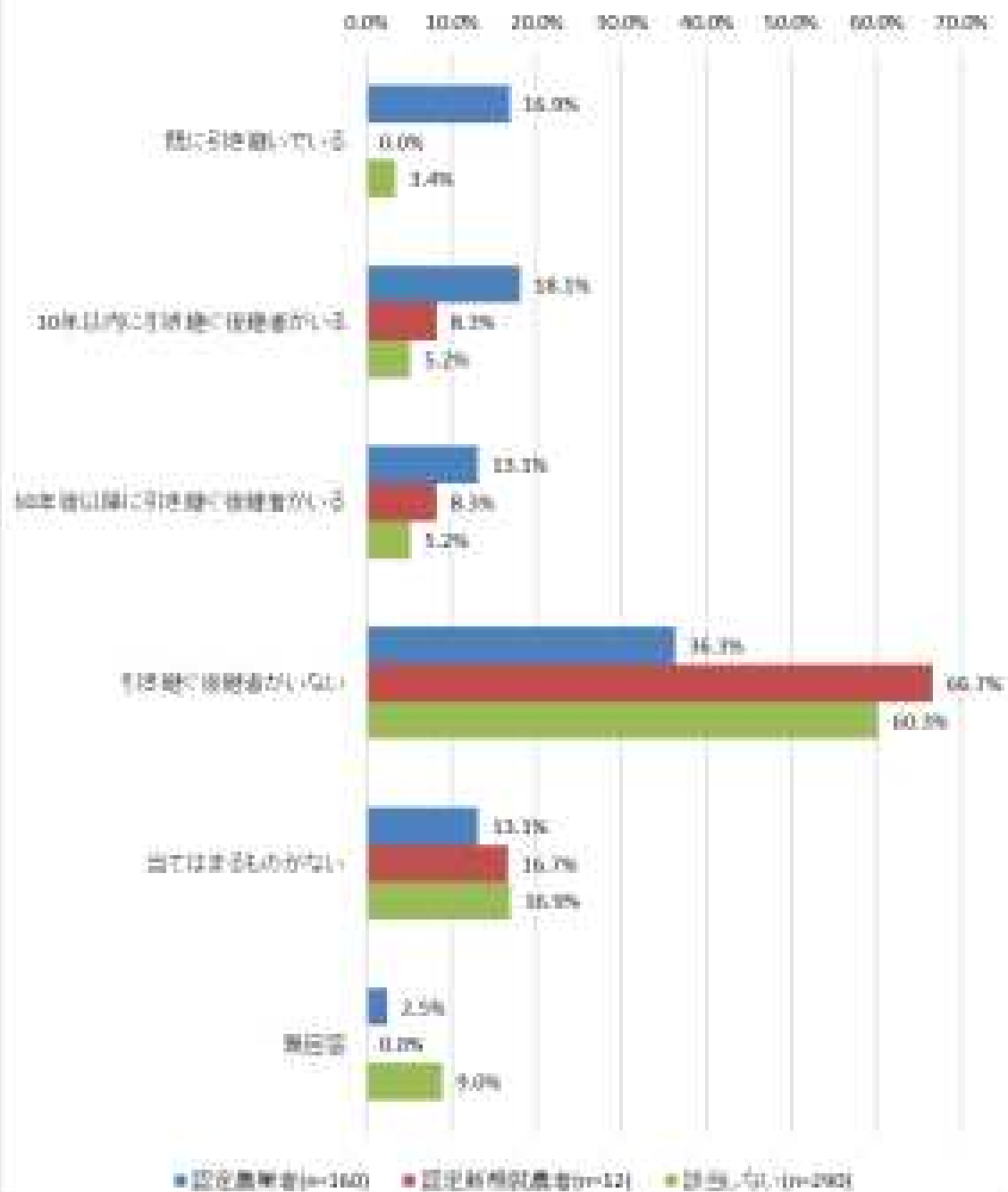


Q13 今後10年間の営農における後継者の確保状況について教えてください。(1つに○)

Q13 今後10年間の営農における後継者の確保状況について (n=473)

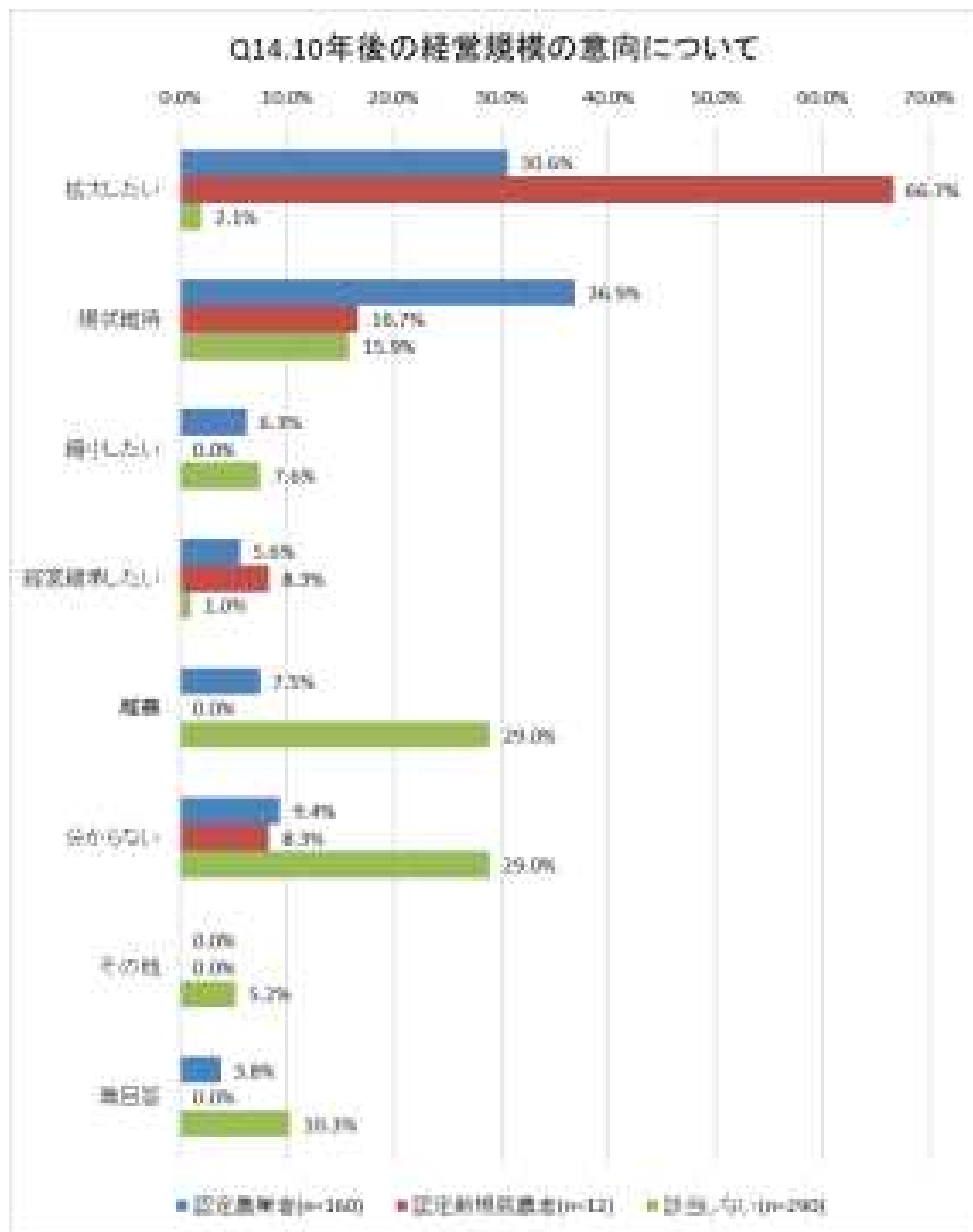


Q13. 今後10年間の営農における後継者の確保状況

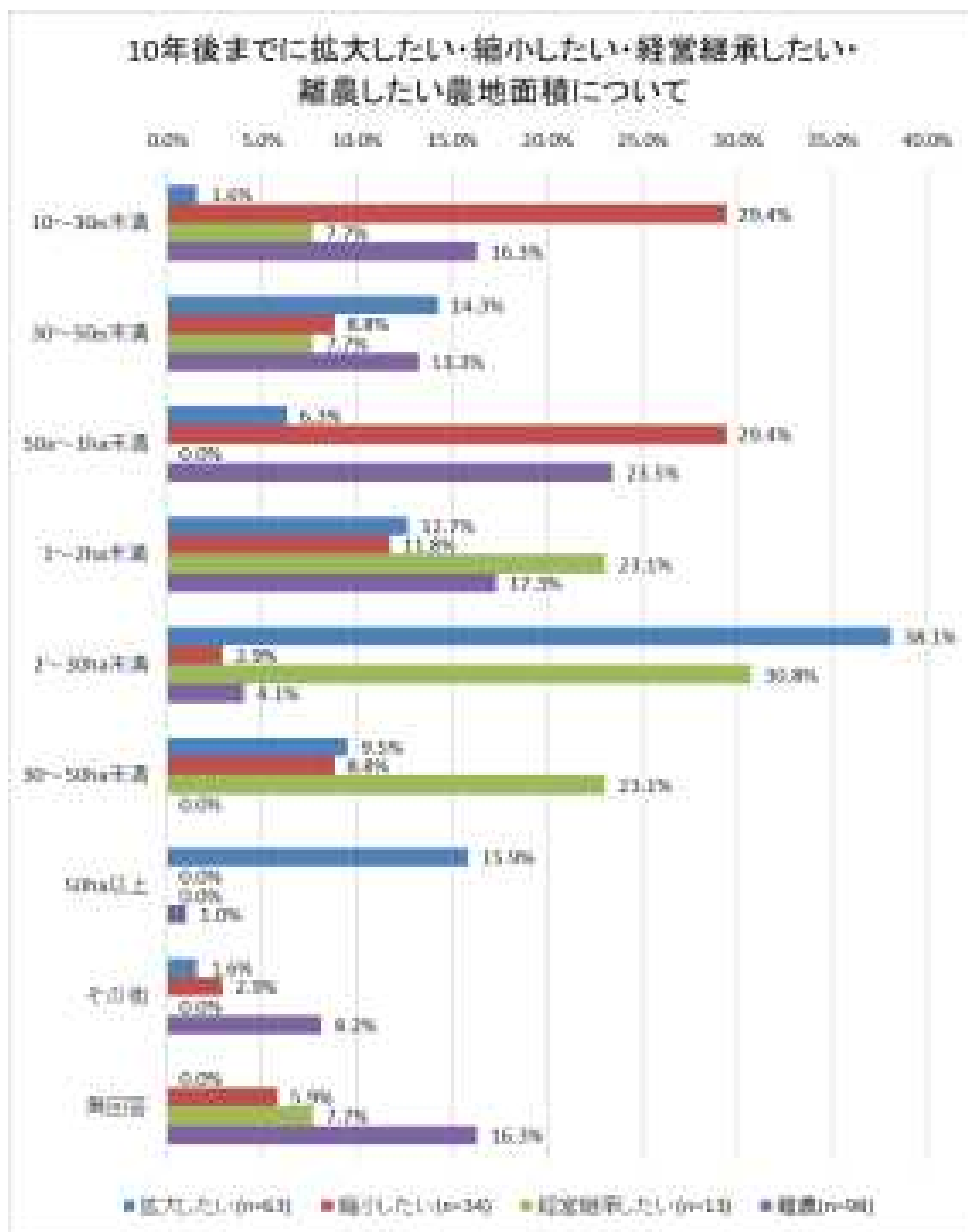


Q14 10年後の経営規模(農地面積)について現在のご意向を教えてください。(1つに○)





Q15 Q14 で①または③～⑤と回答した方にお伺いします。10年後までに拡大したい又は縮小したい、継承したい農地面積として当てはまるものを選択してください。(1 つに○)



Q16 Q14 で③または⑤と回答した方にお伺いします。規模縮小、離農の理由を教えてください。
(あてはまるもの全てに○)



Q17 Q14 で①または②と回答した方にお伺いします。経営規模(面積)を規模拡大・現状維持するにあたり、今後必要な取組について教えてください。(あてはまるもの全てに○)



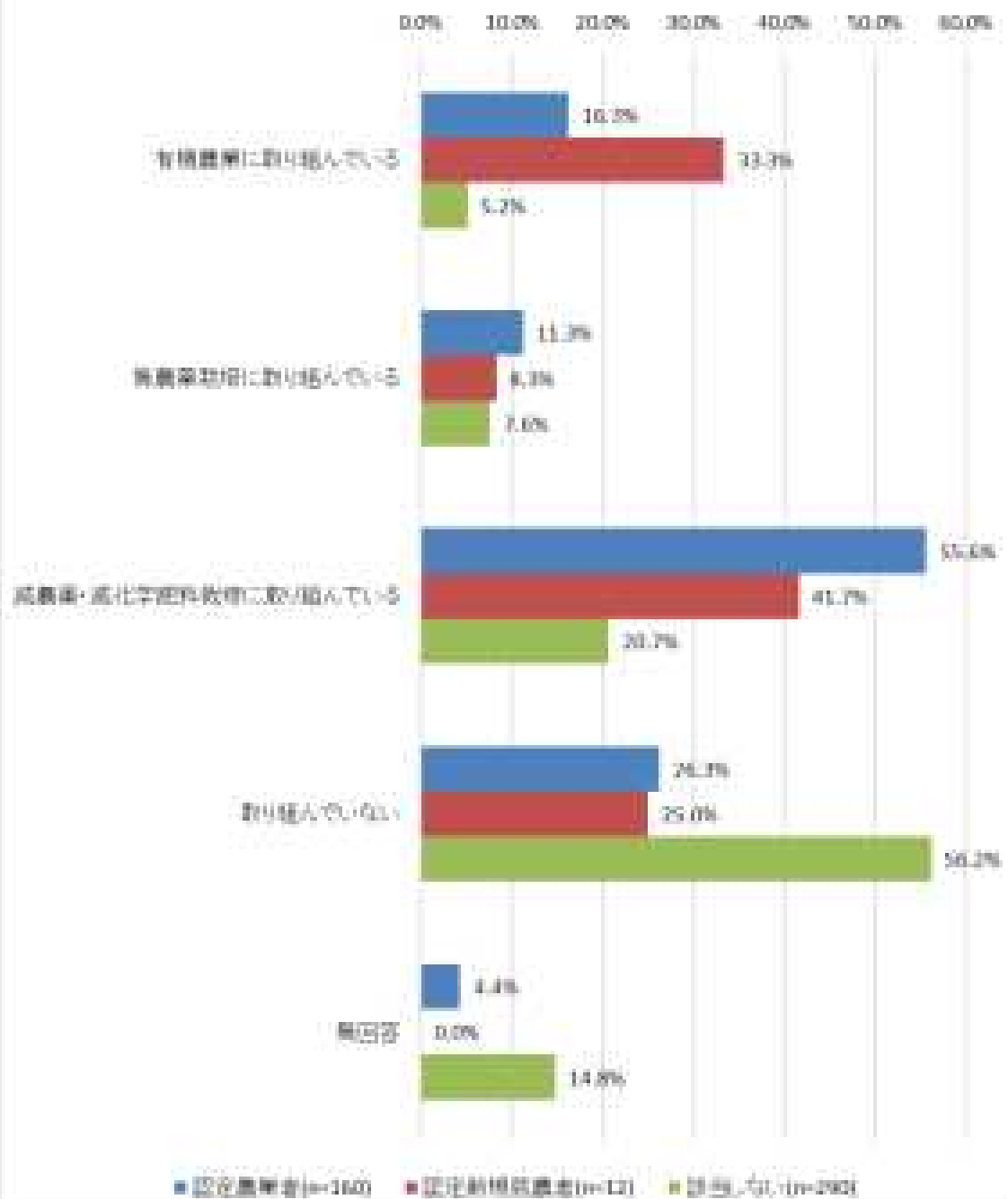
Q18 Q14 で③又は⑤と回答した方にお伺いします。農地の取扱について、今現在のお考えを教えてください。(あてはまるもの全てに○)



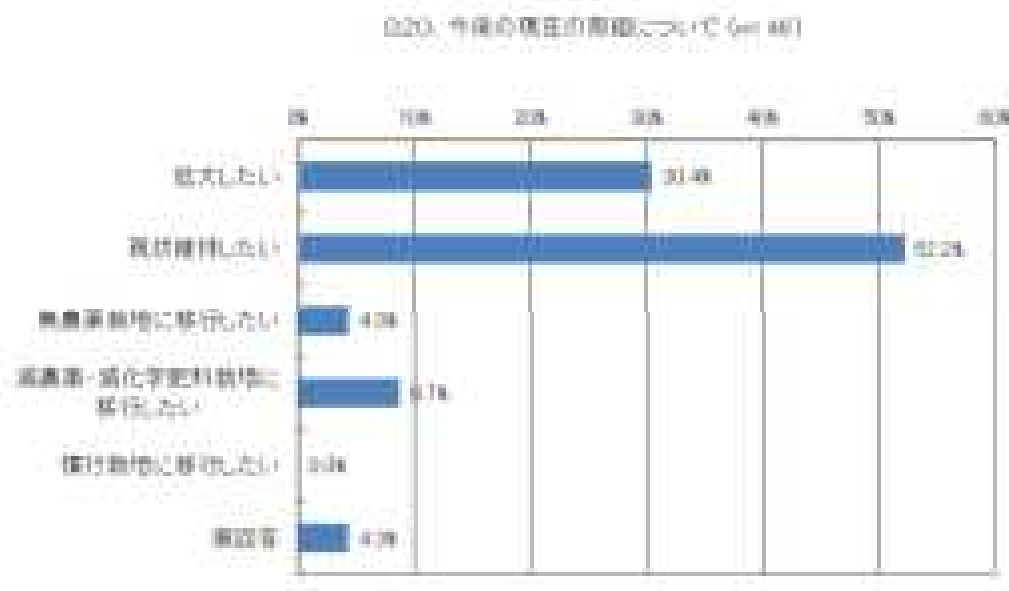
Q19 現在、環境に配慮した農業に取り組んでいますか。(あてはまるもの全てに○)



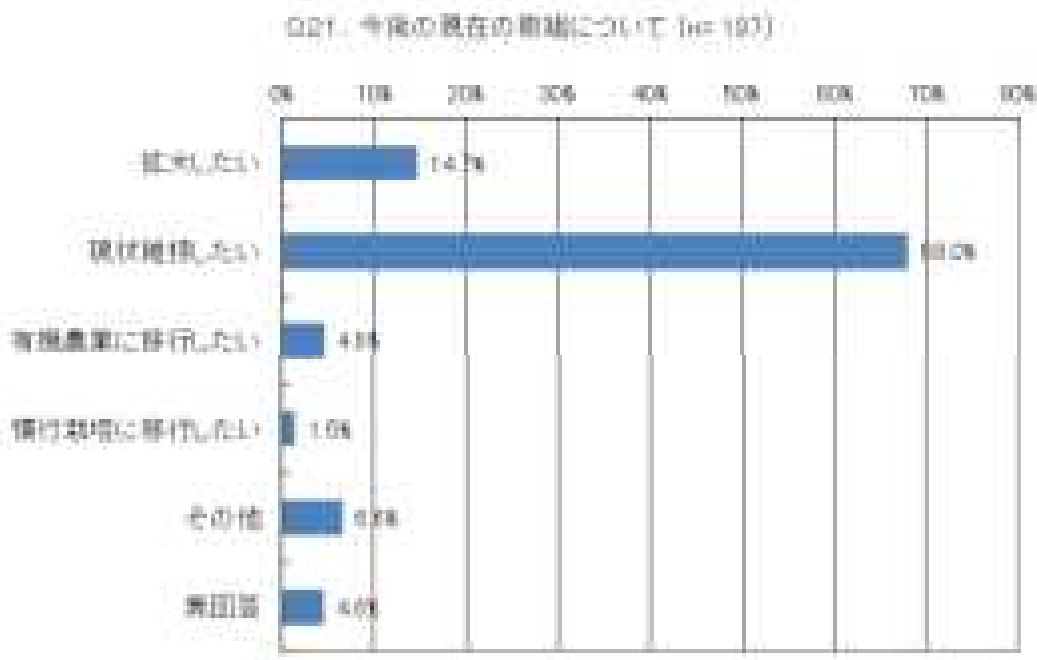
Q19.環境に配慮した農業の取組状況



Q20 Q19で①と回答した方にお伺いします。今後、現在の取組をどうしていきたいとお考えですか。(1つに○)



Q21 Q19で②または③と回答した方にお伺いします。今後、現在の取組をどうしていきたいとお考えですか。(1つに○)



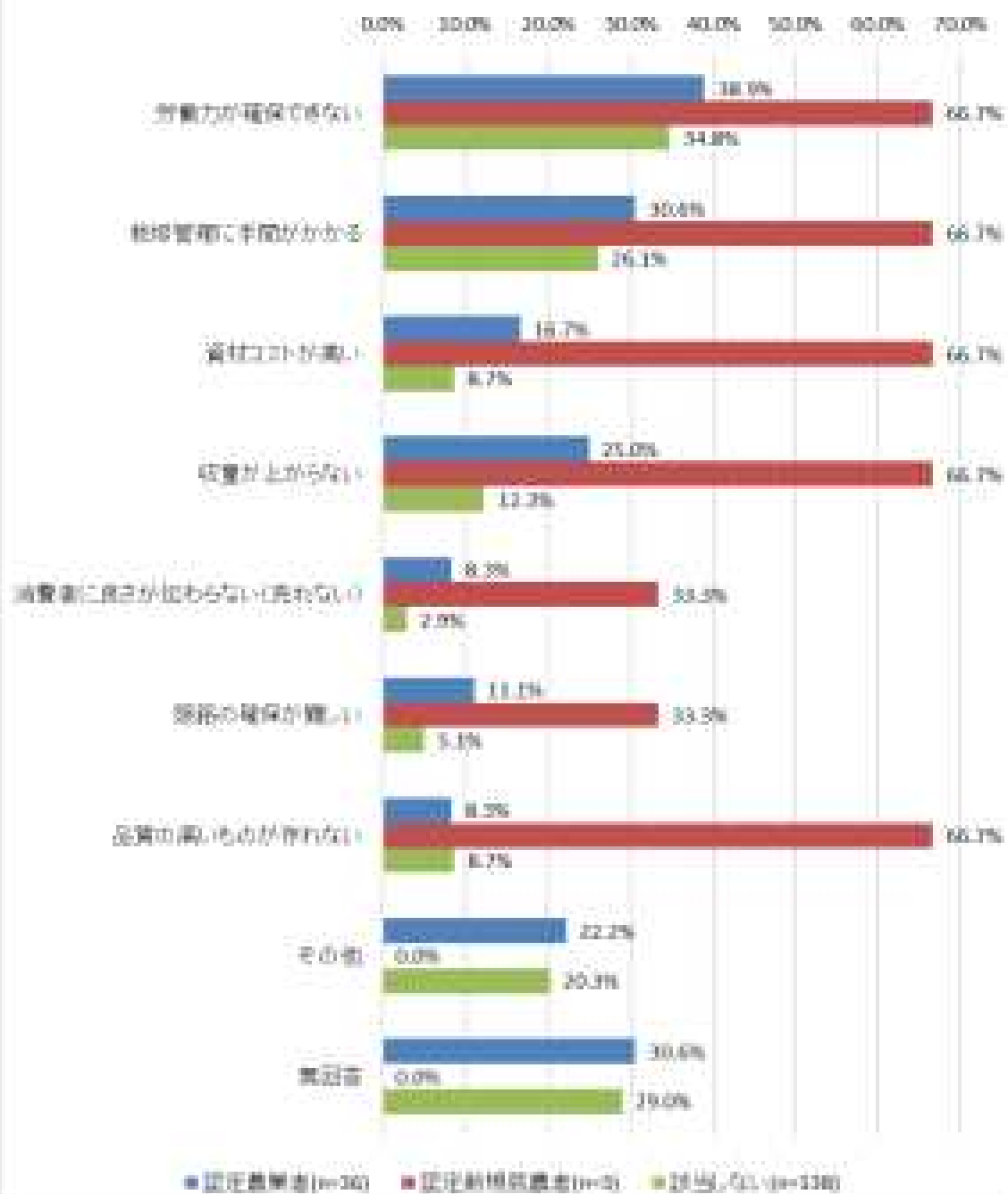
Q22 Q19 で④と回答した方にお伺いします。今後、環境に配慮した農業に取り組む予定はありますか。(1つに○)



Q23 Q20 で⑤またはQ21 で④または Q22 で④と回答した方にお伺いします。有機農業等に取り組まない理由は何ですか。(あてはまるもの全てに○)



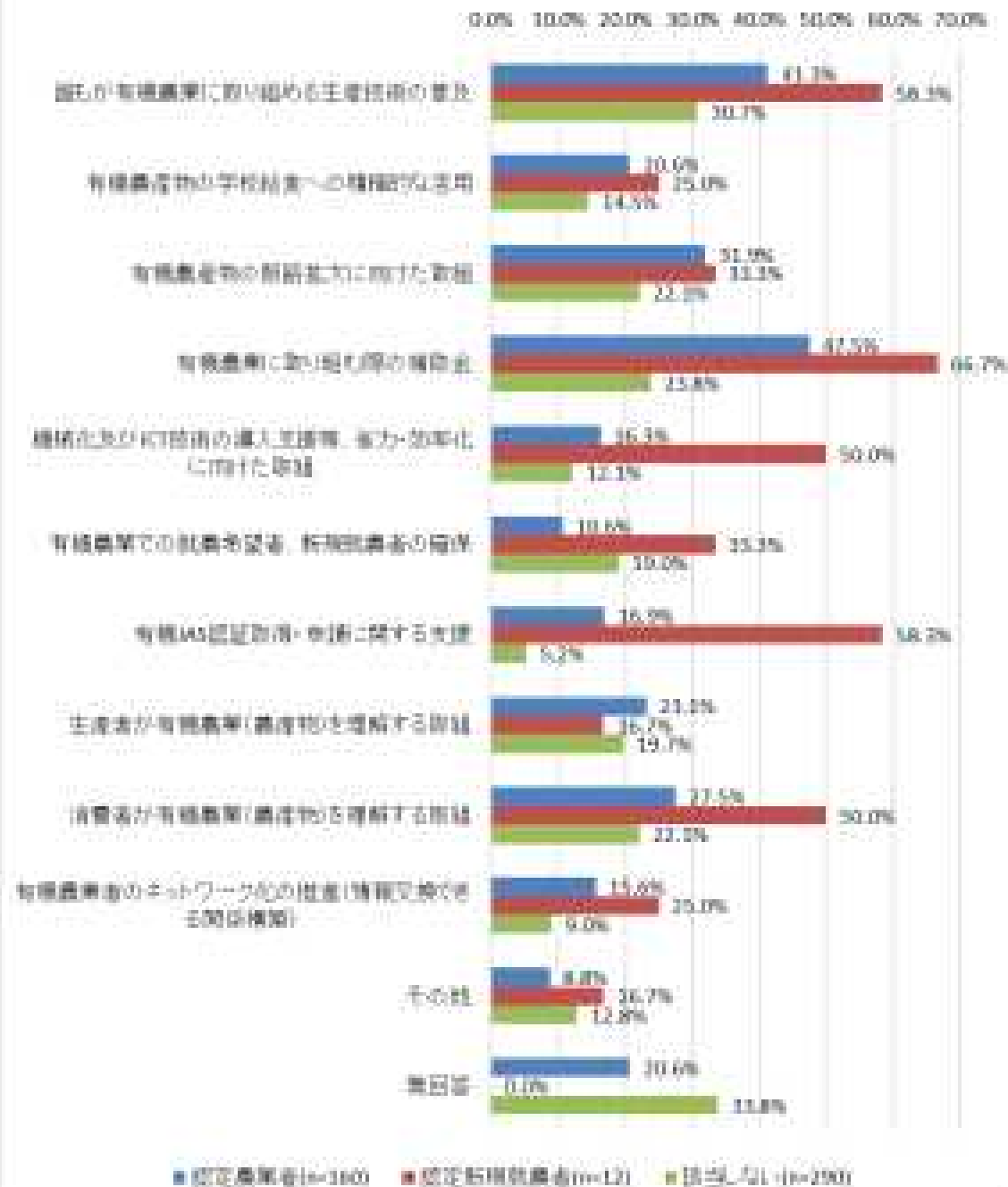
Q23.有機農業に取り組まない理由



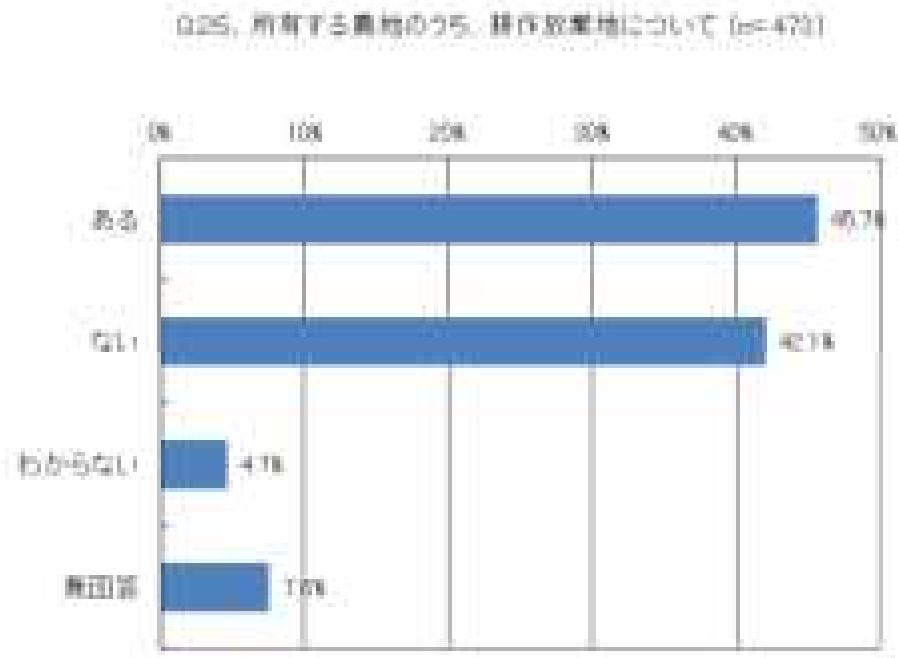
Q24 有機農業の普及に必要な取組は何だとお考えですか。(あてはまるもの全てに○)

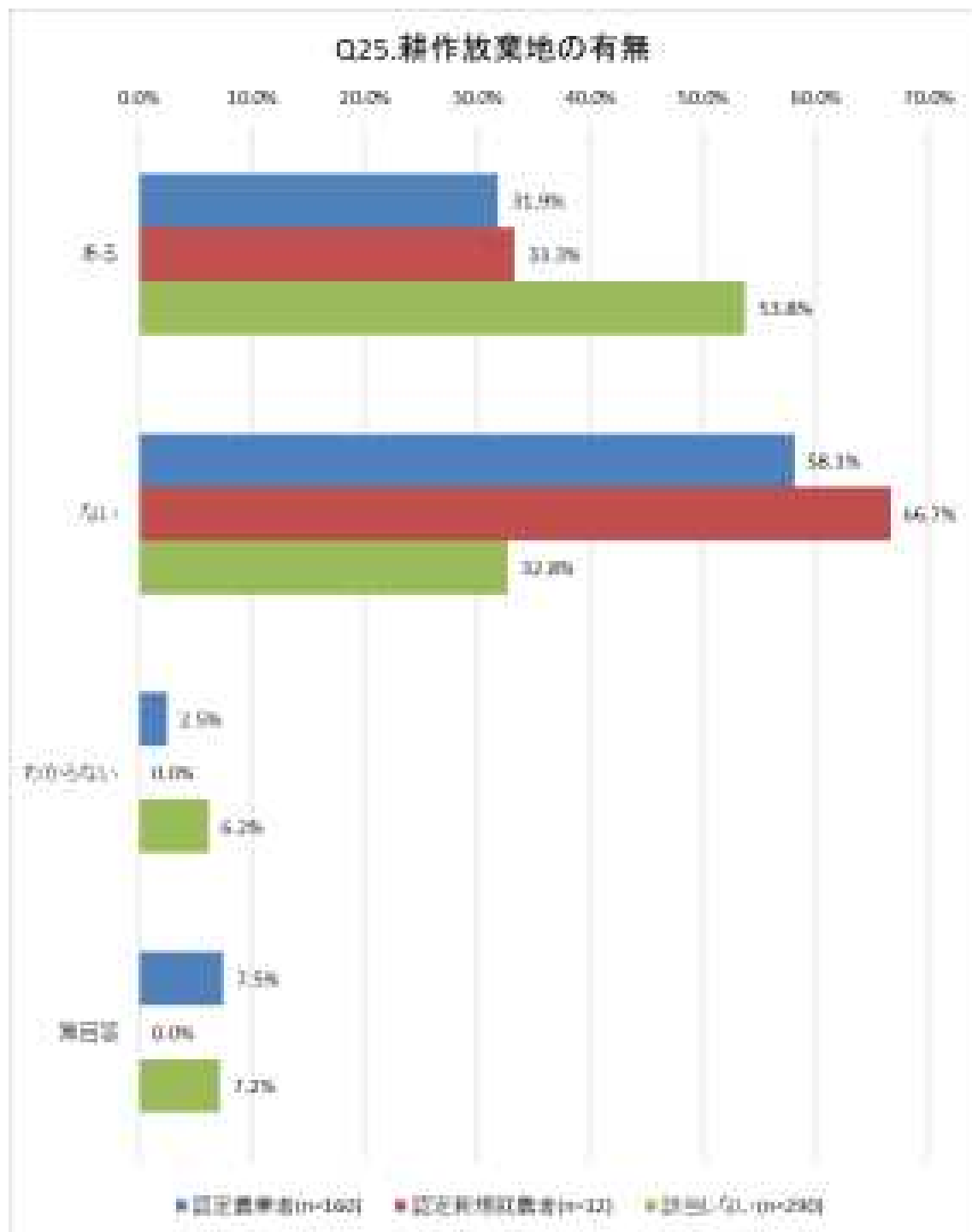


Q24.有機農業の普及に必要な取組

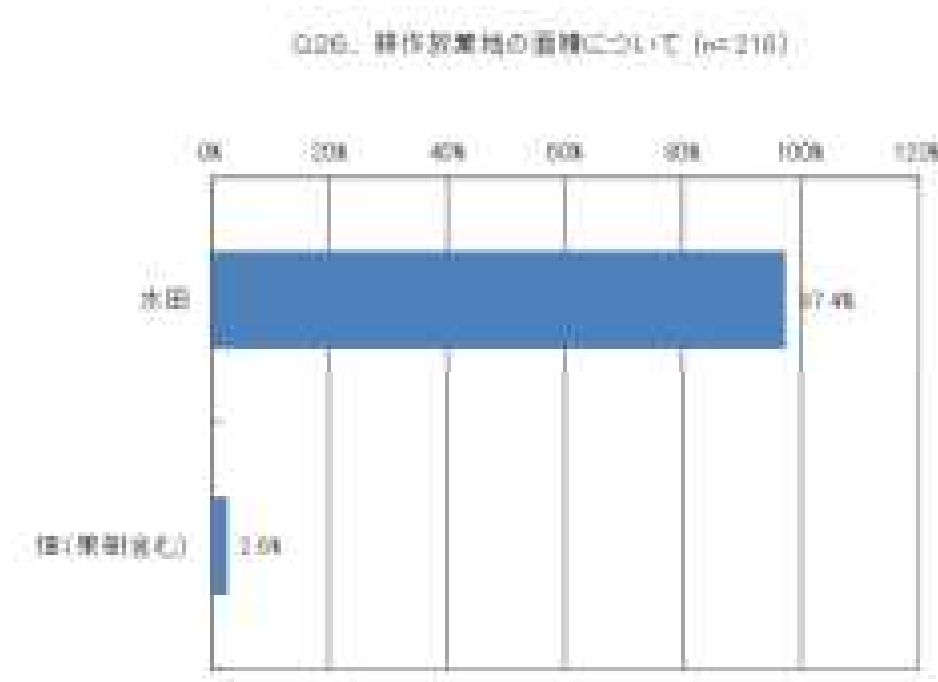


Q25 あなたの所有する農地のうち、耕作放棄地(1年以上何も作付けしていない農地で、今後も作付の予定がない農地。保全管理されている農地も含みます。)となっている農地はありますか。(1つに○)





Q26 Q25 で①と回答した方にお伺いします。どれくらいの面積が教えてください。(当てはまる項目に数値を記入ください)



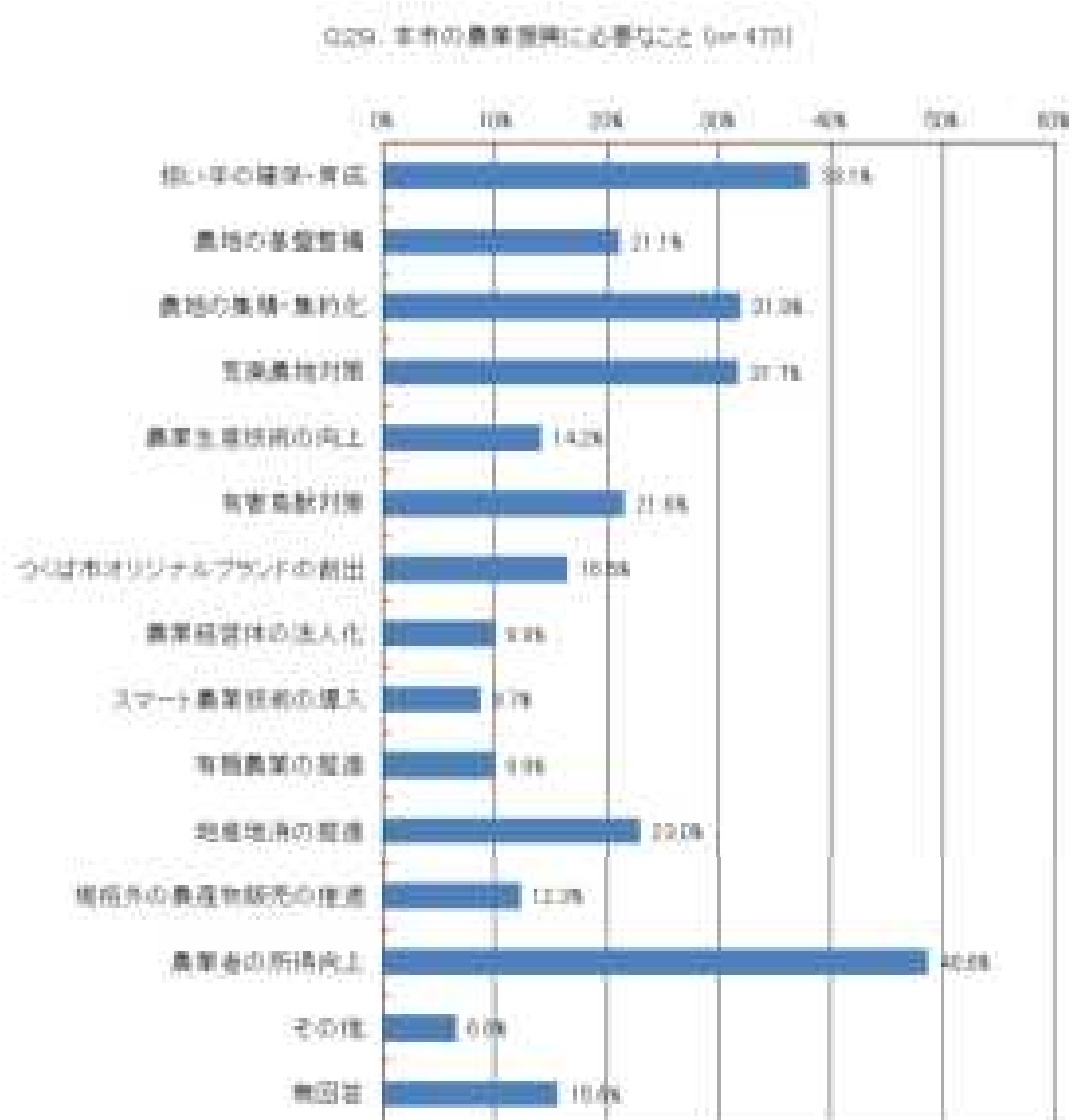
Q27 Q25 で①と回答した方にお伺いします。耕作放棄地になっている理由を教えてください。(あてはまるもの3つ以内で○)



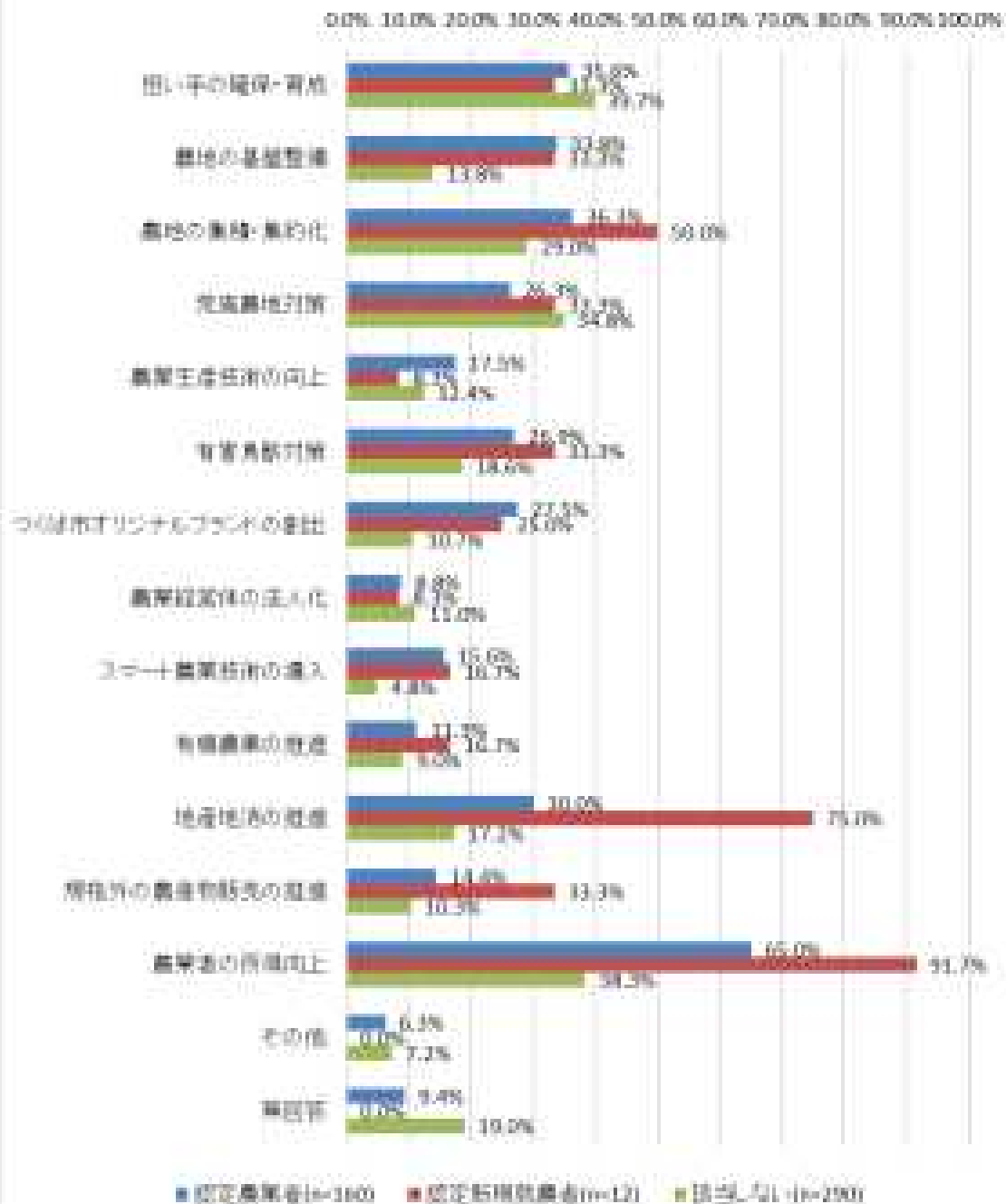
Q28 Q25 で①と回答した方にお伺いします。今後、耕作放棄地をどのように利用していきたいか教えてください。(あてはまるもの3つ以内で○)



Q29 本市の農業振興に必要なことを教えてください。(あてはまるもの全てに○)



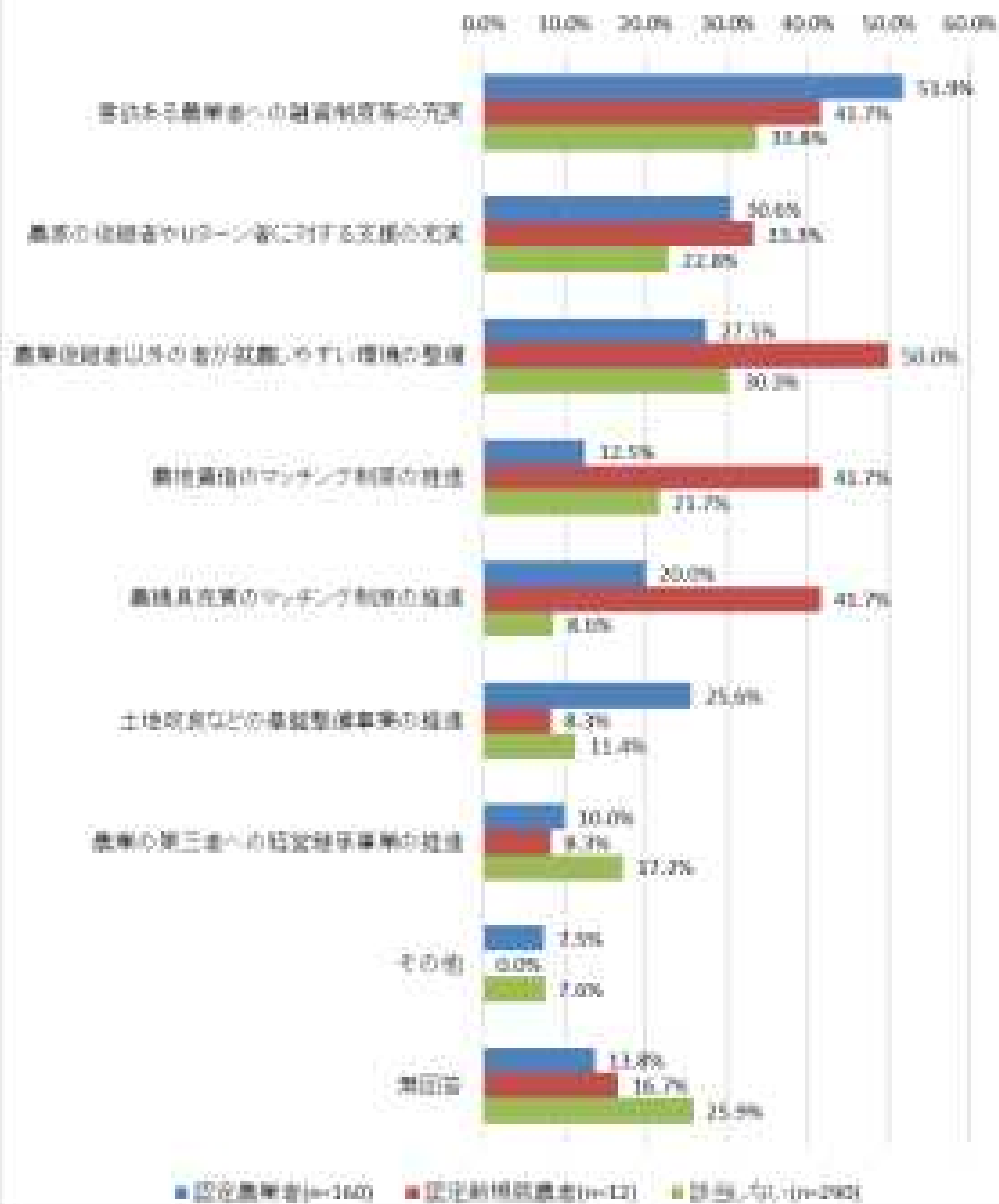
Q29.本市の農業振興に必要なこと



Q30 担い手を確保・育成するために、何が必要だと思いますか。(あてはまるもの3つ以内で○)



Q30.担い手確保・育成のために必要な取組



Q31 最後に、市の農業政策に対して御意見がありましたら、御記入をお願いします。

【農業環境の整備】

- ・ 農業インフラ（排水・農道等）、農業をする環境整備に関する意見：6件
- ・ 設備投資を回収できる農業経営への支援を求める意見：1件

【周辺住民の理解】

- ・ 農地周辺の住人の農業への不理解について：3件

【生産資材費の高騰】

- ・ 農業資材や肥料、農薬等々経費高騰について：2件
- ・ 生産コストの削減のための支援を求める意見：2件

【農業の実態調査】

- ・ 農業の実態調査（農業経営や栽培管理、耕作放棄地等）を求める意見：3件

【担い手の確保】

- ・ 農作業ボランティアの拡充を求める意見：1件
- ・ 高齢農業者への営農サポート支援を求める意見：1件
- ・ 担い手の確保支援を求める意見：1件

【地産地消】

- ・ 地産地消の推進、国内自給率の向上を求める意見：3件

【有害鳥獣対策】

- ・ 有害鳥獣対策の徹底を求める意見：1件

【補助】

- ・ 国や県にとらわれない、つくば市独自の農業補助支援を求める意見：2件
- ・ 個人農家（小農家）でも利用可能な補助制度の設計を求める意見：2件
- ・ 耕作放棄地を開墾するための補助制度の設計を求める意見：1件
- ・ 農機具・農業資材等の導入にあたる補助制度の設計を求める意見：3件

【収入・金銭面】

- ・ 水田の水利代の高騰の改善を求める意見：2件
- ・ 農業者の離農について対策を求める意見：1件
- ・ 農地貸借における小作料の一律化を求める意見：1件
- ・ 農業のマイナスイメージの払拭を求める意見：1件

【ブランド化】

- ・ つくば市の農産物のブランド化による収益向上策の検討についての意見：3件
- ・ つくば市のねぎブランド化についての意見：1件
- ・ 農研機構やJAつくば市などの協力、連携によるつくば市オリジナルの農産物の創出や開発についての意見：2件
- ・ 6次産業化へ注力するべきとの意見：1件

【農地】

- ・ 不耕作地ではなく、優良農地での耕作を推奨すべきとの意見：1件
- ・ 農業放棄地の所有者に対する整備指導の実施について求める意見：1件

- ・ 農業用地の貸借に関する意見：2件
- ・ 農業用地の有効利用に関する意見：1件
- ・ 自治体による農地の借り上げ、有効利用について求める意見：1件
- ・ つくば市では、茨城県独自の「10年特例」宅地を廃止すべきという意見：1件
- ・ 農地の売買に際する第三条許可の早期化を求める意見：1件
- ・ 耕作放棄地の解消・維持管理についての意見：7件
- ・ 農地の集約化及び、企業の農業参入（大規模化）について求める意見：5件
- ・ 営農型太陽光下での農業の推進を検討すべきとの意見：1件

【その他】

- ・ 生産者の意見や希望を農政に活かすための話し合いの場の開催を求める意見：2件
- ・ 現実的な計画の策定について求める意見：1件
- ・ 農業技術の導入（ICT等）のための研修会の開催について求める意見：2件
- ・ 体験農場の設置等、農業による地域コミュニティの場の提供の検討について求める意見：1件

第2章 市民アンケート調査

1. アンケート調査概要

(1)調査の目的

本調査は、第3次つくば市農業基本計画の策定にあたり、市の農業・農産物に対する満足度や期待を把握し、農業施策立案の参考とすることを目的として実施するものである。

(2)調査対象者

配布数	内訳
1,100 人	・ 市内在住の 18 歳以上の男女

(3)調査方法

郵送によりアンケート調査票を配布し、回答は、郵送による返送又はインターネット（WEB）での回答とした。

(3)調査期間

令和6年6月21日～令和6年7月5日まで

(4)回収数と回収率

回収数合計	回収率	郵送での回収	WEBでの回収
366 人	33.3%	249 人	117 人

2. 市民アンケート調査票

第3次つくば市農業基本計画策定に係る 市民アンケート調査への御協力をお願い

皆様から、つくば市政に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では現在、農業振興の指針となる「第3次つくば市農業基本計画」の策定へ向けて、各種調査検討を実施しているところです。

計画の策定にあたり、市民の皆様様の農業情の購入状況、つくば市畜産産物の購入や地産地消に関する意向等を把握し、農業施策立案の参考とすることを目的として、住民基本台帳から無作為抽出した、つくば市在住の18歳以上の方を対象にアンケート調査を実施します。

お手数をおかけしますが御協力をお願いします。

なお、本アンケート調査結果は、個人に関わる情報が公表されることはありません。

令和6年(2024年)6月

つくば市長 五十嵐 立青

【返送(回答)方法】

A:本紙に回答する場合

副紙入を済ませましたら、この用紙を同封の返信用封筒(切手不要)に入れ、
令和6年7月5日(金)までに最寄りのポストに郵便物をお願いします。

B:WEBで回答する場合

QRコードを読み取り、令和6年7月5日(金)までに、
WEB上で回答していただくようお願いいたします。



【問合せ先】

＜アンケートについて＞

■株式会社流通研究所

神奈川県厚木市南町1丁目4番3-2号 TEL:046-295-0831

＜第3次つくば市農業基本計画について＞

■つくば市経済産業政策課 農業政策係

茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1 TEL:029-883-1111(内:6325)

1. あなた自身のことについて、お伺いします。

Q1 あなたの年代を教えてください。(1つだけ)

- | | | | |
|----------|---------|---------|----------|
| ① 20 歲未満 | ② 20 歳代 | ③ 30 歳代 | ④ 40 歳代 |
| ⑤ 50 歳代 | ⑥ 60 歳代 | ⑦ 70 歳代 | ⑧ 80 歳以上 |

Q2 あなたの居住地域を脱北してください。(1つに○)

- | | | | |
|---------|--------|----------|-----------|
| ① 筑波地区 | ② 大田地区 | ③ 豊里地区 | ④ 枯地区 |
| ⑤ 谷田部地区 | ⑥ 栗岡地区 | ⑦ 研究学園地区 | ⑧ TX 沿線地区 |

※研究発表要旨とTx、目標地区の状況についてVTR、下見映像等してください。

野史、稗官、二史、小雅、文苑、國朝、集、續編、藏書、史記、宋史、元史、明史、清史、平定、通志、續志、十種、五部、四庫、五經

[illegible]

□3. あなたの得意形態を取ってください。(1つに○)

- ① 単独世帯 ② 核家族世帯 ③ 三世代世帯
④ その他

Figure 1

图 10-1-1 生产力的构成

2011年11月11日

生息のみが初期、生息と繁殖の子のみの中期、ひとり親と繁殖の子のみの中期

100

● 實業主義中心已不在發展以現代化上的貢獻

Q4 あなたの主な職業を教えてください。(1つに○)

- ① 会社員 ② 公務員 ③ パート・アルバイト
④ 契約(派遣)社員 ⑤ 自営業 ⑥ 農林業
⑦ 学生 ⑧ 専業主婦・主夫 ⑨ 無職
⑩ その他()

2. 農産物の購入について、お伺いします。

Q5. 農産物(米、野菜等)の購入先について教えてください。(すべてはまるものに3つ以内で○)

- | | |
|--------------|-----------------------|
| ① スーパーマーケット | ② スーパーマーケットの地元農産物コーナー |
| ③ コンビニエンスストア | ④ 宅配サービス(生食等) |
| ⑤ 直販 | |
| ⑥ 農産物直売所 | ⑦ 生産者から直接購入 |
| ⑧ その他() | |

Q6. 農産物の購入先を選ぶ際に重要視する点を教えてください。

(すべてはまるものに3つ以内で○)

- | | |
|------------------------------------|------------------------------|
| ① 自宅や職場に近い | ② 農産物以外の商品も購入できる |
| ③ 品揃えが豊富 | ④ 生産者の顔が見える |
| ⑤ 自宅や職場への配送が可能 | |
| ⑥ 新鮮で・品質の良さ | ⑦ 価格の安さ |
| ⑧ 地元農産物が購入できる | |
| ⑨ 有機農産物 [※] が購入できる | ⑩ 減農薬農産物 [※] が購入できる |
| ⑪ 減農薬・減化学肥料農産物 [※] が購入できる | ⑫ その他() |

※ 有機農産物とは、以下①～③までの生産方法を用いて生産された農産物です。

- ① 化学的に合成された肥料等(農薬を使用しない)
- ② 遺伝子組換え材料を利用しない
- ③ 農業生産に由来する環境への負荷をできる限り軽減する

※ 減農薬農産物とは、栽培期間中に化学的に合成された農薬を使用しないで栽培された農産物です。

※ 減農薬・減化学肥料農産物とは、栽培期間中農薬の使用回数が、前年度対象農薬の使用回数が、化学肥料の使用量を削減して栽培された農産物です。前年度対象農薬の使用回数が、50%以下、化学肥料の使用量が50%以下、で栽培された農産物である特別栽培農産物も含まれます。

Q7. 農産物を購入する際に重要視する点を教えてください。

(すべてはまるものに3つ以内で○)

- | | | |
|----------|----------------|----------------|
| ① 新鮮 | ② 価格の安さ | ③ 安全・安心 |
| ④ おいしさ | ⑤ 産地や生産者の情報 | ⑥ 有機農産物 |
| ⑦ 減農薬農産物 | ⑧ 減農薬・減化学肥料農産物 | ⑨ 産地の知名度(ブランド) |
| ⑩ 地元産である | ⑪ その他() | |

3. 産地地質*について、お伺いします。

*産地地質とは、地域で生産される農産物を地域で調製する取り組みです。

Q8 つくば市産の農産物の購入頻度について教えてください。(1つに○)

- | | |
|-----------------|-------------|
| ① 日常的に購入している | ② 時々購入している |
| ③ 購入したことがある | ④ 購入したことがない |
| ⑤ 分からない・こだわりがない | |

Q9 Q8で①または②と回答した方にお伺いします。

つくば市産の農産物を購入している理由について教えてください。
(あてはまるものに3つ以内で○)

- | | |
|------------------------|----------------|
| ① 新鮮が良い野菜が食べられるから | ② 価格が安いから |
| ③ 安全・安心だから | ④ おいしいから |
| ⑤ 品質がよいから | ⑥ 生産者がわかり安心だから |
| ⑦ 販売を応援したいから | |
| ⑧ 近くに直売所等の購入できる場所があるから | |
| ⑨ その他 | |

Q10 Q8で③～⑤と回答した方にお伺いします。

購入頻度が少ない理由について教えてください。(あてはまるものに3つ以内で○)

- | | | |
|-----------------------|-------------|------------------------------|
| ① 新鮮でないから | ② 価格が高いから | ③ 安全・安心と思えないから |
| ④ おいしくないから | ⑤ 品質が良くないから | ⑥ つくば市産農産物・生産者に
こだわりのないから |
| ⑦ 近くに購入できる場所がない・少ないから | | |
| ⑧ その他 | | |

Q11 産地地質に対する認識について教えてください。(1つに○)

- | | | |
|----------------|------------|-------------|
| ① 積極的に推進すべき | ② 推進すべき | ③ どちらともいえない |
| ④ 積極的に推進すべきでない | ⑤ 推進すべきでない | |

Q12 つくば市の地産地消に対する取り組みについて知っているものを教えてください。
(あてはまるもの全てに○。ない場合は選択不要)

- ① Farm to Table つくば (地産地消推進総合ウェブサイト)があること
- ② 市内に地産地消を推進しているレストランがあること
- ③ 市内の学校給食につくば市産農産物が使われていること
- ④ 農産体験イベントを実施していること
- ⑤ その他()

Q13 市民にどのような情報が提供されれば「地産地消」が進むと思いますか。
(あてはまるもの3つ以内に○)

- ① 地産地消の意義や効果に関する情報
- ② つくば市産農産物に関する情報
- ③ 購入できる場所の情報
- ④ 積極的に使用している飲食店の情報
- ⑤ 産業者などに関する情報
- ⑥ 調理方法や利用方法に関する情報
- ⑦ 旬や食べ頃の情報
- ⑧ その他()

Q14 地産地消の推進に必要なことについて教えてください。
(あてはまるもの3つ以内で○)

- ① 地元の農産物の販売店舗を増やす
- ② 学校給食での使用
- ③ 地産地消を推進しているレストランを増やす
- ④ 学校での食育
- ⑤ 市民と生産者との交流
- ⑥ 市民が農に触れる機会の提供
(収穫体験・農作業体験 等)
- ⑦ マルシェ等の開催により、地元食材を購入できる機会の提供
- ⑧ 飲食店等が地産地消を積極的に取り組める仕組み作り(インセンティブ付与等)
- ⑨ その他()

4 有機農産物について、お伺いします。

【有機の定義】

- ※ 有機農産物とは、以下①～③全ての生産方法を用いて生産された農産物です。
- ① 化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない
 - ② 遺伝子組換え技術を利用しない
 - ③ 農薬使用に由来する環境への負荷をできる限り低減する

Q15 有機農産物の定義をご存じでしたか。(1つに○)

- ① 正確に知っていた ② 概ね知っていた ③ 全く知らなかった

Q16 有機農産物の購入の頻度を教えてください。(1つに○)

- ① 日常的に購入している ② 時々購入している
③ 購入したことがある ④ 購入したことがない
⑤ 分からない・こだわりがない

Q17 Q16で①～③と回答された方にお尋ねします。

有機農産物の主な購入先はどこですか。(あてはまるものに3つ以内で○)

- ① 市内スーパーマーケット ② 市内スーパーマーケットの専売農産物コーナー
③ 市内コンビニエンスストア ④ 宅配サービス(生協等) ⑤ 通販
⑥ 市内農産物直売所 ⑦ 市内生産者から直接購入
⑧ 市外() ⑨ その他()

Q18 Q16で①または②と回答された方にお尋ねします。

有機農産物を購入する理由は何ですか。(あてはまるものに3つ以内で○)

- ① 美味しい ② 環境に配慮されている
③ 安全・安心である ④ 身体によい
⑤ 近くの店舗で販売している ⑥ その他()

Q19 Q16で①～⑤と回答された方にお尋ねします。

特産農産物の購入頻度が少ない理由は何ですか。(あてはまるものに3つ以内で○)

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ① 価格が高い | ② 近くの店舗で販売していない |
| ③ 購入したい農産物がない・少ない | ④ 一般の農産物と変わらないと感じる |
| ⑤ その他() | |

5 情報発信媒体、市民参加等への意見について、お伺いします。

Q20 つくば市の情報発信媒体のうち、あなたが普段閲覧する媒体を以下のうちから選択してください。(あてはまるもの全てに○)

- | | |
|---|---|
| ① 広報つくば | |
| ② つくば市かわら版 | |
| ③ 市ホームページ
https://www.city.tsukuba.lg.jp/ |  |
| ④ つくばスマートシティアプリ「つくスマ」 |  |
| ⑤ つくば市公式 X(旧 Twitter) @tsukubais |  |
| ⑥ 農政関係 X(旧 Twitter) @tkb_agri |  |
| ⑦ つくばファンクラブ Instagram tsukubafanclub |  |
| ⑧ 農政関係 Instagram tkb_agri |  |
| ⑨ Farm to Table つくば (地産地消推進総合ウェブサイト)
https://tsukuba.ibonani.net/ |  |
| ⑩ その他() | |
| ⑪ なし | |

Q21 最後に、市の循環政策に対して御意見がありましたら、御記入をお願いします。

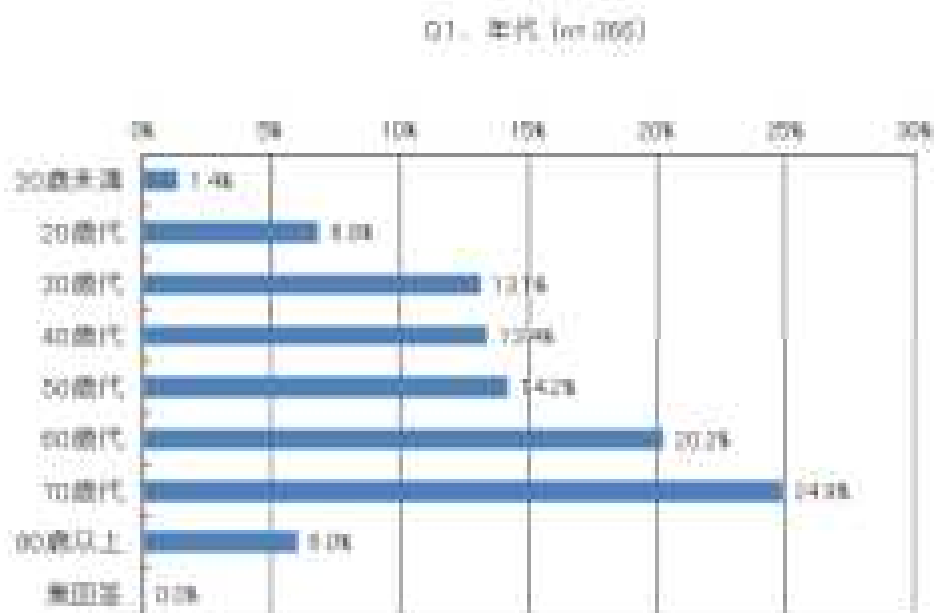


御協力ありがとうございました。
返信用封筒に入れ、最寄りのポストに投函してください。



3. 市民アンケート調査結果

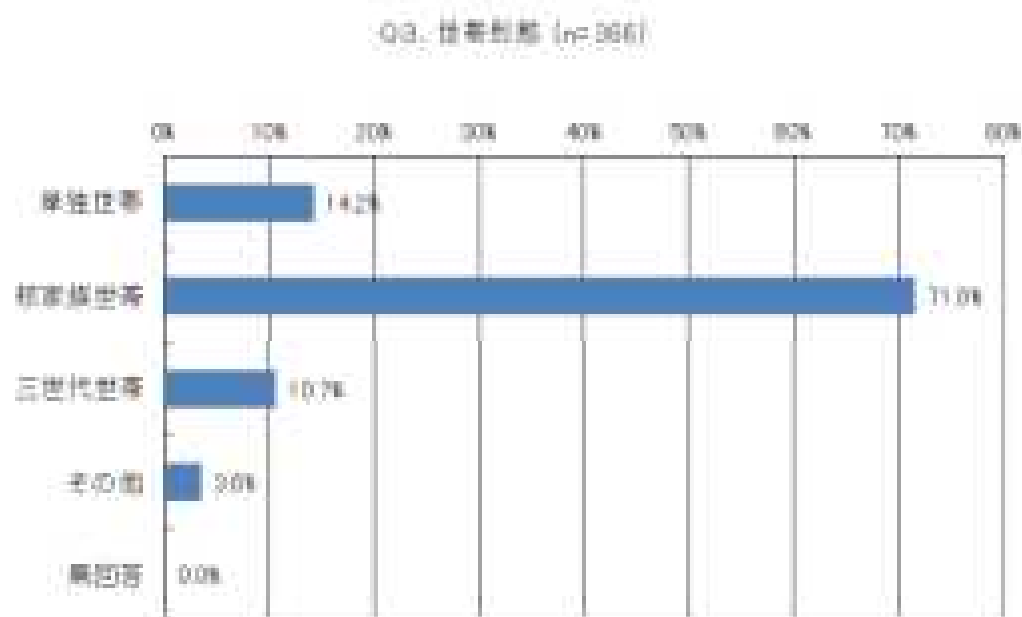
Q1 あなたの年代を教えてください。(1つに○)



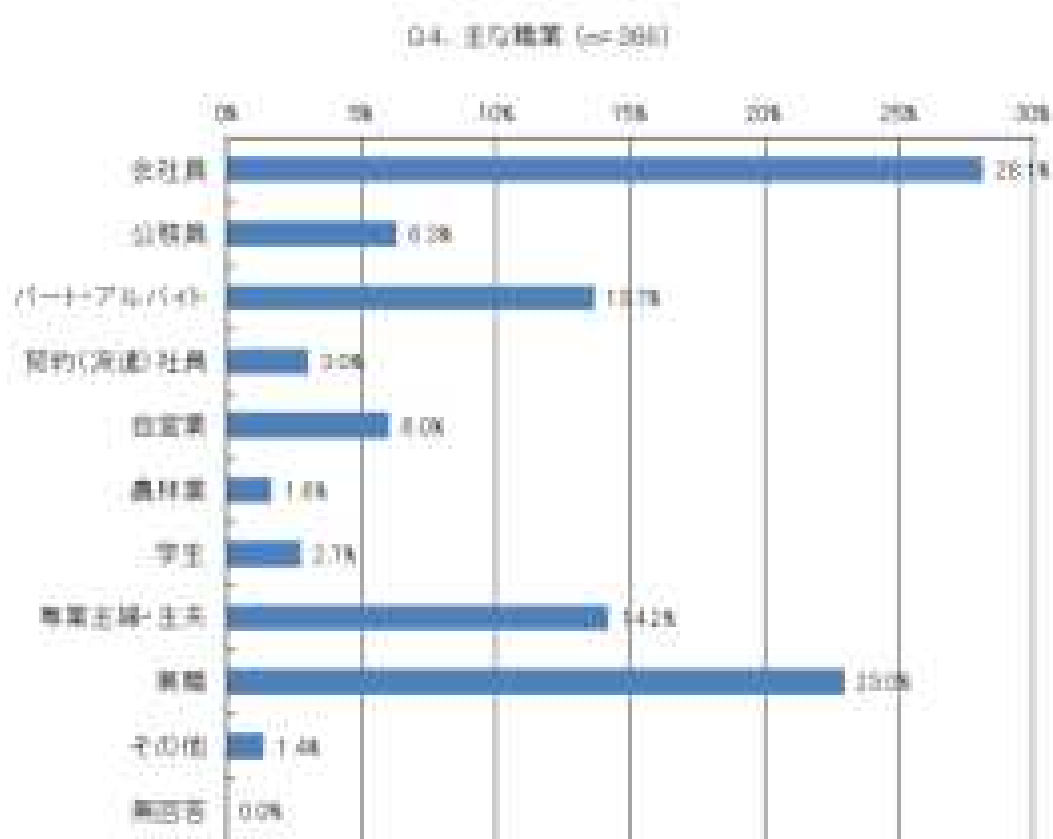
Q2 あなたの居住地を教えてください。(1つに○)



Q3 あなたの世帯形態を教えてください。(1つに○)



Q4 あなたの主な職業を教えてください。(1つに○)



Q5 農産物(米、野菜等)の購入先について教えてください。(あてはまるものに3つ以内で○)



Q6 農産物の購入先を選ぶ際に重要視する点を教えてください。(あてはまるものに3つ以内で○)



Q7 農産物を購入する際に重要視する点を教えてください。(あてはまるものに3つ以内で○)



Q8 つくば市産の農産物の購入頻度について教えてください。(1つに○)



Q9 Q8で①または②と回答した方にお伺いします。つくば市産の農産物を購入している理由について教えてください。(あてはまるものに3つ以内で○)



Q10 Q8で③～⑤と回答した方にお伺いします。購入頻度が少ない理由について教えてください。(あてはまるものに3つ以内で○)



Q11 地産地消に対する認識について教えてください。(1つに○)



Q12 つくば市の地産地消に対する取組みについて知っているものを教えてください。(あてはまるもの全てに○、ない場合は選択不要)



Q13 市民にどのような情報が提供されれば「地産地消」が進むと思いますか。(あてはまるもの3つ以内に○)



Q14 地産地消の推進に必要なことについて教えてください。(あてはまるものに3つ以内で○)



Q15 有機農産物の定義をご存じでしたか。(1つに○)



Q16 有機農産物の購入の頻度を教えてください。(1つに○)



Q17 Q16で①～③と回答された方にお尋ねします。有機農産物の主な購入先はどこですか。(あてはまるものに3つ以内で○)



Q18 Q16で①または②と回答された方にお尋ねします。有機農産物を購入する理由は何ですか。(あてはまるものに3つ以内で○)



Q19 Q16で③～⑤と回答された方にお尋ねします。有機農産物の購入頻度が少ない理由は何ですか。(あてはまるものに3つ以内で○)



Q20 つくば市の情報発信媒体のうち、あなたが普段閲覧する媒体を以下のうちから選択してください。(あてはまるもの全てに○)



Q21 最後に、市の農業政策に対して御意見がありましたら、御記入をお願いします。

【消費・購買促進】

- ・ 市内スーパーでの、つくば市産農産物の取扱いの推進についての意見：5件
- ・ 直売所の増設を求める意見：1件
- ・ 市役所や公民館内での農産物の販売を求める意見：2件
- ・ ブルーベリー狩り等の「こと」消費を求める意見：1件
- ・ 市民に対する優待制度（ポイント利用等）の構築を求める意見：2件
- ・ 年配でも農産物が購入（移動しないでも）しやすい仕組み作りを求める意見：2件
- ・ 地産地消の推進についての意見：7件
- ・ つくば市産農産物の低価格化を求める意見：2件
- ・ 米食の推進についての意見：1件
- ・ 規格にこだわりすぎない（B品等）農産物の流通について：1件
- ・ 農産物の安心・安全の徹底：3件

【有機農業】

- ・ 消費者が商品を見てわかりやすい表示の工夫が必要との意見：1件
- ・ 販売価格の低減の工夫が必要との意見：2件
- ・ オーガニック志向に偏りすぎず、慣行農家も大切にする農業政策を求める意見：2件

【担い手の確保】

- ・ 農業従事者の高齢化、後継者不足について対策：2件
- ・ 農業従事者の確保のため、農業の魅力向上を求める意見：1件
- ・ 若者が農業で稼げる土台や参入の入口のようなものを考案するべきという意見：2件
- ・ 若者の就農支援に注力してほしいという意見：1件
- ・ 若者が就農しやすいように、アドバイスや補助金制度を設けるべきという意見：1件

【食料の安定供給】

- ・ 異常気象による食糧危機対策を行政が農家の方々と共に取り組んでほしいという意見：1件
- ・ 日本の食糧自給率の向上のためにも、農業、農家の皆さんをもっと支援すべきという意見：1件

【生産性の向上】

- ・ つくばの科学技術を生かし、農業が魅力ある職業となるような政策を求める意見：1件
- ・ 機械を所有できない小規模農家に対する耕作支援の窓口を求める意見：1件
- ・ 大規模農業の推進を求める意見：1件
- ・ 自然環境が一変している現在、天候に左右されず野菜が生産できる工場の設立を求める意見：1件

【農業機械の利活用】

- ・ 高齢農家が所有する未使用機械の有効利用を求める意見：1件

【農への理解醸成】

- ・ 市民が地域農業に触れる機会の創出を求める意見：1件
- ・ シニアでも参加しやすい農業体験等を求める意見：1件

【ブランド化】

- ・ ブランド化により、市内の農産物を有名にしてほしいという意見：1件
- ・ 市には知名度のある農産物が見当たらないという意見：1件

- ・ 関係機関と連携した市内産農産物のブランド化の取組を求める意見：1件
- ・ つくば市の特産物の開発を求める意見：1件

【農地・環境】

- ・ 各家庭での生ゴミの堆肥化を推進すべきという意見：1件
- ・ 調整区域内の農地を一般の人が借りて、家庭菜園ができるような環境を整えてほしいという意見：1件

【耕作放棄地】

- ・ 太陽光パネルばかりにならないようにしてほしいという意見：1件
- ・ 農地を市が1次的に買い取り、大規模な法人等に農業経営をしてもらう制度整備を求める意見：1件
- ・ 耕作放棄地の解消対策を求める意見：4件
- ・ 耕作放棄地の貸借の促進を求める意見：1件

【PR・情報発信】

- ・ 市の農業、農産物等の市民へのPRを求める意見：2件
- ・ 市の農業、農産物等の市外へのPRを求める意見：2件
- ・ 市内産農産物の取扱店舗における、積極的な宣伝を求める意見：1件
- ・ 生産物の良しあしを、生産者から消費者に情報発信できる仕組みを求める意見：1件
- ・ 地産地消を推進するための積極的なPRを求める意見：1件
- ・ 農業かわら版を読みたいという意見：1件
- ・ 有機農産物のPRをしてほしいという意見：1件
- ・ 若者に農業の担い手になってもらうための情報発信を求める意見：1件
- ・ 土壌の安全性の情報発信を求める意見：1件
- ・ 飲食店等でのPRの実施を求める意見：1件

第3次つくば市農業基本計画策定に係るヒアリング調査結果

1. ヒアリング対象者

- ・ 新規就農者(1名)
- ・ 主要品目農業者(米1名、ねぎ1名、ブルーベリー1名)
- ・ ワイン生産者(1名)
- ・ 有機農業者(2名)
- ・ 農協(2農協)
- ・ 直売所(民間1店舗)
- ・ 地産地消認証店(小売店1店舗、飲食店1店舗)

計12名

2. 調査時期・方法

令和6年7月に対面によるヒアリング調査を実施

3. ヒアリング内容まとめ

(1) 新規就農者

① 新規就農時の取組みと課題

- ・ JAに相談し就農したため、販売先を確保した上で就農できたことはよかった。
- ・ 就農すれば農地を借りやすくなるが、就農時は条件の良い農地を借りられなかった。研修中から農地を探していたが見つからなかった。
- ・ グリーンバンクで農地を探しても、条件の良い農地は借りられない。

② 有機農業について

- ・ ねぎの有機栽培は難しい。
- ・ 有機農業でうまくねぎが栽培できるなら、希望価格で取引できる売り先の確保が重要である。販売環境があれば、有機栽培できる品目で取り組んでもよい。

(2) 主要品目農業者

① 農業経営の取組みと課題

- ・ 規模拡大を希望するが、近隣で農地(田)が確保できない。つくば市は地主の希望が強く、農地が借りにくい状況にある。(つくば地区) ※米
- ・ 高温対策品種(米)への対応が重要であり、高温対策品種の情報等を行政が発信してくれるとよい。 ※米

- ・ 生産資材の高騰（肥料）が負担であり、平年の倍程度になった。※米
- ・ 生産資材の高騰（梱包材）が負担になっているため、コンテナ出荷等ができるとうい。※ねぎ
- ・ 生産の課題は暑さ対策、肥料高騰対策（化学肥料の使用量を削減）である。※ねぎ
- ・ JA出荷だけでは十分に稼げなかったため、地方市場にも出荷するようになった。※ねぎ
- ・ 生産資材の高騰により利益率が悪化している。市内で栽培していた白菜農家が生産資材の高騰により栽培しても赤字になることから撤退した。※ねぎ
- ・ 市として、市内全体のねぎのブランド化に取り組んでもらいたい。販売価格が10円でも上がるように施策をしてもらいたい。※ねぎ
- ・ ブルーベリー協議会メンバーが高齢化しており、後継者もないため減少していく。最近始めた若手のブルーベリー生産者は協議会に加入していない。※ブル
- ・ ブルーベリーは、収穫の労働力をいかに確保するかがポイントである。農業サポーター制度を利用している。※ブル
- ・ 市内は露地栽培が多いが、ビニールハウスで栽培すれば、天候を気にせずに収穫ができる。※ブル

②有機農業について

- ・ 大規模農家が取り組むのは難しい。1反、2反の農家であれば可能である。※米
- ・ 有機農業は栽培できる品目（にんじん、さつまいも、たまねぎ、トウモロコシ、ベビーリーフ等）に限られる。※ねぎ
- ・ 有機農産物としての価値がつけられる販売先がないと意味がない。※ねぎ
- ・ 有機農業の良い技術があれば取り入れたい。豚糞堆肥を入れたことで、化成肥料を使わなくなった。※ねぎ
- ・ 有機JAS認証については、価格に反映されなければ取得するメリットがない。※ねぎ
- ・ 化学肥料や農薬を使用せずに栽培しているため、実質的には有機農業である。有機JAS認証の取得を勧められたが、申請が難しそうなのでやめてしまった。※ブル

③地産地消について

- ・ ブルーベリーの学校給食への提供回数を増やしたい。※ブル
- ・ ブルーベリー協議会のメンバーは、観光農園メインと小売メインが半々程度である。※ブル

(3)ワイン生産者

①農業経営の取組みと課題

- ・ 高温の影響により収穫期間が集中し、収穫が間に合わなかった。
- ・ 新規就農する人は農地の確保が難しいため、農地貸借の交渉と開墾を手伝っている。条件の良い農地はさつまいも農家がすぐに借りてしまう。
- ・ 市全体を考えるとワインの産地となるよう産地形成する必要がある。良いワインブドウがある産地は、よいワインがある。

②有機農業について

- ・ 有機質肥料を使用することは重要である。

③地産地消について

- ・ 市役所につくばワインを展示してほしい。
- ・ ワイン、地ビール、酒蔵を巡るイベント(周遊バスを手配)をしてほしい。

(4)有機農業者

①農業経営の取組みと課題

- ・ 販売先は確保できているので、生産力を上げる必要がある。
- ・ 農家所得向上につながるような施策をしてほしい。
- ・ 慣行栽培の 1.5 倍程度で取引したいが、現状は慣行栽培と大差がなく、+10 円程度である。

②有機農業について

- ・ 有機農業を推進するには栽培技術の指導員が必要である。普及員、JAは有機農業を勉強してきたわけではないため有機栽培技術は教えられない。
- ・ 技術指導の相談窓口が必要である。
- ・ 有機農業については、有機栽培に関する知識と有機農業をするという強い意志がなければ、慣行栽培に変わってしまう。
- ・ 有機農業を広めていくには配送が問題になる。レストラン関係者がよく視察に来るが、配送費の問題で話が進まない。

③地産地消について

- ・ 学校給食については、入札形式のため供給したくても供給できない状況である。年単位で量・価格を決定できる形式を望む。
- ・ 貯蔵ができる品目(にんじん等)であれば、学校給食への対応がしやすい。

④その他

- ・ 農業サポーター制度については、集まる時と集まらない時があり、ボランティアのため、思うように作業が進まないことがある。何回も来てくれる人が少ない。
- ・ 地元での就農ではなかったため、新規就農時に農地所有者が話を聞いてくれなかった。就農すれば、相談に来るが、小さい圃場や日当たりが悪い圃場は断っている。
- ・ 井戸を設置したい。

(5)農協

①管内の状況

- ・ 谷田部管内の生産力は減少傾向にあると思うが、大規模生産者が離農しても若い生産者が参入しており、作付面積は維持されている。
- ・ ねぎは若い生産者が参入しているので、産地として維持できそうである。
- ・ 豊里地区は、田がないため野菜を栽培することになるが、野菜を栽培する人がいない。
- ・ 米を作っているつくば地区、桜地区は若い生産者もいるが、今後は大規模生産者しか生き残れないと思う。
- ・ つくば地区は、農地(田)の取り合いになっている。豊里地区は、土質が悪く良い畑がないため基盤整備が必要である。
- ・ 農協としては、新規就農者にねぎをすすめている。

②有機農業について

- ・ 生産者の希望価格で取引できる販売先の確保が課題である。農協としては、希望価格で取引できるかわからないため有機農業については中立のスタンスである。
- ・ 大規模農家は、有機農業までやりきれないと思う。
- ・ 特別栽培米は慣行栽培と価格差がないため辞めようという話が出ている。
- ・ 農協としては有機農業を推進する予定ではあるが、既存の有機農業者は独自に販路を持っているため、農協に出荷するようにはならない。
- ・ 有機栽培米については、飼料用米で 13 万円/反になるので、それ以上の売上にならないと広まらないと思う。

③地産地消について

- ・ 農作業体験の受け入れやイベントへの出店、食育事業等に参加する取組みは、地産地消につながると思う。
- ・ 学校給食については、応札しているが、入札のため納品できないこともある。

(6)直売所

①経営の取組みと課題

- ・ 生産者が高齢化しており品物が揃わなくなっている。直売所の売りは葉物野菜であるが、葉物野菜が揃わなくなった。※民間
- ・ 若い世代に直売所向けに葉物野菜を作っている人がいない。※民間
- ・ 出荷量は時期によって多い時も少ない時もあるが、全体的には減少傾向にある。
- ・ 谷田部地区はインターチェンジから近いので遠方から訪れる方がいるため、首都圏のイベント等に参加することで集客につながると思う。

②有機農業について

- ・ コロナ前までは周年祭等のイベントを開催していたが、手間がかかるため、現在は開催していない。

③地産地消について

- ・ 消費者も高齢化しているため、配達や送迎サービスをやっている。

(7)地産地消認証店

①経営の取組みと課題

- ・ 仕入れは、家の近所にある直売所で仕入れている。
- ・ 仕入れは、農協の直売所で仕入れている。週2回仕入れているが、回数を増やしたいが、仕入に行く時間がない。
- ・ 高価格帯の商品（ブルーベリー等）は、利益をのせやすく販売しやすい。低価格体の商品は、スーパーとの差がなく利益をのせられない。

②有機農業について

- ・ 有機農産物を使いたいが、価格が合わない。
- ・ 有機農産物へのこだわりはなく、安い価格の方が売れる。有機農産物の意識が高い消費者がいれば販売してもよい。

③地産地消について

- ・ 給食メニューは通常品より人気がある。

以上

つくば市農業の現状・課題を踏まえた施策

基本方針	つくば市農業の課題 (第1回懇話会資料より)	市民アンケート	農業者アンケート	農業者・関係者ヒアリング	計画への落とし込み
1 ひとの確保・育成	・農業経営体が減少している H22→R2 43.9%減少 ⇒ (1) R2→R17 2,196経営体→1,490経営体(推計値) ・自給的農家の割合が高い 44.7%(R2) ※県 38.8%(R2) ⇒ (1) ・後継者が確保できていない 5年以内に農業経営を引き継ぐ後継者を確保していない 82.1%(R2) ⇒ (1)	—	Q11 経営課題 後継者の確保 39.5% ⇒ (1) Q13 今後10年間での後継者の確保状況 後継者がいない 52.4% ⇒ (1) Q29 農業振興に必要なこと 担い手の確保・育成 38.1% ⇒ (1) Q30 担い手を確保・育成するために必要な取組 意欲ある農業者への融資制度の充実 40.6% ⇒ ① 農業後継者以外の者が就農しやすい環境の整備 30.0% ⇒ ② 農家の後継者やUターン者に対する支援の充実 26.0% ⇒ ②	・新規就農時は地域との繋がりが弱いため、農地の確保が困難である。⇒ ②	(1)新たな担い手の確保・育成・支援 ①意欲ある担い手に対する支援 ②就農しやすい環境の整備
	・経営耕地面積の小さい農業経営体が多い 経営耕地面積1ha未満の農業経営体 H22→R2 49.0%→49.3%(県: 46.2%→44.7%) ⇒ ①	—	Q14 10年後の経営規模意向 拡大意向者 13.3% ※その拡大希望面積は、縮小、経営継承、離農の農地面積より大きい。⇒ (2) Q17 経営規模拡大、現状維持するために必要な取組 農地の集約化 42.9% ⇒ ①	—	(2)意欲ある担い手への農地の集積・集約化支援 ①地域計画への位置づけによる農地集積
	・農業産出額は減少傾向である H29 93億円 →R4 73億円 ⇒ (3)	—	Q9 年間農業所得 50万円未満 57.1% ⇒ (3) Q11 経営課題 生産資材の高騰 42.5% ⇒ ② ※認定農業者や認定新規就農者に限るとより割合が高い。 Q17 経営規模拡大、現状維持するために必要な取組 農作業の効率化・機械化(スマート農業の推進) 42.4% ⇒ ① 生産コストの低減 42.9% ⇒ ② Q29 農業振興に必要なこと 農業者の所得向上 48.6% ⇒ (3)	・農家所得向上につながるような施策をしてほしい。⇒ (3) ・生産資材の高騰が負担であり、肥料費が平年の倍になっている。⇒ ② ・梱包資材(段ボール)費が負担になっている。⇒ ②	(3)担い手の所得向上 ①スマート農業技術の普及・活用支援 ②生産コスト増加に対する支援
	—	—	Q11 経営課題 (認定農業者)労働力不足 46.9% ⇒ ① (認定農業者)機械の老朽化 36.9% ⇒ ②	・高温耐性品種への対応が重要であり、高温耐性品種の情報等を行政が発信してくれるとよい。⇒ ③	(4)農業経営支援 ①労働力不足の解消 ②持続可能な経営に対する支援 ③気候変動に対する支援

基本方針	つくば市農業の課題 (第1回懇話会資料より)	市民アンケート	農業者アンケート	農業者・関係者ヒアリング	計画への落とし込み
2 農地や環境の保全・有効活用	・環境問題への注目が高まっているにも関わらず、有機農業が普及していない。 有機農業に取り組んでいる農業経営体 6.7%(県5.3%) ⇒ (1) ※取り組み品目 水稻:53.7%(県41.2%) 野菜:36.7%(県50.4%) 果樹:19.0%(県12.2%) その他:4.8%(県9.6%)	Q16 有機農産物の購入頻度 購入したことがある 33.3% 時々購入している 30.3% 日常的に購入している 4.1% ⇒ ① Q19 購入頻度が少ない理由 価格が高い 47.3% ⇒ ① 一般の農産物と変わらないと感じる 33.8% ⇒ ①	Q19 環境に配慮した農業の取り組み 有機農業 9.7% ⇒ (1) 無農薬栽培 8.7% ⇒ (1) 減農薬・減化学肥料 33.0% ⇒ (1) Q21 今後の取組について(現状:無農薬栽培、減農薬・減化学肥料栽培の農業者) 現状維持したい 68.0% ⇒ ①④ Q22 今後の取組について(現状:慣行農業の農業者) 現状維持したい 82.8% ⇒ ①④ Q23 有機農業等に取り組まない理由 労働力が確保できない 36.5% ⇒ ③ 栽培管理に手間がかかる 27.1% ⇒ ② Q24 有機農業の普及に必要な取組 (認定農業者)消費者が有機農業(農産物)を理解する取組 27.5% ⇒ ① (新規就農者)消費者が有機農業(農産物)を理解する取組 50.0% ⇒ ① 誰もが有機農業に取り組める生産技術の普及 34.7% ⇒ ② 有機農業に取り組む際の補助金 33.0% ⇒ ③	・有機栽培に関する知識と有機農業をするという強い意志がなければ有機農業はできない。⇒ ①② ・有機農業の良い技術があれば取り入れたい。⇒ ② ・有機農業を推進するには栽培技術の指導員が必要である。⇒ ② ・技術指導の相談窓口が必要である。⇒ ② ・生産者の希望価格で取引できる販売先の確保が課題である。⇒ ③	(1)有機農業の推進 ①有機農業に対する価値観の転換 ②有機栽培技術の習得環境の整備 ③有機農業参入・拡大支援 ④慣行農業等と共生できる環境の整備
	・農地集約化等が停滞している 一筆ごとに土地の形状、面積、地代等の条件が異なる ⇒ ①②	—	Q29 農業振興に必要なこと (認定農業者)農地の基盤整備 33.8% ⇒ (2) (新規就農者)農地の基盤整備 33.3% ⇒ (2) Q30 担い手を確保・育成するために必要な取組 (認定農業者)土地改良などの基盤整備事業の推進 25.6% ⇒ ①	・グリーンバンクでは良い農地は見つからない。⇒ ②	(2)農地の有効活用 ①基盤整備事業の推進 ②活用しやすい農地への転換支援
	・経営耕地面積の減少傾向が続いている H22→R2 14.8%減少 ⇒ (3) ※田:6.5%減少(県12.4%) 畑:34.0%減少(県17.0%) 樹園地:36.1%減少(34.3%)	—	Q18 10年後の経営規模を縮小又は離農と回答した人の農地の取扱い 農地を売却したい 47.7% ⇒ ① 貸したい 56.8% ⇒ ① Q25 耕作放棄地有無 耕作放棄地がある 45.7% ⇒ (3) ※水田 1,713ha、畑 45ha Q27 耕作放棄地になっている理由 農地の条件が悪い 41.7% ⇒ ①② 借り手がない 31.5% ⇒ ② Q29 農業振興に必要なこと 荒廃農地対策 31.7% ⇒ (3)	・条件の良い農地はすぐに借りられてしまうため、耕作放棄地を開墾する必要がある。⇒ ②	(3)遊休農地対策 ①遊休農地化防止支援 ②遊休農地再生支援

基本方針	つくば市農業の課題 (第1回懇話会資料より)	市民アンケート	農業者アンケート	農業者・関係者ヒアリング	計画への落とし込み
3 市民と農とのつながりの強化	・地産地消認証店は増加傾向にあるが、地産地消が普及していない ⇒ (1) 地産地消認証店 目標(R6)150店舗 現状値 (R6.4)160店舗 学校給食における地産地消率(食品数ベース) R4:18.4% ※目標 R5:20% ⇒ ①	Q11 地産地消に対する認識 地産地消を積極的に推進すべき 42.9% ⇒ (1) 推進すべき 40.4% Q13 地産地消を推進につながる情報発信内容 購入できる場所の情報 66.1% ⇒ ③ つくば市産農産物に関する情報 53.0% ⇒ ④ Q14 地産地消の推進に必要な取組 地元の農産物の販売店舗を増やす 68.3% ⇒ ② 学校給食での使用 47.5% ⇒ ①	Q29 農業振興に必要なこと (認定農業者)地産地消の推進 30.0% ⇒ (1) (新規就農者)地産地消の推進 75.0% ⇒ (1)	・学校給食が入札のため供給したくても供給できない。⇒ ① ・貯蔵ができる品目(にんじん等)であれば学校給食への対応がしやすい。⇒ ① ・ワイン用ぶどうの産地となるような産地形成が必要 ⇒ ④	(1)地産地消の推進 ①つくば市産農産物の学校給食での活用、児童への農育・食育の実施 ②つくば市産農産物の販売店舗数拡大 ③つくば市産農産物の販売情報提供 ④つくば市産農産物・農産加工品のブランド化
	・「Farm to Tableつくば」による地産地消のPRに効果が出ていない ⇒ ① ・農業体験・交流機会が減少している R5年度実績:1,237人(目標:18,000人) ⇒ ②	Q9 農産物を購入する際に重要視する点 鮮度 88.0% ⇒ ① 価格の安さ 61.2% ⇒ ① 安全安心 50.0% ⇒ ① 美味しさ 44.5% ⇒ ① Q10 つくば市産農産物を購入しない理由 市内産・生産者にこだわりのない 58.7% ⇒ ① Q13 地産地消を推進につながる情報発信内容 旬や食べ頃の情報 32.8% ⇒ (2) 地産地消の意義や効果に関する情報 28.4% ⇒ (2) Q14 地産地消の推進に必要な取組 マルシェ等の開催により地元食材を購入できる機会の提供 36.9% ⇒ ③ Q20 つくば市の情報発信媒体の閲覧状況 広報つくば 75.7% ⇒ ① つくば市かわら版 34.4% ⇒ ① 市HP 7.8% ⇒ ① ※SNSやWEBサイトの閲覧する割合は極めて低くなっている。	—	・農作業体験の受け入れやイベントへの出店、食育事業等に参加する取組は、地産地消につながると思う。⇒ ②	(2)農産物の価値や農業・農業者の魅力発信(「農」に親しむ) ①各種媒体や体験・交流等を通じた魅力発信 ②農業体験機会の提供 ③つくば市産農産物の販売機会提供

第3次つくば市農業基本計画骨子案 【Ⅰ ひとの確保・育成】

基本方針	基本施策	考えられる具体的施策
Ⅰ ひとの確保・育成	(1) 新たな担い手の確保・育成・支援	①意欲ある担い手に対する支援 ②就農しやすい環境の整備
	(2) 意欲ある担い手への農地の集積・集約化支援	①地域計画への位置づけによる農地集積
	(3) 担い手の所得向上	①スマート農業技術の普及・活用支援 ②生産コスト増加に対する支援
	(4) 農業経営支援	①労働力不足の解消 ②持続可能な経営に対する支援 ③気候変動に対する支援

第3次つくば市農業基本計画骨子案 【2 農地や環境の保全・有効活用】

基本方針	基本施策	考えられる具体的施策
2 農地や環境 の保全・有効活 用	(1)有機農業の推進	①有機農業に対する価値観の転換 ②有機栽培技術の習得環境の整備 ③有機農業参入・拡大支援 ④慣行農業等と共生できる環境の整備
	(2)農地の有効活用	①基盤整備事業の推進 ②活用しやすい農地への転換支援
	(3)遊休農地対策	①遊休農地化防止支援 ②遊休農地再生支援

第3次つくば市農業基本計画骨子案 【3 市民と農とのつながりの強化】

基本方針	基本施策	考えられる具体的施策
3 市民と農とのつながりの強化	(1)地産地消の推進	①つくば市産農産物の学校給食での活用、児童への農育・食育の実施 ②つくば市産農産物の販売店舗数拡大 ③つくば市産農産物の販売情報提供 ④つくば市産農産物・農産加工品のブランド化
	(2)農産物の価値や農業・農業者の魅力発信（「農」に親しむ）	①各種媒体や体験・交流等を通じた魅力発信 ②農業体験機会の提供 ③つくば市産農産物の販売機会提供

(参考) 第2次つくば市農業基本計画施策体系

基本方針	基本施策
1 ひとの育成・確保	(1) 多様な農業者の確保・育成
2 農地や環境の保全・有効活用	(1) 担い手への農地の集約化 (2) 農地の保全・有効活用 (3) 環境に配慮した農業の推進
3 特徴ある地域農業の確立	(1) 地産地消の推進 (2) 農産物の高付加価値化 (3) 市民が積極的に関わる農業の推進
4 スマート農業の推進	(1) スマート農業の推進

第3次つくば市農業基本計画策定に係る今後のスケジュール

(1) 第3次つくば市農業基本計画の作成

計画骨子案提示	第2回懇話会で報告【本日】
骨子案修正	8月～9月
計画素案作成	9月～10月
計画素案提示	第3回懇話会で報告
計画案提示	第4回懇話会で報告

(2) パブリックコメント

パブリックコメント	12月～1月
パブリックコメントへの対応	第4回懇話会で報告

(3) つくば市農業基本計画策定懇話会

第3回	11月開催予定
第4回	2月開催予定

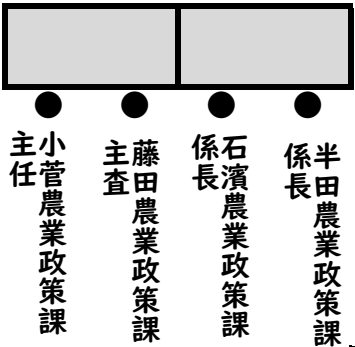
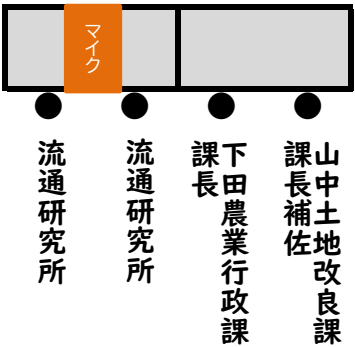
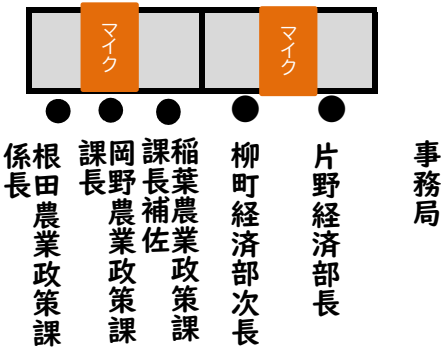
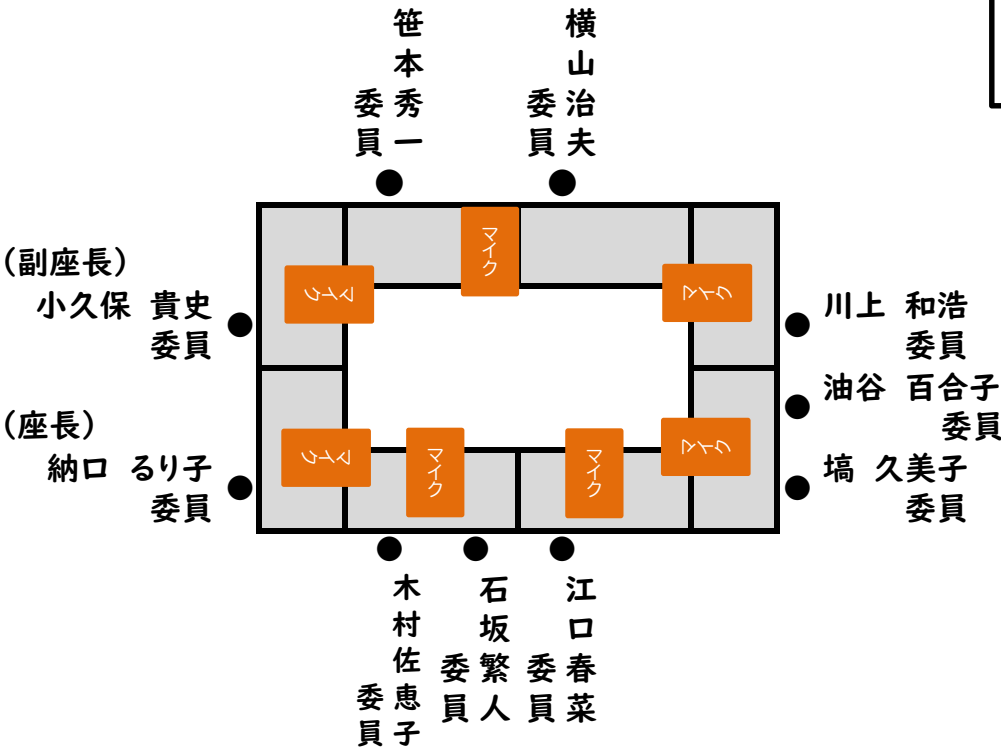
※第3次つくば市農業基本計画策定 令和7年3月

<参考>

[illegible]

第3次つくば市農業基本計画策定懇話会（第2回）席次表

会議用
録音
セット



(傍聴席)



出入口

第3次つくば市農業基本計画策定懇話会（第2回会議） シナリオ

時間	議 事	担当
13:30 ～13:31 (1分)	1 開会、懇話会成立の報告 ただいまから、第3次つくば市農業基本計画策定懇話会第2回会議を開催いたします。私は本日、司会を務めさせていただきます、農業政策課の岡野と申します。よろしくお願いいたします。 本日、委員の過半数の皆様のご出席をいただいておりますので、第3次つくば市農業基本計画策定懇話会設置要項第6条第2項の規定により、本懇話会が成立しましたことを御報告させていただきます。	司会) 課長
13:31 ～13:34 (3分)	2 委員紹介 はじめに、今回、初めて御出席いただきました委員の御紹介をさせていただきます。 市民委員の江口 春菜(えぐち はるな)さんです。 それでは江口さん、簡単に自己紹介をお願いいたします。 (江口委員自己紹介) ありがとうございました。	司会) 課長
13:34 ～13:36 (2分)	3 議事 それでは、これより議事に入ります。この後の議事進行については、会議設置要項第6条第1項に基づき、納口座長をお願いいたします。	司会) 課長

時間	議 事	担当
	座長の納口でございます。 皆様に御協力いただきながら、議事を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。	進行) 座長
13:36 ~13:46 (10分)	(1) 市民アンケート調査・農業者アンケート調査結果について はじめに、市民アンケート調査・農業者アンケート調査結果について、流通研究所より説明をお願いいたします。	進行) 座長
	それでは市民アンケート調査・農業者アンケート調査結果につきまして、御説明いたします。 ●資料1をもとに説明	説明) 流通研究所
13:46 ~14:01 (15分)	質疑・意見 事務局より、市民アンケート調査・農業者アンケート調査結果について説明がありましたが、御質問や御意見などありましたら、お願いいたします。 (質疑応答・意見聴取終了) ありがとうございました。	進行) 座長
14:01 ~14:11 (10分)	(2) 農業関係者へのヒアリング調査結果について 続きまして、農業関係者へのヒアリング調査結果について、流通研究所より説明をお願いいたします。	進行) 座長
	それでは、農業関係者へのヒアリング調査結果につきまして、ご説明いたします。 ●資料2を元に説明。	説明) 流通研究所

時間	議 事	担当
14:11 ～14:26 (15分)	質疑・意見 事務局より、農業関係者へのヒアリング調査結果について説明がありましたが、御質問や御意見などありましたら、お願いいたします。 (質疑応答・意見聴取終了) ありがとうございました。	進行) 座長
14:26 ～14:36 (10分)	(3) つくば市の農業の現状と課題を踏まえた計画骨子案について 次に、つくば市の農業の現状と課題を踏まえた計画骨子案について、流通研究所より説明をお願いいたします。	進行) 座長
	それでは、つくば市の農業の現状と課題を踏まえた計画骨子案につきまして、御説明いたします。 ●資料3及び資料4をもとに説明	説明) 流通研究所
14:36 ～15:06 (30分)	質疑・意見 ただいまの説明につきまして、御質問や御意見などありましたら、お願いいたします。 (質疑応答・意見聴取終了) ありがとうございました。	進行) 座長
15:06 ～15:11 (5分)	4 第3次つくば市農業基本計画の策定スケジュールについて 次に、第3次つくば市農業基本計画の策定スケジュールにつきまして、事務局より説明をお願いいたします。	

時間	議 事	担当
	それでは、第3次つくば市農業基本計画の策定スケジュールにつきまして、御説明いたします。 ●資料5をもとに説明	説明) 事務局
15:11 ～15:16 (5 分)	質疑・意見 策定スケジュールにつきまして、御質問や御意見などありましたら、お願いいたします。 (質疑応答・意見聴取終了) ありがとうございました。	進行) 座長
15:16 ～15:26 (10 分)	5 その他 その他、御意見、御質問等ありましたら、お願いします。 (質問応答・意見聴取終了) 議事はすべて終了いたしました。円滑な議事進行に御協力をいただきまして、ありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。	進行) 座長
15:26 15:30 終了	6 閉会 納口座長、ありがとうございました。 以上をもちまして、第3次つくば市農業基本計画策定懇話会 第2回会議を終了いたします。長時間に渡り貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございました。 なお、次回会議につきましては、11 月頃の開催を予定しておりますが、改めて事務局から御連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。 本日はありがとうございました。	司会) 課長

第3次つくば市農業基本計画策定懇話会委員名簿

	役職	氏 名	所属機関・役職
1	座長	のうぐち 納口 るり子	筑波大学生命科学系 名誉教授
2	副座長	こくぼ たかし 小久保 貴史	つくば市議会議員
3		あおき みちこ 青木 道子	つくば市農業委員会委員
4		ささもと しゅういち 笹本 秀一	つくば市農業協同組合 営農部長
5		よこやま はるお 横山 治夫	つくば市谷田部農業協同組合 営農部長
6		かわかみ かずひろ 川上 和浩	農業者（青年農業士）
7		よしば ゆうこ 吉葉 由子	農業者（女性農業士）
8		あいだ みえこ 会田 美絵子	農業者（女性農業士）
9		あぶらや ゆりこ 油谷 百合子	県南農林事務所つくば地域農業改良普及センター 地域普及第一課長
10		はなわ くみこ 塙 久美子	市民委員
11		いしざか しげと 石坂 繁人	市民委員
12		えぐち はるな 江口 春菜	市民委員
13		きむら さえこ 木村 佐恵子	市民委員

会 議 録

会議の名称		第3次つくば市農業基本計画策定懇話会 第3回会議	
開催日時		令和6年 11 月 12 日(火) 17:00 開会 19:00 閉会	
開催場所		つくば市役所コミュニティ棟3階会議室 A、B	
事務局(担当課)		つくば市経済部農業政策課	
出席者	委員	納口 るり子委員(座長)、小久保 貴史委員(副座長)、 青木 道子委員、笹本 秀一委員、横山 治夫委員、 川上 和浩委員、会田 美絵子委員、油谷 百合子委員、 塙 久美子委員、石坂 繁人委員	
	その他	-	
	事務局	経済部長 片野、経済部次長 柳町 農業委員会農業行政課 課長 下田 経済部土地改良課 課長 山口 経済部農業政策課 課長 岡野、課長補佐 稲葉、係長 石濱、 係長 半田、係長 根田、主査 藤田、主任 小菅 株式会社流通研究所 調査計画事業部 大池、松本	
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数 なし
非公開の場合はその理由		-	
議題		第 3 次つくば市農業基本計画素案について	
会議録署名人		確定年月日	年 月 日
会 議	1 開会 2 委員紹介 3 議事		

次	第3次つくば市農業基本計画素案の内容について
第	4 今後の予定について
	5 閉会
<審議内容> 1 開 会 事務局より、委員の過半数が出席しており、第3次つくば市農業基本計画策定懇話会設置要綱第6条第2項の規定により、本懇話会が成立したことを報告し、開会。 2 委員紹介 委員1名の紹介を行った。 3 議事 第3次つくば市農業基本計画素案の内容について 【資料1、2に基づき流通研究所及び事務局より説明】 資料1の1P「序章、計画の策定にあたって」の「1策定の趣旨」内、3段落目の「農業を取り巻く環境が…」以降の文の内容を、「農業を取り巻く環境は年々厳しさが増しており、非常に厳しい局面に立たされています。」へ変更する旨を連絡。 <協議項目(1)将来像(目指すべき方向)について> 納口座長)最初に、15P の「目指すべき姿」を「多様な力を結集し、次世代へつなぐ農業」とした点について、第2次計画との違いとこれが示す意味というか願いというか、どうしてこういう姿にしたのかというところについて、少し補足をいただければと思います。 事務局)第2次計画では、目指すべき姿は「多様な力がつながり実現する持続可能な農業」という形で示していましたが、今回は「多様な力を結集し次世代へつなぐ	

農業」ということで、様々な関係者と共に、つくば市の農業を次世代にも持続可能な形でつないでいくという形で、ニュアンス的にはそれほど変わりありません。ただ、遊休農地の増加や高齢化による農業者の減少等は、第2次計画の時よりも進行している状況があり、そうした点を踏まえて、今回、「結集」という形で多様な力を借りながら基本計画を前に進めていきたい思いから、このような形でお示しました。

納口座長)つくば市は農業者もいるけど、都市的な消費者もいるし、また研究機関もあるということで、この多様な力というところが他の市町村よりも、より特徴的なところなのかなという感じがいたしました。つくば市は農業がなくなってもいいのかというところではなくて、次世代へ繋いでいく農業、「トカイナカ」というように、都会的なところで農風景がつながるところもつくばの魅力の1つだと思いますので、そのように評価されているのではないかと思います。やはりつくば市でも、農業を次世代に繋げていかなければいけないということなのかなと思います。

石坂委員)10Pの「(1)農業算出額」について、上の棒グラフの合計73億円という数字はつくば市の実態という理解で良いのでしょうか。

事務局)お見込みの通りです。

石坂委員)つくば市というと芝が盛んなイメージがありますが、この棒グラフでは、芝はどこに入っているのでしょうか。それともここに入らないくらい実は芝生は小さい規模なののでしょうか。

笹本委員)多分、このグラフには入っていないのではないのでしょうか。今はそれ程売れていないと思います。鳥取の芝は、5年に1回張り替えているので有名ですが、つくば市は20年張り替えていないので、地域を見てもらうと分かりますが、かなり道路から地面が下がっているかと思います。それが今のつくば市の芝の現状だと思います。

納口座長)あまり芝で積極的に稼いでいる状況ではないということかもしれません。

事務局)先ほどの石坂委員からのご質問ですが、統計では、芝は花き(1.8 億円)の中に含まれているようです。

納口座長)この統計を見ると、つくば市はお米と野菜なのだと思います

<協議項目(2)①基本方針1 ひとの確保・育成について>

納口座長)小久保委員は、ビジネス感覚を持った強い経営体のお1人だと思いますが、そういう方を育成するにはどうしたらよいのか、この部分では抽象度を高めた書き方をしておりますけれども、この先、施策を立てていくときにも参考になるかもしれません。何かお考えはございますでしょうか。

小久保委員)19P「①ア 農業者間のネットワークの構築」について、認定農業者数を増やすと目標設定がありますが、これまで、認定農業者間の情報交換の場は少なかったと認識しています。実際には、もう少しネットワークの構築という部分を強めていただいて、今日いらしている委員の皆さんの中でも情報交換の場は必要かなというふうに思います。認定農業者間の交流の場の開催が年に3回で良いのかどうかは何とも言えませんが、農業者が組織として、主体的に団体として活動できるような、そういった仕組み作りは必要だと感じました。ちなみに、交流会や研修会の実施回数の1回というのは、何を指しているのかわかりますでしょうか。

事務局)1回については、若手農業者を対象にした交流サロンと呼んでいるのですが、その研修会をカウントしています。

埴委員)15Pの「多様な力を結集し次世代へつなぐ農業」とありますが、基本計画を作る際に、中を見た際にやっぱりつくばだよねというのがないと、小久保委員がおっしゃったように、農業者同士の研修会を10回やればよいのか、という単純な話になってしまうと思います。私は筑西市出身ですが、つくば市に引っ越してきたときに筑西市では考えにくいような職業の方とか、農業だけではなく、多彩なバックグラウンドをお持ちの方がいらっしゃるので大変驚きました。ひとの確保・育成というのは、農業者だけではなく、食を取り巻く市民全員の問題だと感じています。です

ので、ひとの育成というのは、全てのつくば市民を対象とし、市民みんなで食について考えていこうというのが基本計画の大きな柱になるのではないかと思います。農家だけでつくば市の農業を語れるのか、私としては違和感があります。また、市民の中には色々な力をお持ちの方がいるので、そういった方々をつくば市の農業基本計画の中に巻き込めるように、どういう書きぶりをすればよいか分かりませんが、さすがつくば市の農業基本計画だということが見ただけで分かるような内容が、本計画のあるべき姿なのかなと思いました。「多様な力の結集」はすごく良いなと思ったので、誰を「ひと」と定義するのかという部分も踏まえ、他の委員のご意見もあればお聞きしたいと思いました。

納口座長)基本方針の整理の仕方ということになると思いますが、事務局いかがでしょうか。

事務局)基本方針1の「ひと」は、埴委員がおっしゃるように「多様な人」が連想されますが、つくば市が直面している農業者の減少と高齢化という現状を踏まえて、ここではどちらかというと農業者、農業の担い手の確保という視点で、基本方針1の様々な政策を展開していきたいと考えております。埴委員のおっしゃる多様な力を巻き込むという視点については、基本方針3市民と農とのつながりの強化で表現をしていきたいと考えています。

納口座長)基本方針の組み立て方の問題になると思います。基本方針1の「ひとの確保・育成」は農業者のこと、そして、基本方針2は、「農地や環境の保全・有効利用」ですから、ここはつくば市にお住まいの様々な方に関わっていくことになるのでしょうか。基本方針3の「市民と農とのつながりの強化」では、まさに多様な人たちを対象にした施策という整理になっているわけですが、これをお読みになってどのようにお考えになるか、もしご意見があればいただきたいと思います。

川上委員)項目に絞って考えると、基本方針1は広げ過ぎずに、農業者の確保・育成に絞った方が分かり易いと思いました。多様な市民の関わりについては、基本方針3に記載しているので、そのすみ分けができていけるなら、このままでも話として

は通用するのかなと思います。

石坂委員)スマート農業技術の普及ができれば労働力が不足しても何とかなるのか、ならないのかという点について、理想論としてはいけるのかなと思いつつも、高齢化が進む中で、スマート農業の技術を使いこなせるイメージが湧かないので、埴委員のおっしゃるように、農家でなくとも様々なバックグラウンドのある方が、スマート農業に取り組むことで、農業参入しやすい下地ができると良いのかなと思いました。

油谷委員)基本方針1の「ひとの確保・育成」では、農地集積集約化、スマート農業の技術普及などによって、効率化の向上を図って少ない人数で、というような書き方になっているので、これまでの担い手をより強く、所得向上を目指していくような方をイメージされて書かれているのかなという気がしました。一方で、つくば市の特徴でもある多様な担い手への支援というところはどのように捉えれば良いのでしょうか。

納口座長)農業+X だとかですね、色々な方がいらっしゃる中で、そうした方を含めた多様な担い手の部分をこのひとの確保・育成に入れないのかということになりますでしょうか。青木委員も農業委員としていろんな形の農業を見ていらっしゃる中で、つくば市の農業の担い手をどう見ていらっしゃいますか。

青木委員)ここに記載があるのは、確かに小久保委員や川上委員のような強い農業者というイメージかなと思います。つくば市の農業の多くは、高齢者が担っている現状があるので、高齢者の中には農業をしたい人も多くおり、そうした農業者の方々への支援についても計画の中に反映できると良いと思います。所得としては低くても、自身の健康維持や親戚の農地を耕作するようなの方々への支援も必要なのではないかという風に思います。

納口座長)少し混乱しているかもしれませんが、埴委員の意見は農業をやる人間だけではなく、それ以外の方々もいるだろうというご意見で、それに対しては、不十分かもしれませんが基本方針3の方で主に議論したいというのが事務局の意見だ

ったと思います。それから油谷委員、青木委員のご指摘は、専門的な農家だけではなく、多様な担い手の部分をここで書き込まなくて良いのかというご指摘かなと思います。

油谷委員)書き込む、書き込まなくてもどちらの考え方もありますが、今回の計画の中でどういったお考えで作られたのかをお伺いしたいということです。

納口座長)改めてその辺を事務局から補足説明していただけるとありがたいと思います。

事務局)ご指摘いただいた通り、つくば市には自給的農家が多い側面もありますが、本計画の中では、強い担い手を増やしていくような意図があり、このような記載内容になっています。読み方としては、22Pの「①労働力不足の解消」の多様な労働力の確保という部分で、副業的な方やリタイアして農業を新たに始めたいといった方についても対応していきたい、今後検討していきたいと思っております。

納口座長)新たな担い手の確保・育成のところは、専門というか、ビジネス感覚を持った意欲ある農業者を育てたい、産業の担い手として支援していきたいという意図で記載をしており、副業的な農業者や半農半Xの農業者を排除することではなく、どちらが大事かという議論でもないと感じました。やはり一番難しい課題である市の農業を牽引するようなトップの農業者を育てなければ、産業としての農業も維持していけないだろうということもあり、冒頭の新たな担い手という部分では、言うなればプロ農業者を育成していくと、そして農業経営支援という部分では、副業的な経営支援についてはここで読めるようにしておくということでしょうか。

塙委員)22Pの「労働力不足」という表現について、農業を志す方々は労働したいわけではなく、お手伝いしたいというわけでもなく、自分で起業したいのだと思います。ですので、そうした方たちもつくばの担い手として、認める価値はあると思いますし、強い農業者にスポットを当てるのは当然なのですが、やはり、そうした方々がメディアに出て、注目されることで、つくば市の農業全体が注目されれば、つくばに来れば何かできるのかなというイメージを他の市町村の方々に抱いてもらえる

良いなと思います。「ひと」という書きぶりが、他の市でも通用してしまう中身なので、せっかくなつくば市でやるのであれば、「ひと」に注目し、基本方針1は生産者向け、基本方針3はサポートする人向けと、それぞれの「ひと」がどんな人を示すのが定義付けされると、自分もこの中のどこかに当てはまると、自分事に捉えられると思います。食のことは市民誰もが避けられないことなので、人は自分なのだと、市民全員に興味関心を持ってほしい思いがあり、自分事に思えるような記載にしてもらえると、関心を持つきっかけになり、直売所を巡ったり、市民農園をやってみたり、イベントに参加したりするきっかけになるのではないかと思います。ですので、書きぶりについて事務局の方で検討していただけるとありがたいと思います。

納口座長)基本方針1の「ひとの確保」の表現については、要検討かもしれません。

事務局)いただいたご意見等を踏まえると、基本方針1の「ひと」は、「担い手」という表現の方が意図が明確になって良いでしょうか。

納口座長)埴委員のご意見について、①の意欲ある担い手に対する支援のイのビジネス感覚を持った強い経営体とあるのですが、ここは生産力だけではなく、農産物を食べる人たち、誰が食べるのかというマーケットイン的な考え方が重要視されますので、地産地消しかり、需要に応じた対応をしていくように、そういった意味合いの言葉を入れると、消費者の部分も見えてくるのかという感じがいたしました。

また、石坂委員がご指摘のスマート農業については、生産コストをどう下げていくのかというように、農水省も積極的に取り組んでいます。実際には技術だけでどうにかなるものではございません。スマート農業という中では、ドローンセンシングやドローン防除、自動灌水等の最新技術が導入されていることも事実です。何か、スマート農業技術というと月に行くような大変な技術という記述もありますが、小久保委員どうでしょうか。

小久保委員)様々な技術があるのは事実であり、例えば、無人田植機の導入実験を農研機構と共に試験したことがあります。ただ、無人化するために人間が補助する仕組みになってしまい効率が悪いので、GPSで人間の作業補助を機械にしても

らう方が良いという結論になりました。機械の技術は進んでいると思いますが、それはおいおい皆様が便利だと思うものに対して取り組んでいっているということで、スピード感はそういった感じだと思います。

20Pの「①イ 農地中間管理事業の活用」について、つくば市の農地面積の総数が 9,900ha だとすると、設定値が非常に少ないのではというイメージを持ちますが、やはり、2034 年で1～2割いかないくらいの目標値の設定でよろしいのかどうか教えていただきたいと思います。

事務局)恐らくなのですが、今の実績値をもとにこれまでの年々の積み上げを元に設定した面積であらうと思われます。

納口座長)担い手の方からすると、いかがなのでしょう。

小久保委員)個人的な意見になってしまいますが、現状、地域計画によって農地集積を進めていくので、自ずと農地中間管理機構との契約も増えてくると予想していた中で、目標設定値が低い気がしたので、質問させていただきました。

事務局)目標数値については、内部で再度検討したいと思います。

青木委員)現在、農業委員会では農地所有者の意向調査をしており、自身の担当管内では貸したい意向を持つ方がほとんどであるので、面積は増加するのではないかと考えます。ただ、実際には農地の状況もあるので貸したい意向＝面積とはならないと思います。

納口座長)この点について、農協の方にもご出席をいただいておりますが、何かご意見はございますか。

笹本委員)実際、農協として出席させていただいておりますが、地域計画が進んでいるようなイメージもないですし、今後も進まないのではないかと思います。

小久保委員)農地の利用権設定が農地中間管理機構に移行するので、現在の利用権設定面積がどのくらいかは分かりますでしょうか。もし分かれば、それを付け足すだけでも相当数字が上がるのではないかと思います。

事務局)現在、その数字を持っておりませんので、利用権設定の数字を確認し、後

日回答させていただきたいと思います。

<協議項目(2)②基本方針2 農地や環境の保全・有効活用について>

川上委員)25Pの達成目標について、カバークロップの目標数値が一定になっているのは何か理由があるのでしょうか。

事務局)現状、市で予算を確保して種を無料配布しているところですが、市の希望的観測もありますが、遊休農地を増やさないための数値として目標設定をしています。

川上委員)遊休農地対策としてのカバークロップの意味合いとしてはそうかもしれませんが、緑肥は、遊休農地対策だけでなく土壌改良にも良いので、予算的な問題もあるかもしれませんが、ぜひ目標値を上げていただきたいと思います。緑肥は費用対効果がすごく大きいと思っていて、カバークロップの種が配布されれば、つくば市は撒いて育ててという所はしなくても大丈夫で、農業者側が撒くだけなので手間もかからず、良い取組であると思います。また、化成肥料の削減もできるため、環境にやさしい農業にもつながり、農業者の経費削減になることから所得の向上にもつながるため、複合的な視点からも注力していただきたい取組だと思います。

事務局)貴重なご意見ありがとうございます。いただいたご意見を踏まえて再度検討していきたいと思います。

川上委員)個人的には、しばらく生産していない圃場に撒くとその畑の生育状況が可視化できるので、それを参考に来年の改善にもつなげることができ、思っている以上に緑肥の可能性があると感じています。そのため、ぜひ進めていってほしいと思います。

納口座長)貴重なご意見をいただきましたが、遊休農地対策の部分は、目標がカバークロップの活用面積だけで良いのか、本来は遊休農地を減らしていくような記載も必要かどうか、その辺についてご意見はございますか。

青木委員)今現在、高齢者が農作業をしている中で、5年後、10 年後を考えたときに、やりたくてもできない農業者も出てくる一方で、遊休農地の増加を防いでいきたいという思いもあり、そうした流れをどうしたら食い止められるのかと考えています。元気な高齢者が畑を耕すということを折り込みつつ、遊休農地を減らしていけるような。一方で、条件の悪い圃場や量的に担いきれない等の理由で、大規模な農業者に集約しきれない状況があると思います。ちなみに、米の場合、今どのくらいの面積であれば請負は可能なのでしょうか。

小久保委員)人数にもよりますが、施設栽培をしていた農地等だと難しいと思います。

青木委員)こんなことを言って良いかわかりませんが、田んぼはもらっても要らないという方も出てきている状況です。条件の悪い農地も含め、検討していくことは大事なことだと思います。

納口座長)農業委員会では遊休農地対策の目標値は設定しているのでしょうか。

青木委員)具体的な数字までは思い浮かびませんが、あります。基本的には各市町で計画を立てて解消するようにしており、その一環で、遊休農地でジャガイモ生産をして、きれいにした場所を新たな担い手に貸し出しできるようにしています。

納口座長)解消していく部分と新たに防ぐ部分とあると思いますが、皆様いかがでしょうか。

川上委員)ここに記載の遊休農地は、例えば耕作放棄されて、何年くらいの農地でしょうか。

納口座長)この点については、一番最後の 49P に記載があり、何年以上とはないですが今後も農地として利用される可能性の低い農地とあります。その他、ここに盛り込めるようなアイディアはございますか。JA 谷田部さんのエリアでは遊休農地はそれほどないのではないのでしょうか。

横山委員)JA 谷田部管内でも、結構多いです。このご時世、遊休農地がない地域はないと思います。必ずどこかにはあるという状況だと思います。

納口座長)認定農業者の方で、耕作放棄地を解消する事業を活用し、耕地に戻すことをしているような事例はありますか。

青木委員)私の息子は、筑波山の方で土地を借りて大木のあった場所を開墾して苗木を植えたいということで、圃場を選んでいるようですが、なかなか畑にはなりにくいと思います。

川上委員)新規就農の立場では、労力を掛けたくないのも、条件の良い圃場を借りる傾向があります。そのため、新規就農者は遊休農地対策まで手が回らないのが現状です。ただ、今後は条件の悪い場所では農地として使わなくても良い場所もあるので、選択的に進めていく必要もあると思います。そうした荒れそうな農地には、荒れる前にカバークロップを撒くような対策も予防として有効だと思います。

青木委員)今後は、そうした制度があることを知らせる宣伝も必要になるのではないのでしょうか。

小久保委員)市で耕作放棄地や遊休農地等を解消するための補助制度があったと思いますが、そうした制度の取組面積を、目標に加えることは可能でしょうか。

事務局)実際に使用できる補助制度はありますが、現状の利用率は少ない状況です。いただいたご意見について、新たな指標として付け加えることは今後検討していきたいと思います。

埴委員)遊休農地で条件の悪い農地は今後耕作が難しいと思いますので、今後空きそうな農地は、市側で事前に把握しておいて、例えば、高齢を理由に離農したような方がいた場合には、花壇的な意味合いでカバークロップを配布してしまうというのはできないのでしょうか。

事務局)遊休農地は農業委員に把握をしてもらっており、遊休農地化しそうな農地については、カバークロップを配布して、次の方が使いやすいようにして農地を渡せる仕組み作りは非常に重要だと思います。

埴委員)遊休農地化しそうな農地は市の方で把握されているのですか。

事務局)農業委員会で、再生できる遊休農地と再生が難しい遊休農地に区別し

て、整理しています。

埴委員)それであれば、その指標を示して、活用できない箇所はどのくらいあり、カバーアップをどのくらい撒けたのか、みんなが分かるようにした方が良いのではないのでしょうか。市民が意識をもって、地域を挙げて対策ができるように、目標指標に数値として入れてもらえると分かり易くて良いかと思います。

事務局)農業委員会からも情報を共有していただきながら、検討したいと思います。

納口座長)農業経営側からすると、良い立地でまとまった農地で耕作しないと、コストが上がり、所得向上が見込めないということだと思います。茨城県でも県北の方で、花木栽培をしており、業績を上げているという話を聞いています。木のものは耕地に植えると問題があるので、耕作放棄地に植えて優先的に耕作放棄地が解消される一面があると聞いています。でもそれは、花木だけ植えるというだけではなく、販売していくシステムがないと成り立たないということもあるかと思います。つくば市らしい方策があればここに書き込めるというところでしょうか。

埴委員)23Pの②の文末に「～農業者の参加を支援し、技術の向上を図ります」とありますが、具体的にどうやってやるのかというのは、この後に何か補助金をつくるのか、勉強会を開催するのか、決めていくということでしょうか。他にも、「購入を支援します」とか、「使用機会を増やし普及を推進します」とか、「相互理解の促進に努めます」といった記載があるのですが、進め方や具体的な指標は基本計画に記載されていないのですが、それはまた別途検討するのですか。

事務局)あくまで基本計画なので、文末はあいまいな表現に捉えられるかと思いますが、具体的にどう進めていくのかは、今後検討していくことになります。

埴委員)委員会ではなくて市の農業政策課の方で検討していくということになるのでしょうか。

事務局)そうですね。市の方でこういった施策を打つことが有効か検討し、予算化して対応していくということになります。

納口座長)農産物の販売 PR イベントの開催数の目標がありますが、どのような販売イベントなのか、そこまではこの懇話会ではディテールに入ってしまうので、そこは施策の中でということになるかと思います。

<協議項目(2)③基本方針3 市民と農とのつながりの強化について>

青木委員)「①ア 地場産物の学校給食への活用推進」について、学校給食には地元の農産物を使ってほしいと思いますが、教育委員会の担当課との連携面でスムーズにいかないことが懸念されますが、いかがでしょうか。

事務局)学校給食の所管は健康教育課になりますが、本年度、新たに「つくば市の学校給食における地産地消推進ガイドライン」を作りまして、その中で地産地消率を上げるために金額ベース、食品数ベースという形で今後高めていきたいと思います。目標を示しておりますので、そうした数値を参考として本計画の目標数値を設定しています。

納口座長)つくば市は給食無償化ではないですね。無償化の市町村が茨城県内でもぽつぽつ出ていて、そうすると事情が違ってくるのかと思います。また、つくば市はセンター方式で 4 か所のセンターがあると、小さい市町村では自校方式で、小さいロットで地場産が使いやすいといった事情の違いもあるのかと思います。ただ、農協の部会があったり、直売所があったり、或いは大きな法人が供給している場合があったり、学校給食に地場農産物を使用するという点では、リアリティをもってご発言できる方もいらっしゃると思いますがいかがでしょうか。

塙委員)調達方法は分かりませんが、今納めている業者様が既にいると思います。その方が茨城産のものを使用しているのか、不足分は市場から仕入れているという現状もあるかと思いますが、そこでの調整をどうするのか疑問に感じています。関係者にヒアリングして、皆さんで地産地消率 60%という目標を掲げて、今納めている業者様なのか、つくば市なのか、農協なのか分かりませんが、話を聞かないといけないかと思いました。また、相場が高くなった場合に補助するのかなど、そう

言った問題も出てくると思うので、そうした場合には、ここに書いてもできない場合もあるのかと思いました。

事務局)給食の食材は入札により調達していますが、詳細までは把握しておりません。申し訳ございません。

会田委員)荃崎地域の学校給食向けに、一時、納めていたことがありましたが、1か月前の入札となるため、納入日に本当にキャベツがあるのかとか、そういう不安もあり、小規模の給食センターであっても量を確保できるかどうか不安で、今はお付き合いしていない状況です。他で聞くと、納入日に農産物ができなかったために他から仕入れて納めたという方もいるようです。給食センターとしては地元産の農産物を取扱いたい意向があり、毎月、電話をいただいたりして、協力したい気持ちもありますが、今、天候の影響もあるので、安定供給の面で難しいという状況です。

納口座長)健康教育課のガイドラインを参考に、バックアップ体制について多少、方策を盛り込めると、地産地消に対する積極性がより見えるのかなと思います。個人的な見解で恐縮ですが、学生の卒論の関係で市町村を回ったことがあります。学校給食を担当する栄養士の熱意が、地元の生産者や農協と行政との結びつきや、品物を確保できない場合に八百屋から仕入れるなどバックアップ体制の必要性に対する危機意識の高さにつながっていると感じたことがありましたが、やればできるのではないかという印象も受けました。そのあたりのことについては、ガイドラインで方向性が出ていると思いますので、事務局で再度ご確認をお願いいたします。

<協議項目(3)その他>

青木委員)つくば市内に直売所は20~30軒近くあると認識しておりますが、直売所の利用を増やすような取組を加えていただけると良いと思いますがいかがでしょうか。

事務局)その点については、26P「③(ア)市内直売所のPR」に記載していますように、パンフレット等を作成し、周知していきたいと考えております。

青木委員)パンフレットとは、直売所の場所や特徴を入れたものでしょうか。

事務局)市内の直売所のマップをイメージしておりましたが、プラスして青木委員がおっしゃたように、直売所の特徴もその中に盛り込めれば良いと思います。

納口座長)阿見町だったと思いますが、直売所から学校給食の野菜を仕入れている事例がありました。別の話で申し訳ありませんが、直売所を全部支援するということもあるかと思います。

塙委員)子供が小さいときに、「つくばちびっこ博士」によく参加しており、手帳を持って研究所を回ってスタンプをもらい、自慢したりしていました。直売所パンフレットもスタンプラリー形式にして、スタンプラリーの台紙を直売所マップにするといったことができるのではないのでしょうか。家族で回り、例えばメダルをもらえとか、ただパンフレット見せるのではなく、子どもの小さいうちから、家族で歩いてもらって食べてもらうというのができれば良いと思いました。また、27Pの「Farm to Tableつくば」は、とても良い取組だと思いますが、広報しているだけで、店舗に行ったから何ということがないので、店舗を全部スタンプラリーの中に入れてしまって、市民にスタンプをどんどん溜めてもらうという方向に持っていければいいのではないかと思います。例えば10回行ったら1ヶ所無料だとか、ポイントじゃないですが、何回行ったらどこかのお店が無料になるという仕組みがあると、それが楽しくて行くと思います。スタンプだけもらいに行く方はいないと思いますので、お買い物もするし、食事もすると思いますので、ただチラシを作るのではなく、何か仕掛けを作れると良いのかなと思いますが、可能なものでしょうか。

事務局)様々なアイデアをいただきましてありがとうございます。実施可能と思いますので、そういったことも、今後の施策の立案の際にご意見が反映できるように取組みたいです。

納口座長)直売所の認知度を向上させ、売上げを伸ばすために市ができることは

ありますでしょうか。

川上委員)直売所への出荷量はやや減っているという感覚があります。以前の販売先は直売所だけでしたが、販路の多角化をしないといけない状況です。今までここだけでよかったのが、厳しくなったら他のルートへというのが今、結構あります。毎年ここだけでやっていけると思わないようにしています。常に他の販売ルートを意識して探すようにしています。最近だとメルカリといったネット販売などもユーザーが増えてきているようです。市の施策とはまた別の話ですが、商品そのものが本当に魅力的なものが根底にあると思っていて、つくば市産のものだったら何でもいいというわけではなく、最低ラインとしてちゃんと野菜として手を出したくなるものというものでないと売れなかったりもするので、きちんと魅力的な商品を出品すること前提で、進めていかないと難しいと思います。何でもかんでも、出せば売れるってというような頭だと厳しくなっていくのが現状かなと思いますので、そこをちゃんとできている方は伸びている印象です。

川上委員)22Pの達成目標「高温耐性品種の導入や農業保険の周知回数」について、個人的には高温耐性品種の導入が年1回という点については、抱き合わせで考えてもいいのか、疑問に思っています。農業保険は年1回じゃなく、むしろ常時PRしてもいいような話ですし、農業経営支援については、果たして高温耐性品種の導入だけで賄えるのかというところの疑問もあります。実際、種苗会社からも高温耐性品種の開発は難しいと聞いており、それだけを目標にして導入すればうまくいくというものでもないと思うので、もう少し幅を持たせる方が良いのではないのでしょうか。

塙委員)おっしゃる通り、高温耐性品種の開発が日本では難しいと聞いています。このような状況を踏まえると、ここでは、「気候変動に対応した様々な資材の導入」等の書きぶりの方が、資材や薬等様々なものが含まれるので、より適しているのではないのでしょうか。

事務局)いただいたご意見について、検討していきたいと思います。

油谷委員)22P「①労働力不足の解消」について、今回は、多様な労働力の確保は①に取り上げられており、農業以外の仕事を持ちながら営農される方については、新たな担い手の確保というような書き方になっているかと思いますが、現在、営農されている生産者の方々に対しても、労働力の確保というような一面もあった方がいいのかなというふうに思いますので、その観点をもう少し盛り込んでいただけないかと感じました。

納口座長)例えば、雇用型の農業法人だとかが労働力不足だという時に、市の施策として、何か人を斡旋するようなことは可能でしょうか。

油谷委員)そういったことはおそらく難しいかとは思いますが、例えば現在、雇用を入れていらっしゃる経営体が増えている中で、どうやって雇用を確保していくかとか、確保した人材をどう育成していくかといったような、啓蒙活動みたいな支援はできるのかなというふうに思うのですがいかがでしょうか。

事務局)ただ今のご発言にあったニュアンスについては、こちらの文言で含められている解釈であったのですが、分かり易い表現を考えたいと思います。

青木委員)同様の箇所で、「環境整備を行う」とあるが、どのような取組を想定されていますでしょうか。

事務局)まだ具体的には考えていませんでしたので、今後検討していきたいと思います。

納口座長)実際には、労働力斡旋、ハローワークもあるわけですし、海外人材についてはまた別の組織があります。農協さんもそういった労働力、雇用の斡旋のようなことをされているのでしょうか。

笹本委員)斡旋というのはないですが、教えてもらいたいといった要望には、指導という形で対応をしています。

青木委員)市のHP等で、人材、労働力を必要とする方と、ぜひ体験してみたいという方が交流できるコーナーがあるとすごく良いと思います。

塙委員)働くという意識では人材確保しにくいですが、ボランティアで応援隊のよう

な形で、例えば、つくば市だと、子どもが教育委員会からそういうイベントのチラシをよくもらってきたのですが、こういう農家さんがここでこんなボランティアを募集していると周知するという方法もあるのではないのでしょうか。お金は払わなくても、体験も含めてできるとなれば、それがご迷惑ではない農家さんで、小さい子でもお母さんと一緒に来て手伝ってくれたら助かるという方がいれば、学校経由募集チラシを配布するとか、そういうことを市でできるといいのではないのでしょうか。

事務局)ご発言いただいたような内容については、27Pにあります農業サポーター制度や、農業体験イベントといった形で、一般の方々が、農業者と関わったり、農業にちょっと携わってもらったりという機会を制度とし設けていますので、こういったものを活用していただきたいと思っております。

4 第3次つくば市農業基本計画の策定スケジュールについて

【資料3を基に事務局より説明】

追加の意見等については、11月17日(日)までにいただきたい旨を連絡。

5 その他

6 閉会

以 上

第3次つくば市農業基本計画策定懇話会 第3回会議 次第

日時：令和6年（2024年）11月12日（火）午後5時00分～

場所：つくば市役所コミュニティ棟3階会議室A、B

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 議 事

第3次つくば市農業基本計画素案の内容について

資料1、2

- 4 今後の予定について

資料3

- 5 閉 会

【配布資料】

- ① 資料1 第3次つくば市農業基本計画案
- ② 資料2 第3次つくば市農業基本計画素案についての協議項目
- ③ 資料3 第3次つくば市農業基本計画策定に係る今後のスケジュール

第3次つくば市農業基本計画（案）

はじめに

(市長挨拶後日挿入予定)

目 次

序章 計画の策定にあたって	1
1. 策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	2
4. 計画の推進	2
第1章 農業を取り巻く環境	4
1. 食料・農業・農村基本法の改正	4
2. 持続可能な食料システムの確立へ向けた動き	4
第2章 つくば市農業の現状と課題	6
1. ひと	6
2. 農地	8
3. 生産・販売	10
4. つくば市農業の課題	12
第3章 つくば市農業の方向性	15
1. 将来像（目指すべき方向）	15
2. 基本方針	15
3. 施策体系	17
第4章 具体的施策の詳細	19
基本方針1 ひとの確保・育成	19
基本方針2 農地や環境の保全・有効活用	23
基本方針3 市民と農とのつながりの強化	26
資 料 編	28
1. 策定懇話会委員と策定経過	28
2. 第2次計画の評価	30
3. 市民アンケート調査結果	31
4. 農業者アンケート調査結果	39
5. 用語解説	46

序章 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨

2020年（令和2年）12月に第2次つくば市農業基本計画（以下、第2次計画）を策定し、「多様な力がつながり実現する持続可能な農業」を目指すべき姿として、各種施策に取り組んできました。

第2次計画策定後、国の農政の基本理念や政策の方向性を示す食料・農業・農村基本法の見直しやみどりの食料システム戦略が策定されるなど、平時からの食料安全保障確保、環境と調和のとれた食料システムの構築等の方向性が示されています。

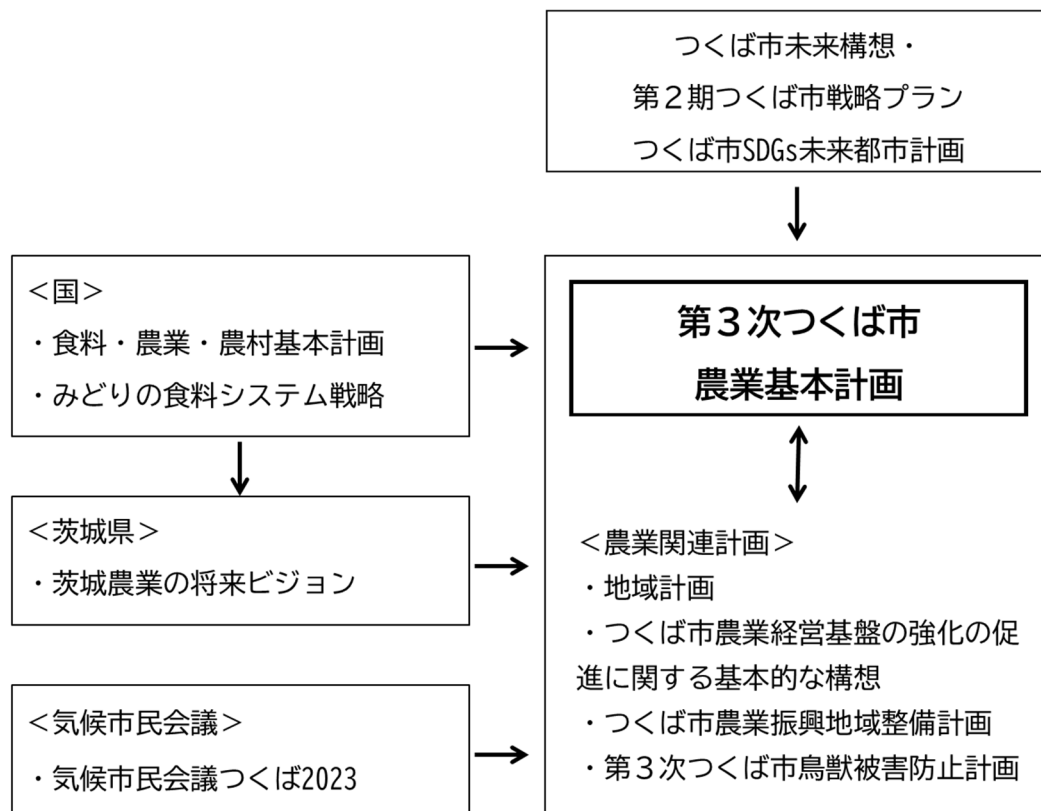
農業の現場においては、農業者の高齢化や減少、遊休農地の増加、生産資材等の高騰など、農業を取り巻く環境が厳しくなっていますが、農産物の安定供給や農地の持つ多面的機能を市民が享受できるよう本市農業を持続的な農業にしていく必要があります。

このような背景をふまえ、本計画は、本市農業の方向性を示し、将来像の実現に向けて、計画的な農業施策の実行につなげることを目的に策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本市の今後のまちづくりの指針である「つくば市未来構想・戦略プラン」を上位計画とする農業分野の個別計画として位置づけます。

なお、本計画は、国の食料・農業・農村基本計画やみどりの食料システム戦略、県の茨城農業の将来ビジョン等と整合を図りながら、本市農業の将来像の実現を目指します。



3. 計画期間

本計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までの10年間とします。なお、計画期間の中間年度にあたる令和11年度（2029年度）に、計画の進捗状況の評価及び中間見直しを実施します。

4. 計画の推進

本計画に基づく各種施策を展開するため、市をはじめとした行政機関やＪＡ、農業者のほかに、多くの市民や事業者が協力・連携しながら取り組んでいくことが重要です。各主体に期待される役割は次のとおりです。

① 行政

市は、本計画の趣旨や内容に沿った施策を展開し、計画を着実に実施していく役割を担います。また、県等の行政機関と協力・連携し、行政として一体的に計画を推進していきます。

② 農業関係団体

ＪＡ等は、農業者の技術・経営指導等、農業経営を総合的に支援し、農業者や関係機関、市民等と連携しながら、本計画の実現に主体的に取り組むとともに、多様な側面から農業者をサポートする役割が期待されます。

③ 農業者

農業者は、職業としての農業に魅力を感じ、効率的かつ持続可能な農業経営を行いながら、消費者へ安全・安心な農産物を安定的に供給し、豊かな食生活を支える役割を担うことが期待されます。また、市民との交流の中で、農業や農地の果たす重要な役割を伝えていくことが望まれます。

④ 農地所有者

農地所有者は、地域の貴重な財産である農地を次世代へつなぐ必要性を認識し、市民や行政、農業関係団体等と協力・連携しながら、農地の有効利用と積極的な農地の集積・集約化に取り組む役割が期待されます。

⑤ 市民

市民は、市産農産物を積極的に消費し、地産地消を支えるとともに、農業体験イベントへの参加等を通して農業者との交流や農地・農業への理解を深め、本市農業や農地を支えていく役割が期待されます。

⑥ 農業関係事業者

農産物の加工・流通・販売に関わる事業者は、市産農産物や農産加工品を取り扱う等地産地消に積極的に取り組むとともに、安全・安心な食を安定的に提供し、本市農産物や農産加工品の消費拡大やブランド化に寄与する役割が期待されます。

⑦ 研究機関・大学

研究機関や大学は、農民生産における新技術・新品種開発やその普及促進に努めるとともに、農業者や関係機関、事業者等と連携し、本市農業の持続的発展に協力する役割が期待されます。

第1章 農業を取り巻く環境

1. 食料・農業・農村基本法の改正

国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的に、国の農政の基本理念や政策の方向性を示す食料・農業・農村基本法が1999年（平成11年）に制定されて四半世紀が経過しています。

世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外市場の拡大等、農業を取り巻く情勢が制定時には想定されなかったレベルで変化していることから、2024年（令和6年）6月に食料・農業・農村基本法の改正法が施行されました。

「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」、「人口減少下における農業生産の維持・発展と農村の地域コミュニティの維持」の実現を目指し、基本理念の見直しと、関連する基本的施策等が定められました。

2. 持続可能な食料システムの確立へ向けた動き

（1）環境負荷低減に向けた取組の推進

地球温暖化による気候変動等により、自然災害の多発や猛暑日が増加し、農産物の生育や収穫時期等に影響が出ています。2015年（平成27年）9月に国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、SDGsや環境を重視する動きが加速化する中、国内においては、2021年（令和3年）5月にみどりの食料システム戦略が策定され、温室効果ガスの排出削減、化学農薬・化学肥料の低減とそれらを推し進めた有機農業の面積拡大が目指す姿として位置付けられました。

県においても、2022年（令和4年）3月に第3期茨城県有機農業推進計画を策定し、有機栽培面積の拡大や有機JAS認証取得件数の増加に向けた取組を推進しています。

（2）農地集積・集約化による生産性の向上と農地利用の推進

国内において、高齢化や人口減少が深刻化する中で、農業者の減少により遊休農地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されています。こうした問題を解決するため、2023年（令和5年）4月に地域農業の将来の農地利用の姿を目標地図として明確化した「地域計画」の策定が法定化され、地域において農地の利用を考え、担い手への農地集積等を進める動きが本格化しています。

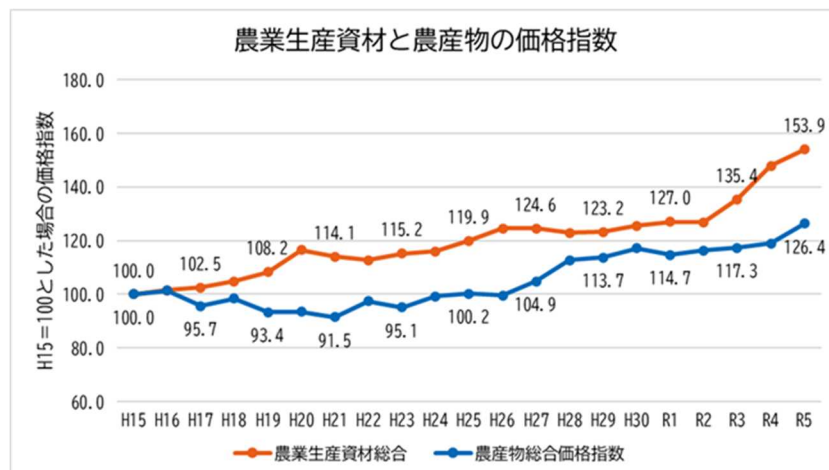
農作業がしやすく、手間や時間、生産コストの削減が期待できる農地の集約化等の実現に向け、地域の農地を誰が担っていくのか、地域の農業をどのように維持・発展させていくのかを地域で話し合い、計画を策定します。

（3）持続可能な農業経営の実現

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻や円安の影響を受け、原油や食料とともに農業生産に必要な諸資材の価格が上昇しています。2003年（平成15年）の農業生産資材の価格指数を100と

した場合、2023 年（令和 5 年）は 153.9 となっています。一方で、農産物の価格指数は、126.4 となっており、生産資材の価格上昇を農産物価格に十分に転嫁できておらず、農業経営を圧迫する要因となっています。

また、2024 年（令和 6 年）から働き方改革関連法案の 1 つである時間外労働の上限規制が自動車運転業務にも適用され、物流費の上昇が懸念されるなど、今後も農業の生産・流通・販売に係るコストの上昇が予想されるため、農業者が十分な利益を確保できるよう農地の集約化等による作業効率の改善、物流費の削減に寄与する地産地消の推進、付加価値を生み出す農産物のブランド化などの取組を進めていく必要があります。



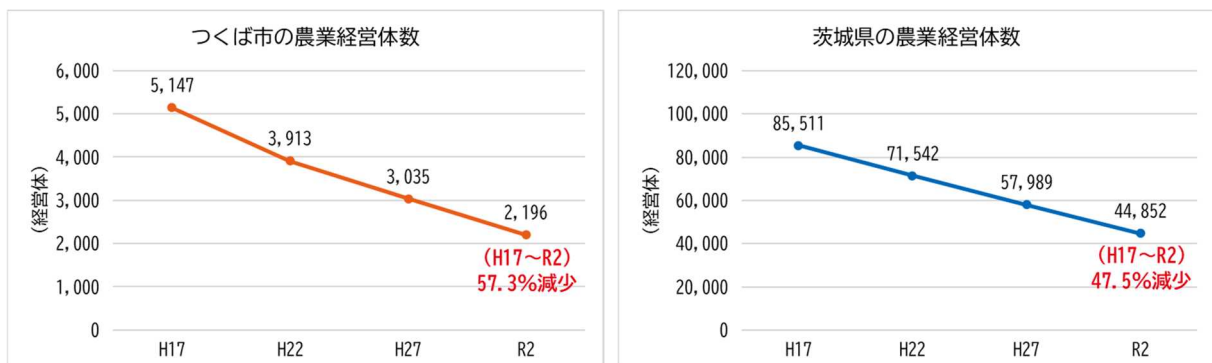
※ 農林水産省「農業物価統計調査」の価格指数を用い作成

第2章 つくば市農業の現状と課題

1.ひと

(1)農業経営体数

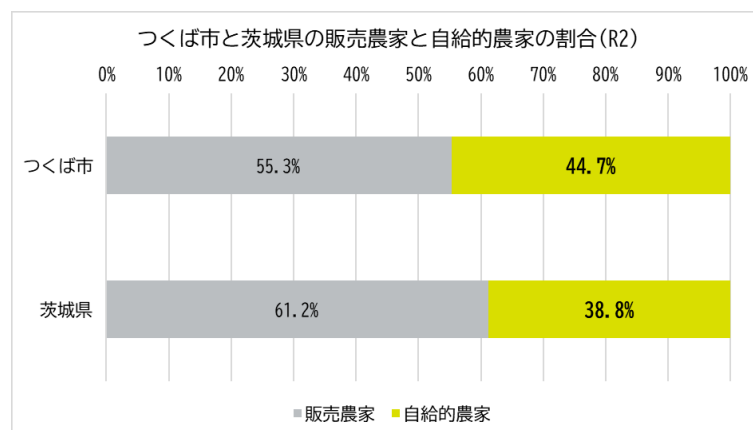
本市の農業経営体数は、全国的な傾向と同様に減少傾向にあります。2005 年（平成 17 年）の 5,147 経営体から 57.3%減少し、2020 年（令和 2 年）は 2,196 経営体となっています。県の減少率は 47.5%となっており、県と比較して市の減少率が 10 ポイント近く高くなっています。



※ 農林水産省「農林業センサス（H17～R2）」

(2)販売農家と自給的農家

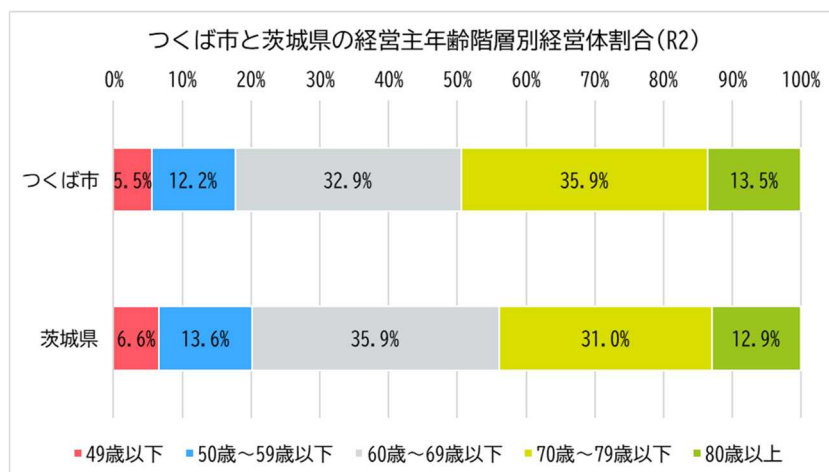
本市の販売農家と自給的農家の割合は、販売農家は 55.3%、自給的農家が 44.7%となっています。県と比較して自給的農家の割合が高くなっています。



※ 農林水産省「農林業センサス(R2)」

(3) 年齢階層別の基幹的農業従事者の割合

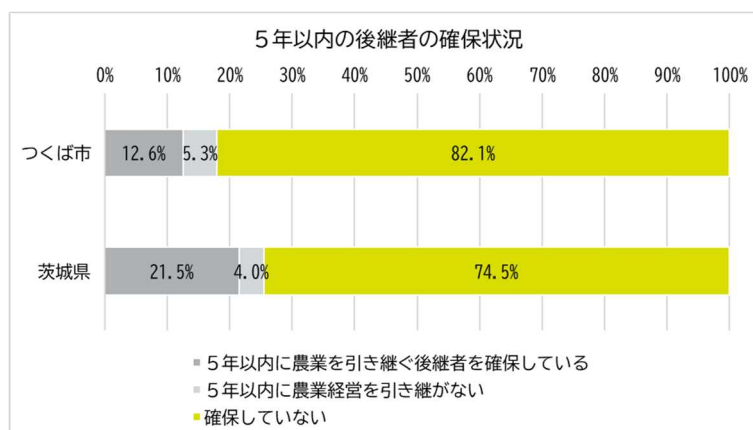
2020 年（令和 2 年）の基幹的農業従事者の年齢階層別割合を見ると、70 歳以上が 49.4%と半数近くを占めており、県全体の 70 歳以上の割合 43.9%と比較して高くなっています。一方で、49 歳以下の割合は、県全体が 6.6%である一方、本市は 5.5%と若年層の割合が低く、県と比べて農業者の高齢化の傾向が強く表れていると言えます。



※ 農林水産省「農林業センサス(R2)」

(4) 後継者の確保状況

農業を引き継ぐ後継者を確保していない経営体割合が 82.1%となっており、県の確保していない経営体割合 74.5%と比較して高くなっています。

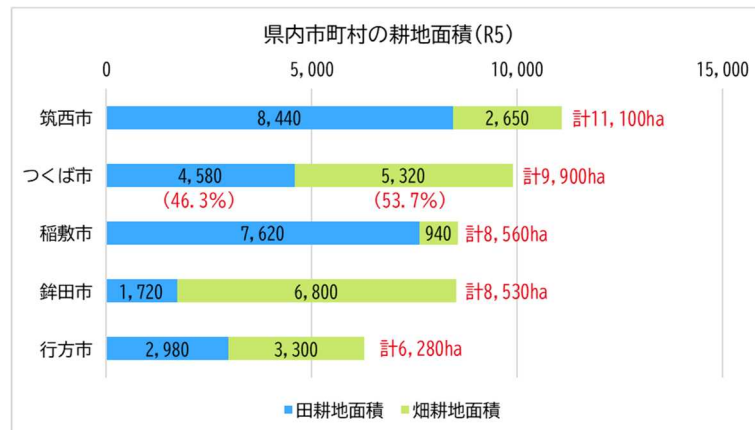


※ 農林水産省「農林業センサス(R2)」

2. 農地

(1) 耕地面積

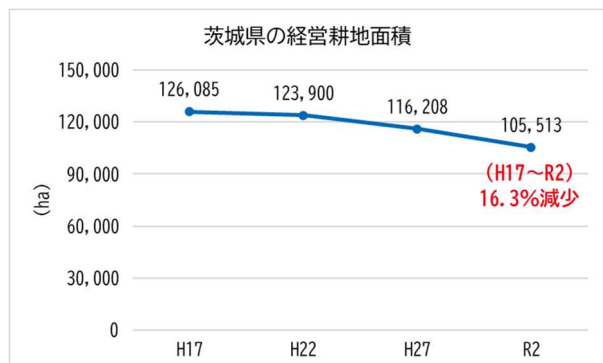
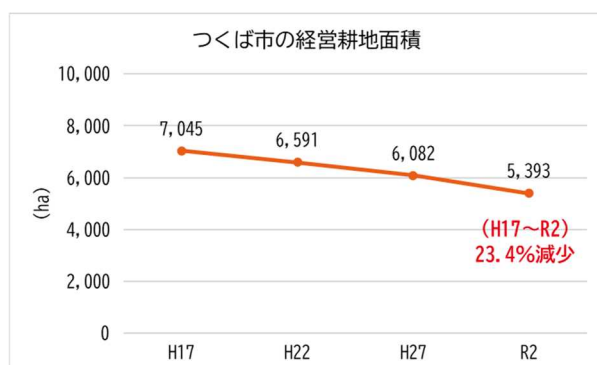
本市は県内で2番目に広い耕地面積を有しています。その内訳は田 4,580ha (46.3%)、畑 5,320ha (53.7%)、計 9,900ha となっており、田畑の耕地面積は同程度となっています。



※ 農林水産省「作物統計調査(R5)」

(2) 経営耕地面積

本市の経営耕地面積は、全国的な傾向と同様に減少傾向を示しており、2005 年（平成 17 年）から 2020 年（令和 2 年）の 15 年間で 23.4%減少しています。減少率は、県全体の 16.3%と比較して大きくなっています。

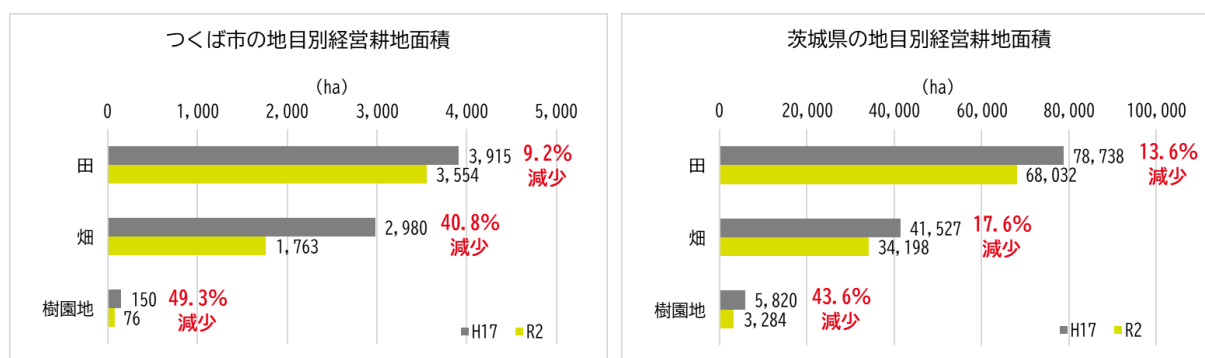


※ 農林水産省「農林業センサス(H17~R2)」

※ 数値の違いを分かりやすくするため縦軸を省略

(3)地目別経営耕地面積

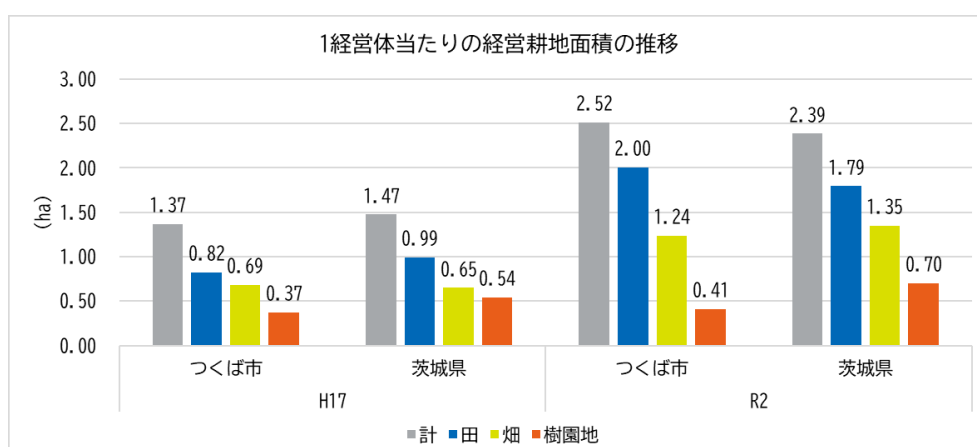
地目別経営耕地面積の減少率は、田が 9.2%減少、畑が 40.8%減少、樹園地が 49.3%減少となっており、県と比較して、畑の減少率が極めて高くなっています。経営耕地面積の減少の要因は、農業経営体が高齢化等により自給的農家へ移行したことに伴い、経営耕地として算定されなかったことが影響していると考えられます。一方、田については、畑・樹園地よりも担い手への農地集積が進み、経営耕地として維持された農地が多くあったことから、減少率が比較的緩やかになっています。



※ 農林水産省「農林業センサス(H17/R2)」

(4)1 経営体当たりの経営耕地面積

1 経営体当たりの経営耕地面積は、2005 年（平成 17 年）から 2020 年（令和 2 年）の期間に、田が 0.82ha から 2.00ha へ、畑が 0.69ha から 1.24ha へ、樹園地が 0.37ha から 0.41ha となっています。県全体と比較して、畑と樹園地の 1 経営体当たりの経営耕地面積が小さくなっています。

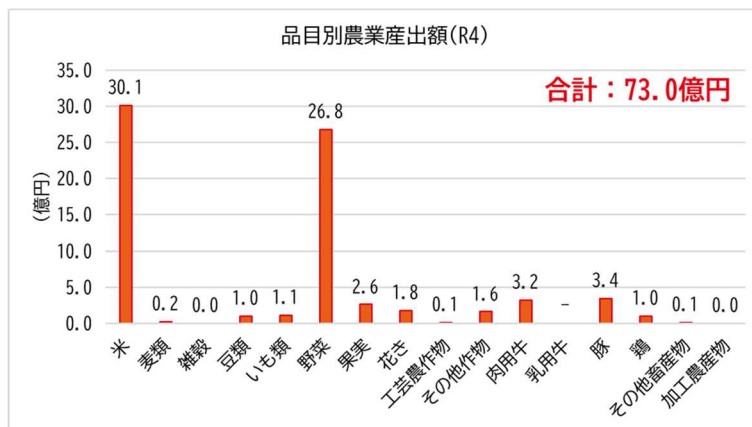


※ 農林水産省「農林業センサス (H17/R2)」

3. 生産・販売

(1) 農業産出額

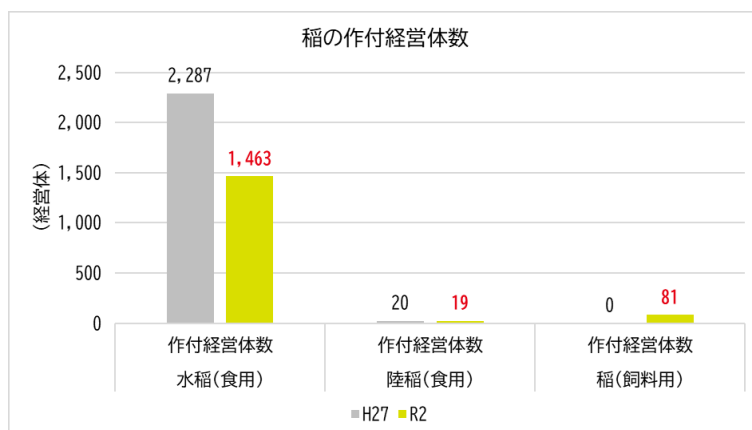
2022 年（令和 4 年）の農業産出額は 73 億円となっています。米が 30.1 億円となっており農業産出額の 41.2%を占めています。次いで野菜が 26.8 億円と農業産出額の 36.7%を占めており、米と野菜の生産割合の高い地域となっています。



※ 農林水産省「市町村別農業産出額（推計）(R4)」

(2) 稲の作付経営体数

稲の作付経営体数は 2015 年（平成 27 年）から 2020 年（令和 2 年）の 5 年間で 1,463 経営体に減少しました。なお、2015 年（平成 27 年）にゼロであった飼料用稲の作付経営体数は、2020 年（令和 2 年）に 81 経営体へ増加しています。

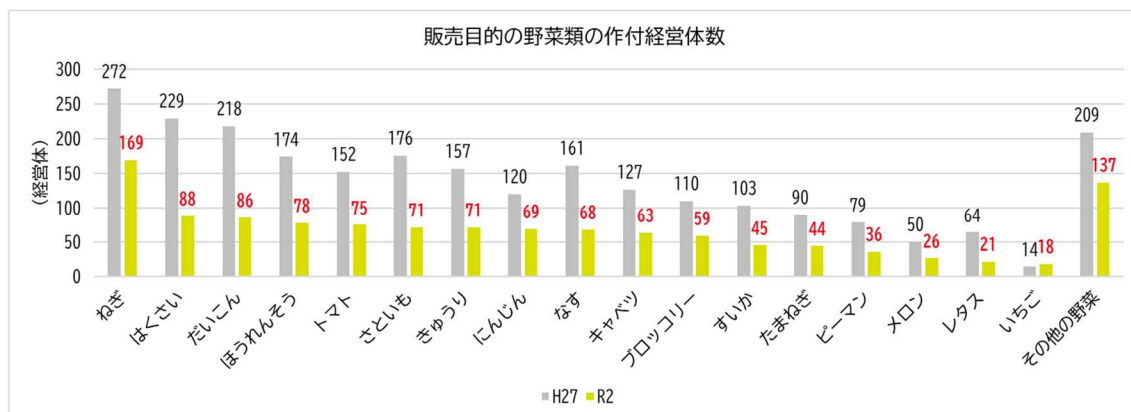


※ 農林水産省「農林業センサス (H27/R2)」

(3) 野菜類の作付経営体数

野菜類の作付経営体数は、ねぎが最も多く 169 経営体となっており、次いで、はくさい 88 経営体、だいこん 86 経営体となっています。

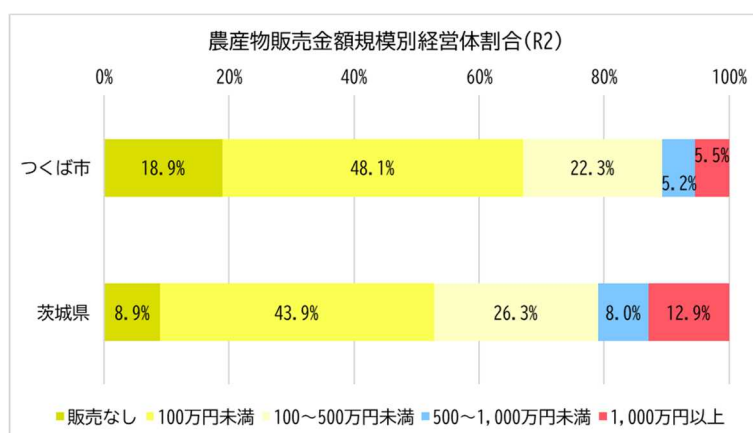
2015 年（平成 27 年）から 2020 年（令和 2 年）の 5 年間で野菜類の作付経営体の割合は平均で 47.8%減少しています。減少率の高い品目は、レタスの 67.2%減、次いで、はくさい 61.6%減、だいこん 60.8%減の順となっています。作付経営体数が増えた品目はいちごで、4 経営体の増加となっています。



※農林水産省「農林業センサス（H27/R2）」

(4) 農産物販売規模別経営体の割合

農産物販売規模別経営体の割合は、販売なし 18.9%、100 万円未満 48.1%となっており、県と比較して農産物販売規模の小さい農業経営体の割合が高くなっています。1,000 万円以上の経営体は 5.5%となっており、県全体と比較して 2 分の 1 以下の割合となっています。



※ 農林水産省「農林業センサス(R2)」

4. つくば市農業の課題

(1) ひとの確保・育成に関する課題

本市の農業経営体数は、2005 年（平成 17 年）から 2020 年（令和 2 年）の 15 年間で 57.3%減少し、2,196 経営体となりました。また、基幹的農業従事者の年齢階層別の構成を見ると、2020 年（令和 2 年）の 70 歳以上の割合が 49.4%と半数近くを占める一方、49 歳以下は 5.5%と若年層の割合が小さく、農業者の減少及び高齢化の傾向が非常に顕著であることから、「ひとの確保・育成」が急務となっています。

① 担い手の確保・育成

農業者アンケート調査結果において、今後 10 年間の後継者の確保状況は、「引き継ぐ後継者がいない」と回答した農業者が 52.4%となっています。10 年後の経営規模の意向については、「縮小したい」、「離農したい」と回答した回答者において、その理由として、「後継者がいない」ことを理由にあげた回答者割合が 74.2%と最も高くなっています。また、本市農業振興に必要なことについて、「担い手の確保・育成」と回答した回答者割合が 38.1%と、二番目に高くなっており、後継者を含む担い手の確保が課題となっています。

② 農業者の所得の向上

農業者アンケート調査結果において、年間の農業所得は、30.7%の回答者が「0 円以下」、「50 万円未満」が 26.4%となっており、農業所得の低い農業者が多くなっています。また、本市農業振興に必要な支援策として、「農業者の所得向上」が 48.6%と最も高い回答割合となっており、農業者の所得の向上が喫緊の課題となっています。

③ 農作業の効率化

農業者アンケート調査結果において、10 年後の経営意向として、「規模拡大」・「現状維持」と回答した回答者が、必要な取組として、「農地の集約化」42.9%、「生産コストの低減」42.9%、「農作業の効率化・機械化」42.4%となっています。

また、本市農業振興に必要なことについても、「農地の集積・集約化」が 31.9%と三番目に高い回答割合となっており、「規模拡大・現状維持」を希望する意欲ある農業者への支援として、農地集約化を含む農作業の効率化に取り組んでいく必要があります。

(2) 農地や環境の保全・有効活用に関する課題

より少ない人数で多くの農地を耕作するには、農作業効率が高まるよう地域計画に基づき農地の集約化等を進めるとともに、農地の大区画化等の基盤整備を促進する必要があります。

①農地の大区画化等の基盤整備の促進

農業者アンケート調査において、耕作放棄地の有無は、「耕作放棄地がある」と回答した回答者が45.7%となっています。耕作放棄地になっている理由は、「農地の条件が悪く耕作に適さなかったり、農道や用排水などが整備されていないため」が41.7%と最も高い回答割合となっており、基盤整備等を進め、活用しやすい農地へ転換していく必要があります。

②環境に配慮した農業の推進

国は地球温暖化の深刻化等を背景に、みどりの食料システム戦略により有機農業をはじめとした環境に配慮した農業を推進しており、本市においても環境に配慮した農業に取り組んでいく必要があります。

農業者アンケート調査において、環境に配慮した農業（有機農業、無農薬栽培、減農薬・減化学肥料栽培）に取り組んでいる割合は51.4%となっています。今後、環境に配慮した農業に取り組む意向のない回答者及び現在、環境に配慮した農業に取り組んでいるが、今後、慣行栽培に移行したいと回答した農業者の理由としては、「労働力が確保できない」が36.5%、「栽培管理に手間がかかる」が27.1%となっています。

一方、市民アンケート調査において、「有機農産物を日常的に購入している」、「時々購入している」と回答した割合が合わせて34.4%となっており、消費者である市民に対し、環境に配慮した農業や農産物の理解を向上させたり、魅力を伝えたりする取組が不十分である状況が浮き彫りとなりました。

環境に配慮した農業の普及のためには、農業者に対しては、生産技術の普及、市民に対しては、環境に配慮した農業・農産物に対する価値観の転換を図る等、生産・販売・消費の各側面から環境の整備や意識の醸成を図る必要があります。

(3) 市民と農とのつながりの強化に関する課題

第2次計画【基本方針3 特徴ある地域農業の確立】の、「地産地消の推進」、「農産物の付加価値化」、「市民が積極的に関わる農業の推進」に取り組んだ結果、地産地消店は160店舗（R6.4.1時点）となり目標値を達成しました。一方で、市民アンケート調査の結果、つくば市の地産地消の取組の認知度が低い、地産地消に係る情報媒体の閲覧割合が低い等の課題があり、地産地消を推進していくためには、普段から地産地消を意識・実践できるよう市民と農とのつながりを強化していく必要があります。

①つくば市農産物の購入促進

市民アンケート調査において、つくば市産農産物の購入頻度は、「日常的に購入している」が33.1%、「時々購入している」が38.0%と多くの回答者がつくば市産農産物を購入しています。しかし、「購入したことがある」が11.7%、「購入したことがない」が1.9%、「分からない・こだわりのない」が14.8%と購入頻度の少ない回答者もいます。その理由は、「つくば市産農産物・生産者にこだわりのないから」が58.7%、「近くに購入できる場所がない・少ないから」が29.8%と回答割合が高くなっています。

つくば市産農産物・生産者に愛着やこだわりが持てるような機会の創出や農産物・農産加工品の販売店舗等の情報発信を強化していく必要があります。

②地産地消の推進

市民アンケート調査において、地産地消推進に対する認識は、「積極的に推進すべき」が42.9%、「推進すべき」が40.4%と多くの回答者が地産地消を推進すべきと回答しており、市民の地産地消に対する意識が非常に高いことが分かりました。

一方、地産地消の推進に必要なことは、「地元の農産物の販売店舗を増やす」が68.3%、「学校給食での使用」が47.5%、「マルシェ等の開催により、地元食材を購入できる機会の提供」が36.9%と回答割合が高くなっています。また、地産地消推進のために市民に提供すべき情報は、「購入できる場所の情報」が66.1%、「つくば市産農産物に関する情報」が53.0%と回答割合が高くなっています。地産地消に高い意識を持つ市民に対し、農産物や販売場所等の効果的な情報発信と併せて、生産者の顔が見える販売イベントや農業体験イベント等を行うことで、市産農産物や生産者に対して自然と愛着を抱ける環境を作り、地産地消の好循環を生み出すことが重要です。

③情報発信力の強化

市民アンケート調査において、本市の地産地消の取組等について、45.4%の回答者が「あてはまるものがない（知っているものがない）」と回答しており、情報発信を強化していく必要があります。「広報つくば」の閲覧割合は75.7%と高くなっていますが、本市の地産地消推進の総合ウェブサイトである「Farm to Table つくば」を普段から閲覧する回答者割合は0.3%となっており、情報発信力の弱さが課題となっています。

情報発信力の強化のためには、本市の持つ発信媒体を活用して魅力発信をより活発化させるとともに、つくば市産農産物や農業・農産物の魅力の認知度向上を図るため、市民に「農」への愛着や理解を深めてもらえるような、収穫体験等の農業体験機会の提供や販売イベント等の実施により、市民と農のつながりを強化する取組を進める必要があります。

第3章 つくば市農業の方向性

1. 将来像(目指すべき方向)

本市は、肥沃で平坦な農地、温暖な気候など、恵まれた農業環境が整っている地域であり、これらの恵まれた環境をいかして、米や野菜、果実、花き、芝、畜産物等の様々な農産物が生産されています。

本市の農業を持続可能で活力ある産業とするために、中核となる担い手が農業をしやすい環境の整備や、収益性の高い農業経営の確立を支援するとともに、環境負荷低減等の取組を推進し、農地の保全に努めていくことが大切です。また、市民一人一人がつくばの農業や農産物の価値を理解し、身近な応援団として、つくばの農業を支えながら次世代へとつないでいくことが重要です。

そこで、本市農業の目指すべき姿を、

『多様な力を結集し次世代へつなぐ農業』

とし、市民や地域の農業者・農地所有者、農業関係団体、農業関係事業者、研究機関、行政等の多様な主体が本市の農業や農産物の魅力と価値を共有し、高めながら、地域経済を支える産業として次世代へ継承することを目指します。

2. 基本方針

将来像の実現に向けて、農業政策の3つの柱となる基本方針を定めます。

(1)ひとの確保・育成

本市農業の次世代を担うのは「ひと」であることから、既存の担い手への効果的な支援に加え、新たな担い手を確保・育成していく必要があります。農地集積・集約化やスマート農業技術の普及等により農作業効率の向上を図り、少ない人数で効率的に耕作できるようにしていきます。また、担い手の所得向上や農業経営の課題解決につながる支援を通じて「ひとの確保・育成」に取り組んでいきます。

(2)農地や環境の保全・有効活用

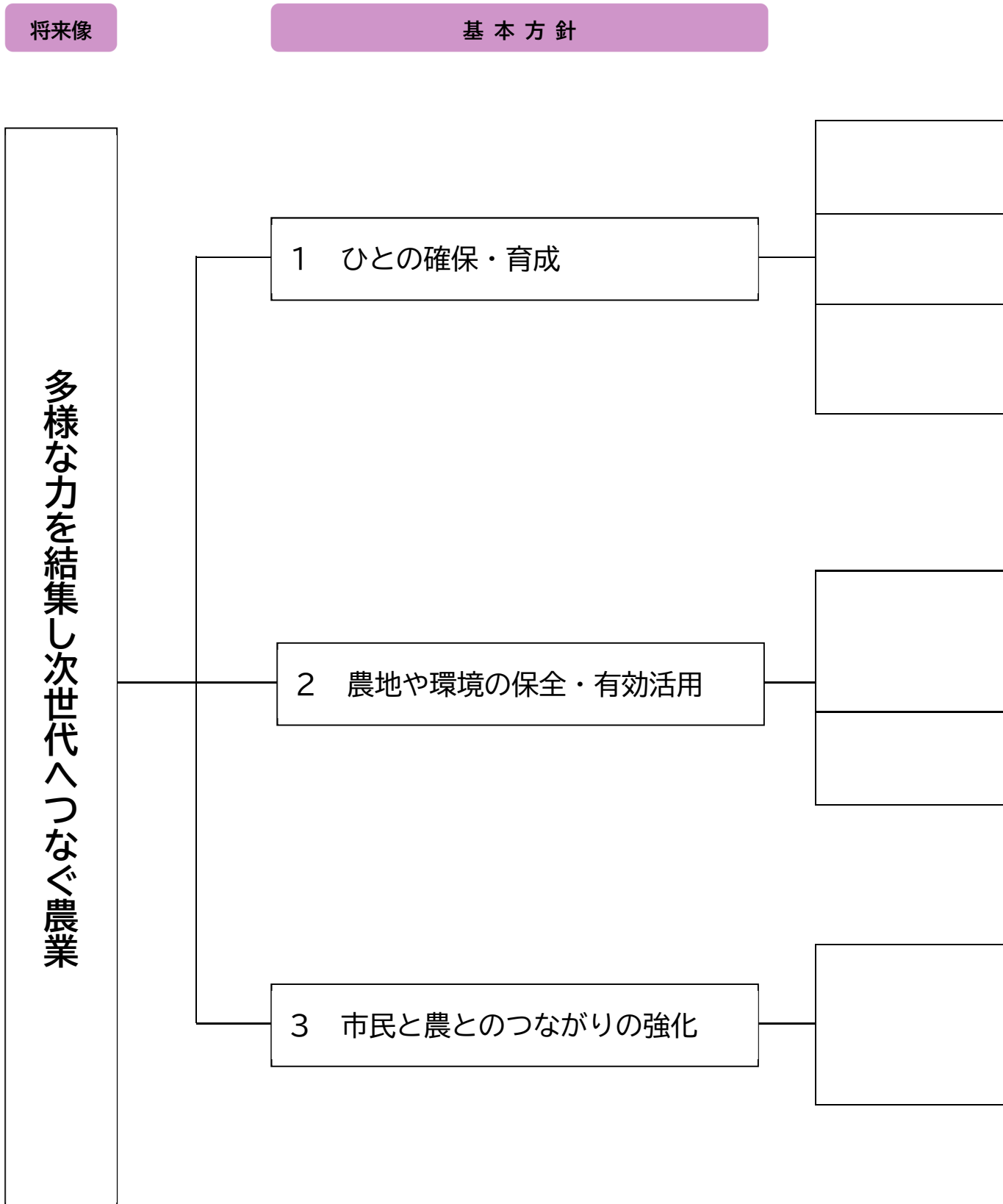
農業の生産基盤となる農地を次世代に引き継いでいくためには、農地を生産しやすい環境に整えていく必要があります。現代の生産環境に適した農地の整備に加え、みどりの食料システム戦略に基づき、環境に配慮した農業を推進し、「農地や環境の保全・有効活用」に取り組んでいきます。

(3)市民と農とのつながりの強化

本市は地産地消に適した環境にあることから、地産地消認証店の拡大や情報発信サイト「Farm to Table つくば」での情報発信等に取り組んできました。引き続き、これらの取組に力をいれていくほか、効果的なプロモーションに取り組むことで地産地消を推進し、「市民と農のつながりの強化」に取り組んでいきます。

3. 施策体系

3つの基本方針に基づき、「多様な力を結集し次世代へつなぐ農業」の実現のため、体系的に施策を実施していきます。



基本施策	具体的施策
(1) 新たな担い手の確保・育成・支援	① 意欲ある担い手に対する支援 ② 就農しやすい環境の整備
(2) 意欲ある担い手への農地の集積・集約化支援	① 地域計画への位置づけによる農地集積
(3) 担い手の所得向上	① スマート農業技術の普及・活用支援 ② 生産コスト増加に対する支援
(4) 農業経営支援	① 労働力不足の解消 ② 持続可能な経営に対する支援 ③ 気候変動に対する支援
(1) 環境に配慮した農業の推進	① 環境に配慮した農業に対する価値観の転換 ② 環境に配慮した栽培技術の習得環境の整備・認証取得支援 ③ 環境に配慮した農業参入・拡大支援 ④ 慣行農業等と共生できる環境の整備
(2) 農地の有効活用	① 基盤整備事業の推進 ② 活用しやすい農地への転換支援
(3) 遊休農地対策	① 遊休農地化防止支援 ② 遊休農地再生支援
(1) 地産池消の推進	① つくば市産農産物の学校給食での活用、児童への農育・食育の実施 ② つくば市産農産物の販売店舗数拡大 ③ つくば市産農産物の販売情報提供 ④ つくば市産農産物・農産加工品のブランド化
(2) 農産物の価値や農業・農業者の魅力発信（「農」に親しむ）	① 各種媒体や体験・交流等を通じた魅力発信 ② 農業体験機会の提供 ③ つくば市産農産物の販売機会提供

第4章 具体的施策の詳細

基本方針1 ひとの確保・育成

基本施策(1) 新たな担い手の確保・育成・支援

新たな担い手の確保・育成・支援として、下表の達成目標の達成に向けて取り組んでいきます。

<達成目標>

達成目標項目	2023 年度末	2029 年度末	2034 年度末
認定農業者数	279 経営体	305 経営体	330 経営体
農業者同士の情報交換会・研修会 実施回数	年 1 回	年 3 回	年 3 回
認定新規就農者数（累計）	13 経営体	25 経営体	50 経営体

① 意欲ある担い手に対する支援

ア) 農業者ネットワークの構築

認定農業者と新規就農者、新規就農希望者と先輩農業者、後継者同士等の様々な農業者のネットワークづくりを行い、情報交換や営農スキルの向上、課題が相談できる環境を整えていきます。

イ) ビジネス感覚を持った強い経営体の育成

地域農業を牽引する担い手の育成や経営力の強化を図るため、経営改善計画の認定を進めます。また、経営の発展や経営基盤の強化に取り組む経営体に対しては、関係機関と連携し、研修会や個別指導を行うなどの支援を行います。

② 就農しやすい環境の整備

ア) 新規就農希望者の就農へ向けた支援

ウェブサイト等による就農に関する情報発信や農地の確保の支援、先輩農業者との交流等の推進を通して、新規就農希望者の就農を支援します。また、関係機関と連携し、農業経営や栽培技術等に関する研修機会の周知や支援事業等の情報提供を図ります。

イ) 新規就農者の育成、就農後のフォローアップ

青年等就農資金の借入れや新規就農者育成総合対策等の支援を受けることができる認定新規就農者（青年等就農計画制度）等の周知、やむを得ず離農する担い手の農機具・設備等を新規就農者へ引き継ぐためのサポートを行っていきます。

また、認定農業者へステップアップできるよう、関係機関と連携し、経営の持続化へ向けた支援を行います。

基本施策(2) 意欲ある担い手への農地の集積・集約化支援

意欲ある担い手への農地の集積・集約化支援として、下表の達成目標の達成に向けて取り組んでいきます。

<達成目標>

達成目標項目	2023 年度末	2029 年度末	2034 年度末
農地中間管理機構から担い手への貸借面積	702.5ha	1,000.0ha	1,250.0ha

① 地域計画への位置づけによる農地集積・集約

ア) 意欲ある担い手等への農地集積・集約の推進

地域農業の将来の在り方を示した「地域計画」に基づき、認定農業者や新規就農者、将来の多様な担い手に対する農地集積を促進します。また、やむを得ず離農する担い手の農地を新たな担い手へ引き継ぐためのサポートを行っていきます。

イ) 農地中間管理事業の活用

地域計画に基づき、農地中間管理事業による担い手への集積・集約を進めます。

ウ) 農地所有者の意向の把握

関係機関や農業委員会等と連携し、地域でのヒアリングやアンケート調査等を実施しながら、農地の利用状況や営農に関する意向を把握し、農地集約へ向けた情報の収集を行います。

基本施策(3) 担い手の所得向上

担い手の所得向上として、下表の達成目標の達成に向けて取り組んでいきます。

<達成目標>

達成目標項目	2023 年度末	2029 年度末	2034 年度末
スマート農業推進事業補助金活用者数 (累計)	4 件	50 件	100 件
高収益作物に関する研修会等への参加、情報提供数	年 1 回	年 2 回	年 3 回

① スマート農業技術の普及・活用支援

ア) スマート農業の推進

高品質な農産物の安定生産や農作業の省力化・効率化を目指し、デジタル技術等を活用した先進的な施設・設備を導入しようとする農業者を支援します。また、新技術の情報を農業者へ発信していきます。

② 生産コスト増加に対する支援

ア) 高収益作物等の導入推進

研究機関等と連携し、高収益作物に関する研修会や、コスト削減に向けた新技術の導入に関する情報交換等を行い、高収益作物等の導入を推進します。

基本施策(4) 農業経営支援

農業経営支援として、下表の達成目標の達成に向けて取り組んでいきます。

<達成目標>

達成目標項目	2023 年度末	2029 年度末	2034 年度末
国・県事業、市単農業機械等整備支援事業の補助金活用者数(累計)	5 件	120 件	235 件
高温耐性品種の導入や農業保険の周知回数	年 0 回	年 1 回	年 1 回

① 労働力不足の解消

ア) 多様な労働力の確保

農業以外の仕事を持ちながら、副業的に農業に従事したい者や、リタイア後の生きがいとして農業に従事したいという意向を持つ者など、地域農業を支える新たな担い手として活躍を見込める人材が市内で援農できるよう、環境整備を行います。

イ) 農福連携の促進

福祉施設への農作業委託や障害者の直接雇用等を通して、農業労働力を確保できるよう、農福連携を進めます。

② 持続可能な経営に対する支援

ア) 持続可能な経営に対する支援

農業経営を持続化させるために必要な機械の導入や設備投資に対する国・県・市などの支援制度の周知や導入の支援、配送に対する支援を行います。

イ) 農業経営継承に対する支援

地域の担い手から経営の移譲を受ける予定の後継者や検討中の後継者に対し、農業経営に関する情報提供や研修機会の周知を通して、経営継承による就農支援を行います。

③ 気候変動に対する支援

ア) 農業経営リスク対策の推進

異常気象や自然災害による収量低下や収入減少に備えるため、高温耐性品種の導入や農業保険の加入を推進します。

イ) 高温耐性品種・品目への普及啓発

高温耐性品種・品目の農作物を消費者等に向けて周知し、認知度を高めていきます。

基本方針2 農地や環境の保全・有効活用

基本施策(1) 環境に配慮した農業の推進

環境に配慮した農業の推進として、下表の達成目標の達成に向けて取り組んでいきます。

<達成目標>

達成目標項目	2023 年度末	2029 年度末	2034 年度末
農産物の販売・PR イベント開催数	年 0 回	年 1 回	年 2 回
研修会への参加、情報提供回数	年 1 回	年 1 回	年 2 回
有機 JAS 認証等支援件数	0 件	5 件	10 件
有機栽培圃場面積	88.7ha	106.2ha	123.7ha
農薬散布等に関する周知回数	年 3 回	年 3 回	年 3 回

① 環境に配慮した農業に対する価値観の転換

ア) 有機栽培・特別栽培等の農業に関する消費者意識の醸成

有機栽培・特別栽培等の農産物の販売・PR イベントを開催し、農業者と消費者の交流機会を創出することにより、有機栽培・特別栽培等の農業に関する消費者意識の醸成を図ります。

② 環境に配慮した栽培技術の習得環境の整備・認証取得支援

ア) 栽培技術の習得支援

民間事業者等が開催する有機農業等の環境に配慮した農業に関する研修会への農業者の参加を支援し、栽培技術等の向上を図ります。

イ) 有機(特別栽培等)農業への参入・拡大支援

有機 JAS 認証の取得や土壌診断等の取組、有機栽培・特別栽培等の農産物の生産拡大に必要な資機材の購入を支援します。

③ 環境に配慮した農業参入・拡大支援

ア) 有機栽培・特別栽培等の農産物の販路拡大支援

学校給食の有機米や有機栽培・特別栽培等の農産物の使用機会を増やし、普及を推進します。

④ 慣行農業等と共生できる環境の整備

ア) 有機農業者と慣行農業者の相互理解促進

有機農業の推進においては、地域の実情や農業者その他関係者の意向に配慮し、茨城県 G A P 規範の遵守やドリフト（農薬飛散）防止についての取り組みを進めていくことが大切です。そのため、農薬散布等に関して、有機農業者と慣行農業者の相互理解促進に努めます。

基本施策(2) 農地の有効活用

農地の有効活用として、下表の達成目標の達成に向けて取り組んでいきます。

<達成目標>

達成目標項目	2023 年度末	2029 年度末	2034 年度末
水田の圃場整備率	89.7%	90.0%	90.3%
畑の圃場整備率	45.3%	45.4%	45.5%

① 基盤整備事業の推進

ア) 生産しやすい農地への基盤整備

地域における合意形成を踏まえたうえで、未整備地区の整備や大規模区画等への再整備など、生産性の向上を図るために不可欠な基盤整備を促進しながら、耕作しやすい農地を確保するとともに農地の集積を促し、担い手が営農しやすい環境づくりを目指します。

② 活用しやすい農地への転換支援

ア) 農地の保全と有効活用

農地を将来にわたって良好な状態で次世代に引き継いでいくことを前提に、農地の有する多面的機能を維持・発揮できるよう農地の有効活用につながる活動を支援します。

基本施策(3) 遊休農地対策

遊休農地対策として、下表の達成目標の達成に向けて取り組んでいきます。

<達成目標>

達成目標項目	2023 年度末	2029 年度末	2034 年度末
カバークロップの活用面積	32.5ha	32.5ha	32.5ha

① 遊休農地化防止支援

ア) 優良農地の保全

「つくば農業振興地域整備計画」に基づき、無秩序な開発行為を抑止し、農業の基盤となる農地を保全していきます。

イ) 集積・集約化支援

農地利用最適化推進委員が主体となって農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、市と連携して担い手への農地利用の集積・集約化を支援していきます。

② 遊休農地再生支援

ア) 遊休農地解消緊急対策事業

遊休農地を解消し、営農するために行う簡易な整備を支援します。また、農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携して農地の利用状況調査を行い、遊休農地を早期に発見するとともに、遊休農地の所有者に対し利用意向調査を行います。調査の結果、利用の見込めない農地については、担い手とのマッチングを進め、遊休農地の解消を支援していきます。

イ) 遊休農地表土流出等防止事業

休耕農地からの土ぼこりと表土流出を防止するため、申請者に対して緑肥としてすき込みができるカバークロップ（被覆植物）の種子を無料で配布します。

基本方針3 市民と農とのつながりの強化

基本施策(1) 地産地消の推進

地産地消の推進として、下表の達成目標の達成に向けて取り組んでいきます。

<達成目標>

達成目標項目	2023 年度末	2029 年度末	2034 年度末
地産地消率(金額ベース)	35.7%	60.0%※1	※2
地産地消率(食品数ベース)	15.4%	25.0%※1	※2
地産地消認証店舗数	160件	185 件	210 件
周知回数	年 0 回	年 1 回	年 1 回
パンフレット配布枚数	年 0 枚	年 10,000 枚	年 10,000 枚
PRイベントの回数	年1回	年 2 回	年 2 回

※1「つくば市の学校給食における地産地消推進ガイドライン」における令和 10 年度の目標値

※2「つくば市の学校給食における地産地消推進ガイドライン」に準ずる

① つくば市産農産物の学校給食での活用、児童への農育・食育の実施

ア) 地場産物の学校給食への活用推進

「つくば市の学校給食における地産地消推進ガイドライン」に基づき地場産物の学校給食への活用を推進します。

② つくば市産農産物の販売店舗数拡大

ア) 地産地消店舗の拡大

市内の農業者が生産した農産物を使用したメニューやおさけを提供する飲食店や販売店として認定を受けた「地産地消店」の店舗数の拡大を図ります。

③ つくば市産農産物の販売情報提供

ア) 市内直売所の PR

市産農産物の取扱店を広く知ってもらうため、市内直売所を紹介するパンフレット等を作成するとともに、ホームページ等で周知していきます。

④ つくば市産農産物・農産加工品のブランド化

ア) 特産品の生産振興

米、ねぎ、ブルーベリー、芝について、生産者団体等と連携し、特産品の PR と生産振興を支援します。また、2017 年（平成 29 年）12 月に国から認定を受けた「つくばワイン・フルーツ酒特区」により、小規模な生産者も酒類製造免許の取得が可能となったため、「つくばワイン」の原料となるワイン用ぶどうの生産を振興します。

イ) ブランド化の推進

生産地と消費地が共存している立地を生かし、生産者の顔の見える農産物としてブランド化を進めるとともに、持続可能性や農業者による新たなチャレンジといった本市ならではの切り口を加えることにより、市民や事業者等が本市農業や農産物を応援する地域を作ります。

基本施策(2) 農産物の価値や農業・農業者の魅力発信(「農」に親しむ)

農産物の価値や農業・農業者の魅力発信として、下表の達成目標の達成に向けて取り組んでいきます。

<達成目標>

達成目標項目	2023 年度末	2029 年度末	2034 年度末
農産物オーナー制参加者数	344 人	359 人	374 人
農業サポーター活動従事者数	738 人	750 人	750 人
農業体験イベント等参加者数	155 人	160 人	165 人
農産物の直売イベント開催数	年 0 回	年1回	年 2 回

① 各種媒体を通じた魅力発信

ア) つくばの農産物や農業に関する魅力の発信

地産地消推進専用ウェブサイト「Farm to Table つくば」をはじめとする各種媒体や集客イベントなど、効果的な手法を検討し、地産地消店や市内産農産物、農業者のPRを行い、つくば市の農と食の魅力や地産地消の価値を発信していきます。

② 農業体験機会の提供

ア) 市民が農業を身近に感じられる場の創出

生産者と消費者の顔の見える関係を構築し、相互理解を育むため、子どもから高齢者までの幅広い世代の市民に対して農業に関する多様な体験の機会を提供します。また、播種や収穫といった一部分の農作業体験だけではなく、一連の農作業を体験する機会などを通して、市民が本市農業に関心を持ち、市産農産物の生産や消費に積極的に関わることができるよう取り組んでいきます。

③ つくば市産農産物の販売機会提供

ア) 農産物・農産加工品の販売機会の充実

市産農産物・農産加工品の販売イベント等を実施し、地産地消の価値と市産農産物の安全性やおいしさなどを市民等に体感してもらい、地域内での消費拡大や農業者と消費者の交流機会を充実させ、地産地消を推進します。

資料編

1. 策定懇話会委員と策定経過

(1)第3次つくば市農業基本計画策定懇話会委員

役職	氏名	所属
座長	納口 るり子	筑波大学生命科学系 名誉教授
委員	小久保 貴史	つくば市議会議員
委員	青木 道子	つくば市農業委員
委員	笹本 秀一	つくば市農業協同組合 営農部長
委員	横山 治夫	つくば市谷田部農業協同組合 営農部長
委員	川上 和浩	農業者（青年農業士）
委員	吉葉 由子	農業者（女性農業士）
委員	会田 美絵子	農業者（女性農業士）
委員	油谷 百合子	県南農林事務所つくば地域農業改良普及センター 地域普及第一課長
委員	塙 久美子	市民委員
委員	石坂 繁人	市民委員
委員	江口 春菜	市民委員
委員	木村 佐恵子	市民委員

（敬称略：順不同）

(2)策定経過

日時	内容
令和6年5月	第1回 第3次つくば市農業基本計画策定懇話会 ・第2次計画の実績評価 ・つくば市農業の課題について ・アンケート調査の実施について
令和6年6～7月	市民アンケート調査（市民：1,100人） 農業者アンケート調査（農業者：1,411人） 農業関係者ヒアリング調査（計：12者）
令和6年8月	第2回 つくば市農業基本計画策定懇話会 ・市民アンケート、農業者アンケート調査結果について ・農業関係者へのヒアリング調査結果について ・第3次計画骨子案について
令和6年11月	第3回 つくば市農業基本計画策定懇話会 ・第3次計画素案について
令和6年1～2月	パブリックコメントの実施
	策定

2. 第2次計画の評価

(1)計画の概要

項目	内容
計画名	第2次つくば市農業基本計画
計画期間	令和2年度～令和6年度（5年間）
本市農業の目指すべき姿	多様な力がつながり実現する持続可能な農業
基本方針及び重点事業	①ひとの確保・育成 ②農地や環境の保全・有効活用 ③特徴ある地域農業の確立 ④スマート農業の推進

(2)目標値の達成状況

基本方針①ひとの確保・育成

指標	令和元年度	令和6年度	現状値	備考
認定農業者数	298 経営体	350 経営体	279 経営体	R6.4.1 時点
新規就農者数	5 人(年間)	25 人(累計)	13 人	R6.4.1 時点 認定有効者

基本方針②農地や環境の保全・有効活用

指標	令和元年度	令和6年度	現状値	備考
グリーンバンク登録 農地の貸借面積	47.4ha	81.0ha	66.8ha	R6.4.1 時点

基本方針③特徴ある地域農業の確立

指標	令和元年度	令和6年度	現状値	備考
地産地消認証店	41 店舗	150 店舗	160 店舗	R6.4.1 時点
農業体験・交流者数	16,141 人	18,000 人	1,237 人 [※]	R5 年度実績

※ コロナ禍の影響により農産物フェアが中止

基本方針④スマート農業の推進

指標	令和元年度	令和6年度	現状値	備考
スマート農業の 実証実験数	—	5 件(累計)	(4 件) [※]	R5 年度の事業化実績

※ 新技術の導入が普及したため、導入補助金交付件数を記載

3. 市民アンケート調査結果

(1)調査の目的

本調査は、第3次つくば市農業基本計画の策定にあたり、市の農業・農産物に対する満足度や期待を把握し、農業施策立案の参考とすることを目的とする。

(2)調査対象者

配布数	内訳
1,100 人	・ 市内在住の 18 歳以上の男女

(3)調査方法

郵送によりアンケート調査票を配布し、回答は、郵送による返送又はインターネット（WEB）での回答とした。

(4)調査期間

令和6年6月21日～令和6年7月5日まで

(5)回収数と回収率

回収数合計	回収率	郵送での回収	WEBでの回収
366 人	33.3%	249 人	117 人

(6)調査結果

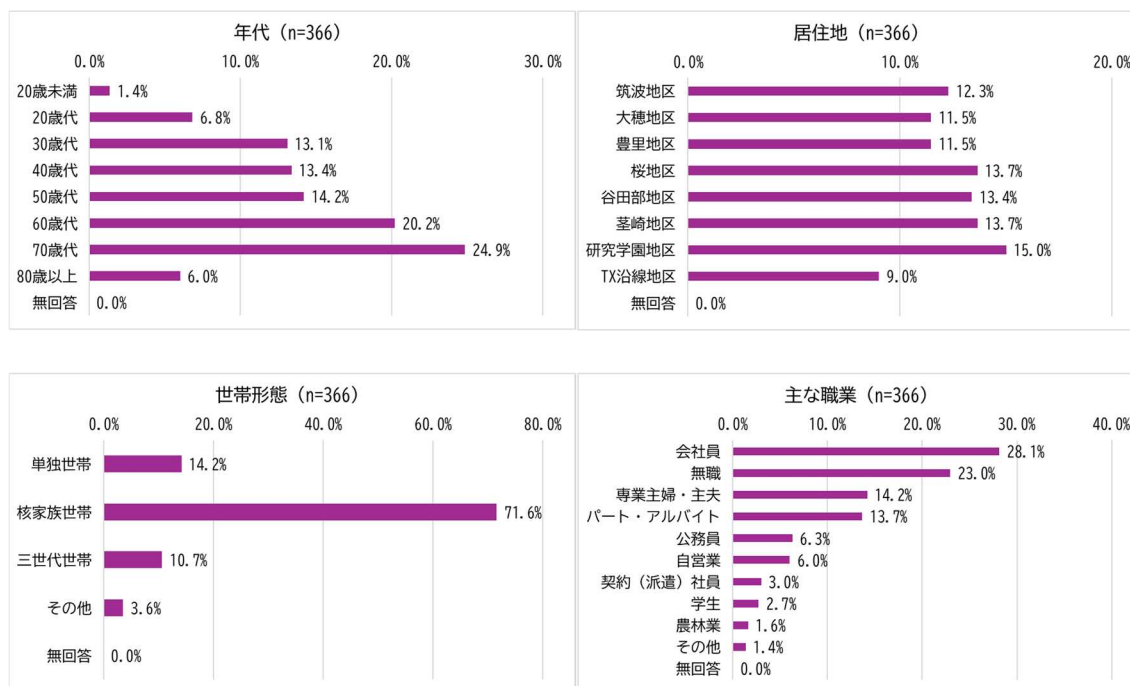
<年代・居住地・世帯形態・主な職業>

年代は、70歳代 24.9%と最も多く、次いで、60歳代 20.2%、50歳代 14.2%であった。

居住地は、研究学園地区 15.0%と最も多く、次いで、桜地区、荃崎地区 13.7%、谷田部地区 13.4%であった。

世帯形態は、核家族世帯が 71.6%と最も多く、次いで、単身世帯 14.2%。三世代世帯 10.7%であった。

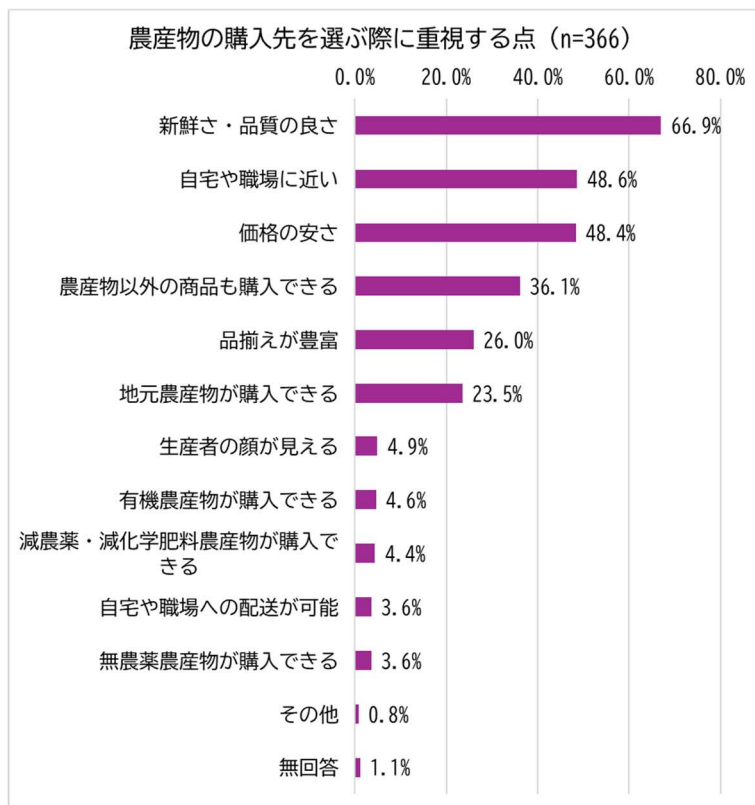
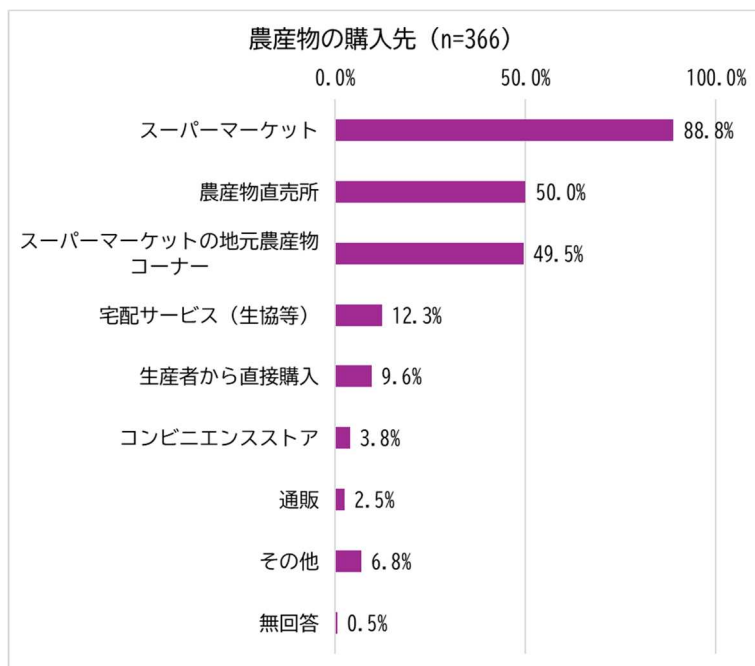
主な職業は、会社員 28.1%と最も多く、次いで、無職 23.0%、専業主婦・主夫 14.2%であった。



<農産物の購入>

農産物の購入先は、スーパーマーケット 88.8%と最も多く、次いで、農産物直売所 50.0%、スーパーマーケットの地元農産物コーナー49.5%であった。

農産物の購入先を選ぶ際に重視する点は、新鮮さ・品質の良さ 66.9%と最も多く、次いで、自宅や職場に近い 48.6%、価格の安さ 48.4%であった。

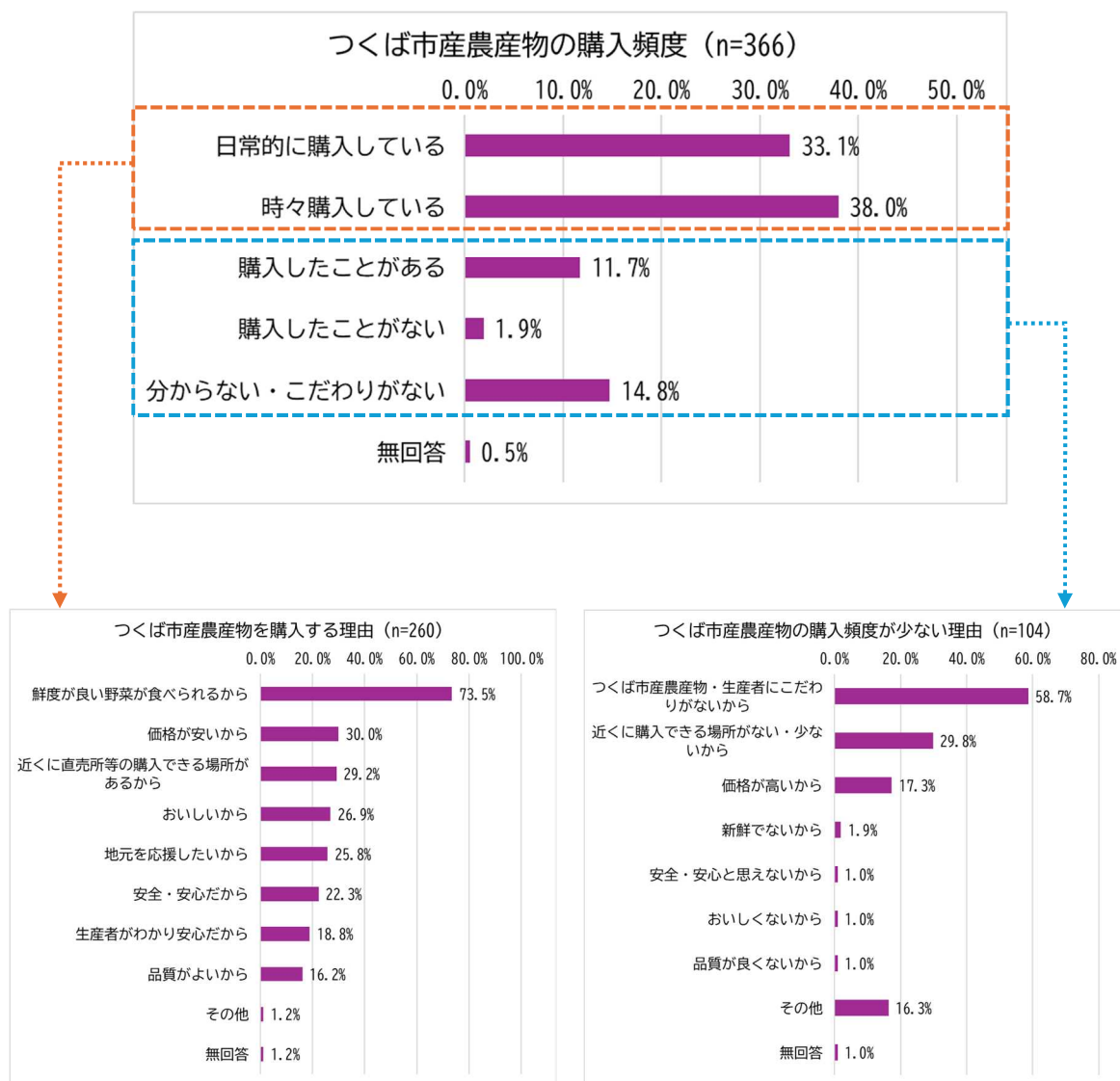


<つくば市産農産物の購入>

つくば市産農産物の購入頻度は、時々購入している 38.0%と最も高く、次いで、日常的に購入している 33.1%、購入したことがある 11.7%であった。

つくば市産農産物を購入する理由は、鮮度が良い野菜を食べられるから 73.5%と最も多く、次いで、価格が安いから 30.0%、近くに直売所等の購入できる場所があるから 29.2%であった。

つくば市産農産物の購入頻度が少ない理由は、つくば市産農産物・生産者にこだわりのないから 58.7%と最も多く、次いで、近くに直売所等の購入できる場所がない・少ないから 29.8%、価格が高いから 17.3%であった。



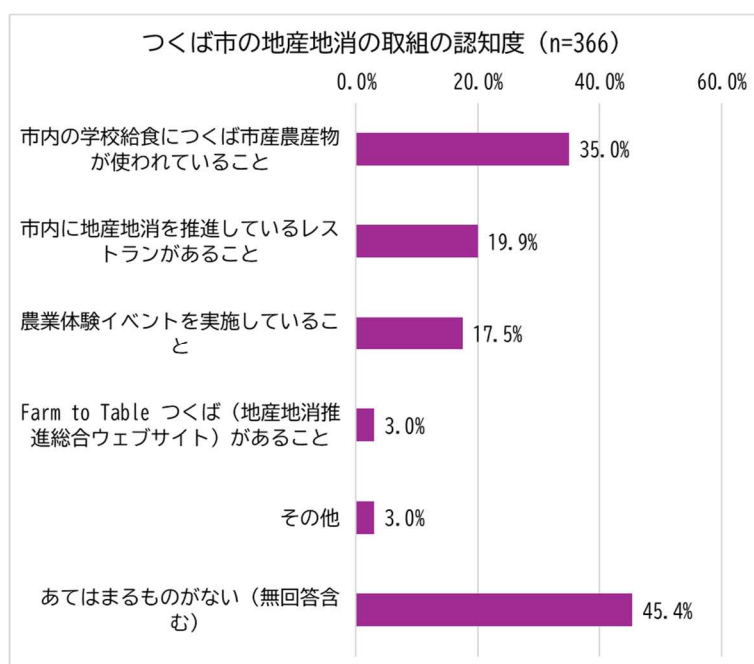
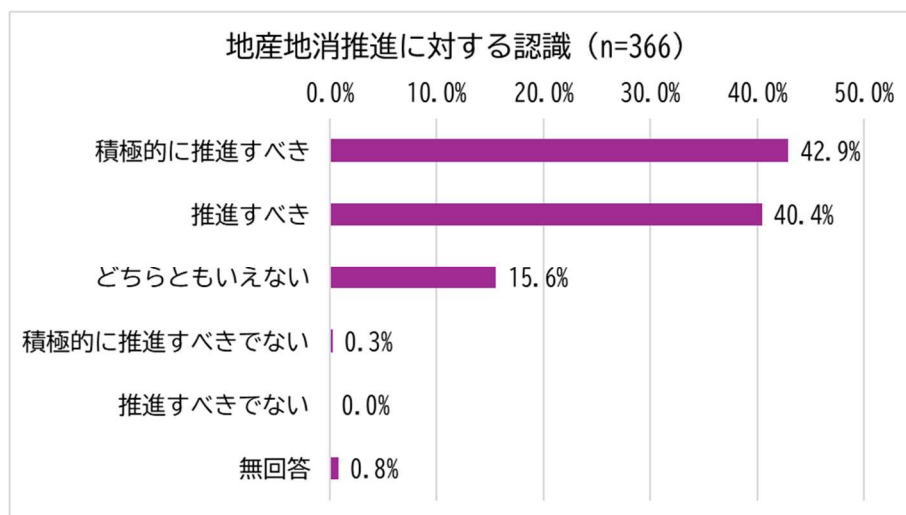
<地産地消>

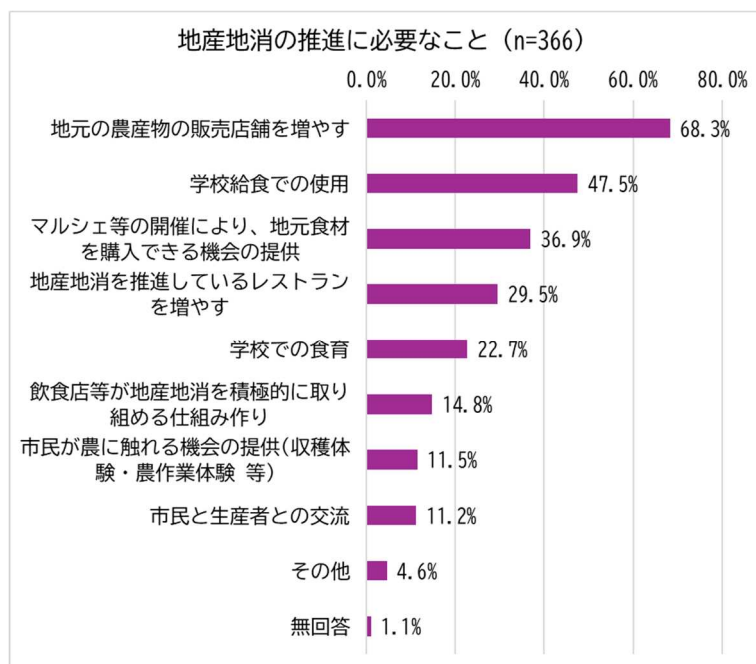
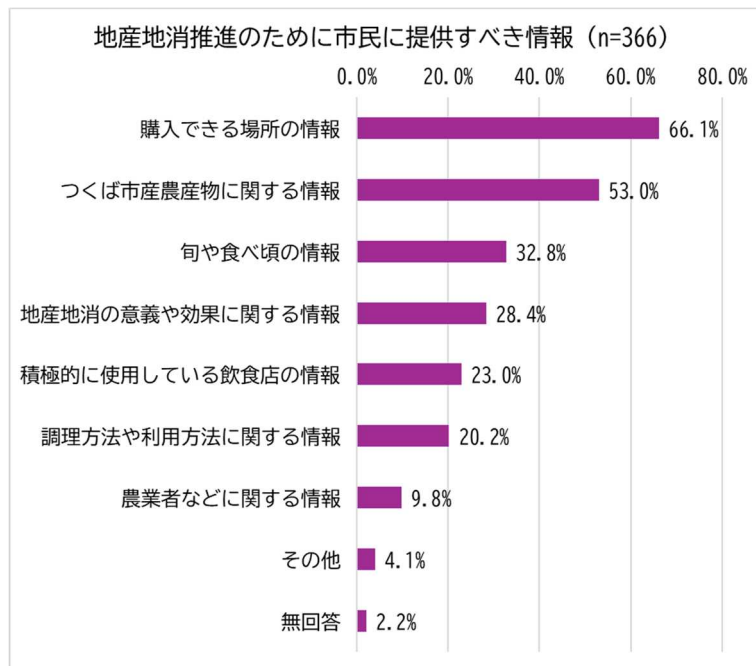
地産地消推進に対する認識は、積極的に推進すべき 42.9%、推進すべき 40.4%となっており、8割以上の回答者が地産地消を推進すべきと考えている。

つくば市の地産地消の取組の認知度は、市内の学校給食につくば市産農産物が使われていること 35.0%と最も多く、次いで、市内に地産地消を推進しているレストランがあること 19.9%、農業体験イベントを実施していること 17.5%となっており、つくば市の地産地消の取組に関する認知度が低かった。

地産地消推進のために市民に提供すべき情報は、購入できる場所の情報 66.1%と最も多く、次いで、つくば市産農産物に関する情報 53.0%、旬や食べ頃の情報 32.8%であった。

地産地消の推進に必要なことは、地元の農産物の販売店舗を増やす 68.3%と最も多く、次いで、学校給食での使用 47.5%、マルシェ等の開催により、地元食材を購入できる機会の提供 36.9%であった。

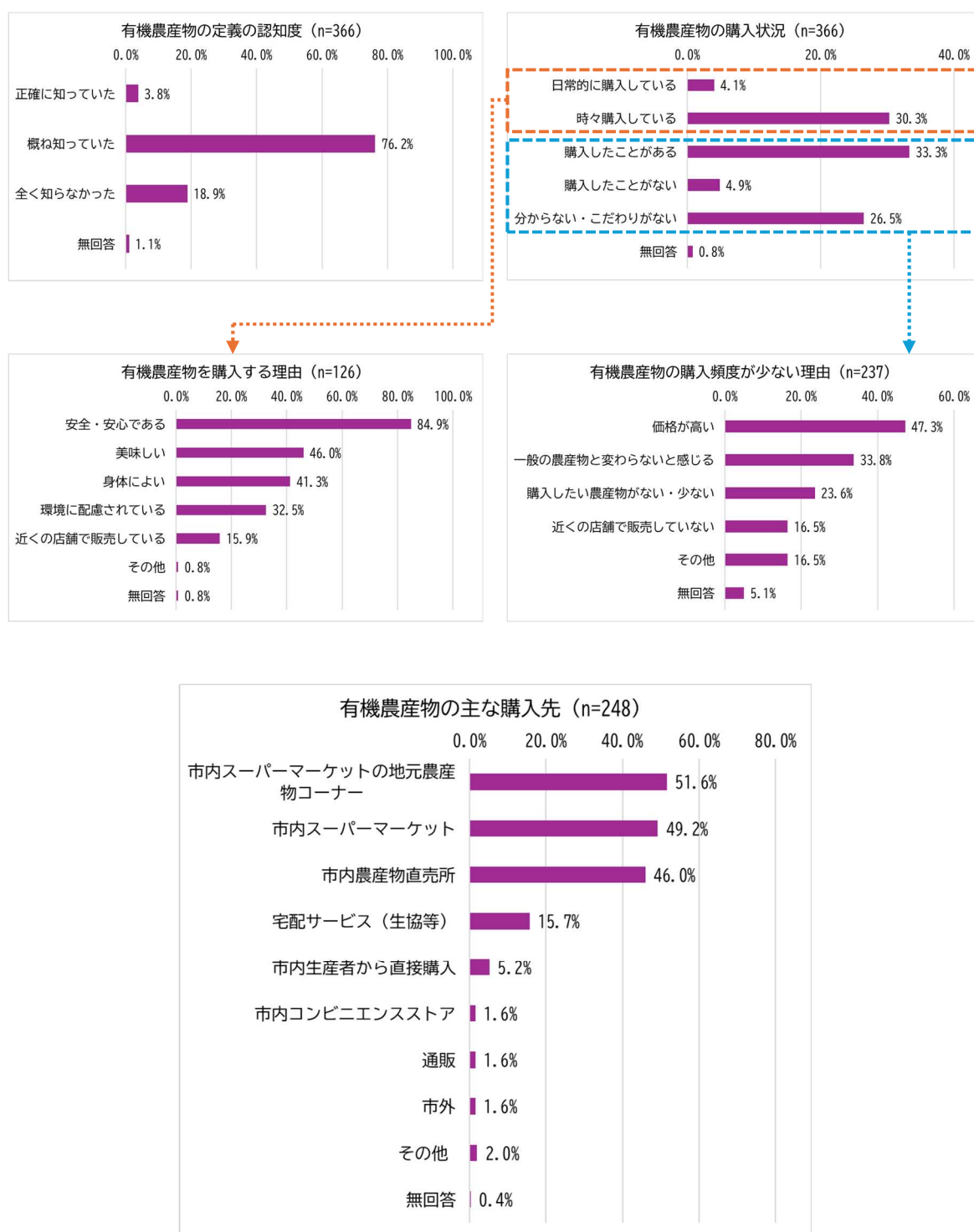




<有機農産物について>

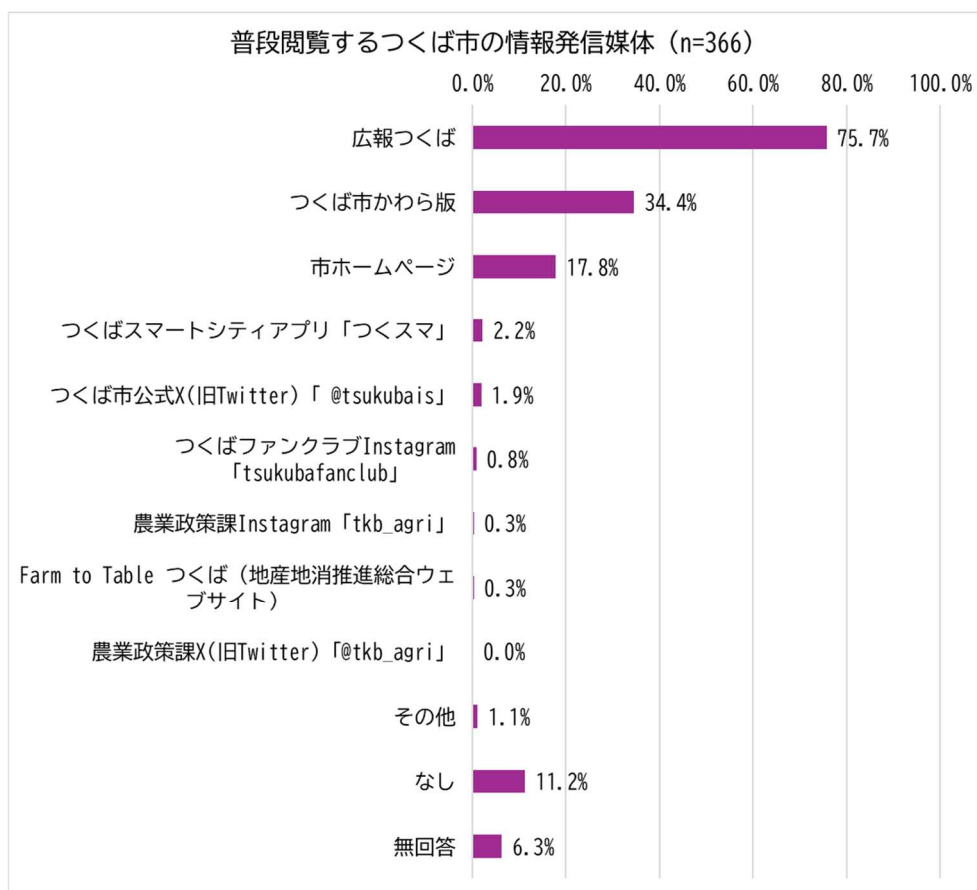
有機農産物の定義の認知度は、正確に知っていた、概ね知っていたと回答した者の合計は80.0%であった。

有機農産物の購入状況は、日常的に購入している4.1%、時々購入している30.3%となっており、購入頻度が高い回答者が34.4%であった。購入したことがある、購入したことがない、分からない・こだわりのないと回答した購入頻度の少ない回答者は、64.7%であった。



< 普段閲覧するつくば市の情報発信媒体 >

普段閲覧するつくば市の情報発信媒体は、広報つくば 75.7%と最も多く、次いで、つくば市かわら版 34.4%、市ホームページ 17.8%であった。Farm to Table つくば（地産地消推進総合サイト）等のつくば市のWEB媒体や Instagram 等のSNS媒体を閲覧する回答者が極めて少ない結果となった。



4. 農業者アンケート調査結果

(1)調査の目的

本調査は、第3次つくば市農業基本計画の策定にあたり、市の農業の現状把握や施策立案の参考とすることを目的とする。

(2)調査対象者

配布数	内訳
1,411 人	・ 認定農業者（297 人） ・ 認定新規就農者（14 人） ・ 市内農業者（30a 以上の農地を耕作または所有している方）

(3)調査方法

郵送によりアンケート調査票を配布し、回答は、郵送による返送又はインターネット（WEB）での回答とした。

(4)調査期間

令和6年6月21日～令和6年7月5日まで

(5)回収数と回収率

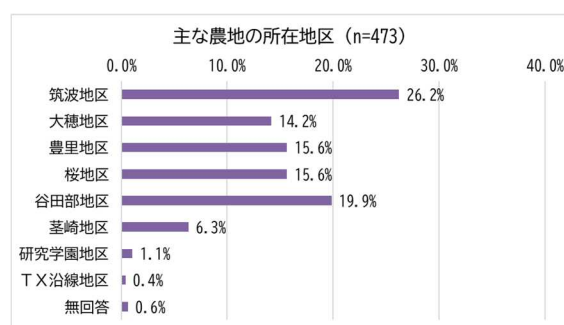
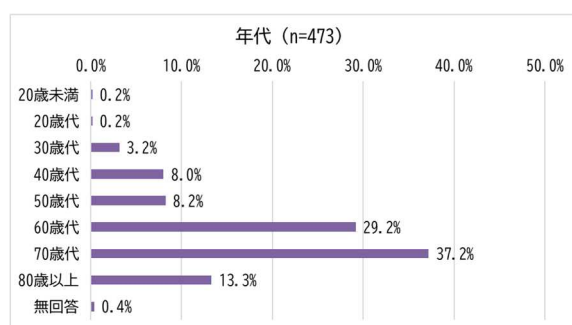
回収数合計	回収率	郵送での回収	WEBでの回収
473 人	33.5%	409 人	64 人

(6)アンケート調査結果

<年代・地区>

年代は、70歳代 37.2%と最も多く、次いで、60歳代 29.2%、80歳以上 13.3%であった。

主な農地の所在地区は、筑波地区 26.2%と最も多く、次いで、谷田部地区 19.9%、豊里地区、桜地区 15.6%であった。



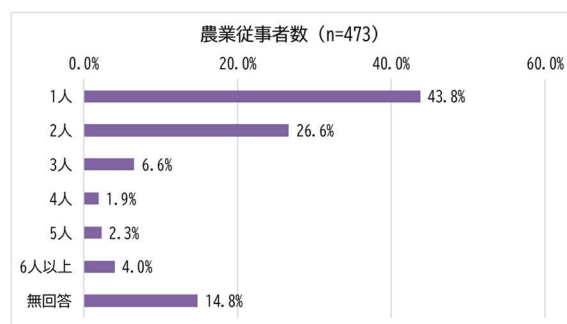
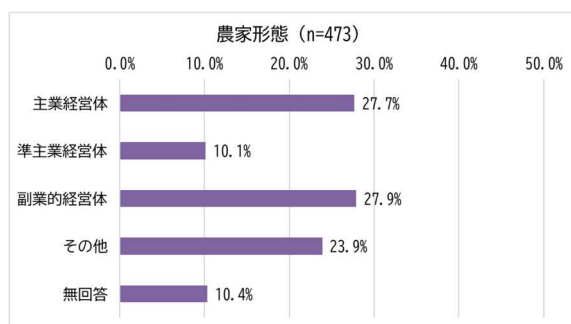
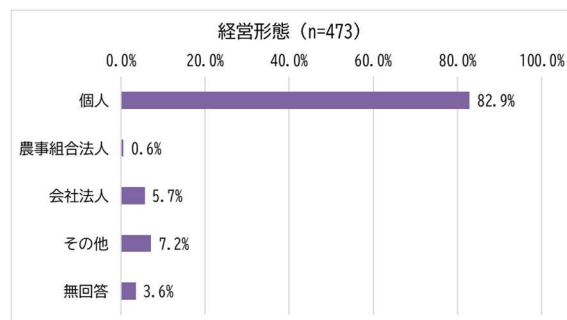
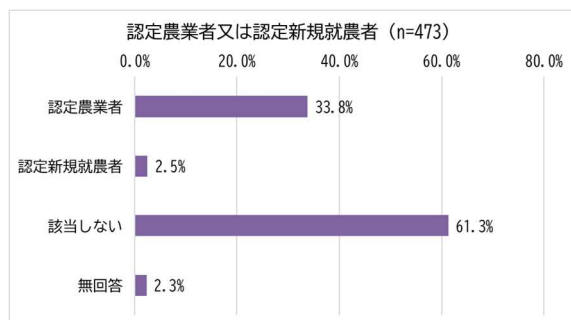
<認定農業者・認定新規就農者・経営形態・農家形態・農業従事者数>

認定農業者は 33.8%、認定新規就農者 2.5%であり、該当しない回答者が 61.3%であった。

経営形態は、個人 82.9%であり、会社法人 7.2%、農事組合法人 0.6%であった。

農家形態は、主業経営体 27.7%であり、準主業経営体 10.1%、副業的経営体 27.9%であった。

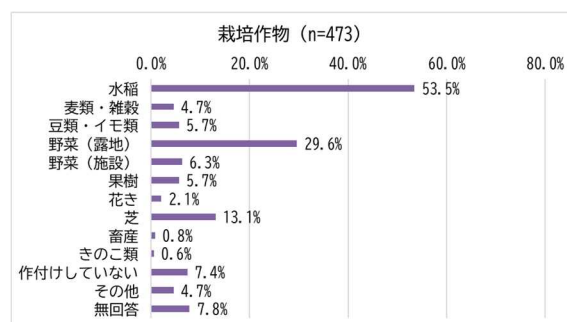
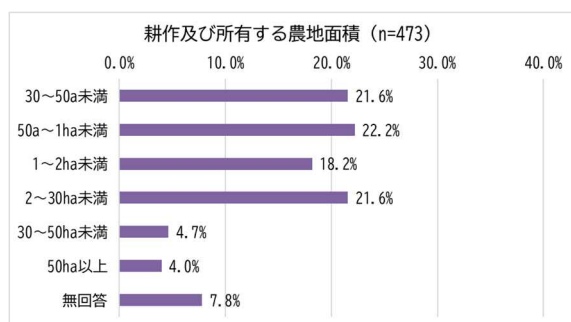
農業従事者数は、1人 43.8%と最も多く、次いで、2人 26.8%、3人 6.6%であった。



<農地面積・栽培作物>

耕作及び所有する農地面積は、50a～1ha未満 22.2%と最も多く、次いで、30a～50a未満 21.6%、2～30ha未満 21.6%であった。

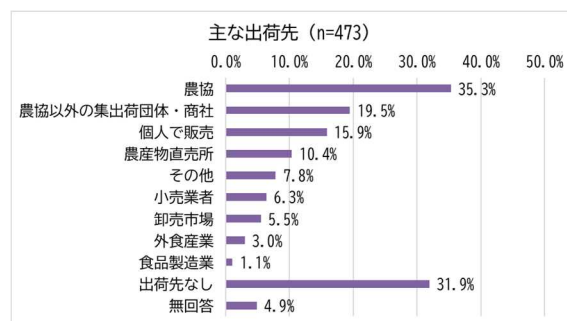
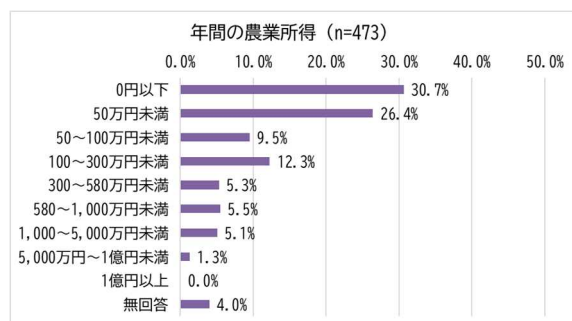
栽培作物は、水稻 53.5%と最も多く、次いで、野菜（露地）29.6%であった。



<農業所得・出荷先>

年間の農業所得は、0円以下 30.7%と最も多く、次いで、50万円未満 26.4%、100～300万円未満 12.3%であった。

主な出荷先は、農協 35.3%と最も多く、次いで、農協以外の集出荷団体・商社 19.5%、個人で販売 15.9%であった。

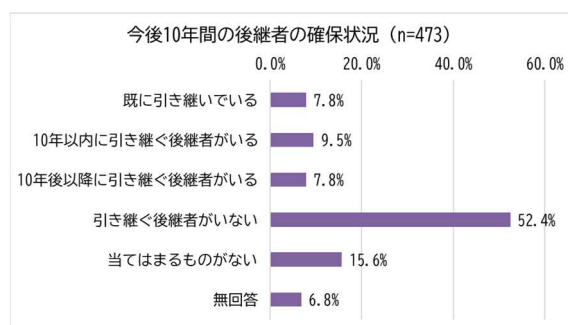
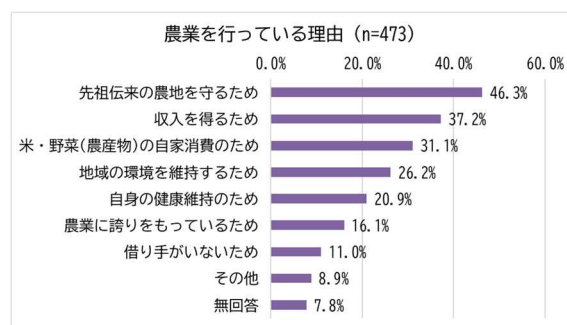
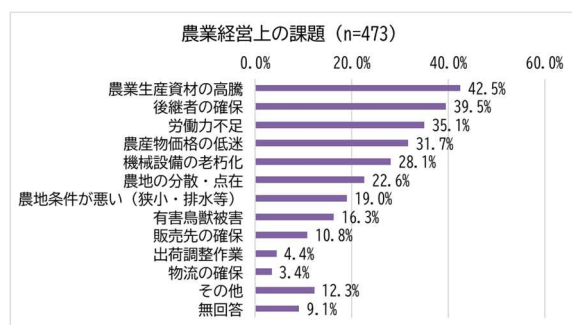


<農業経営上の課題・農業を行っている理由・後継者の確保状況>

農業経営上の課題は、農業生産資材の高騰 42.5%と最も多く、次いで、後継者の確保 39.5%、労働力不足 35.1%であった。

農業を行っている理由は、先祖伝来の農地を守るため 46.3%と最も多く、次いで、収入を得るため 37.2%、米・野菜（農産物）の自家消費のため 31.1%であった。

今後 10 年間の後継者の確保状況は、引き継ぐ後継者がいない 52.4%と最も多く、約 5 割の回答者は引き継ぐ後継者がいない状況となっている。

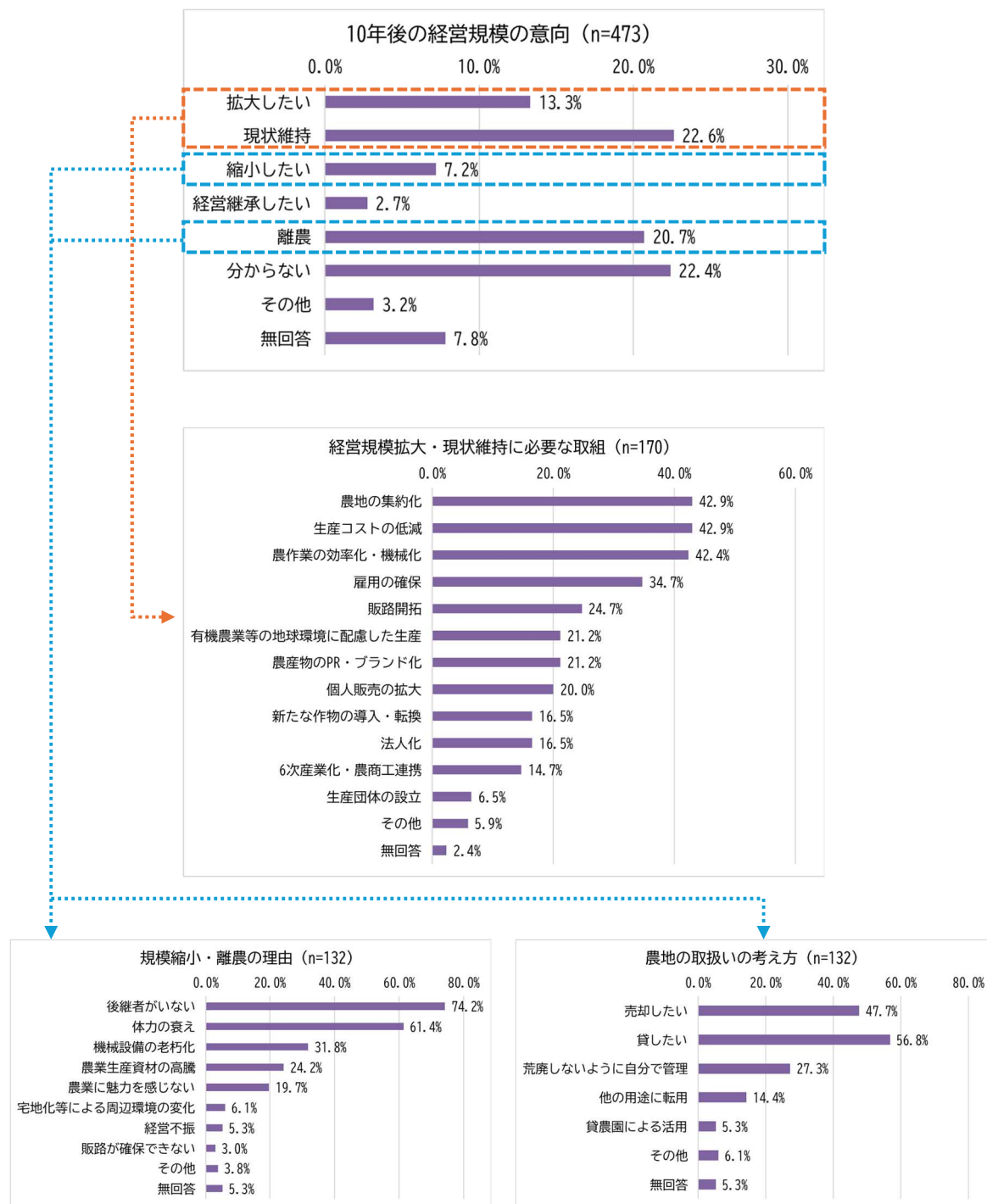


<10年後の経営規模の意向>

10年後の経営規模の意向は、拡大したい、現状維持が合計 35.9%であり、縮小したい、離農が合計 27.9%、分からない 22.4%であった。

拡大したい及び現状維持意向について、必要な取組は、農地の集約化、生産コストの低減が各 42.9%と最も高く、次いで、農作業の効率化・機械化 42.4%であった。

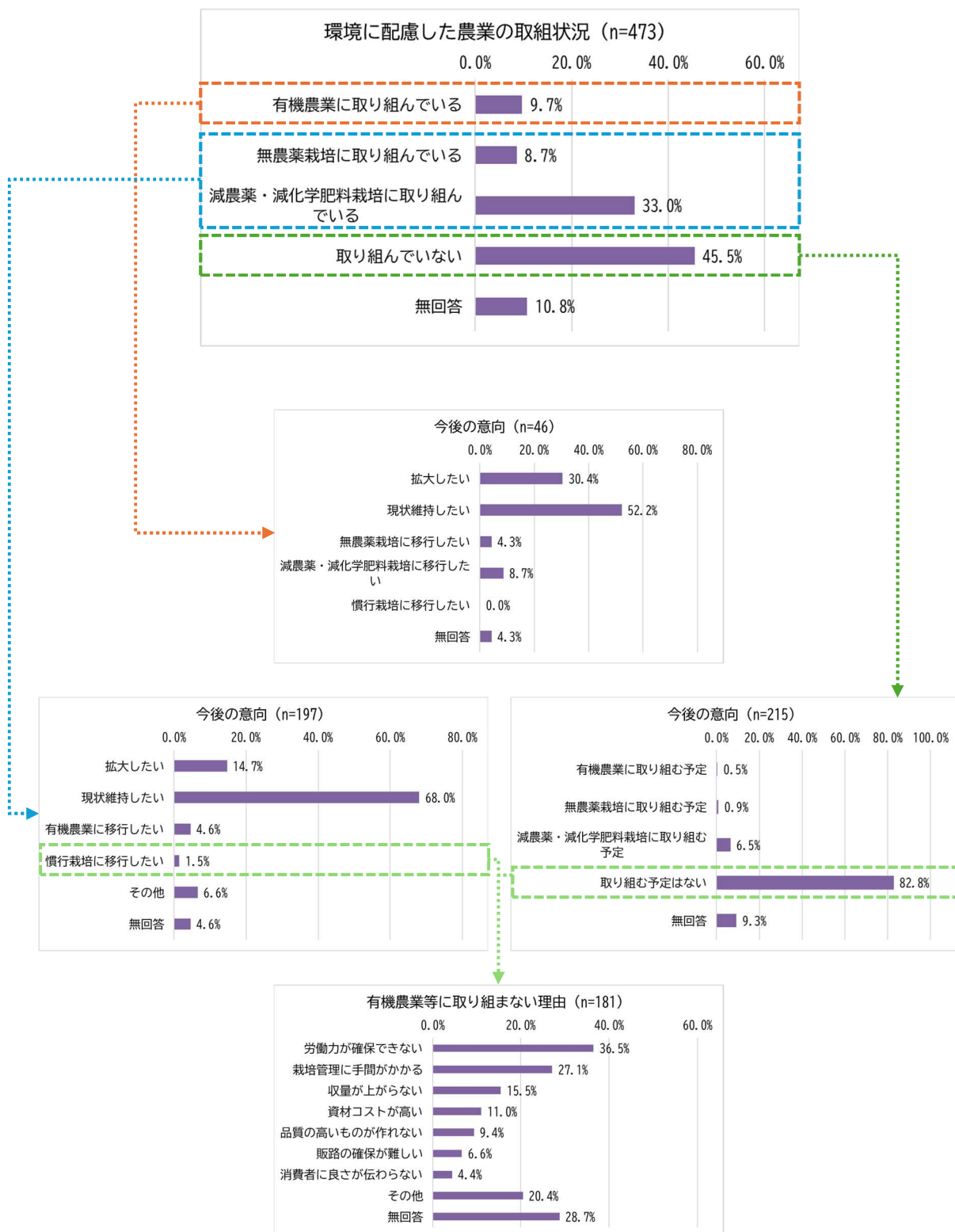
縮小したい及び離農意向者について、その理由は、後継者がいない 74.2%と最も多く、次いで、体力の衰え 61.4%であった。農地の取扱いの考え方は、貸したい 56.8%と最も多く、次いで、売却したい 47.7%、荒廃しないように自分で管理 27.3%であった。



<環境に配慮した農業の取組状況>

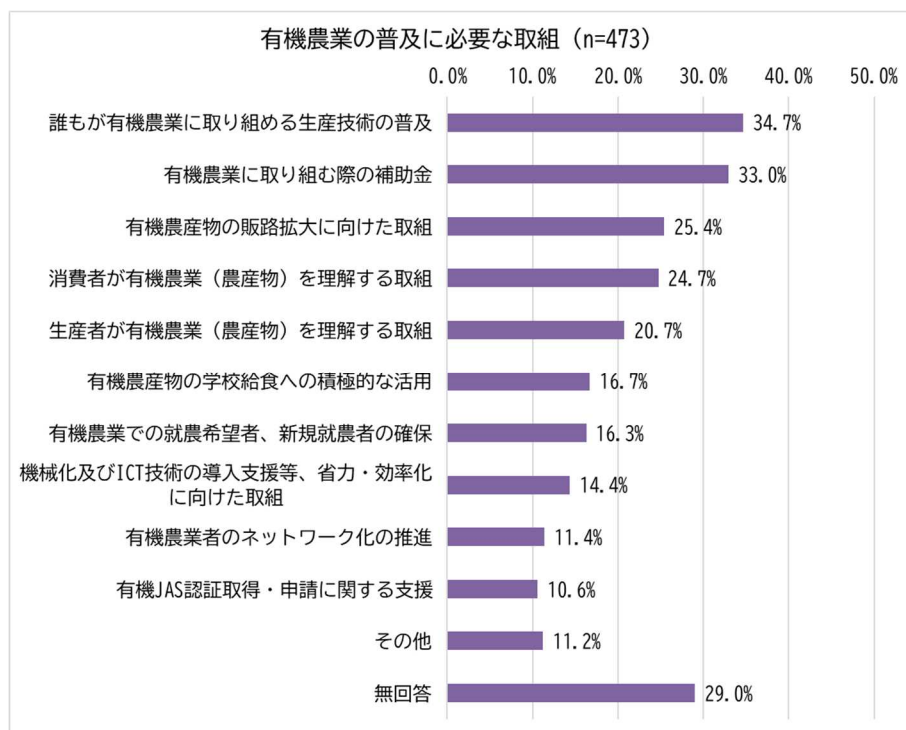
環境に配慮した農業の取組状況は、有機農業に取り組んでいる 9.7%、無農薬栽培に取り組んでいる 8.7%、減農薬・減化学肥料栽培に取り組んでいる 33.0%となっており、計 51.4%の回答者が環境に配慮した農業に取り組んでいる。

環境に配慮した農業の取組に関する今後の意向については、現状の取組状況の維持又は拡大したい意向となっており、異なる栽培方法の取組意向を持つ回答者は少なかった。



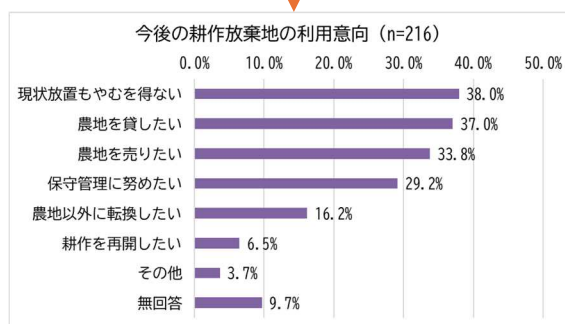
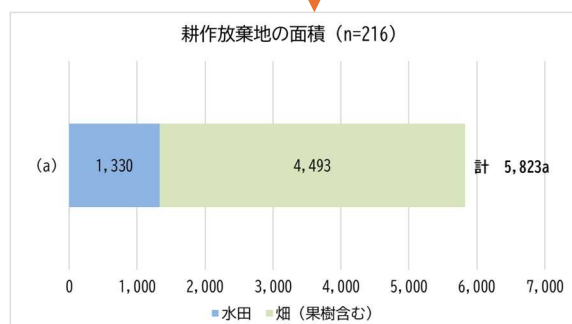
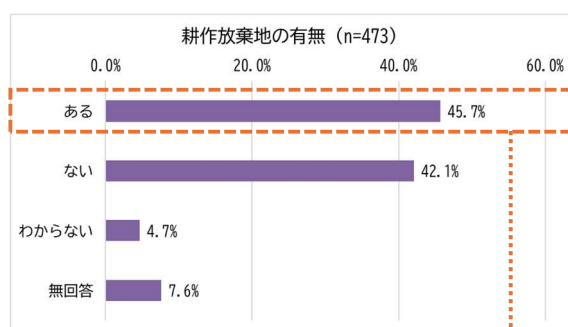
<有機農業の普及に必要な取組>

有機農業の普及に必要な取組は、誰もが有機農業に取り組める生産技術の普及 34.7%と最も高く、次いで、有機農業に取り組む際の補助金 33.0%、有機農産物の販路拡大に向けた取組 25.4%であった。



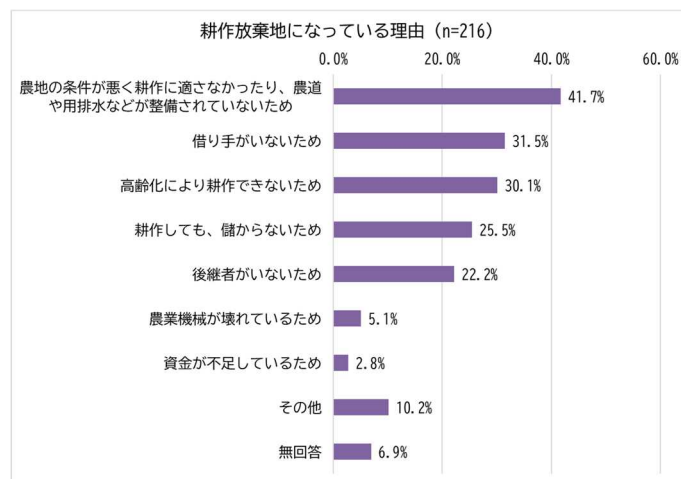
<耕作放棄地>

耕作放棄地の有無は、ある 45.7%、ない 42.1%であった。耕作放棄地があると回答した回答者の合計耕作放棄地面積は、水田 1,330a、畑（果樹含む）4,493a、合計 5,823a（58.23ha）であった。今後の耕作放棄地の利用意向は、現状放置もやむを得ない 38.0%と最も高く、次いで、農地を貸したい 37.0%、農地を売りたい 33.8%であった。



<耕作放棄地になっている理由>

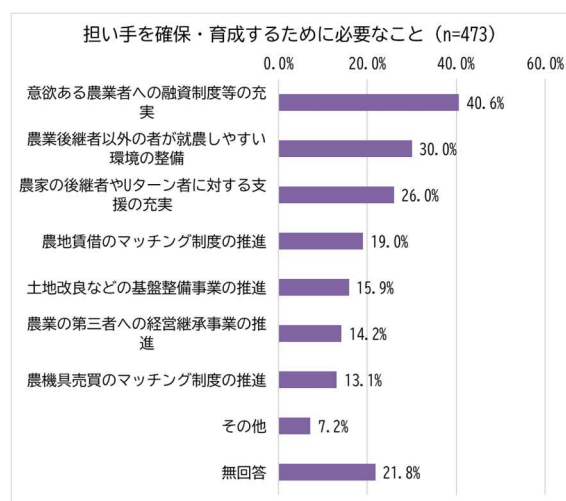
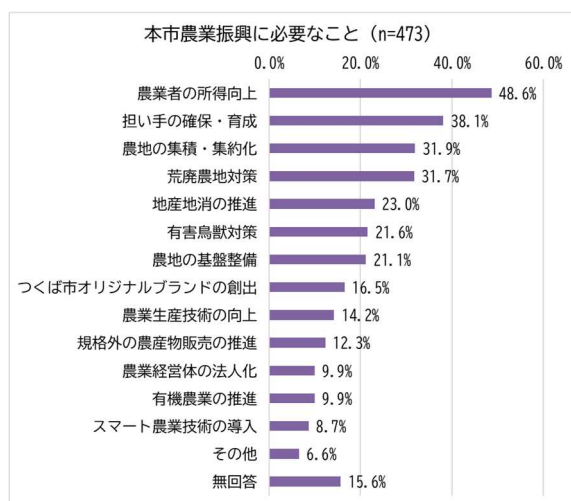
耕作放棄地になっている理由は、農地の条件が悪く耕作に適さなかったり、農道や用排水などが整備されていないため 41.7%と最も高く、次いで、借り手がいないため 31.5%、高齢化により耕作できないため 30.1%であった。



<農業振興施策>

本市農業振興に必要なことは、農業者の所得向上 48.6%と最も高く、次いで、担い手の確保・育成 38.1%、農地の集積・集約化 31.9%であった。

担い手を確保・育成するために必要なことは、意欲ある農業者への融資制度等の充実 40.6%と最も高く、次いで、農業後継者以外の者が就農しやすい環境の整備 30.0%、農家の後継者やUターン者に対する支援の充実 26.0%であった。



5. 用語解説

用語	解説
【ア行】 SDGs (持続可能な開発目標)	SDGsはSustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、2030年を期限とする国際社会全体の開発目標。飢餓や貧困の撲滅、経済成長と雇用、気候変動対策等包括的な17の目標を設定している。つくば市では、2018年9月に「つくば市SDGs未来都市計画」を策定し、様々な取組を進めている。
【カ行】 カバークロップ	土壌浸食を防ぎ、土壌改良に役立つ作物で、主作物の休閑期や栽培時に畑の空いているスペースに栽培される作物。つくば市では、被覆植物(ハゼリソウ・ヘアリーベッチ)の種子を配布している。
環境に配慮した農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業をいう。
慣行栽培	明確な定義はなく、以前からの慣わしとして行われている農業をいう。茨城県においては、特別栽培農産物認証基準において、化学合成農薬の使用成分回数、化学肥料の使用量の慣行レベルが参考値として記載されている。
GAP (農業生産工程管理)	GAP(農業生産工程管理)は、農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことをいい、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保等に資するとともに、農業経営の改善や効率化につながる取組をいう。
経営耕地面積	農林業経営体が経営している耕地(田、畑及び樹園地)の面積をいい、経営体が所有している耕地のうち、貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたもの(自作地)に借りている耕地(借入耕地)を加えたものをいう。
耕作放棄地	農林水産省が5年に1度実施する統計調査(農林業センサス)で定義されている統計上の用語。農地法では「遊休農地」と定義されている。用語の意味は「遊休農地」の用語解説を参照。
【サ行】 自給的農家	経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家。(農林業センサスによる定義)
スマート農業	ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化や精密化、高品質生産の実現を推進する新たな農業の取組。スマート農業を推進することにより、農作業における省力・軽労化を更に進めるとともに、新規就農者の確保や栽培技術力の継承などが期待される。
【タ行】 多面的機能	農業・農村の有する多面的機能とは、「国土の保全、水源の涵養(かんよう)、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能」のこと。

地域計画	農業経営基盤強化促進法等の改正法に基づき、市街化区域等を除いた農業振興地域を対象に、地域の農業を持続させていくための方針と農地ひと筆ごとの10年後の耕作者を示した地図である目標地図を添付した将来の農地の利用計画をいう。
地産地消	地域で生産された農林産物（食用に供されるものに限る。）を、生産された地域内において消費する取組のこと。農産物直売所やマルシェ等を活用した直売の取組、学校給食における取組の促進、食育の推進などがある。この取組を進めていくため2010年11月、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）が成立した。
地産地消認証店	つくば市に認定されたつくば市産の食材（農産物または農産加工品等）を提供している店舗のこと。認定された店舗は、「Farm to Table つくばーつくばの食の魅力ー」や農業政策課 SNS、いばらき最大級の地域情報サイト「いばナビ」への掲載等によりPRしている。
つくばワイン・フルーツ酒特区	つくば市が、「特産酒類の製造事業」として、茨城県内で初めて国の構造改革特別区域計画の認定を受けたもの（2017年12月26日付）。市内全域でワインや特産果実酒の製造免許の申請において、酒税法の酒類の最低製造数量基準が緩和される。（ワインの場合、年間6kℓから2kℓに、リキュールは6kℓから1kℓに引き下げられる。）
特別栽培	その農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下、で栽培すること。
ドリフト（農薬飛散）	農薬散布時に散布対象の作物以外に農薬が飛散すること。
【ナ行】 認定新規就農者	農業経営基盤強化促進法に基づき、就農希望者（農業経営を開始して5年以内の青年等を含む）が「青年等就農計画」を作成し、市の認定を受けた者。認定を受けると金融措置などの支援や国等の施策を活用することができる。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に示された農業経営の目標に向けて、農業者が自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、市からその計画の認定を受けた農業者のこと。 つくば市では、農業経営の目標を、主たる農業従事者1人当たり年間農業所得580万円、年間労働時間2,000時間としている。
農業経営体	農産物の生産を行うかまたは委託を受けて農作業を行い、①経営耕地面積が30a以上、②農作物の作付面積または栽培面積、家畜の飼養頭羽数または出荷羽数等、一定の外形基準以上の規模（露地野菜15a、施設野菜350㎡、搾乳牛1頭等）、③農作業の受託を実施、のいずれかに該当する者。（農林業センサスによる定義）
農業算出額	農業生産活動による最終生産物の総産出額であり、農産物の品目別生産量から、種子、飼料等の中間生産物を控除した数量に、当該品目別農家庭先

	価格（出荷時価格）を乗じて得た額を合計したものである。農林水産省では、2006 年産までは市町村別の調査を行ってきたが、2007 年産以降は市町村別の調査は行っていない。2014 年産以降は、農林水産省が推計した都道府県別農業産出額を、農林業センサス及び作物統計を用いて市町村別に按分し、市町村別農業産出額（推計）を作成している。
農業次世代人材投資事業	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修段階及び就農直後の経営確立に資する農業次世代人材投資資金を交付する事業をいう。
農業振興地域整備計画	優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するため市町村が定める総合的な農業振興の計画のこと。この計画の中で、将来にわたって農業のために利用していくべき土地を「農用地区域」として定めている。
農産物オーナー制	消費者が農産物のオーナーになり、年間料金を支払って、種まき（苗植え）・除草・収穫作業や飼育・農産加工品づくりといった作業に 1 年を通して関わり、成長・収穫の喜びや農業の楽しさ、生産者との交流を楽しむ仕組み。
農地集積・集約	農地の集積とは、農地を所有し、又は借り入れること等により、利用する農地面積を拡大すること。農地の集約化とは、農地の利用権を交換すること等により、農地の分散を解消することで農作業を連続的に支障なく行えるようにすること。
農地中間管理機構	農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための事業を行うことを目的に、各都道府県に 1 つに限って都道府県知事が指定する一般社団法人又は一般財団法人で、その議決権又は基本財産の過半を地方公共団体が有している法人。農用地を貸し付けたい農家（出し手）から、地域農業の担い手（受け手）へ農用地の集積・集約化を進めるため、農用地の中間的受け皿となる組織である。
農地中間管理事業	「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進め、担い手への農地集積・集約化を推進するため、「農地中間管理機構」（都道府県ごとに設置）が農地所有者と担い手との間を介在し、農地の借受・貸付を促進する事業。
農地利用最適化推進委員	市町村の非常勤の特別職公務員で、農業委員と力を合わせて、担当区域の担い手への農地集積や、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進などの活動を行う。
農福連携	障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もある。
農林業センサス	我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計のこと。農林業を営んでいるすべての個人や法人を対象に 5 年ごとに行われる全国調査。

【ハ行】 販売農家	経営耕地面積 30 a 以上または農産物販売金額が年間 50 万円以上の農家。 (農林業センサスによる定義)
【マ行】 みどりの食料シ ステム戦略	食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現す るために、農林水産省が策定したもの。
【ヤ行】 有機 JAS 認証制 度	「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS 法)」に基づ く有機食品の認証制度のこと。有機農産物や有機加工食品などの生産方法 についての基準を定め、この基準を満たすものだけを「有機」と表示でき るようにしたもので、農林水産省の登録認定機関が認証する。認証された 有機食品には、有機 JAS マークが付けられる。
有機農業	2006 年 12 月に制定された「有機農業の推進に関する法律」第 2 条におい て、有機農業は「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並び に遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する 環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業 をいう。」と定義している。
遊休農地	「かつて農地だったが現在農地として利用されておらず、今後も農地とし て利用される可能性も低い土地」並びに「農地ではあるけれど周辺の農地 と比較した時に利用の程度が著しく低い土地」をいう。

第3次つくば市農業基本計画素案についての協議項目

(1)将来像(目指すべき方向)【P.15】

(2)基本方針・施策内容及び目標指標

①基本方針1 ひとの確保・育成【P.19-22】

②基本方針2 農地や環境の保全・有効活用【P.23-25】

③基本方針3 市民と農とのつながりの強化【P.26-27】

(3)その他

第3次つくば市農業基本計画策定に係る今後のスケジュール

(1) 第3次つくば市農業基本計画の作成

計画骨子案提示	第2回懇話会で報告【済】
骨子案修正	8月～10月【済】
計画素案作成	9月～10月【済】
計画素案提示	第3回懇話会で報告【本日】
計画案提示	第4回懇話会で報告

(2) パブリックコメント

庁議（実施審議）	12月
パブリックコメント実施	1月14日（火）～2月13日（木）予定
パブリックコメント結果	第4回懇話会で報告
庁議（結果報告）	3月

(3) つくば市農業基本計画策定懇話会

第4回	3月開催予定
※第4回は報告がメインとなる予定です	

※第3次つくば市農業基本計画策定 令和7年3月下旬

会 議 録

会議の名称		第3次つくば市農業基本計画策定懇話会 第4回会議		
開催日時		令和7年3月19日（水） 18:00 開会 19:00 時閉会		
開催場所		つくば市役所コミュニティ棟3階会議室A、B		
事務局（担当課）		つくば市経済部農業政策課		
出席者	委員	納口 るり子委員（座長）、小久保 貴史委員（副座長）、 会田 美絵子委員、青木 道子委員、油谷 百合子委員、江口 春菜委員、川上 和浩委員、木村 佐恵子委員、笹本 秀一委 員、塙 久美子委員		
	その他	—		
	事務局	経済部長 片野、経済部次長 柳町 農業委員会農業行政課 課長 下田 経済部土地改良課 課長 山口 経済部農業政策課 課長 岡野、課長補佐 稲葉、係長 石濱、 係長 半田、係長 根田、主任 小菅 株式会社流通研究所 調査計画事業部 大池		
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	—
非公開の場合はその理由		—		
議題		第3次つくば市農業基本計画について 報告項目（1）パブリックコメント実施結果 （2）第3次つくば市農業基本計画策定 その他 策定懇話会について振り返り		
会議録署名人			確定年月日	年 月 日
	1 開会			

会 議 次 第	2 報告 （１）パブリックコメント実施結果 （２）第３次つくば市農業基本計画策定 3 策定懇話会について振り返り 4 閉会
<審議内容> 1 開 会 - 事務局より、委員の過半数が出席しており、第３次つくば市農業基本計画策定懇話会設置要綱第６条第２項の規定により、本懇話会が成立したことを報告し、開会。 2 報 告 報告項目（１）パブリックコメント実施結果 - 納口座長）報告事項１パブリックコメント実施結果について、事務局よりご説明をお願いいたします。 ※資料１【パブリックコメント実施結果報告書】事務局より説明 パブリックコメントの結果について、電子申請で１人から１件の意見があり、意見を反映して修正を実施した旨を報告。 - 納口座長）ありがとうございました。パブリックコメントで１件のご意見をいただいたということでした。文章の表現についての意見について採択しましたということと、漢字表記の誤りを訂正したということでした。 - パブリックコメントは１件でしたが、文章を読んでご意見をいただけたのはよかったと思います。	

報告項目（２）第３次つくば市農業基本計画策定

- ・ 納口座長）報告事項２第３次つくば市農業基本計画策定について、事務局よりご説明をお願いいたします。

※資料２【第３次つくば市農業基本計画】、資料３【第３次つくば市農業基本計画【概要版】】事務局より説明

パブリックコメントの修正を反映した上で、第３次つくば市農業基本計画を策定した旨を報告。

- ・ 事務局）資料２ 第３次つくば市農業基本計画の 32 ページに委員の皆様の氏名を記載しています。個人情報保護の観点から掲載を希望しない委員がおられましたら本日中に事務局にお知らせください。
- ・ また、第３次つくば市農業基本計画の冊子が納品されましたら皆様のご自宅に郵送させていただきます。
- ・ 納口座長）ありがとうございました。それでは、ここまでの報告内容につきまして、ご質問がある方からご発言をお願いいたします。
- ・ 納口座長）資料２ 第３次つくば市農業基本計画の 32 ページの委員名簿について、４月に所属を異動する委員がいるかもしれませんが、作成時点の日付を記載しなくてもよいでしょうか。
- ・ 事務局）あくまで、今年度、参加していただいておりますので、今年度の所属という形で記載させていただきたいと思っております。
- ・ 納口座長）ありがとうございます。川上委員は何かご意見はありますか。
- ・ 川上委員）今の時点では、意見はありません。
- ・ 納口座長）小久保委員はいかがでしょうか。
- ・ 小久保委員）特にありませんが、計画ができたということで、この計画をどう実行、実現していくかが大事だと思っています。

- ・ 納口座長）市議会で本計画の審議はありましたか。

- ・ 小久保委員）審議はありません。

納口座長）この後、委員の皆様からご意見をいただきますので、事務局からの報告項目は、一旦、終わらせていただきます。

3 策定懇話会について振り返り

- ・ 納口座長）それでは、策定懇話会の振り返りということで、本日も含めた全4回を通して、委員の皆様から、振り返りのご意見をお願いいたします。小久保委員から木村委員の方に順番にご発言をお願いいたします。

- ・ 小久保委員）全4回という限られた回数の中で、委員から意見を収集し策定にいたったわけですが、忙しい期間の中でも、しっかりまとめられたのかなと思っています。計画の対象期間が令和16年度までと、長い期間の基本計画だと思いますので、その期間に目標が達成できるような取組をいかにしていけるかということが重要と考えております。

- ・ 木村委員）市民委員という立場で参加させていただきました。このような懇話会を開催し、農業基本計画を策定し、つくば市が農業振興に取り組んでいることを知ることができました。今後は、この計画をどのように実行して、目標を達成していくのかを、私たちがみていくことだと感じました。10年間の長い計画になり、今、主体的に農業をやられている方が入れ替わる中で、どういうふうに、つくば市の農業が変わっていくのかを考えたいと思いました。

- ・ 江口委員）市民委員として参加しました。つくば市が農業基本計画を策定していたことを知ることができました。これから、つくば市がどのような取組をするのか、長い期間の中で、計画を見直したり、反省したりして、次に活かしていくことを、これからもみることができればと思います。市民と農業とのつながりを作っていくということで、いろいろな広報活動やボランティア活動などが積極的に行われる予定であることを子供たちや市民に知ってもらうことで、つくば市の農業が活性化していくと思いま

す。

・ 埜委員）皆様のいろいろな立場からの意見を聞くことができて勉強になりました。農業基本計画の策定に関わらせていただいて一番思うのは、いろいろなご意見がある中で、つくば市の農業基本計画ができましたが、これから、計画に書いてあることを、具体的にどういうふうに取り組んでいくのが非常に重要だと思っています。例えば、第4章に具体的施策の詳細とありますが、基本計画の性質上、どういうことをやるのかということまでは踏み込めないと思いますが、例えば、①意欲ある担い手に対する支援には、「環境を整え、地域農業を支えていきます」と記載されていますが、どの環境をどうやって整えるのか、どういうふうに支えるのか、どうやったらこれが実現できるのかということまでを考えていくことが、今後の長い計画期間の中で、非常に重要なことだと思っています。計画策定に携わらせていただいたので、つくば市が計画にそって、どういうふうにやっていくのか非常に関心をもってみさせていたきたいと思います。今までに事例があるのかわかりませんが、パブリックコメントを広く一般の方から募集したので、委員だけではなく、一般市民の方からも、具体的な取組に関するご意見をいただけるようなものをウェブサイトなどで広く募集するとよいと思います。つくば市は、いろいろな能力をもつ方が住んでいますし、研究機関もたくさんあるので、そういう方からも、いろいろなご意見を頂戴できることが、つくば市の特徴であり魅力でもあると思います。市役所の方も計画を実現するためにご尽力されていくかと思いますが、知恵は多くあった方がよいと思いますので、いろいろな方のご意見を広く集められるような仕組みができればよいと思います。私も少なからずお手伝いができればと思っています。

・ 納口座長）埜委員から積極的なご意見がありましたので、事務局から言えることがあれば発言をお願いします。

・ 事務局）今後、計画を実行、実践していくことが非常に重要だと考えております。具体的な取組の方法をウェブサイトで募集したらどうかというご意見をいただきましたが、今後、計画の実現、政策を進めていくにあたって、農業関係に携わる方のご意見

は非常に重要だと思いますので、我々の方からお伺いしたりしながら計画を進めていきたいと考えております。

- ・ 納口座長）江口委員から発言がありましたが、10 年間という長い計画期間の中で、途中で見直しをする予定はありますでしょうか。
- ・ 事務局）5 年後の中間年に、基本計画にある指標を確認し、計画の進捗を管理していきたいと考えております。
- ・ 会田委員）4 回の懇話会の中で 2 回しか出席できませんでしたが、計画を策定するにあたり、いろいろなことが考えられていることがわかりました。私は、小さな農家なので、現実とは違うなと思いながら話を聞いていましたが、地産地消が進んで、地域で消費される農産物が増えるとよいなと思います。
- ・ 納口座長）生産者と消費者が近いということは、つくば市の特徴であり、恵まれた環境なのかと思います。
- ・ 川上委員）私は第 2 次つくば市農業基本計画から関わらせていただいて、一農家として、つくば市の農業施策に係るような内容に踏み込んで意見できることはありがたいと思っています。周知のとおり、農業者を取り巻く環境は厳しくなっています。農業者が一番、生産に携わることができるので、生産者が一番、利益をあげられるような仕組みを、計画を通じてできるとよいと思います。つくば市は大きな行政機関になるので、方向性を示すことができただけでも大きな意味があったと思います。今後は、計画を着実に進めていくことが大きな課題だと認識しています。
- ・ 納口座長）川上委員は新規就農されてから 8 年ということで経営は安定していると思います。新規就農者については、いろいろな課題がアンケート調査でも出ていたかと思いますが、そういった支援に関する取組もしていただけたらと思います。
- ・ 青木委員）懇話会に参加したことで、市の農業施策ができる過程を学習できました。私は農業委員ということで、普段は許認可の仕事が多いですが、川上委員のような若い農業者と話せて、若い世代の考えを身近に感じることでできてよかったと思っています。今年度は各地区で地域計画を作成していますが、特に田の耕作者からは農地が

集約化できると、機械化されている作業が効率化できると聞いています。1軒の農家からは、小さな田を120枚耕作するのが大変なので、市が中心となり、田が集約できると農作業がやりやすいという話を聞いています。また、大きな商業施設ができると、トラクターで田まで行くのが大変になっているということも聞いています。生産地と消費地がつながったよい環境の中で、農業も街とともに発展できたらよいなと思います。地産地消の取組について、市内にある20数か所の直売所で買い物をした親子にスタンプを押してあげて、スタンプを貯めた方には、賞品や食事券をプレゼントするような取組があると、小規模農家も直売所に少量多品目を出荷できます。このような取組があれば、高齢の農家でも農地を有効活用できると思います。

・ 笹本委員) 私はつくば市農業協同組合の営農部の代表として参加させていただきました。アンケート調査結果については、非常に勉強になりました。これから10年間の計画を進める中で、いろいろあると思います。農地集積にも課題がありますが、令和6年度は農地集積と有機農業で終わった気がします。農協としては、これから特別栽培にも力を入れながら、野菜であれば有機農業にも力をいれないといけないと考えています。皆様にもご協力いただけると幸いです。

・ 油谷委員) アンケート調査結果が私の認識とずれていると感じた部分がありました。農業者の実態が想像以上に危機感があり、想像以上に意識の高い消費者がいるなと感じました。普段は、専業農家と接する機会が多いので、市民委員のご意見を聞くことで勉強になりました。農業には、多面的な面があるので、いろいろな角度からの意見を聞けたのは勉強になりました。最近、世の中の情勢が大きく動いています。5年後に計画の見直しを予定しているということで、5年後でも、大きく社会情勢が動いていると思いますので、柔軟に見直しをしていただければと思います。

・ 納口座長) これまで、皆様のバックグラウンドを意識したご発言をいただき感謝しております。計画で実現できる部分と農業者や農業関係者の主体的な動きで実現しなければならないことがあると思います。油谷委員の発言にもありましたが、社会情勢が変わっている中で、米の値段や果物、野菜の値段が高くなっています。品目によっては、

生産量、作付面積が減少していることに加えて、気候変動の影響で作ることが改めて重要になってきていると大規模な農業法人の方と話をしています。そういう中で、計画の見直しがある5年後、計画終了となる10年後になった時に、農業を取り巻く環境が、本当に変わっている可能性があると思います。そのあたりも踏まえて、計画を適宜、見直すということもあるかと思います。これまで、委員の皆様には懇話会にご協力いただき感謝申し上げます。以上で、懇話会の振り返りは終了します。

4 閉会

- ・事務局）これをもって、第3次つくば市農業基本計画策定懇話会を閉会とさせていただきます。委員の皆様には、懇話会やメールでもご意見をいただき、本市農業の実態に即した計画が策定できたと考えています。今後は、計画の実現に向けて、皆様から意見を聞きながら進めていきたいと思いますので、引き続きご協力いただければと思います。ありがとうございました。

以上

第3次つくば市農業基本計画策定懇話会 第4回会議 次第

日時：令和7年（2025年）3月19日（水）午後6時00分～

場所：つくば市役所コミュニティ棟3階会議室A、B

1 開 会

2 報 告

(1) パブリックコメント実施結果

資料1

(2) 第3次つくば市農業基本計画策定

資料2、3

3 策定懇話会について振り返り

4 閉 会

【配布資料】

資料1 パブリックコメント実施結果

資料2 第3次つくば市農業基本計画

資料3 第3次つくば市農業基本計画【概要版】

様式第 5 号（第 10 条関係）

パブリックコメント実施結果報告書
【案件名：第3次つくば市農業基本計画（案）】

令和7年（2025 年）3月
つくば市経済部農業政策課

■ 意見集計結果

令和7年(2025 年)1月 14 日から2月 13 日までの間、(第3次つくば市農業基本計画 (案))について、意見募集を行った結果、1人(団体を含む。)から1件の意見の提出がありました。これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数(団体を含む。)
直接持参	0人
郵便	0人
電子メール	0人
ファクシミリ	0人
電子申請	1人
合 計	1人

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方

○ P17 2. 基本方針 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	「・・・、農業政策・・・基本方針を定めます。」の表現を、「・・・基本方針を定めました。」或いは「基本方針は、・・・です。」にしてはどうか。 また、この計画は農業政策に関するものだから「農業政策」との表現は必要ない。	1件	ご意見を踏まえ、当該部分を修正します。

■ 修正の内容

○ P17 2. 基本方針 について

修正前	修正後
将来像の実現に向けて、 <u>農業政策の</u> 3つの柱となる基本方針を定め <u>ます</u> 。	将来像の実現に向けて、 <u> </u> 3つの柱となる基本方針を定め <u>まし</u> <u>た</u> 。

※その他パブリックコメントによるものではありませんが、記載内容に変更のない範囲で誤記を修正しました。



第3次 つくば市 農業基本計画

令和7年(2025年)3月

〔対象期間〕

令和7年度(2025年度)から

令和16年度(2034年度)まで

これからの
やさしさの
ものさし
つくばSDGs

はじめに

つくば市は、多くの研究者や事業者が集まる最先端の科学の街、世界に開かれた多様性のある街として知られています。一方で、古くから良質な米の生産地であるとともに、茨城県成果物銘柄産地に指定されているねぎ、ブルーベリーをはじめ多種多様な農産物の生産が盛んで、新鮮で品質の良い農産物が手に入りやすい恵まれた環境にあります。

当市では、2020年12月に「第2次つくば市農業基本計画」を策定し、豊かな農資源と当市農業の特徴を活かした持続可能な農業を実現するための様々な取組を進めてきました。この間、当市の農業を取り巻く状況は、農業者の高齢化や後継者不足、遊休農地の増加といった問題に加え、生産資材価格の高騰や気候変動による農産物の品質や収量への影響など、年々厳しさが増えています。

今回策定しました「第3次つくば市農業基本計画」では、このような厳しい状況のなかで、当市の農業を持続可能で活力ある産業として次世代に継承していくために、中核となる担い手が農業をしやすい環境の整備や、収益性の高い農業経営の確立を支援するとともに、環境負荷低減等の取組を推進し、農地の保全に努めていくとしています。計画の推進には、農業者の皆様をはじめ、関係機関や行政など多様な主体が連携した取組に加え、市民の皆様一人一人が当市の農業や農産物の価値を理解し、身近な応援団として盛り上げていただくことが大切です。当計画を確実に推進し、当市の農業を次世代へつないでいけるよう取り組んでいきます。

最後に、当計画の策定にあたり御尽力いただいた第3次つくば市農業基本計画策定懇話会委員の皆様、アンケート調査やヒアリング調査に御協力いただいた皆様に心から感謝申し上げます。



令和7年（2025年）3月

A handwritten signature in black ink, written in a cursive style. The signature appears to be '山崎 孝夫' (Yamazaki Takafumi).

目 次

序章 計画の策定にあたって	1
1. 策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	2
4. 計画の推進	2
第1章 農業を取り巻く環境	4
1. 食料・農業・農村基本法の改正	4
2. 持続可能な食料システムの確立へ向けた動き	4
第2章 つくば市農業の現状と課題	6
1. 担い手	6
2. 農地	8
3. 生産・販売	10
4. つくば市農業の課題	11
第3章 つくば市農業の方向性	16
1. 将来像（目指すべき方向）	16
2. 基本方針	17
3. 施策体系	18
第4章 具体的施策の詳細	20
基本方針1 担い手の確保・育成	20
基本方針2 農地や環境の保全・有効活用	25
基本方針3 市民と農とのつながりの強化	28
資 料 編	31
1. 策定懇話会委員と策定経過	32
2. 第2次計画の評価	34
3. 市民アンケート調査結果	35
4. 農業者アンケート調査結果	43
5. 用語解説	72

序章 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨

本市においては、令和2年（2020年）12月に第2次つくば市農業基本計画（以下、第2次計画）を策定し、「多様な力がつながり実現する持続可能な農業」を目指すべき姿として、各種施策に取り組んできました。

第2次計画策定後、国の農政の基本理念や政策の方向性を示す食料・農業・農村基本法の見直しやみどりの食料システム戦略が策定されるなど、食料安全保障確保、環境と調和のとれた食料システムの構築等の方向性が示されています。

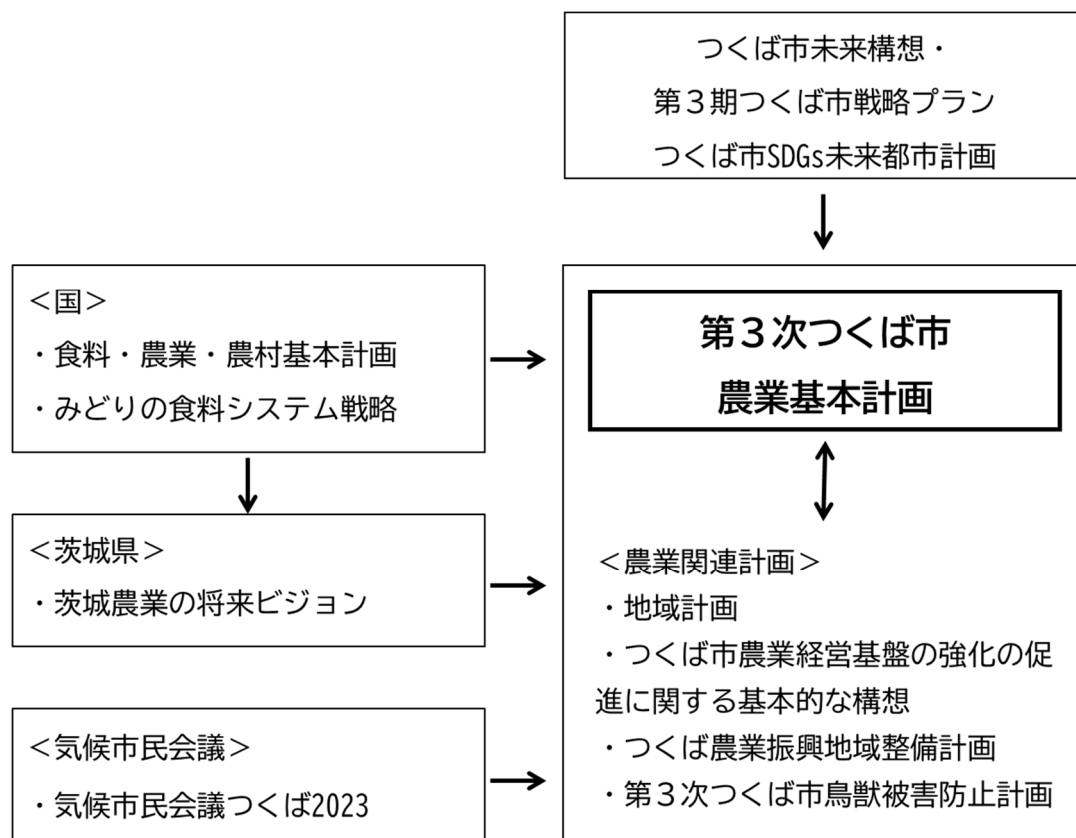
他方、農業の現場においては、農業者の高齢化や減少、遊休農地の増加、生産資材等の高騰など、農業を取り巻く環境は年々厳しさが増しており、非常に難しい局面に立たされています。

このような背景をふまえ、本計画は、本市農業の方向性を示し、将来像の実現に向けて、計画的な農業施策の実行につなげることを目的に策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本市の今後のまちづくりの指針である「つくば市未来構想・戦略プラン」を上位計画とする農業分野の個別計画として位置づけます。

なお、本計画は、国の食料・農業・農村基本計画やみどりの食料システム戦略、県の茨城農業の将来ビジョン等と整合を図りながら、本市農業の将来像の実現を目指します。



3. 計画期間

本計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までの10年間とします。なお、計画期間の中間年度にあたる令和11年度（2029年度）に、計画の進捗状況の評価及び中間見直しを実施します。

4. 計画の推進

本計画に基づく各種施策を展開するため、市をはじめとした行政機関やＪＡ、農業者のほかに、多くの市民や事業者が協力・連携しながら取り組んでいくことが重要です。各主体に期待される役割は次のとおりです。

① 行政

市は、本計画の趣旨や内容に沿った施策を展開し、計画を着実に実施していく役割を担います。また、県等の行政機関と協力・連携し、行政として一体的に計画を推進していきます。

② 農業関係団体

ＪＡ等は、農業者の技術・経営指導等、農業経営を総合的に支援し、農業者や関係機関、市民等と連携しながら、本計画の実現に主体的に取り組むとともに、多様な側面から農業者をサポートする役割が期待されます。

③ 農業者

農業者は、職業としての農業に魅力を感じ、効率的かつ持続可能な農業経営を行いながら、消費者へ安全・安心な農産物を安定的に供給し、豊かな食生活を支える役割を担うことが期待されます。また、市民との交流の中で、農業や農地の果たす重要な役割を伝えていくことが望まれます。

④ 農地所有者

農地所有者は、地域の貴重な財産である農地を次世代へつなぐ必要性を認識し、市民や行政、農業関係団体等と協力・連携しながら、農地の有効利用と積極的な農地の集積・集約化に取り組む役割が期待されます。

⑤ 市民

市民は、市産農産物を積極的に消費し、地産地消を支えるとともに、農業体験イベントへの参加等を通して農業者との交流や農地・農業への理解を深め、本市農業や農地を支えていく役割が期待されます。

⑥ 農業関係事業者

農産物の加工・流通・販売に関わる事業者は、市産農産物や農産加工品を取り扱う等地産地消に積極的に取り組むとともに、安全・安心な食を安定的に提供し、本市農産物や農産加工品の消費拡大やブランド化に寄与する役割が期待されます。

⑦ 研究機関・大学

研究機関や大学は、農民生産における新技術・新品種開発やその普及促進に努めるとともに、農業者や関係機関、事業者等と連携し、本市農業の持続的発展に協力する役割が期待されます。

第1章 農業を取り巻く環境

1. 食料・農業・農村基本法の改正

国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的に、国の農政の基本理念や政策の方向性を示す食料・農業・農村基本法が平成 11 年（1999 年）に制定されて四半世紀が経過しています。

世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外市場の拡大等、農業を取り巻く情勢が制定時には想定されなかったレベルで変化していることから、令和 6 年（2024 年）6 月に食料・農業・農村基本法の改正法が施行されました。

「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」、「人口減少下における農業生産の維持・発展と農村の地域コミュニティの維持」の実現を目指し、基本理念の見直しと、関連する基本的施策等が定められました。

2. 持続可能な食料システムの確立へ向けた動き

(1) 環境負荷低減に向けた取組の推進

地球温暖化による気候変動等により、自然災害の多発や猛暑日が増加し、農産物の生育や収穫時期等に影響が出ています。平成 27 年（2015 年）9 月に国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、SDGs や環境を重視する動きが加速化する中、国内においては、令和 3 年（2021 年）5 月にみどりの食料システム戦略が策定され、温室効果ガスの排出削減、化学農薬・化学肥料の低減とそれらを推し進めた有機農業の面積拡大が目指す姿として位置付けられました。

県においても、令和 4 年（2022 年）3 月に第 3 期茨城県有機農業推進計画を策定し、有機栽培面積の拡大や有機 JAS 認証取得件数の増加に向けた取組を推進しています。

(2) 農地集積・集約化による生産性の向上と農地利用の推進

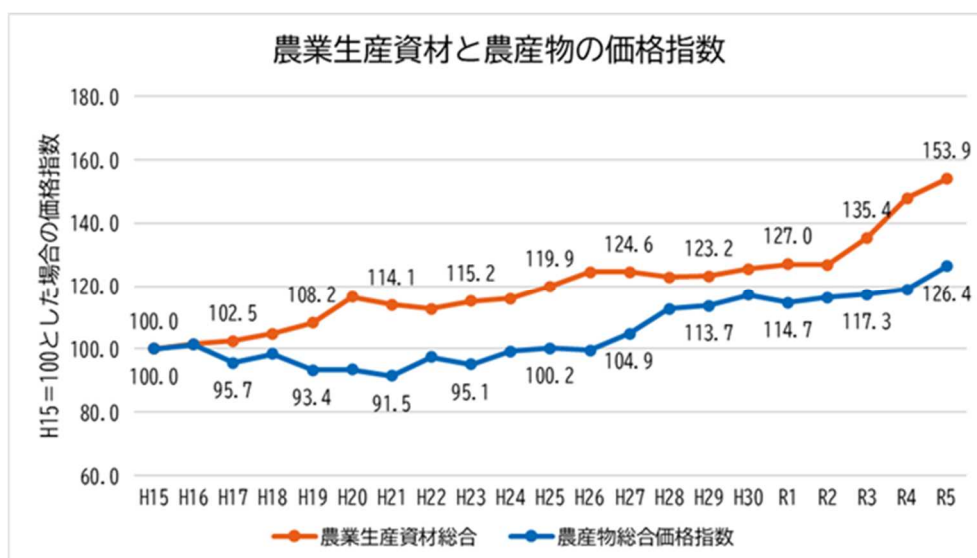
国内において、高齢化や人口減少が深刻化する中で、農業者の減少により遊休農地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されています。こうした問題を解決するため、令和 5 年（2023 年）4 月に地域農業の将来の農地利用の姿を目標地図として明確化した「地域計画」の策定が法定化され、地域において農地の利用を考え、担い手への農地集積等を進める動きが本格化しています。

農作業がしやすく、手間や時間、生産コストの削減が期待できる農地の集約化等の実現に向け、地域の農地を誰が担っていくのか、地域の農業をどのように維持・発展させていくのかを地域で話し合い、計画を策定します。

(3)持続可能な農業経営の実現

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻や円安の影響を受け、原油や食料とともに農業生産に必要な諸資材の価格が上昇しています。平成15年（2003年）の農業生産資材の価格指数を100とした場合、令和5年（2023年）は153.9となっています。一方で、農産物の価格指数は、126.4となっており、生産資材の価格上昇を農産物価格に十分に転嫁できておらず、農業経営を圧迫する要因となっています。

また、令和6年（2024年）から働き方改革関連法案の1つである時間外労働の上限規制が自動車運転業務にも適用され、物流費の上昇が懸念されるなど、今後も農業の生産・流通・販売に係るコストの上昇が予想されるため、農業者が十分な利益を確保できるよう農地の集約化等による作業効率の改善、物流費の削減に寄与する地産地消の推進、付加価値を生み出す農産物のブランド化などの取組を進めていく必要があります。



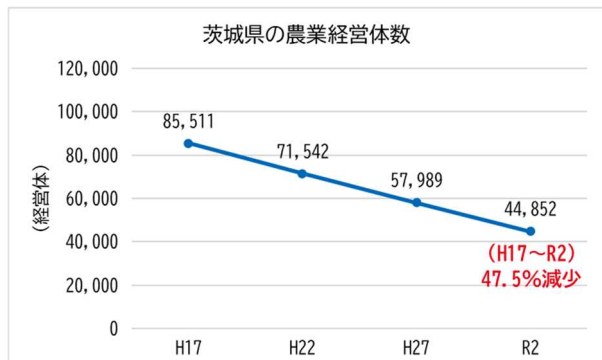
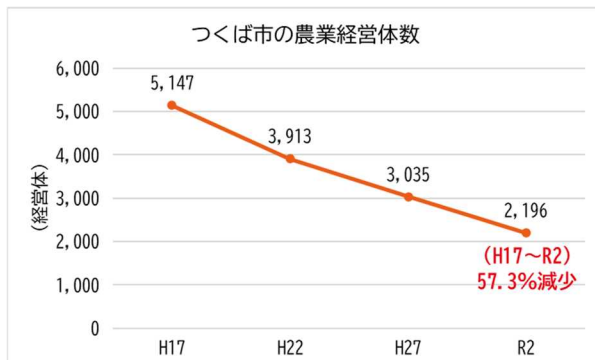
※ 農林水産省「農業物価統計調査」の価格指数を用い作成

第2章 つくば市農業の現状と課題

1. 担い手

(1) 農業経営体数

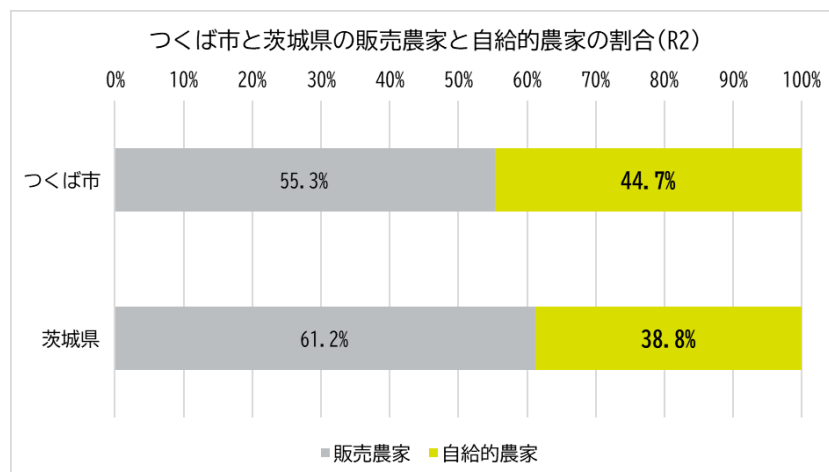
本市の農業経営体数は、全国的な傾向と同様に減少傾向にあります。平成 17 年（2005 年）の 5,147 経営体から 57.3%減少し、令和 2 年（2020 年）は 2,196 経営体となっています。県の減少率は 47.5%となっており、県と比較して市の減少率が 10 ポイント近く高くなっています。



出典：農林水産省「農林業センサス（H17～R2）」

(2) 販売農家と自給的農家

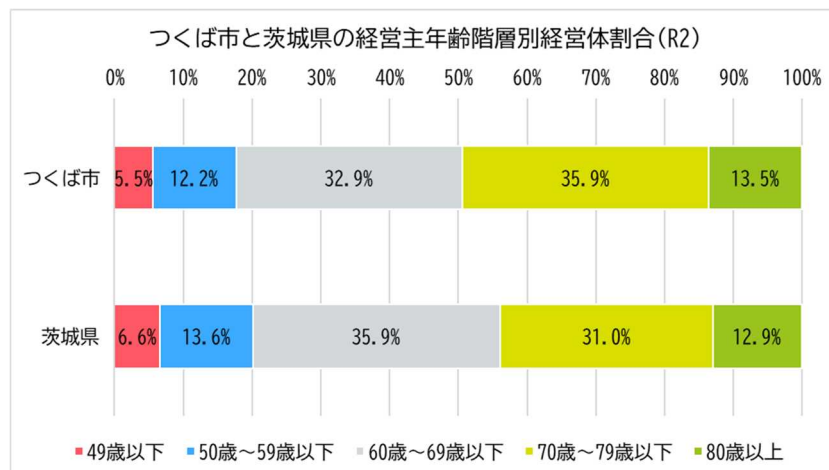
本市の販売農家と自給的農家の割合は、販売農家は 55.3%、自給的農家が 44.7%となっています。県と比較して自給的農家の割合が高くなっています。



出典：農林水産省「農林業センサス(R2)」

(3)年齢階層別の基幹的農業従事者の割合

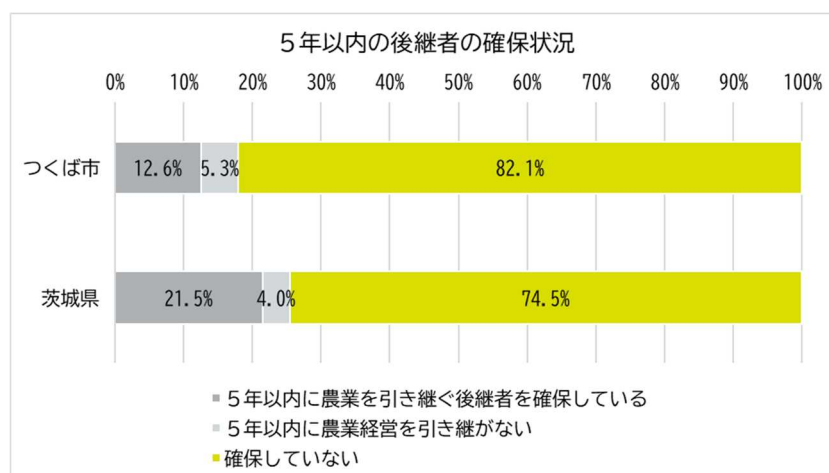
令和2年（2020年）の基幹的農業従事者の年齢階層別割合を見ると、70歳以上が49.4%と半数近くを占めており、県全体の70歳以上の割合43.9%と比較して高くなっています。一方で、49歳以下の割合は、県全体が6.6%である一方、本市は5.5%と若年層の割合が低く、県と比べて農業者の高齢化の傾向が強く表れていると言えます。



出典：農林水産省「農林業センサス(R2)」

(4)後継者の確保状況

農業を引き継ぐ後継者を確保していない経営体割合が82.1%となっており、県の確保していない経営体割合74.5%と比較して高くなっています。

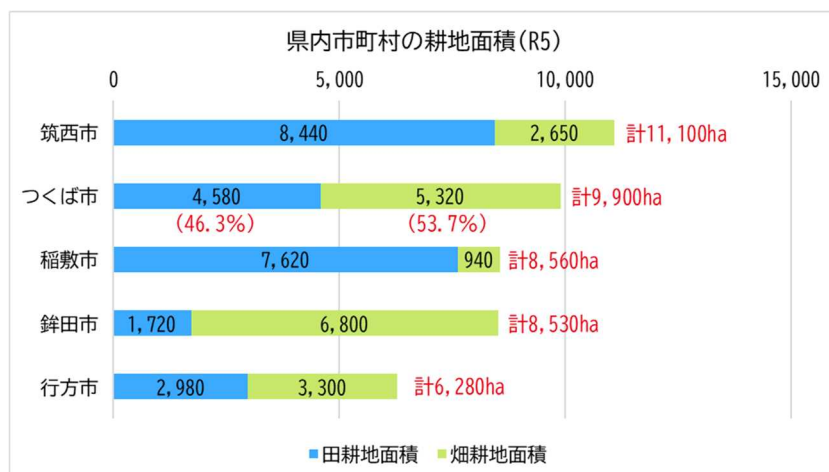


出典：農林水産省「農林業センサス(R2)」

2. 農地

(1) 耕地面積

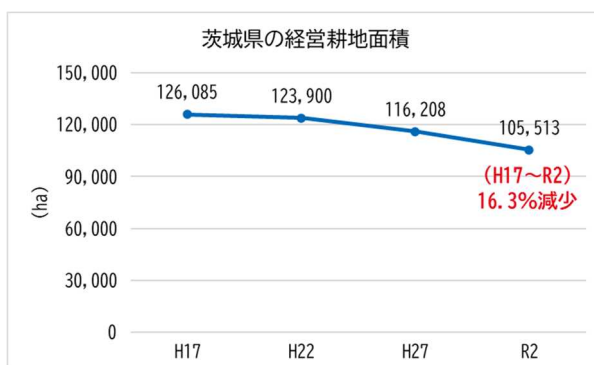
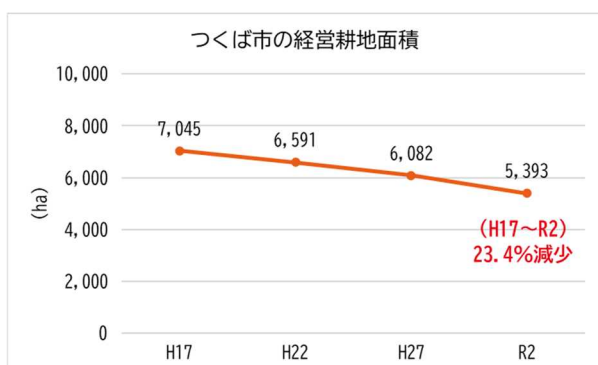
本市は県内で2番目に広い耕地面積を有しています。その内訳は田 4,580ha (46.3%)、畑 5,320ha (53.7%)、計 9,900ha となっており、田畑の耕地面積は同程度となっています。



出典：農林水産省「作物統計調査(R5)」

(2) 経営耕地面積

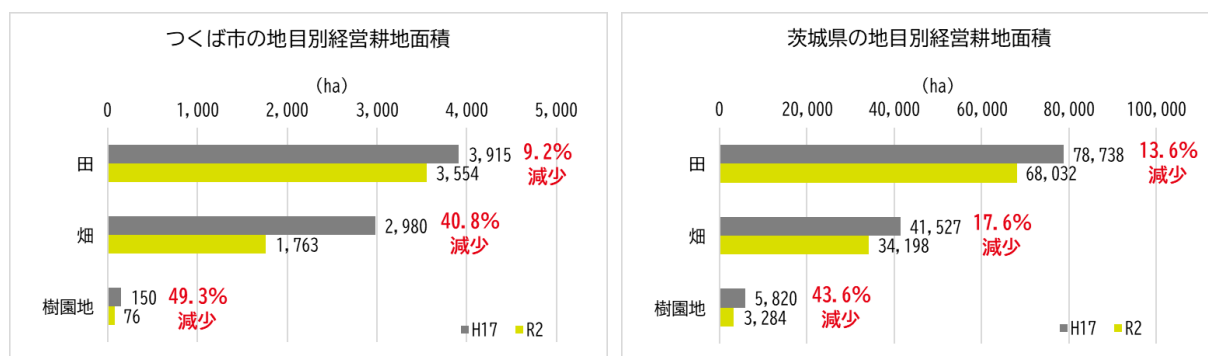
本市の経営耕地面積は、全国的な傾向と同様に減少傾向を示しており、平成 17 年（2005 年）から令和 2 年（2020 年）の 15 年間で 23.4%減少しています。減少率は、県全体の 16.3%と比較して大きくなっています。



出典：農林水産省「農林業センサス(H17~R2)」

(3)地目別経営耕地面積

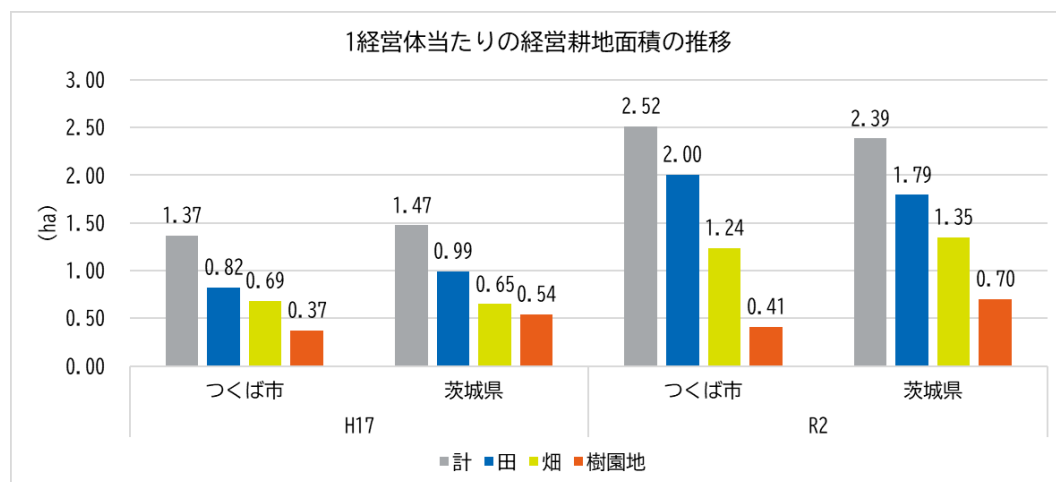
地目別経営耕地面積の減少率は、田が9.2%減少、畑が40.8%減少、樹園地が49.3%減少となっており、県と比較して、畑の減少率が極めて高くなっています。経営耕地面積の減少の要因は、農業経営体が高齢化等により自給的農家へ移行したことに伴い、経営耕地として算定されなかったことが影響していると考えられます。一方、田については、畑・樹園地よりも担い手への農地集積が進み、経営耕地として維持された農地が多くあったことから、減少率が比較的緩やかになっています。



出典：農林水産省「農林業センサス(H17/R2)」

(4)1 経営体当たりの経営耕地面積

1経営体当たりの経営耕地面積は、平成17年(2005年)から令和2年(2020年)の期間に、田が0.82haから2.00haへ、畑が0.69haから1.24haへ、樹園地が0.37haから0.41haとなっています。県全体と比較して、畑と樹園地の1経営体当たりの経営耕地面積が小さくなっています。

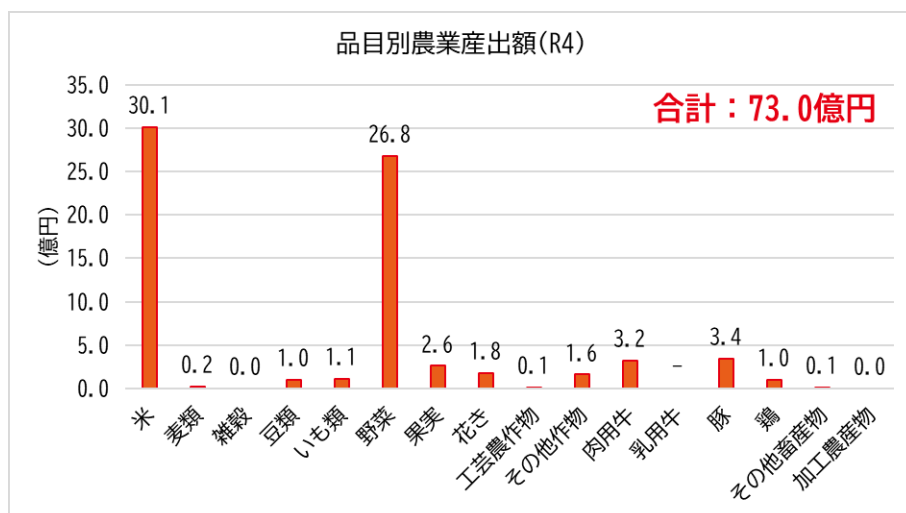


出典：農林水産省「農林業センサス(H17/R2)」

3. 生産・販売

(1) 農業産出額

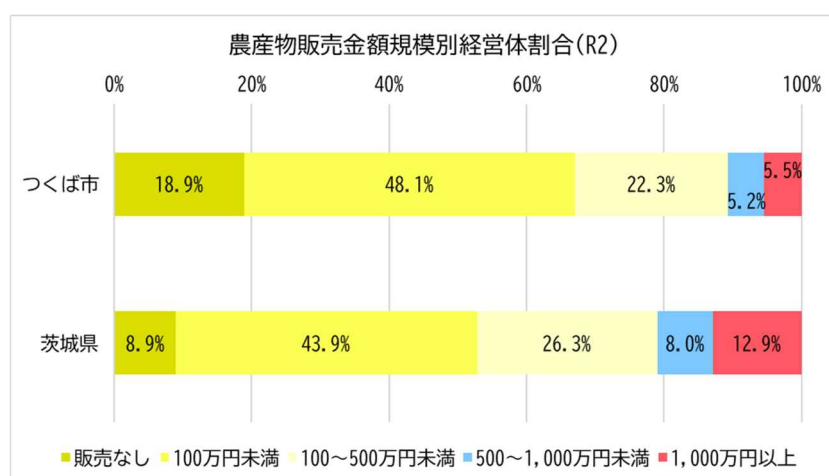
令和4年（2022年）の農業産出額は73億円となっています。米が30.1億円となっており農業産出額の41.2%を占めています。次いで野菜が26.8億円と農業産出額の36.7%を占めており、米と野菜の生産割合の高い地域となっています。



出典：農林水産省「市町村別農業産出額（推計）(R4)」

(2) 農産物販売規模別経営体の割合

農産物販売規模別経営体の割合は、販売なし 18.9%、100万円未満 48.1%となっており、県と比較して農産物販売規模の小さい農業経営体の割合が高くなっています。1,000万円以上の経営体は5.5%となっており、県全体と比較して2分の1以下の割合となっています。



出典：農林水産省「農林業センサス(R2)」

4. つくば市農業の課題

(1) 担い手の確保・育成に関する課題

本市の農業経営体数は、平成 17 年（2005 年）から令和 2 年（2020 年）の 15 年間で 57.3%減少し、2,196 経営体となりました。また、基幹的農業従事者の年齢階層別の構成を見ると、令和 2 年（2020 年）の 70 歳以上の割合が 49.4%と半数近くを占める一方、49 歳以下は 5.5%と若年層の割合が小さく、農業者の減少及び高齢化の傾向が非常に顕著であることから、「担い手の確保・育成」が急務となっています。

① 担い手の確保・育成

農業者アンケート調査結果において、今後 10 年間に「引き継ぐ後継者がいない」と回答した割合は、認定農業者でも 36.3%となっていますが、認定農業者・新規農業者以外の農業者（以下、「その他市内農業者」という。）では 60.3%と高くなっています。

また、10 年後の経営規模（農地面積）を「縮小したい」、「離農したい」と回答した農業者がその理由に挙げた項目として、「後継者がいない」と回答した割合は、認定農業者 59.1%、その他市内農業者 76.4%と高くなっています。

他方、本市農業振興に必要な取組について、「担い手の確保・育成」と回答した割合は、認定農業者 35.6%、その他市内農業者 39.7%と他の回答と比較して高くなっており、後継者を含む担い手の確保及び育成が課題となっています。

② 農業者の所得の向上

農業者アンケート調査結果において、つくば市が「効率的かつ安定的な農業経営の指標」として目標設定している年間所得の 580 万円未満と回答した割合が、認定農業者は 62.6%となっており、目標値を下回る農業者の割合が高い状況です。また、本市農業振興に必要な支援策として、「農業者の所得向上」と回答した割合は、認定農業者 65.0%、認定新規就農者 91.7%と非常に高く、農業者の所得の向上が喫緊の課題となっています。

③ 農作業の効率化

農業者アンケート調査結果において、10 年後の経営規模（農地面積）の意向を「規模拡大」・「現状維持」と回答した農業者が、それを実現するにあたり必要な取組として挙げた項目として、認定農業者は「農地の集約化」と回答した割合が 49.1%と最も高く、次いで「農作業の効率化・機械化（スマート農業の推進）」の 48.1%となっています。認定新規就農者については、「農地の集約化」、「農作業の効率化・機械化（スマート農業の推進）」が同率で 70.0%、その他市内農業者では、「農地の集約化」、「農作業の効率化・機械化（スマート農業の推進）」と回答した割合が 25.0%と同率で 2 番目に高く、「規模拡大・現状維持」を希望する意欲ある農業者への支援として、農地の集積・集約化を含む農作業の効率化に取り組んでいく必要があります。

(2)農地や環境の保全・有効活用に関する課題

より少ない人数で多くの農地を耕作するには、農作業効率が高まるよう地域計画に基づき農地の集積・集約化等を進めるとともに、農地の大区画化等の基盤整備を促進する必要があります。

① 農地の大区画化等の基盤整備の促進

農業者アンケート調査において、「耕作放棄地がある」と回答した農業者がその理由として挙げた項目について、「農地の条件が悪く耕作に適さなかったり、農道や用排水などが整備されていないため」と回答した割合が認定農業者 58.8%、認定新規就農者 50.0%、その他市内農業者 35.9%と他の回答と比較していずれも高くなっており、基盤整備等を進め、活用しやすい農地へ転換していく必要があります。

② 環境に配慮した農業の推進

国は地球温暖化の深刻化等を背景に、みどりの食料システム戦略により有機農業をはじめとした環境に配慮した農業を推進しており、本市においても環境に配慮した農業に取り組んでいく必要があります。

農業者アンケート調査において、環境に配慮した農業（有機農業、無農薬栽培、減農薬・減化学肥料栽培のいずれか）に取り組んでいると回答した割合は、認定農業者及び認定新規就農者の8割に達しています。一方、環境に配慮した農業に取り組む農業者のうち、今後、慣行栽培に移行したいと回答した農業者及び環境に配慮した農業に取り組んでおらず、今後も取り組む予定がないと回答した農業者が、その理由に挙げた上位2項目は、「労働力が確保できない」、「栽培管理に手間がかかる」となっており、環境に配慮した農業の導入や継続には、手間のかかる栽培管理を担う労働力の確保等を解決するための環境整備が急務となっています。

他方、市民アンケート調査において、「有機農産物を日常的に購入している」、「時々購入している」と回答した割合が合わせて 34.4%となっており、消費者である市民に対し、環境に配慮した農業や農産物の理解を向上させたり、魅力を伝えたりする取組が不十分である状況が浮き彫りとなりました。

環境に配慮した農業の普及のためには、農業者に対しては、労働力の確保や栽培技術の向上、市民に対しては、環境に配慮した農業・農産物に対する価値観の転換を図る等、生産・販売・消費の各側面から環境の整備や意識の醸成を図る必要があります。

(3)市民と農とのつながりの強化に関する課題

第2次計画【基本方針3 特徴ある地域農業の確立】の、「地産地消の推進」、「農産物の付加価値化」、「市民が積極的に関わる農業の推進」に取り組んだ結果、地産地消店は160店舗（R6.4.1時点）となり目標値を達成しました。一方で、市民アンケート調査の結果、つくば市の地産地消の取組の認知度が低い、地産地消に係る情報媒体の閲覧割合が低い等の課題があり、地産地消に関する市の取組が市民に認知されていないことが浮き彫りになっているため、地産地消を推進していくためには、市民と農とのつながりを強化していく必要があります。

① つくば市農産物の購入促進

市民アンケート調査において、つくば市産農産物の購入頻度は、「日常的に購入している」が33.1%、「時々購入している」が38.0%と多くの回答者がつくば市産農産物を購入しています。しかし、「購入したことがある」が11.7%、「購入したことがない」が1.9%、「分からない・こだわりのない」が14.8%と購入頻度の少ない回答者もいます。その理由は、「つくば市産農産物・生産者にこだわりのないから」が58.7%、「近くに購入できる場所がない・少ないから」が29.8%と回答割合が高くなっています。

つくば市産農産物・生産者に愛着やこだわりが持てるような機会の創出や市内各地にある農産物直売所などの農産物・農産加工品の販売店舗等の情報発信を強化していく必要があります。

② 地産地消の推進

市民アンケート調査において、地産地消推進に対する認識は、「積極的に推進すべき」が42.9%、「推進すべき」が40.4%と多くの回答者が地産地消を推進すべきと回答しており、市民の地産地消に対する意識が非常に高いことが分かりました。

一方、地産地消の推進に必要なことは、「地元の農産物の販売店舗を増やす」が68.3%、「学校給食での使用」が47.5%、「マルシェ等の開催により、地元食材を購入できる機会の提供」が36.9%と回答割合が高くなっています。また、地産地消推進のために市民に提供すべき情報は、「購入できる場所の情報」が66.1%、「つくば市産農産物に関する情報」が53.0%と回答割合が高くなっています。地産地消に高い意識を持つ市民に対し、農産物や販売場所等のほか、市産農産物を使用したメニューやおさけを提供する地産地消店などの情報を効果的に発信するのと併せて、生産者の顔が見える販売イベント等を行うことで、市産農産物や生産者に対して自然と愛着がもてる環境を作り、地産地消の好循環を生み出すことが重要です。

③ 情報発信力の強化

市民アンケート調査において、本市の地産地消の取組等について、45.4%の回答者が「あてはまるものがない（知っているものがない）」と回答しており、情報発信を強化していく必要があります。「広報つくば」の閲覧割合は75.7%と高くなっていますが、本市の地産地消推進の総合ウェブサイトである「Farm to Table つくば」を普段から閲覧する回答者割合は0.3%となっており、情報発信力の弱さが課題となっています。

情報発信力の強化のためには、本市の持つ発信媒体を活用して魅力発信をより活発化させるとともに、つくば市産農産物や農業・農産物の魅力の認知度向上を図るため、市民に「農」への愛着や理解を深めてもらえるような、収穫体験等の農業体験機会の提供や販売イベント等の実施により、市民と農のつながりを強化する取組を進める必要があります。

～ つくば市の食の情報の発信サイト 「Farm to Table つくば」 ～

つくば市の食の魅力を発信するウェブサイト「Farm to Table つくば -つくばの食の魅力-」を公開しています。つくばの大地からの贈り物である「農産物（Farm）」、農産物を料理して提供する「レストラン（Table）」、つくばならではの物産品やグルメなど、つくばの食を総合的に発信しています。

つくば市 食の情報



<https://tsukuba.ibanavi.net/>

第3章 つくば市農業の方向性

1. 将来像(目指すべき方向)

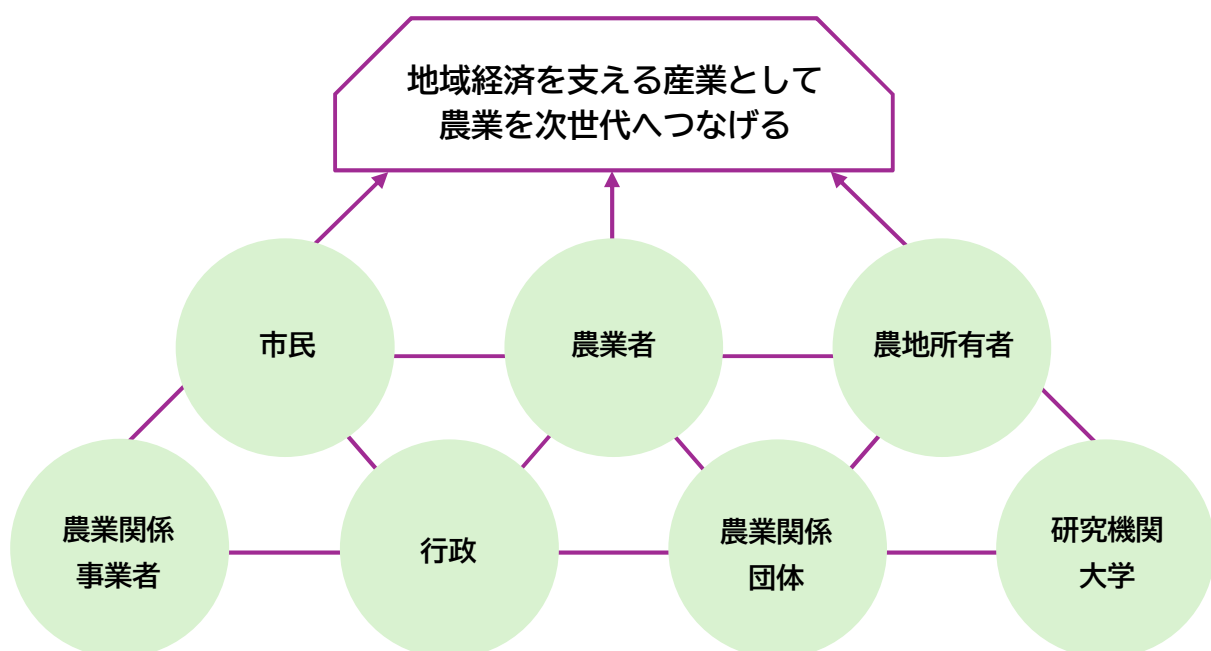
本市は、肥沃で平坦な農地、温暖な気候など、恵まれた農業環境が整っている地域であり、これらの恵まれた環境をいかして、米や野菜、果実、花き、芝、畜産物等の様々な農産物が生産されています。

本市の農業を持続可能で活力ある産業とするために、中核となる担い手が農業をしやすい環境の整備や、収益性の高い農業経営の確立を支援するとともに、環境負荷低減等の取組を推進し、農地の保全に努めていくことが大切です。また、市民一人一人がつくばの農業や農産物の価値を理解し、身近な応援団として、つくばの農業を支えながら次世代へとつないでいくことが重要です。

そこで、本市農業の目指すべき姿を、

『多様な力を結集し次世代へつなぐ農業』

とし、市民や地域の農業者・農地所有者、農業関係団体、農業関係事業者、研究機関・大学、行政等の多様な主体が本市の農業や農産物の魅力と価値を共有し、高めながら、地域経済を支える産業として次世代へ継承することを目指します。



2. 基本方針

将来像の実現に向けて、3つの柱となる基本方針を定めました。

(1)担い手の確保・育成

本市の農業を持続可能で活力ある産業とするため、既存の担い手への効果的な支援に加え、新たな担い手を確保・育成していく必要があります。農地の集積・集約化やスマート農業技術の普及等により農作業の効率性向上を図り、少ない人数で効率的に耕作できるようにしていきます。また、担い手の所得向上や農業経営の課題解決につながる支援を通じて「担い手の確保・育成」に取り組んでいきます。

(2)農地や環境の保全・有効活用

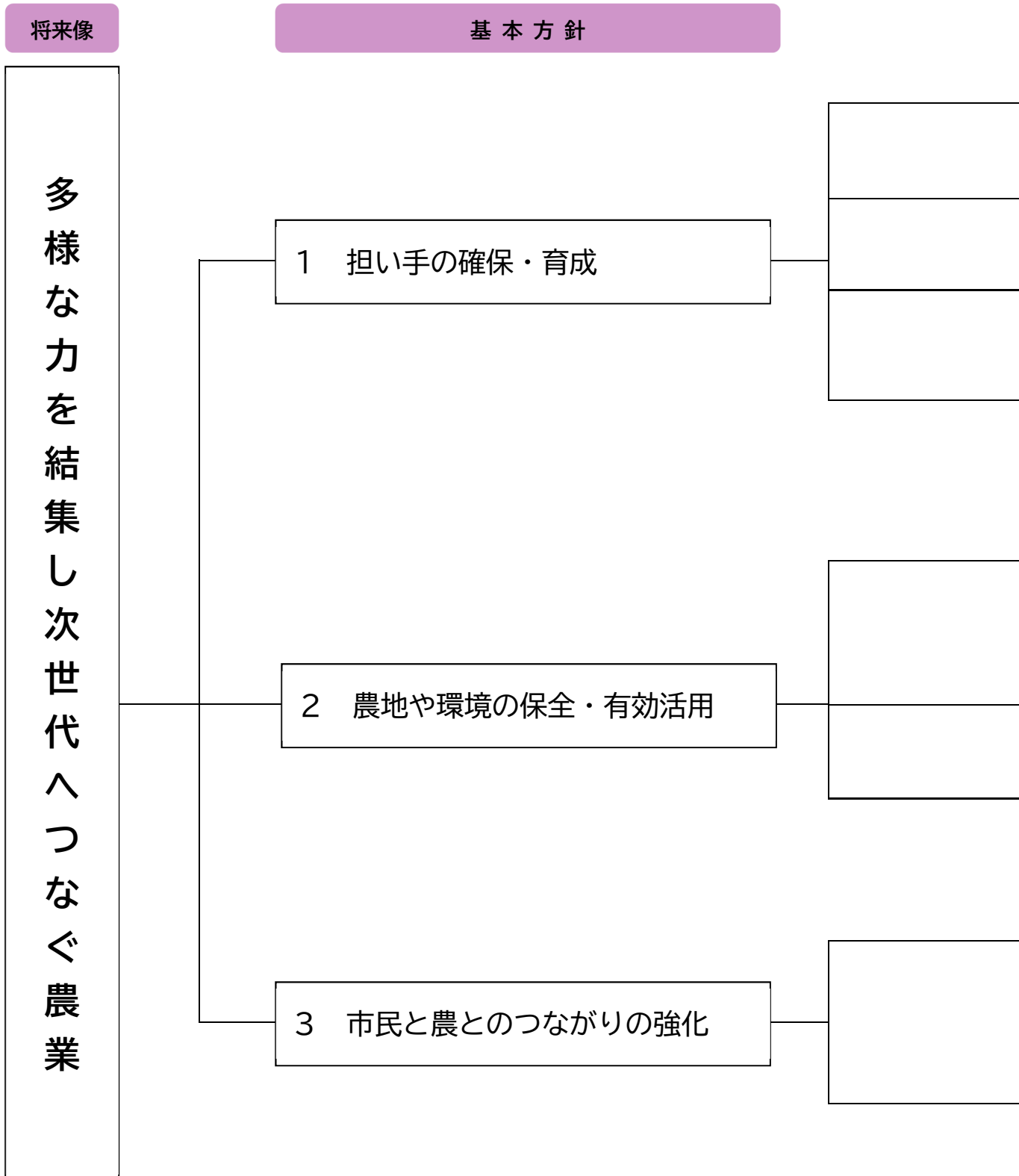
農業の生産基盤となる農地を次世代に引き継いでいくためには、農地を生産しやすい環境に整えていく必要があります。現代の生産環境に適した農地の整備に加え、みどりの食料システム戦略に基づき、環境に配慮した農業を推進し、「農地や環境の保全・有効活用」に取り組んでいきます。

(3)市民と農とのつながりの強化

本市は生産地と消費地が共存する地産地消に適した環境にあることから、地産地消店の拡大や情報発信サイト「Farm to Table つくば」での情報発信等に取り組んできました。引き続き、これらの取組に力をいれていくほか、効果的なプロモーションを取り入れることで地産地消を推進し、「市民と農とのつながりの強化」に取り組んでいきます。

3. 施策体系

3つの基本方針に基づき、「多様な力を結集し次世代へつなぐ農業」の実現のため、体系的に施策を実施していきます。



基本施策	具体的施策
(1) 新たな担い手の確保・育成・支援	① 意欲ある担い手に対する支援 ② 就農しやすい環境の整備
(2) 意欲ある担い手への農地の集積・集約化支援	① 地域計画への位置づけによる農地集積・集約
(3) 担い手の所得向上	① スマート農業技術の普及・活用支援 ② 生産コスト増加に対する支援
(4) 農業経営支援	① 労働力不足の解消 ② 持続可能な経営に対する支援 ③ 気候変動に対する支援
(1) 環境に配慮した農業の推進	① 環境に配慮した農業に対する価値観の転換 ② 環境に配慮した栽培技術の習得環境の整備・認証取得支援 ③ 環境に配慮した農業参入・拡大支援 ④ 慣行農業等と共生できる環境の整備
(2) 農地の有効活用	① 基盤整備事業の推進 ② 活用しやすい農地への転換支援
(3) 遊休農地対策	① 遊休農地化防止支援 ② 遊休農地再生支援
(1) 地産地消の推進	① つくば市産農産物の学校給食での活用、児童生徒への農育・食育の実施 ② つくば市産農産物の販売店舗数拡大 ③ つくば市産農産物の販売情報提供 ④ つくば市産農産物・農産加工品のブランド化
(2) 農産物の価値や農業・農業者の魅力発信（「農」に親しむ）	① 各種媒体や体験・交流等を通じた魅力発信 ② 農業体験機会の提供 ③ つくば市産農産物の販売機会提供

第4章 具体的施策の詳細

基本方針1 担い手の確保・育成

基本施策(1) 新たな担い手の確保・育成・支援

新たな担い手の確保・育成・支援として、下表の達成目標を設定し取り組んでいきます。

<達成目標>

達成目標項目	2023 年度末	2029 年度末	2034 年度末
認定農業者数	279 経営体	305 経営体	330 経営体
農業者同士の情報交換会・研修会 実施回数	年 1 回	年 3 回	年 3 回
認定新規就農者数（累計）	13 経営体	25 経営体	50 経営体

① 意欲ある担い手に対する支援

ア) 農業者ネットワークの構築

認定農業者と新規就農者、新規就農希望者と先輩農業者、後継者同士等の様々な農業者のネットワークづくりを行い、情報交換や営農スキルの向上、課題が相談できる環境を整え、地域農業を支えていきます。

イ) ビジネス感覚を持った強い経営体の育成

地域農業を牽引する担い手の育成や経営力の強化を図るため、経営改善計画の認定を進めます。また、経営の発展や経営基盤の強化に取り組む経営体に対しては、関係機関と連携し、消費者ニーズに合わせた販売戦略に関する研修会や個別指導を行うなどの支援を行います。

② 就農しやすい環境の整備

ア) 新規就農希望者の就農へ向けた支援

ウェブサイト等による就農に関する情報発信や農地確保の支援、先輩農業者との交流機会の創出など、新規就農希望者の就農を支援します。また、関係機関と連携し、農業経営や栽培技術等に関する研修機会の周知や支援事業等の情報を提供していきます。

イ) 新規就農者の育成、就農後のフォローアップ

青年等就農資金の借入れや新規就農者育成総合対策等の支援を受けることができる青年等就農計画制度等の周知のほか、やむを得ず離農する担い手の農機具・設備等を新規就農者へ引き継ぐためのサポートを検討していきます。

また、認定農業者へステップアップできるよう、関係機関と連携し、経営の持続化へ向けた支援を行います。

基本施策(2) 意欲ある担い手への農地の集積・集約化支援 -----

意欲ある担い手への農地の集積・集約化支援として、下表の達成目標を設定し取り組んでいきます。

<達成目標>

達成目標項目	2023 年度末	2029 年度末	2034 年度末
担い手への集積率（集積面積）	32.5% (3,218ha)	50.0% (4,950ha)	66.0% (6,534ha)
農地中間管理機構から担い手への貸借面積	702.5ha	1,000.0ha	1,250.0ha

① 地域計画への位置づけによる農地集積・集約

ア) 意欲ある担い手等への農地の集積・集約の推進

地域農業の将来の在り方を示した「地域計画」に基づき、認定農業者や新規就農者、将来の多様な担い手に対する農地の集積・集約を促進します。また、やむを得ず離農する担い手の農地を新たな担い手へ引き継ぐためのサポートを行っていきます。

イ) 農地中間管理事業の活用

地域計画に基づき、農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積・集約を進めます。

ウ) 農地所有者の意向の把握

関係機関や農業委員会等と連携し、地域でのヒアリングやアンケート調査等を実施しながら、農地の利用状況や営農に関する意向を把握し、農地の集積・集約へ向けた情報の収集を行います。

基本施策(3) 担い手の所得向上

担い手の所得向上として、下表の達成目標を設定し取り組んでいきます。

<達成目標>

達成目標項目	2023 年度末	2029 年度末	2034 年度末
スマート農業推進事業補助金活用者数 (累計)	4 件	50 件	100 件
高収益作物に関する研修会等への参加、 情報提供数	年 1 回	年 2 回	年 3 回

① スマート農業技術の普及・活用支援

ア) スマート農業の推進

高品質な農産物の安定生産や農作業の省力化・効率化を目指し、デジタル技術等を活用した先進的な施設・設備を導入しようとする農業者を支援します。また、新技術の情報を農業者へ発信していきます。

② 生産コスト増加に対する支援

ア) 高収益作物等の導入推進

農業関係団体や県等の行政機関、研究機関等と連携し、高収益作物に関する研修会や、コスト削減に向けた新技術の導入に関する情報交換等を行い、高収益作物等の導入を推進します。

基本施策(4) 農業経営支援

農業経営支援として、下表の達成目標を設定し取り組んでいきます。

<達成目標>

達成目標項目	2023 年度末	2029 年度末	2034 年度末
国・県事業、市単農業機械等整備支援事業の補助金活用者数(累計)	5 件	120 件	235 件
気候変動に対応する品種・品目の周知回数	年 0 回	年 1 回	年 1 回

① 労働力不足の解消

ア) 多様な労働力の確保

農業以外の仕事を持ちながら、副業的に農業に従事したい者や、リタイア後の生きがいとして農業に従事したいという意向を持つ者など、地域農業を支える担い手をサポートする人材として援農できるよう、環境整備を行います。

イ) 農福連携の促進

福祉施設への農作業委託や障害者の直接雇用等を通して、農業労働力を確保できるよう、農福連携を進めます。

② 持続可能な経営に対する支援

ア) 持続可能な経営に対する支援

農業経営を持続化させるために必要な機械の導入や農業用施設などの設備投資に対する国・県・市などの支援制度の周知や導入の支援を行うとともに、配送に対する支援について検討していきます。

イ) 農業経営継承に対する支援

地域の担い手から経営の移譲を受けることを希望する後継者に対し、農業経営に関する情報提供や研修機会の周知を行うほか、農業関係団体や県等の行政機関と連携し経営継承による就農支援を行います。

③ 気候変動に対する支援

ア) 農業経営リスク対策の推進

異常気象や自然災害による収量低下や収入減少に備えるため、気候変動に対応する品種・品目についての情報提供のほか、農業保険への加入を推進します。

イ) 気候変動に対応する品種・品目への普及啓発

気候変動に対応する品種・品目の農作物に対する消費者の理解が進むよう、情報提供を行います。

基本方針2 農地や環境の保全・有効活用

基本施策(1) 環境に配慮した農業の推進

環境に配慮した農業の推進として、下表の達成目標を設定し取り組んでいきます。

<達成目標>

達成目標項目	2023 年度末	2029 年度末	2034 年度末
研修会への参加、情報提供回数	年 1 回	年 1 回	年 2 回
有機 JAS 認証等支援件数	0 件	5 件	10 件
有機栽培圃場面積	88.7ha	106.2ha	123.7ha
農薬散布等に関する周知回数	年 3 回	年 3 回	年 3 回

① 環境に配慮した農業に対する価値観の転換

ア) 有機栽培・特別栽培等の農業に関する消費者意識の醸成

有機栽培・特別栽培等の農産物の販売・PR イベントを開催し、農業者と消費者の交流機会を創出することにより、有機栽培・特別栽培等の農業に関する理解を深めてもらい消費者意識の醸成を図ります。

② 環境に配慮した栽培技術の習得環境の整備・認証取得支援

ア) 栽培技術の習得支援

民間事業者等が開催する有機農業等の環境に配慮した農業に関する研修会への農業者の参加を支援し、栽培技術等の向上を図ります。

イ) 有機(特別栽培等)農業への参入・拡大支援

有機 JAS 認証の取得や土壌診断等の取組、有機栽培・特別栽培等の農産物の生産拡大に必要な有機資材や有機栽培(特別栽培等)に資する機材等の購入を支援します。

③ 環境に配慮した農業参入・拡大支援

ア) 有機栽培・特別栽培等の農産物の販路支援

有機米や有機栽培・特別栽培等の農産物の販路の一つとして、学校給食への使用機会を増やし、普及を推進します。

④ 慣行農業等と共生できる環境の整備

ア) 有機農業者と慣行農業者の相互理解促進

有機農業の推進においては、地域の実情や農業者その他関係者の意向に配慮し、茨城県GAP規範の遵守やドリフト（農薬飛散）防止についての取り組みを進めていくことが大切です。そのため、農薬散布等に関して、有機農業者と慣行農業者の相互理解促進に努めます。

基本施策(2) 農地の有効活用 -----

農地の有効活用として、下表の達成目標を設定し取り組んでいきます。

<達成目標>

達成目標項目	2023 年度末	2029 年度末	2034 年度末
水田の圃場整備率	89.7%	90.0%	90.3%
畑の圃場整備率	45.3%	45.4%	45.5%

① 基盤整備事業の推進

ア) 生産しやすい農地への基盤整備

地域において合意形成を図り、未整備地区の整備や大規模区画等への再整備など、生産性の向上を図るために不可欠な基盤整備を促進し耕作しやすい農地を創出するとともに、農地の集積・集約化を促し、担い手が営農しやすい環境づくりを目指します。

② 活用しやすい農地への転換支援

ア) 農地の保全と有効活用

将来にわたって農地を良好な状態で次世代に引き継いでいくため、農地の有する多面的機能を維持・発揮できるよう農地の有効活用につながる活動を支援します。

基本施策(3) 遊休農地対策

遊休農地対策として、下表の達成目標を設定し取り組んでいきます。

<達成目標>

達成目標項目	2023 年度末	2029 年度末	2034 年度末
遊休農地解消に資する補助金を活用して再生した農地面積	0ha	25.0ha	50.0ha
カバークロップの活用面積	32.5ha	40.0ha	45.0ha

① 遊休農地化防止支援

ア) 優良農地の保全

「つくば農業振興地域整備計画」に基づき、無秩序な開発行為を抑止し、農業の基盤となる農地を保全していきます。

イ) 集積・集約化支援

農地利用最適化推進委員が主体となって農地の出し手と受け手とのマッチングを進め、市と連携して担い手への農地利用の集積・集約化を支援していきます。

② 遊休農地再生支援

ア) 遊休農地解消緊急対策事業

遊休農地を解消し、営農するために行う簡易な整備を支援します。また、農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携して農地の利用状況調査を行い、遊休農地を早期に発見するとともに、遊休農地の所有者に対して利用意向調査を行います。調査の結果、利用の見込めない農地については、担い手とのマッチングを進め、遊休農地の解消を支援していきます。

イ) 遊休農地表土流出等防止事業

休耕農地からの土ぼこりと表土流出防止に効果のあるカバークロップ（被覆植物）の種子を配布し、緑肥としてすき込みをすることで、遊休農地化するのを未然に防ぐ支援をしていきます。

また、カバークロップは土壌に有機成分を供給する働きや土壌を改良する効果も高いことから、広く周知を行い、活用を推進していきます。

基本方針3 市民と農とのつながりの強化

基本施策(1) 地産地消の推進

地産地消の推進として、下表の達成目標を設定し取り組んでいきます。

<達成目標>

達成目標項目	2023 年度末	2029 年度末	2034 年度末
地産地消率(金額ベース)	35.7%	60.0%※1	※2
地産地消率(食品数ベース)	15.4%	25.0%※1	※2
地産地消店舗数	160店	190店	215店
市産農産物に関する周知回数	年 0 回	年 1 回	年 1 回
市内直売所に関するパンフレット配布枚数	年 0 枚	年 10,000 枚	年 10,000 枚

※1「つくば市の学校給食における地産地消推進ガイドライン」における令和 10 年度の目標値

※2「つくば市の学校給食における地産地消推進ガイドライン」に準ずる

① つくば市産農産物の学校給食での活用、児童生徒への農育・食育の実施

ア) 地場産物の学校給食への活用推進

「つくば市の学校給食における地産地消推進ガイドライン」に基づき地場産物の学校給食への活用を推進します。

② つくば市産農産物の販売店舗数拡大

ア) 地産地消店の拡大

市内の農業者が生産した農産物を使用したメニューや市内で醸造されたおさけを提供する飲食店や販売店として認定を受けた「地産地消店」の店舗数の拡大を図ります。

③ つくば市産農産物の販売情報提供

ア) 市内直売所の PR

市産農産物の取扱店を広く知ってもらうため、市内直売所を紹介するパンフレット等を作成するとともに、ホームページ等で周知していきます。

④ つくば市産農産物・農産加工品のブランド化

ア) 特産品の生産振興

米、ねぎ、ブルーベリー、芝について、農業関係団体や生産者団体等と連携し、特産品のPRなど生産振興を支援します。また、平成29年（2017年）12月に国から「つくばワイン・フルーツ酒特区」の認定を受け、地域の特産物を原料とする果実酒などの最低製造数量基準が下がったことにより、小規模な生産者も酒類製造免許の取得が可能となったため、「つくばワイン」の原料となるワイン用ぶどうの生産を振興します。

イ) ブランド化の推進

生産地と消費地が共存している特性を生かし、生産者の顔が見える農産物としてブランド化を進めるとともに、持続可能性や農業者による新たなチャレンジといった本市ならではの切り口を加えることにより、市民や事業者等が本市農業や農産物を応援する意識の醸成を図ります。

～ つくば市の特産品 ～

<つくば市の「米」>



<つくば市の「ブルーベリー」>



<つくば市の「ねぎ」>



<つくば市の「芝」>



基本施策(2) 農産物の価値や農業・農業者の魅力発信(「農」に親しむ) -----

農産物の価値や農業・農業者の魅力発信として、下表の達成目標を設定し取り組んでいきます。

<達成目標>

達成目標項目	2023 年度末	2029 年度末	2034 年度末
農産物オーナー制参加者数	344 人	359 人	374 人
農業サポーター活動従事者数	738 人	750 人	750 人
農業体験イベント等参加者数	155 人	160 人	165 人
農産物の直売イベント開催数	年 0 回	年1回	年 2 回

① 各種媒体や体験・交流等を通じた魅力発信

ア) つくばの農産物や農業に関する魅力の発信

地産地消推進専用ウェブサイト「Farm to Table つくば」をはじめとする各種媒体や集客イベントなど、地産地消店や市産農産物、農業者をPRする効果的な手法を検討し、つくば市の農と食の魅力や地産地消の価値を発信していきます。

② 農業体験機会の提供

ア) 市民が農業を身近に感じられる場の創出

生産者と消費者の顔が見える関係を構築し、相互理解を育むため、子どもから高齢者までの幅広い世代の市民に対して、農業に関する多様な体験の機会を提供します。また、播種や収穫といった一部分の農作業体験だけではなく、農作物の栽培に関わる一連の農作業を体験する機会などを通して、市民が本市農業に関心を持ち、市産農産物の生産や消費に積極的に関わることができるよう取り組んでいきます。

③ つくば市産農産物の販売機会提供

ア) 農産物・農産加工品の販売機会の充実

市産農産物・農産加工品の販売イベント等を実施し、地産地消の価値と市産農産物の安全性やおいしさなどを市民等に体感してもらい、地域内での消費拡大や農業者と消費者の交流機会を充実させることで、地産地消の推進に寄与するよう取り組んでいきます。

資料編

1. 策定懇話会委員と策定経過

(1)第3次つくば市農業基本計画策定懇話会委員

役職	氏名	所属
座長	納口 るり子	筑波大学 名誉教授
副座長	小久保 貴史	つくば市議会議員
委員	青木 道子	つくば市農業委員
委員	笹本 秀一	つくば市農業協同組合 営農部長
委員	横山 治夫	つくば市谷田部農業協同組合 営農部長
委員	川上 和浩	農業者（青年農業士）
委員	吉葉 由子	農業者（女性農業士）
委員	会田 美絵子	農業者（女性農業士）
委員	油谷 百合子	県南農林事務所つくば地域農業改良普及センター 地域普及第一課長
委員	塙 久美子	市民委員
委員	石坂 繁人	市民委員
委員	江口 春菜	市民委員
委員	木村 佐恵子	市民委員

（敬称略：順不同）

(2)策定経過

日時	内容
令和6年5月	第1回 第3次つくば市農業基本計画策定懇話会 ・第2次計画の実績評価 ・つくば市農業の課題について ・アンケート調査の実施について
令和6年6～7月	市民アンケート調査（市民：1,100人） 農業者アンケート調査（農業者：1,411人） 農業関係者ヒアリング調査（計：12者）
令和6年8月	第2回 つくば市農業基本計画策定懇話会 ・市民アンケート、農業者アンケート調査結果について ・農業関係者へのヒアリング調査結果について ・第3次計画骨子案について
令和6年11月	第3回 つくば市農業基本計画策定懇話会 ・第3次計画素案について
令和7年1～2月	パブリックコメントの実施
令和7年3月	策定

2. 第2次計画の評価

(1)計画の概要

項目	内容
計画名	第2次つくば市農業基本計画
計画期間	2020年度～2024年度（5年間）
本市農業の目指すべき姿	多様な力がつながり実現する持続可能な農業
基本方針及び重点事業	①ひとの確保・育成 ②農地や環境の保全・有効活用 ③特徴ある地域農業の確立 ④スマート農業の推進

(2)目標値の達成状況

基本方針①ひとの確保・育成

指標	2019年度	2024年度	現状値	備考
認定農業者数	298 経営体	350 経営体	279 経営体	R6.4.1時点
新規就農者数	5人(年間)	25人(累計)	13人	R6.4.1時点 認定有効者

基本方針②農地や環境の保全・有効活用

指標	2019年度	2024年度	現状値	備考
グリーンバンク登録 農地の貸借面積	47.4ha	81.0ha	66.8ha	R6.4.1時点

基本方針③特徴ある地域農業の確立

指標	2019年度	2024年度	現状値	備考
地産地消認証店	41 店舗	150 店舗	160 店舗	R6.4.1時点
農業体験・交流者数	16,141 人	18,000 人	1,237人 [※]	R5年度実績

※ コロナ禍の影響により農産物フェアが中止

基本方針④スマート農業の推進

指標	2019年度	2024年度	現状値	備考
スマート農業の 実証実験数	—	5件（累計）	（4件） [※]	R5年度の事業化実績

※ 新技術の導入が普及したため、導入補助金交付件数を記載

3. 市民アンケート調査結果

(1)調査の目的

本調査は、第3次つくば市農業基本計画の策定にあたり、市の農業・農産物に対する満足度や期待を把握し、農業施策立案の参考とすることを目的とする。

(2)調査対象者

配布数	内訳
1,100 人	・ 市内在住の 18 歳以上の男女

(3)調査方法

郵送によりアンケート調査票を配布し、回答は、郵送による返送又はインターネット（WEB）での回答とした。

(4)調査期間

令和6年6月21日～令和6年7月5日まで

(5)回収数と回収率

回収数合計	回収率	郵送での回収	WEBでの回収
366 人	33.3%	249 人	117 人

(6)調査結果

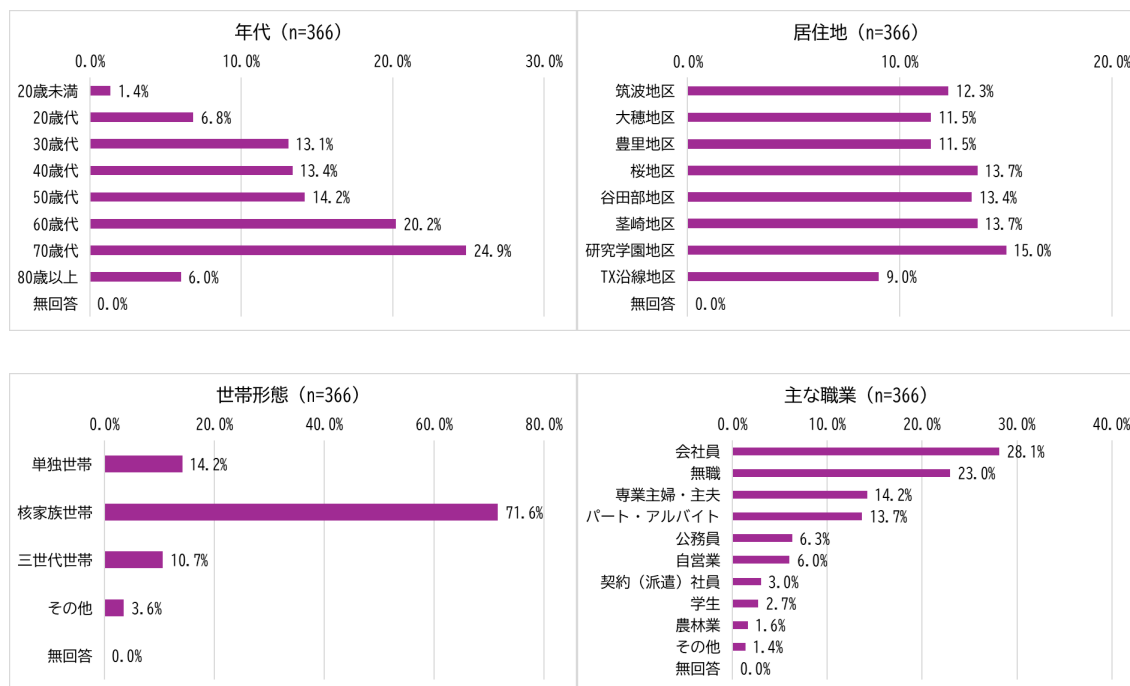
<年代・居住地・世帯形態・主な職業>

年代は、70歳代 24.9%と最も多く、次いで、60歳代 20.2%、50歳代 14.2%であった。

居住地は、研究学園地区 15.0%と最も多く、次いで、桜地区、荃崎地区 13.7%、谷田部地区 13.4%であった。

世帯形態は、核家族世帯が 71.6%と最も多く、次いで、単身世帯 14.2%。三世帯世帯 10.7%であった。

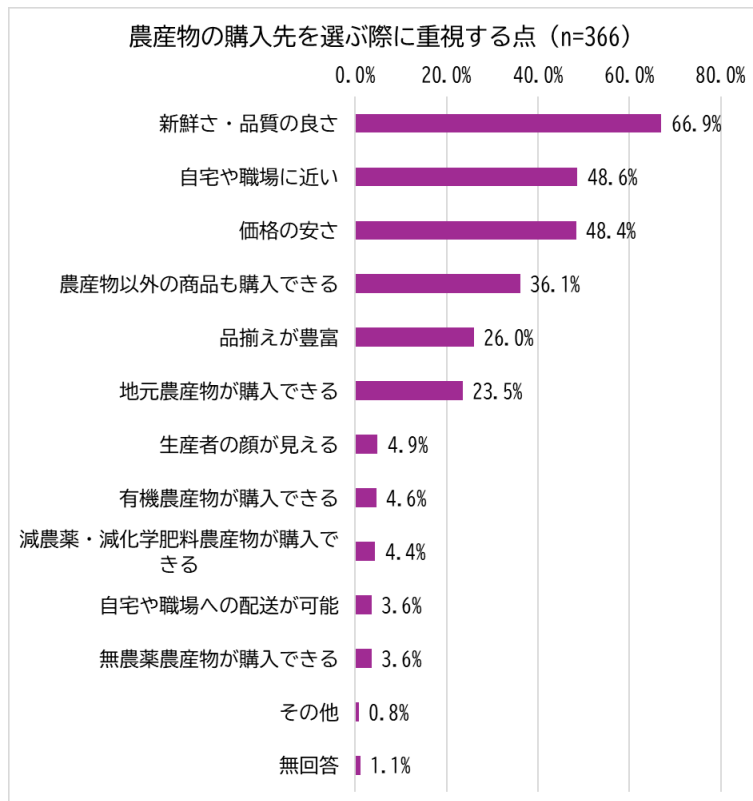
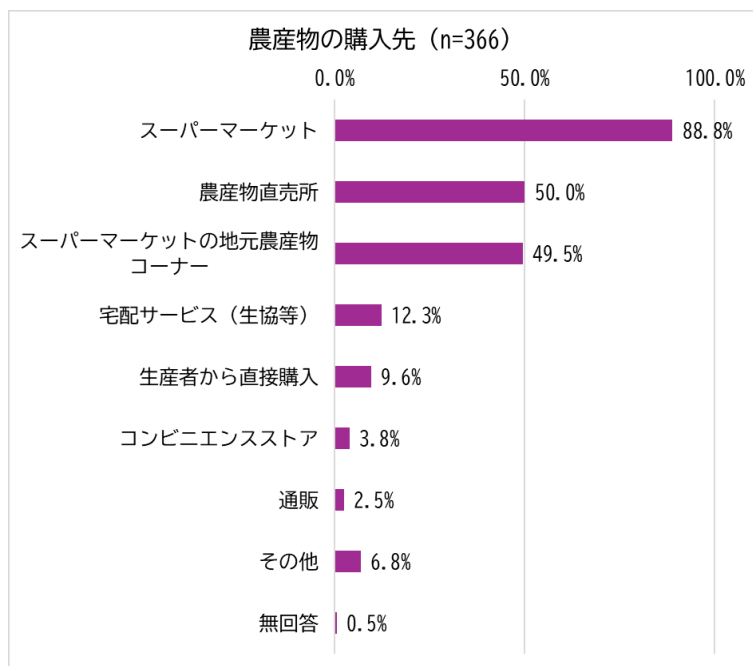
主な職業は、会社員 28.1%と最も多く、次いで、無職 23.0%、専業主婦・主夫 14.2%であった。



<農産物の購入>

農産物の購入先は、スーパーマーケット 88.8%と最も多く、次いで、農産物直売所 50.0%、スーパーマーケットの地元農産物コーナー49.5%であった。

農産物の購入先を選ぶ際に重視する点は、新鮮さ・品質の良さ 66.9%と最も多く、次いで、自宅や職場に近い 48.6%、価格の安さ 48.4%であった。

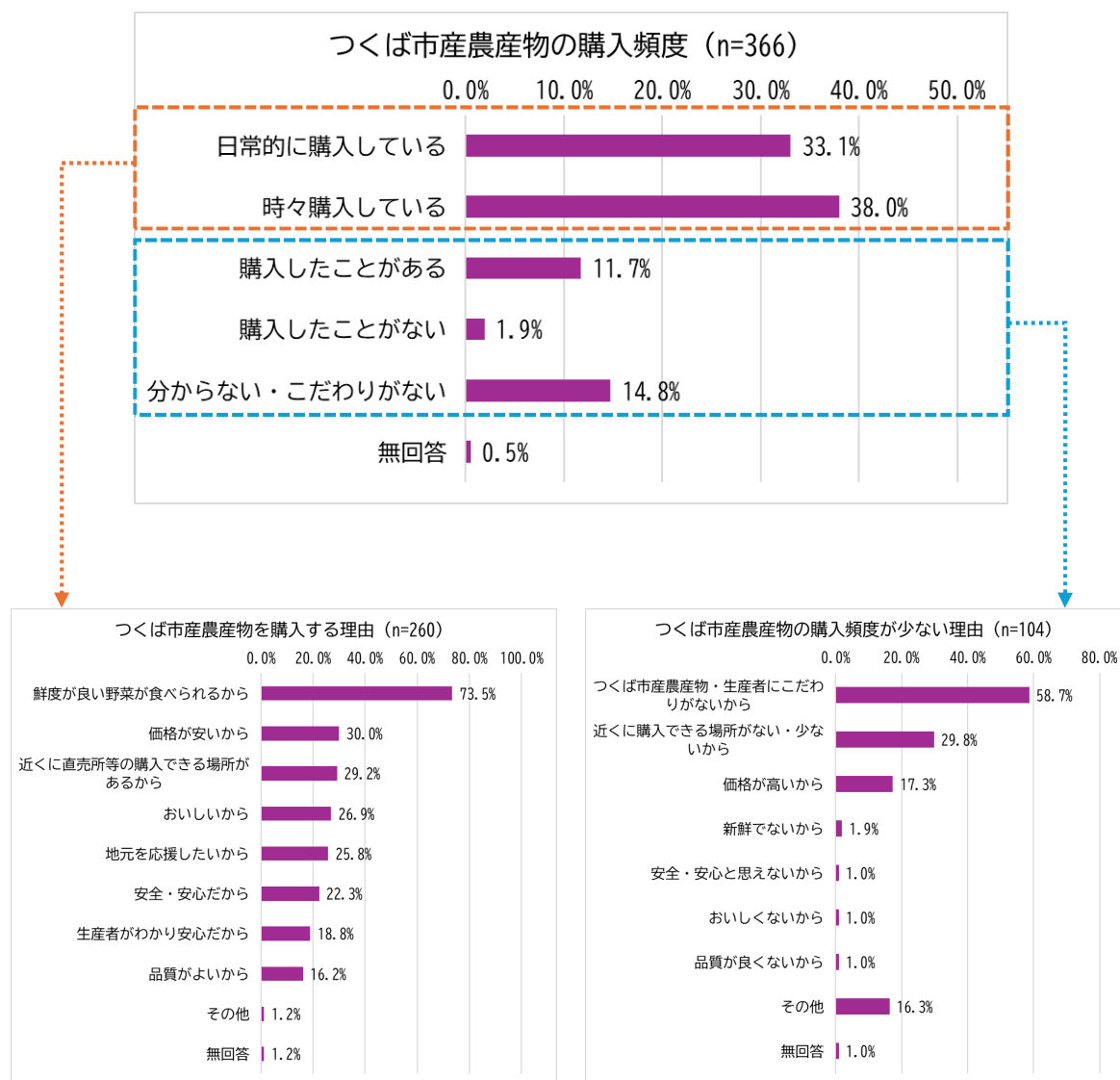


<つくば市産農産物の購入>

つくば市産農産物の購入頻度は、時々購入している 38.0%と最も高く、次いで、日常的に購入している 33.1%、購入したことがある 11.7%であった。

つくば市産農産物を購入する理由は、鮮度が良い野菜を食べられるから 73.5%と最も多く、次いで、価格が安いから 30.0%、近くに直売所等の購入できる場所があるから 29.2%であった。

つくば市産農産物の購入頻度が少ない理由は、つくば市産農産物・生産者にこだわりのないから 58.7%と最も多く、次いで、近くに直売所等の購入できる場所がない・少ないから 29.8%、価格が高いから 17.3%であった。



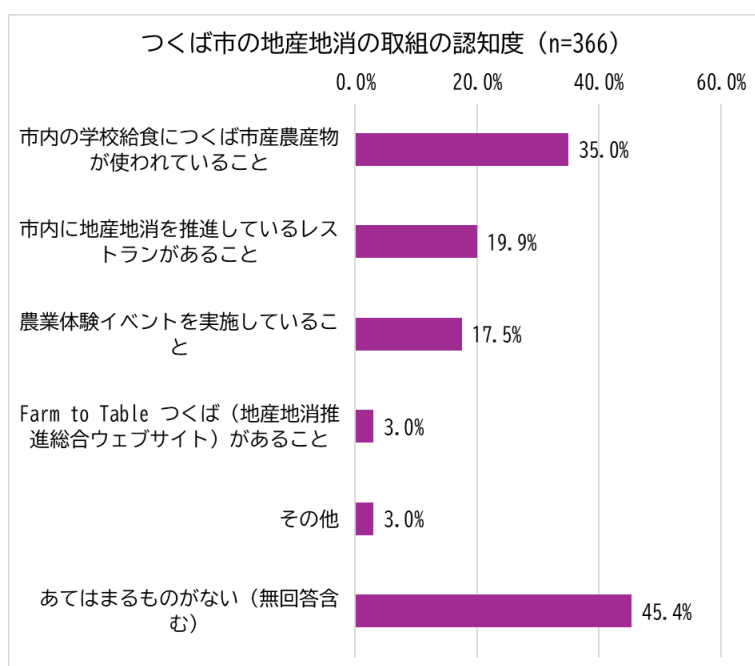
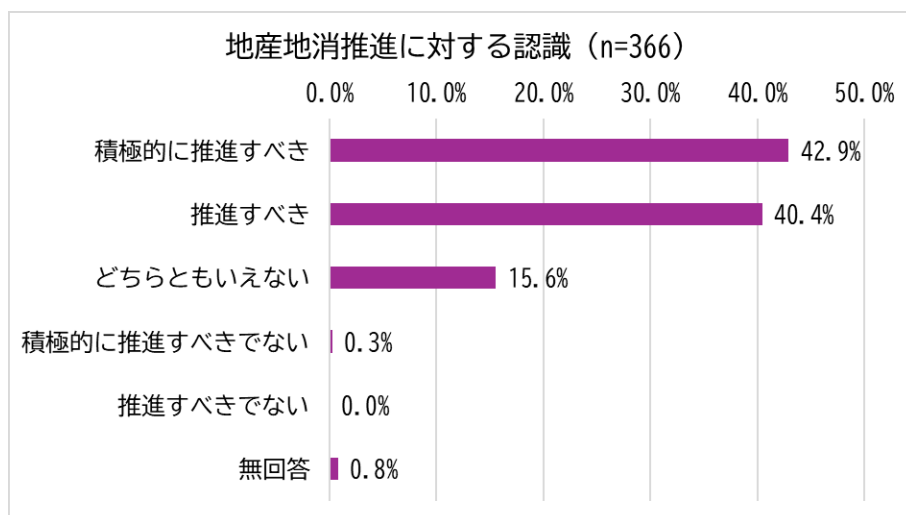
<地産地消>

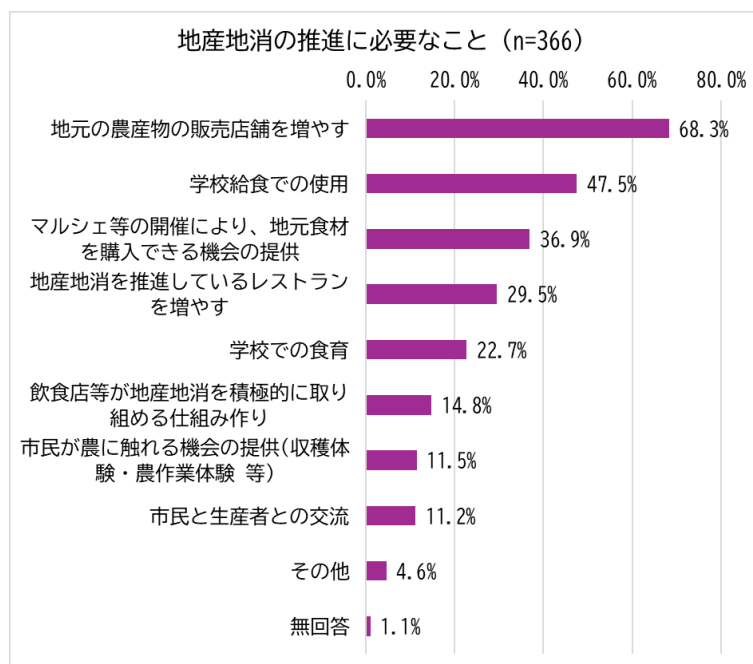
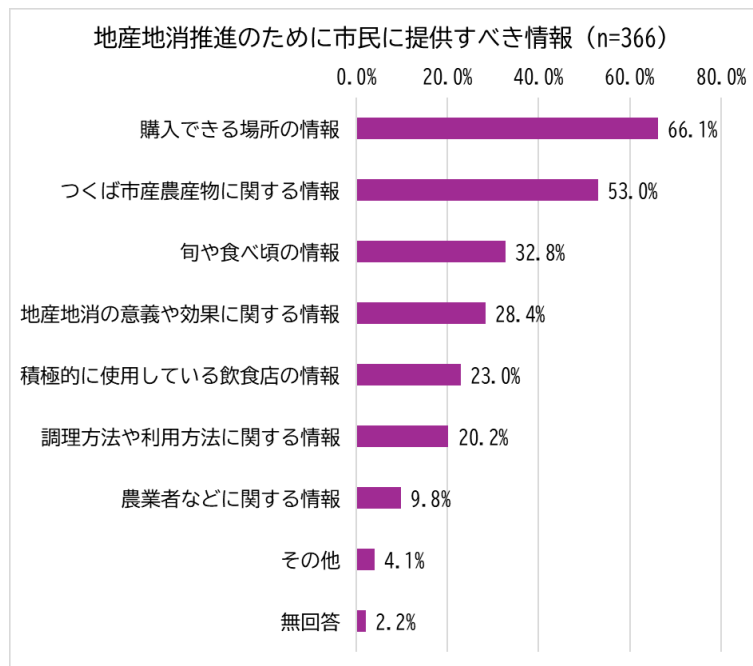
地産地消推進に対する認識は、積極的に推進すべき 42.9%、推進すべき 40.4%となっており、8割以上の回答者が地産地消を推進すべきと考えている。

つくば市の地産地消の取組の認知度は、市内の学校給食につくば市産農産物が使われていること 35.0%と最も多く、次いで、市内に地産地消を推進しているレストランがあること 19.9%、農業体験イベントを実施していること 17.5%となっており、つくば市の地産地消の取組に関する認知度が低かった。

地産地消推進のために市民に提供すべき情報は、購入できる場所の情報 66.1%と最も多く、次いで、つくば市産農産物に関する情報 53.0%、旬や食べ頃の情報 32.8%であった。

地産地消の推進に必要なことは、地元の農産物の販売店舗を増やす 68.3%と最も多く、次いで、学校給食での使用 47.5%、マルシェ等の開催により、地元食材を購入できる機会の提供 36.9%であった。

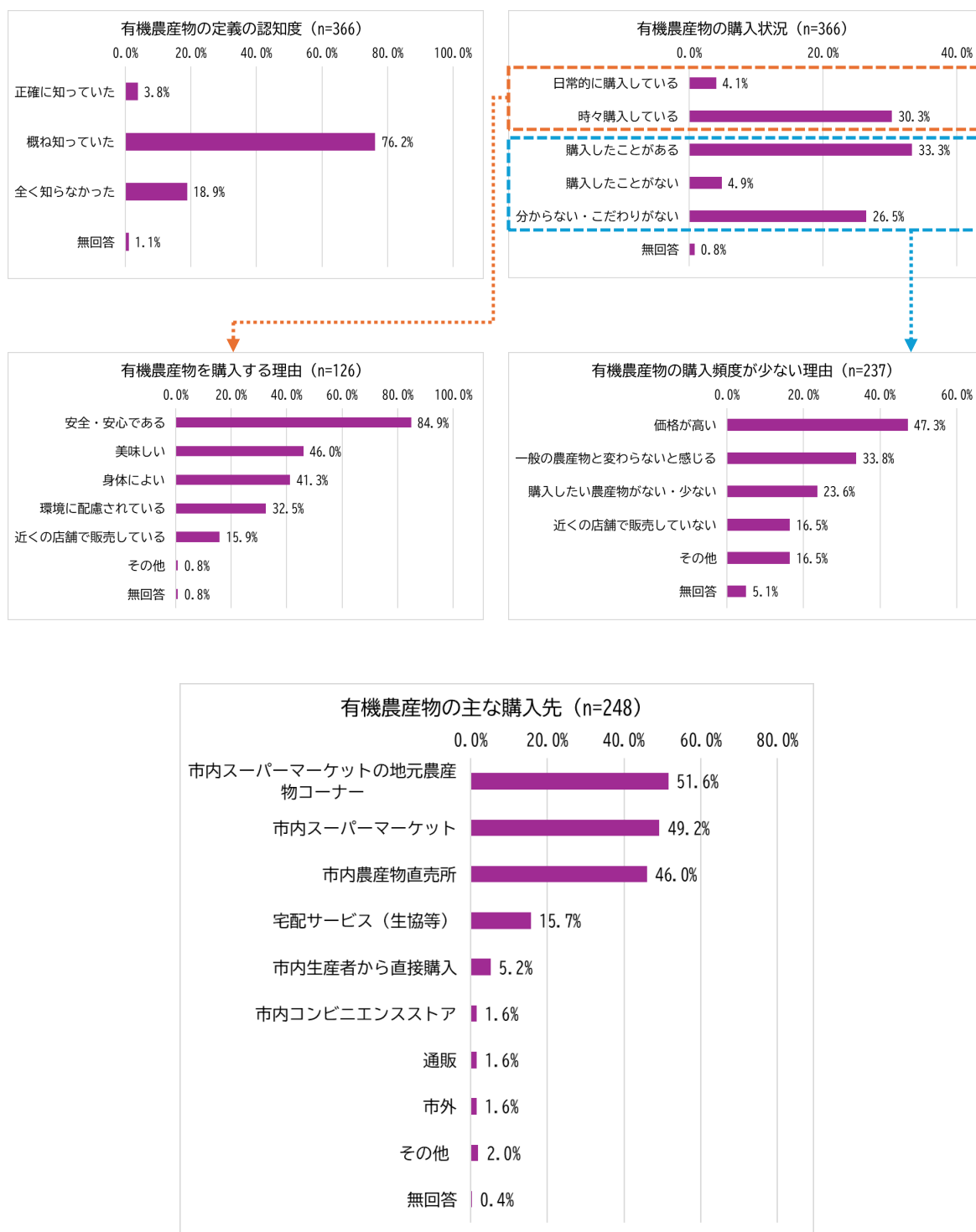




<有機農産物について>

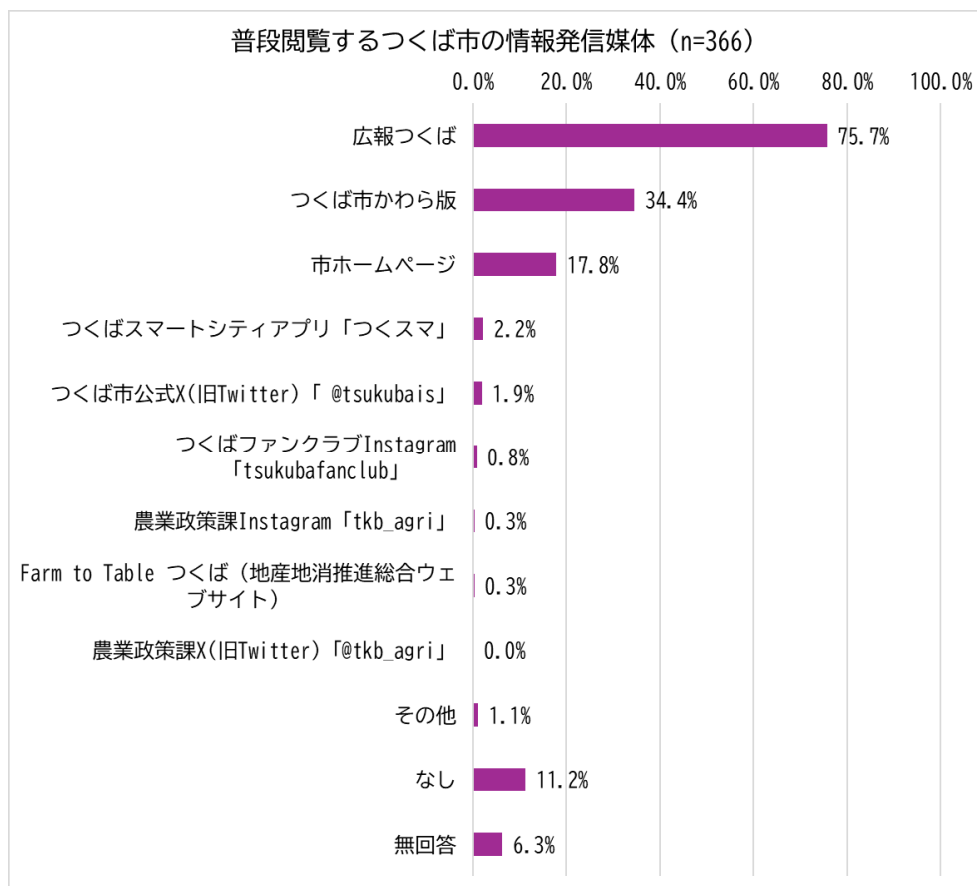
有機農産物の定義の認知度は、正確に知っていた、概ね知っていたと回答した者の合計は80.0%であった。

有機農産物の購入状況は、日常的に購入している4.1%、時々購入している30.3%となっており、購入頻度が高い回答者が34.4%であった。購入したことがある、購入したことがない、分からない・こだわりのないと回答した購入頻度の少ない回答者は、64.7%であった。



< 普段閲覧するつくば市の情報発信媒体 >

普段閲覧するつくば市の情報発信媒体は、広報つくば 75.7%と最も多く、次いで、つくば市かわら版 34.4%、市ホームページ 17.8%であった。Farm to Table つくば（地産地消推進総合サイト）等のつくば市のWEB媒体や Instagram 等のSNS媒体を閲覧する回答者が極めて少ない結果となった。



4. 農業者アンケート調査結果

(1)調査の目的

本調査は、第3次つくば市農業基本計画の策定にあたり、市の農業の現状把握や施策立案の参考とすることを目的とする。

(2)調査対象者

配布数	内訳
1,411 人	・ 認定農業者（297 人） ・ 認定新規就農者（14 人） ・ その他市内農業者（30a 以上の農地を耕作または所有している方）

(3)調査方法

郵送によりアンケート調査票を配布し、回答は、郵送による返送又はインターネット（WEB）での回答とした。

(4)調査期間

令和6年6月21日～令和6年7月5日まで

(5)回収数と回収率

回収数合計	回収率	郵送での回収	WEBでの回収
473 人	33.5%	409 人	64 人

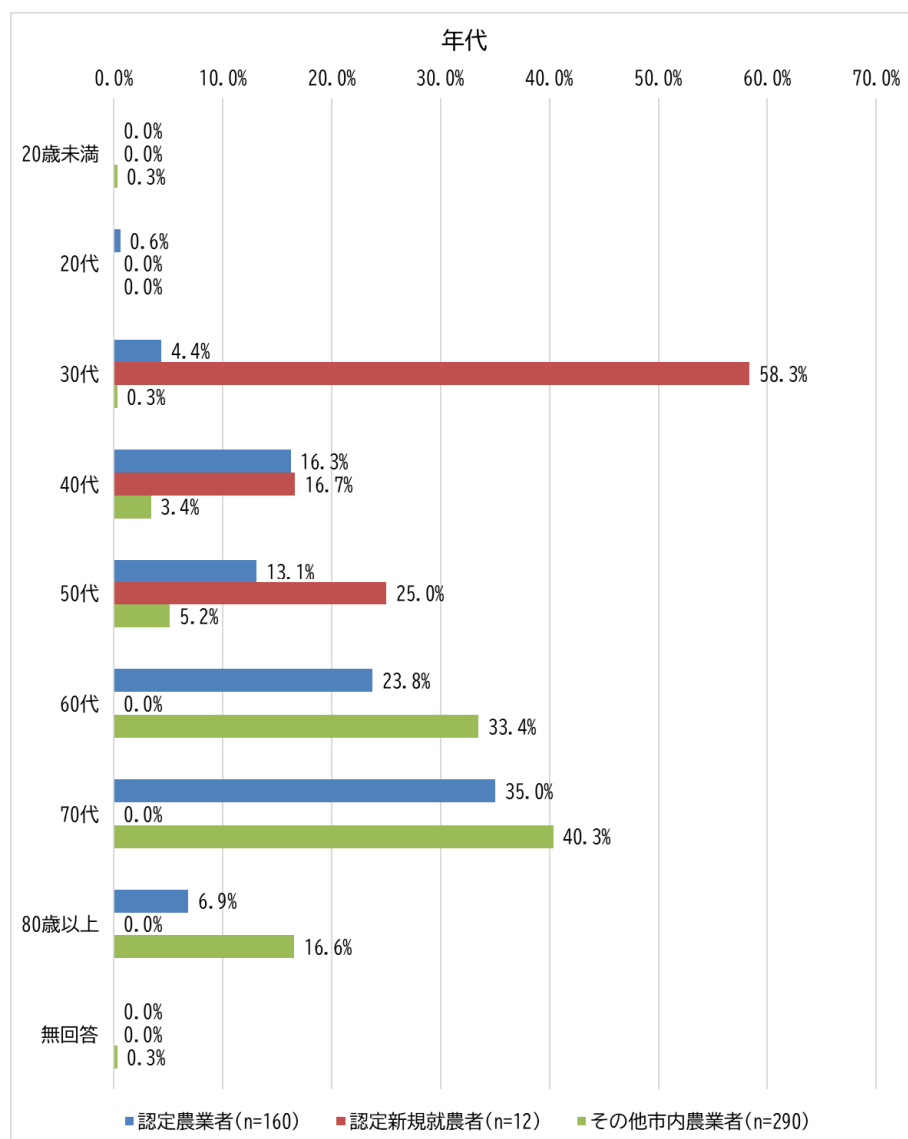
【調査対象者毎の回収数 内訳】

- ・ 認定農業者……………160 人
- ・ 認定新規就農者……………12 人
- ・ その他市内農業者……………290 人
- ・ 不明……………11 人

(6)調査結果

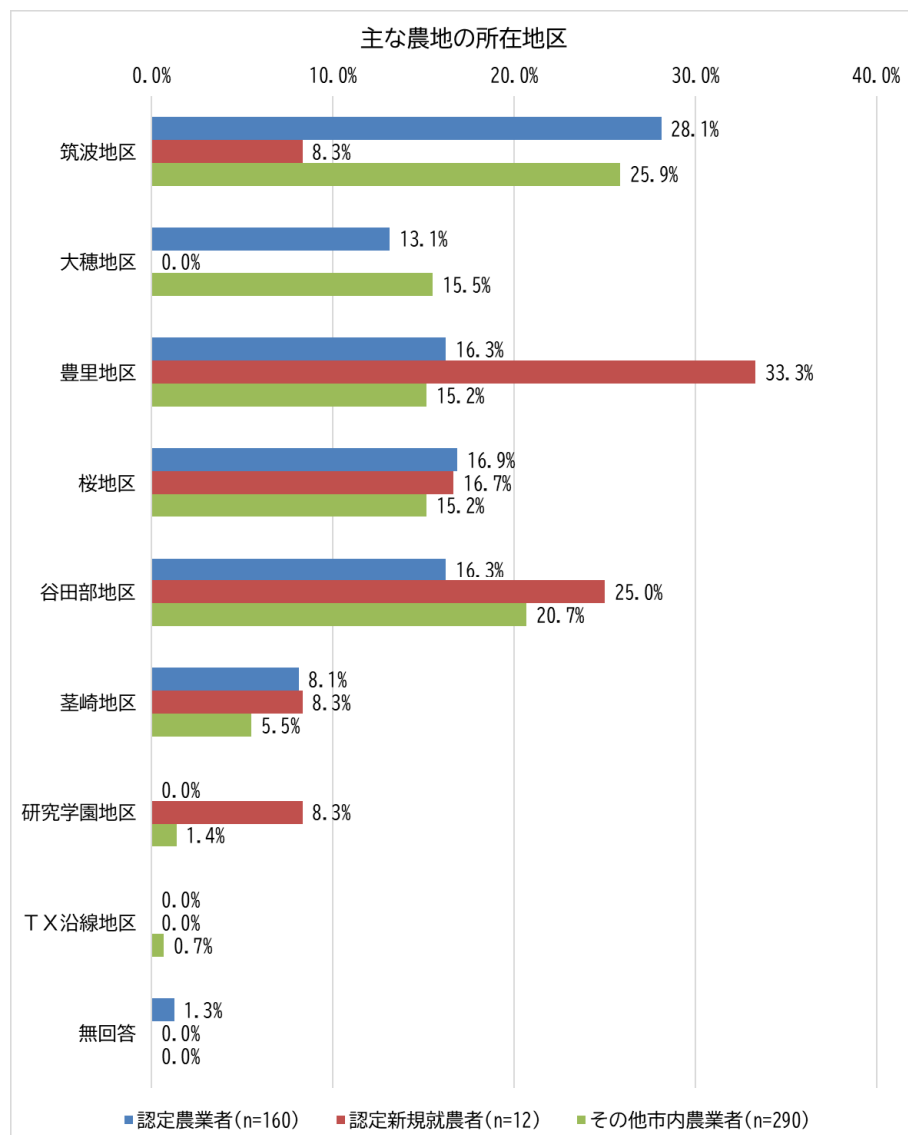
<年代>

認定農業者は「70代」が35.0%、認定新規就農者は「30代」が58.3%、その他市内農業者は「70代」が40.3%と最も多くなっている。認定新規就農者は、30代～50代と若い世代が中心となっている。



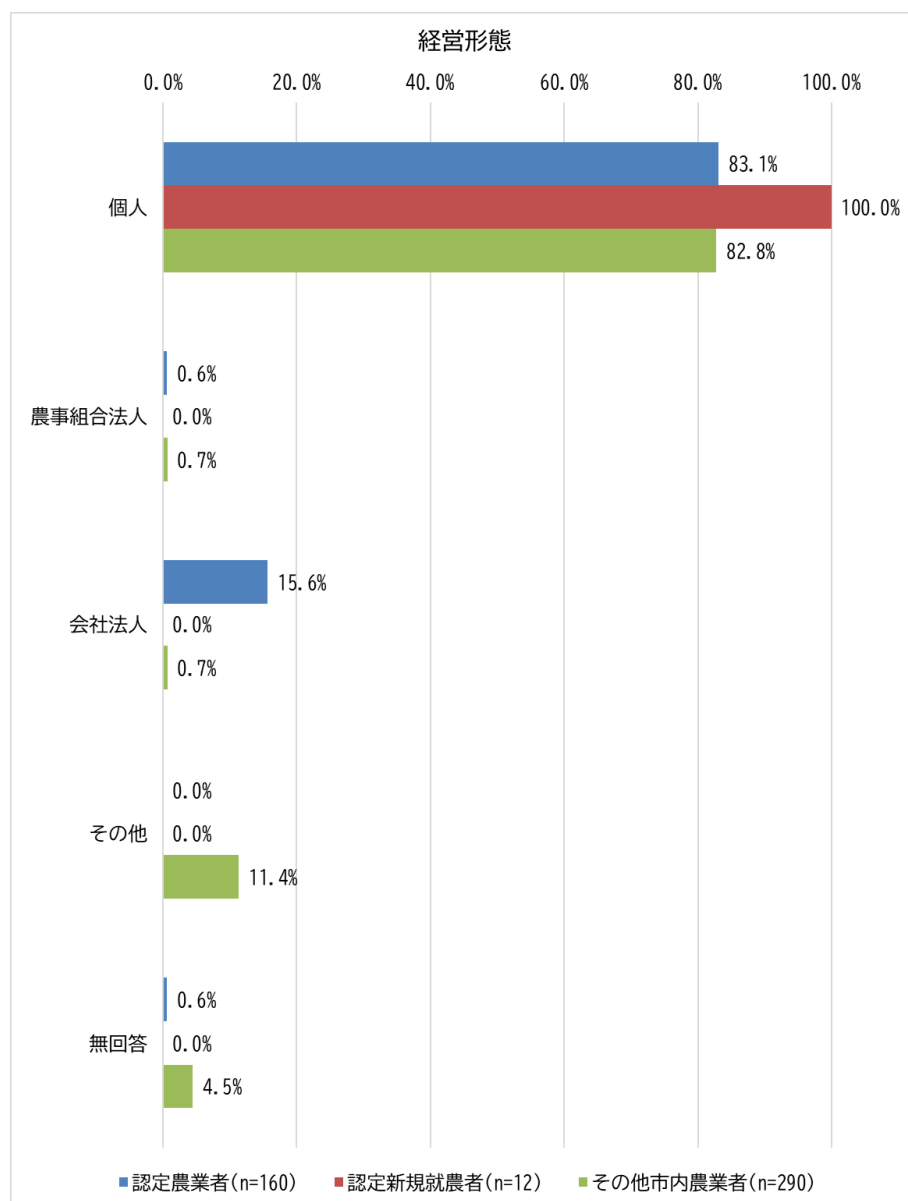
<主な農地の所在地区>

認定農業者は、「筑波地区」が28.1%と最も多く、次いで、「桜地区」となっている。認定新規就農者は、「豊里地区」が33.3%と最も多く、次いで、「谷田部地区」、「桜地区」となっている。



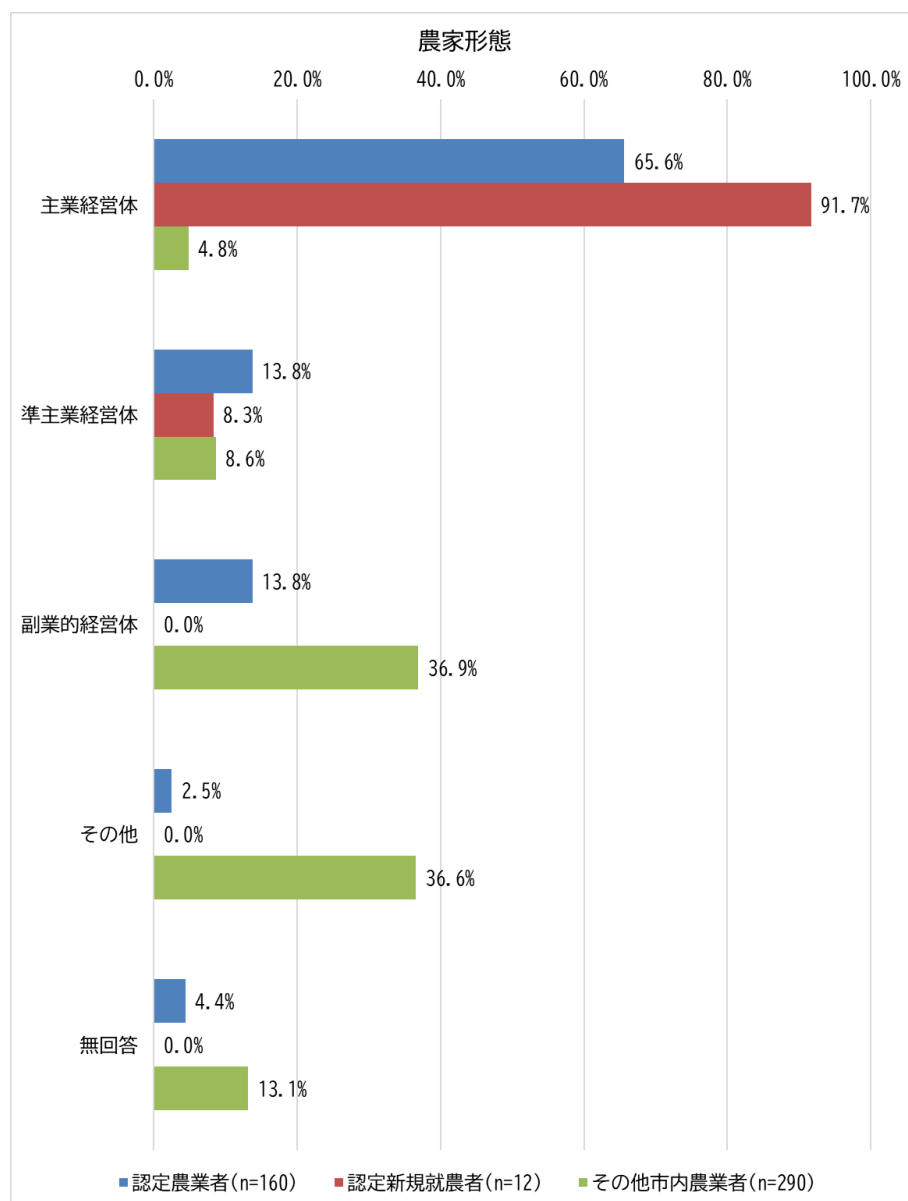
<経営形態>

認定農業者、認定新規就農者、その他市内農業者の全てで、「個人」が最も多くなっている。認定農業者は、「会社法人」が15.6%となっている。



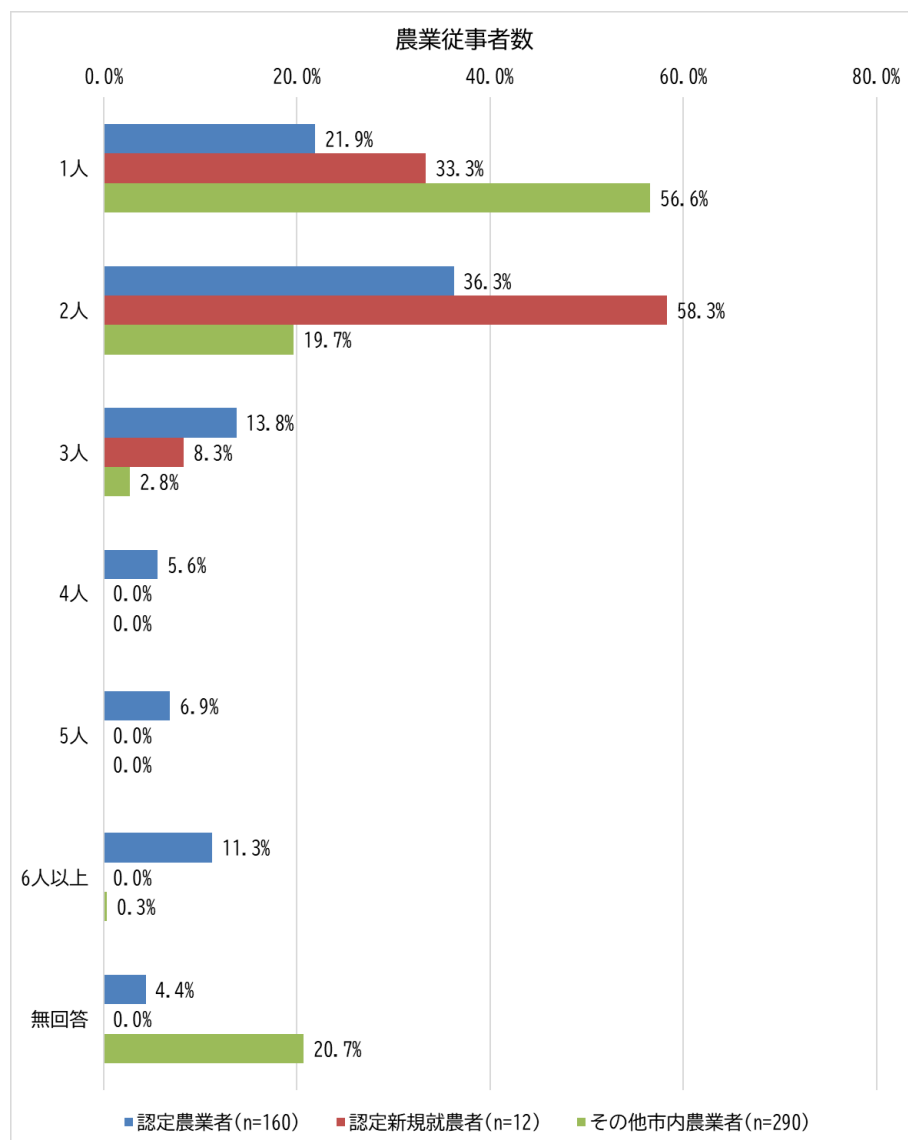
<農家形態>

「主業経営体」は、認定農業者が 65.6%、認定新規就農者が 91.7%となっている。その他市内農業者は、「副業的経営体」が 36.9%となっている。



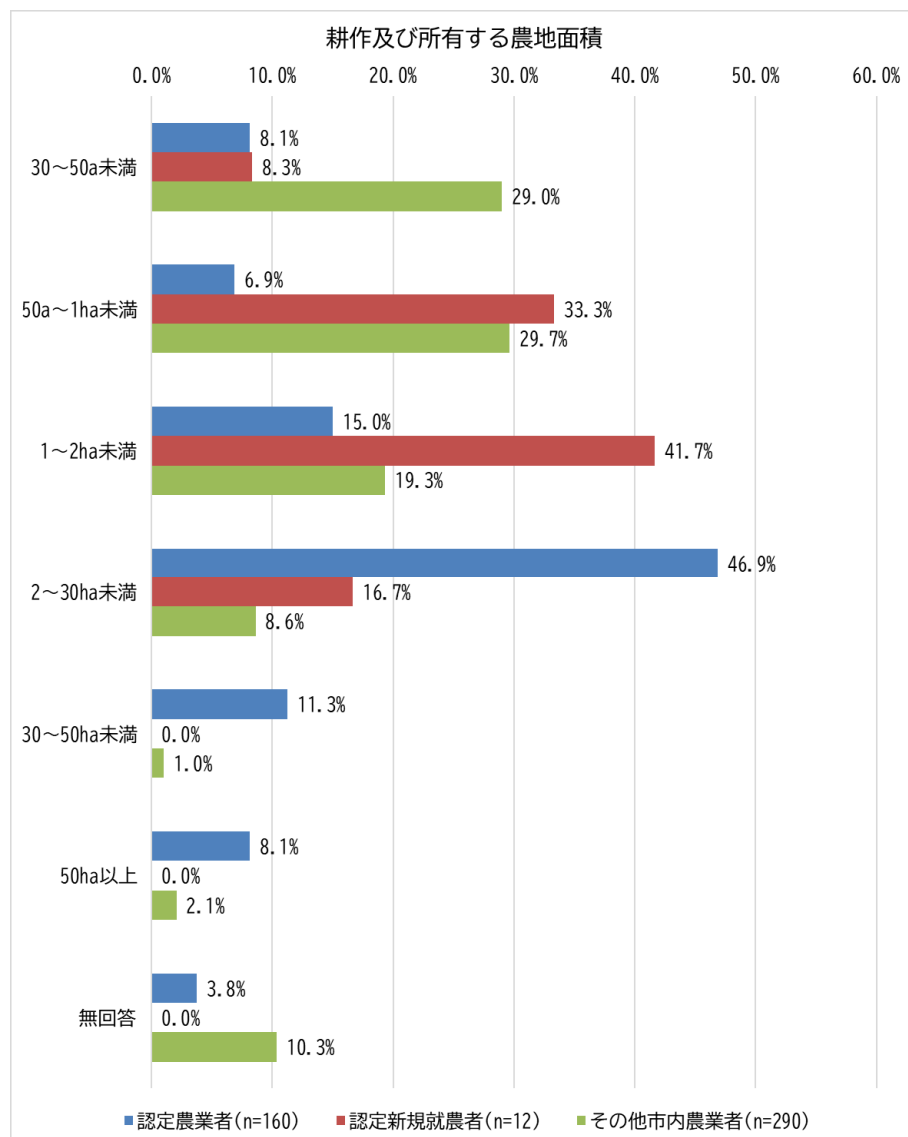
<農業従事者数（農業に従事している家族の人数と常時雇用者数の合計）>

認定農業者は、「2人」が36.3%と最も多く、次いで「1人」が21.9%であった。認定新規就農者は、「2人」が58.3%と最も多く、次いで、「1人」が33.3%であった。その他市内農業者は、「1人」が56.6%と最も多く、次いで、「2人」が19.7%であった。



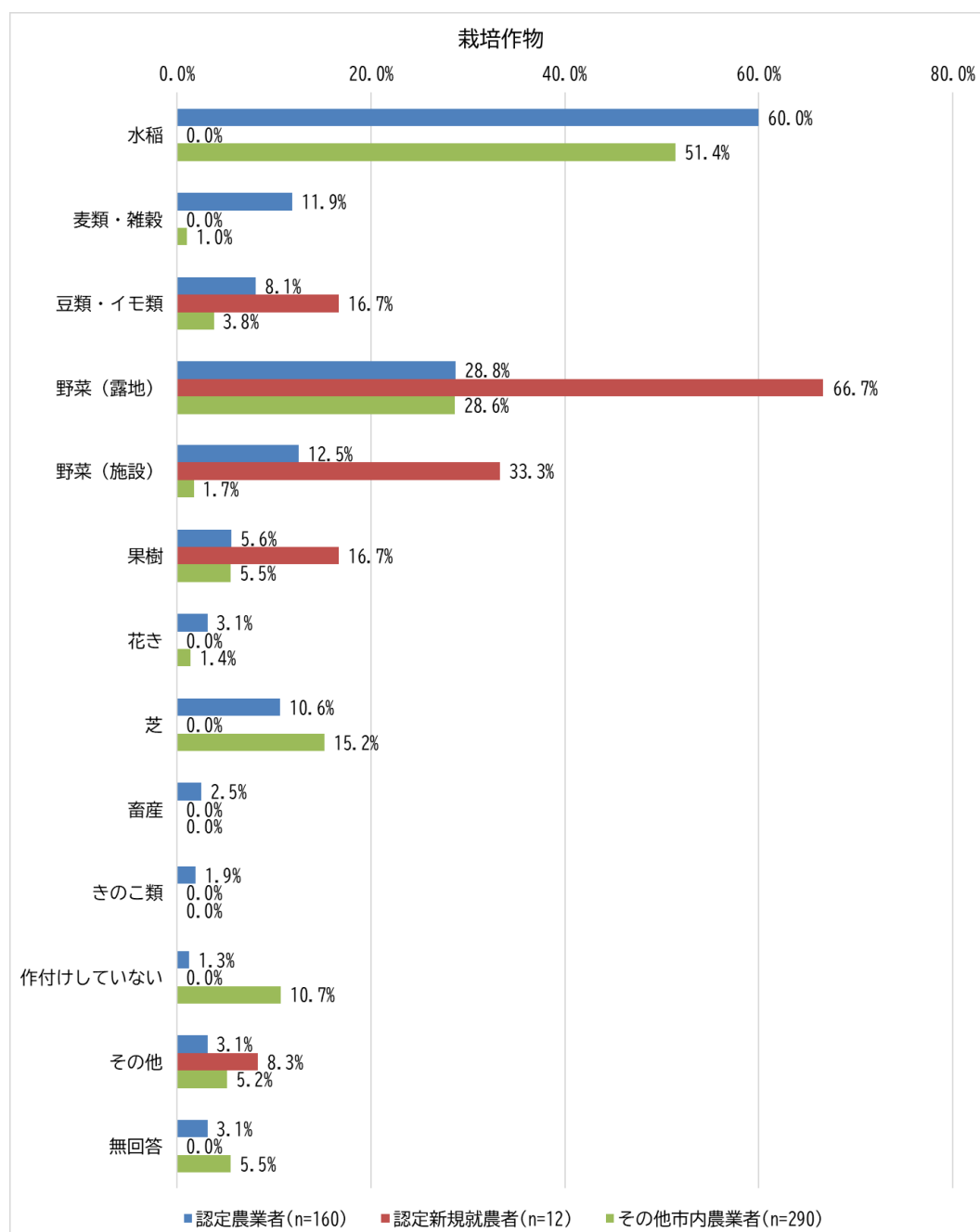
<耕作及び所有する農地面積>

認定農業者は、「2～30ha 未満」が 46.9%と最も多く、次いで「1～2ha 未満」が 15.0%であった。認定新規就農者は、「1～2ha」が 41.7%と最も多く、次いで、「50a～1ha 未満」が 33.3%であった。その他市内農業者は、「50a～1ha 未満」が 29.7%と最も多く、次いで、「30～50a 未満」が 29.0%であった。



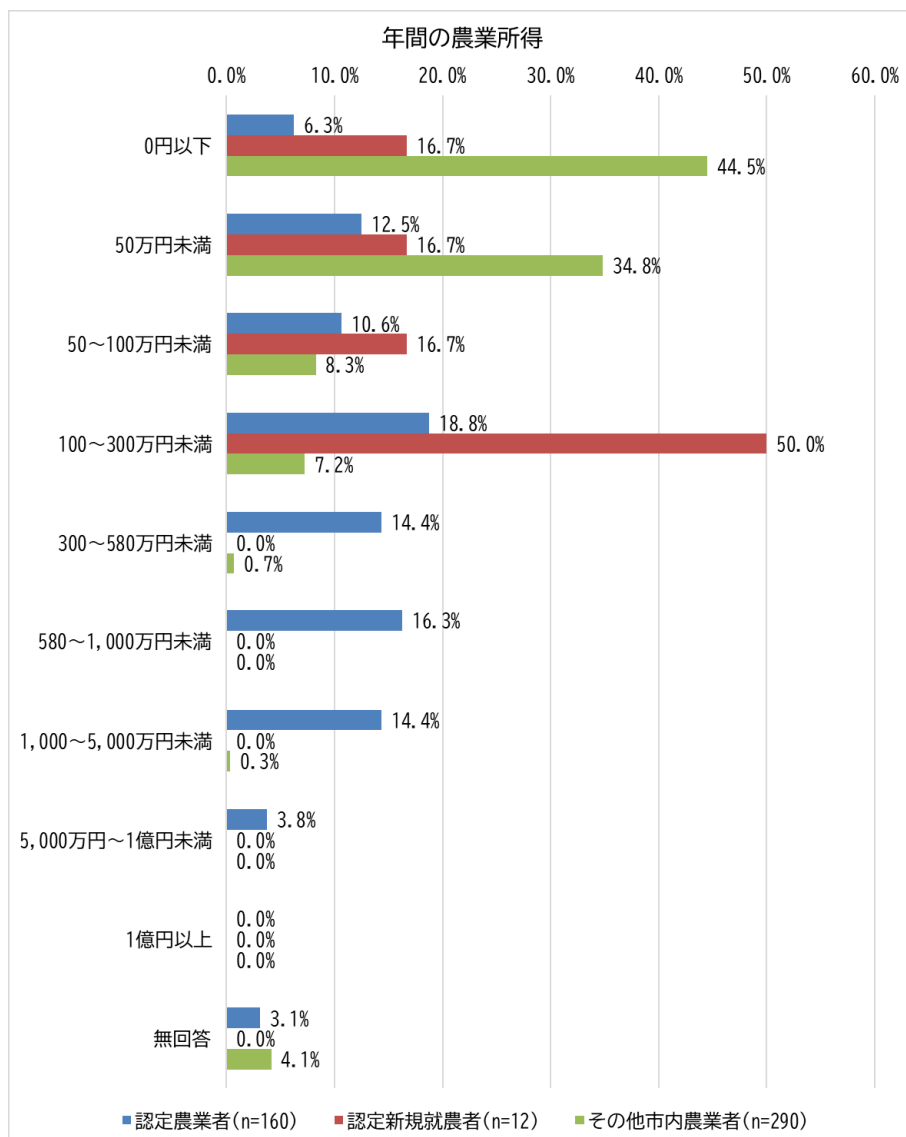
<栽培作物>（上位2つ）

認定農業者は、「水稻」が60.0%と最も多く、次いで、「野菜（露地）」が28.8%であった。認定新規就農者は、「野菜（露地）」が66.7%と最も多く、次いで、「野菜（施設）」が33.3%であった。その他市内農業者は、「水稻」が51.4%と最も多く、次いで、「野菜（露地）」が28.6%であった。



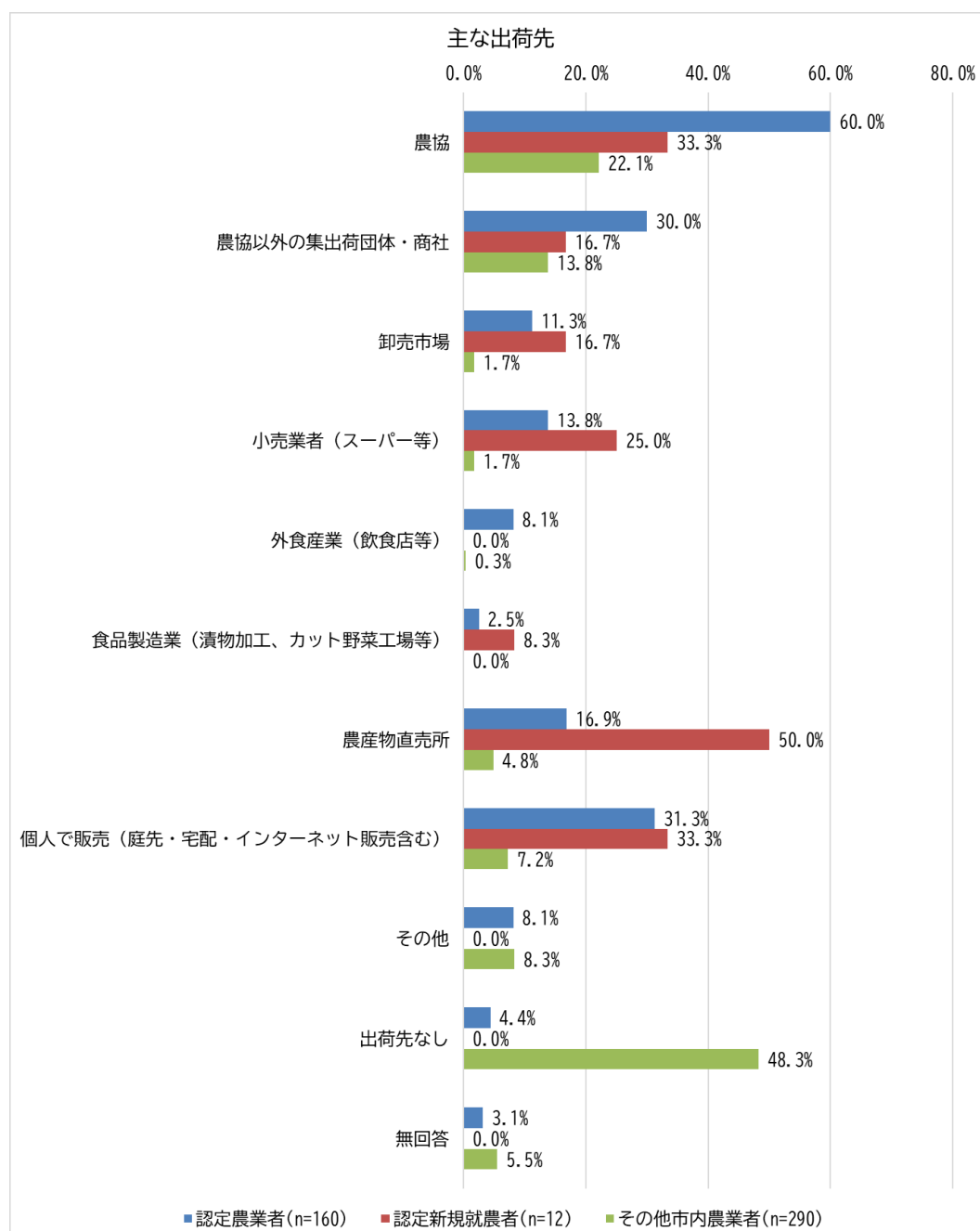
<年間の農業所得>

認定農業者は、「100～300 万円未満」が 18.8%と最も多く、次いで、「580～1,000 万円未満」が 16.3%であった。認定新規就農者は、「100～300 万円未満」が 50.0%と最も多く、次いで、「0 円以下」、「50 万円未満」、「50～100 万円未満」が 16.7%であった。その他市内農業者は、「0 円以下」が 44.5%と最も多く、次いで、「50 万円未満」が 34.8%であった。



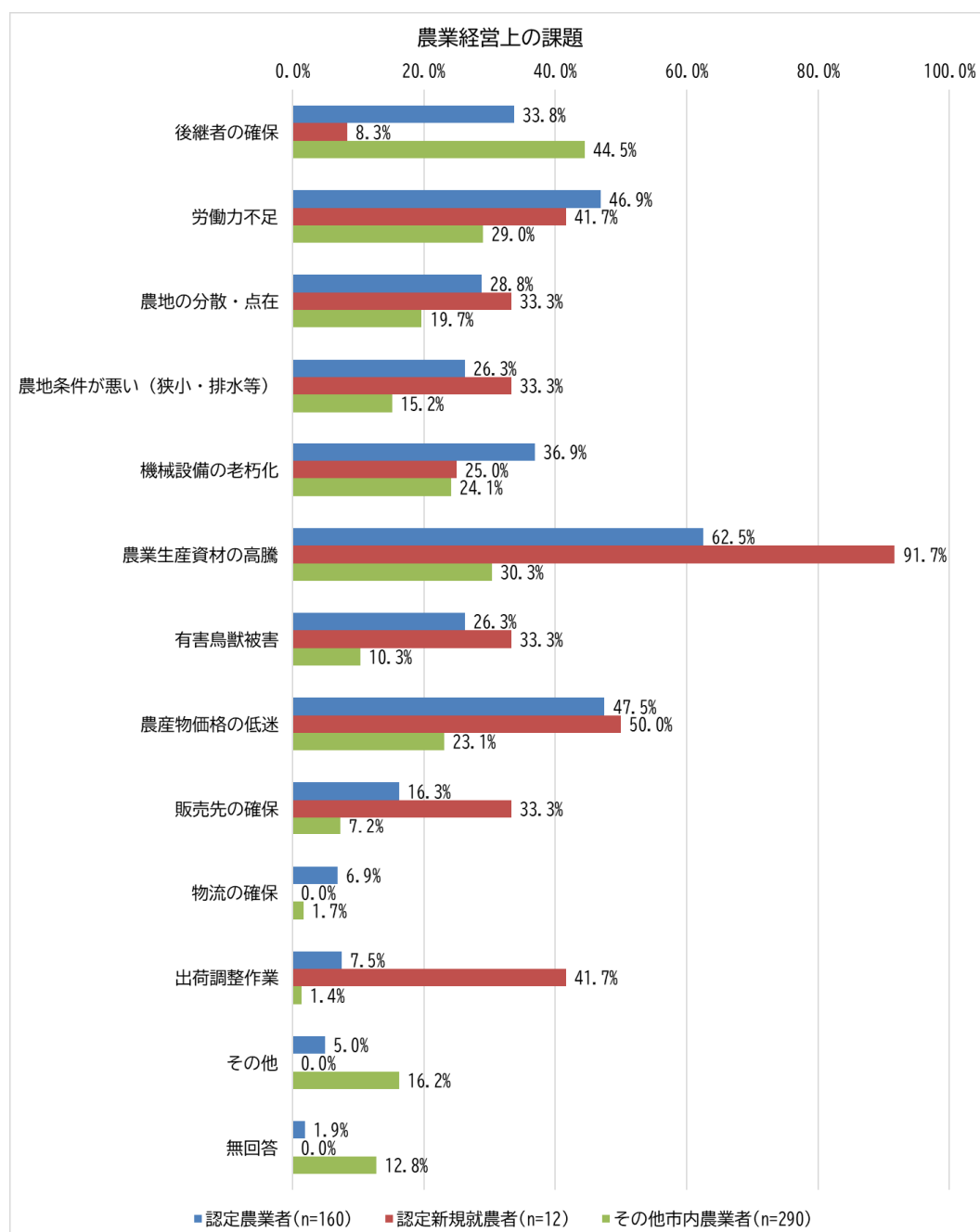
<主な出荷先>（上位3つ）

認定農業者は、「農協」が60.0%と最も多く、次いで、「個人で販売」が31.3%であった。認定新規就農者は、「農産物直売所」が50.0%と最も多く、次いで、「農協」、「個人で販売」が33.3%であった。その他市内農業者は、「出荷先なし」が48.3%と最も多く、次いで、「農協」が22.1%であった。



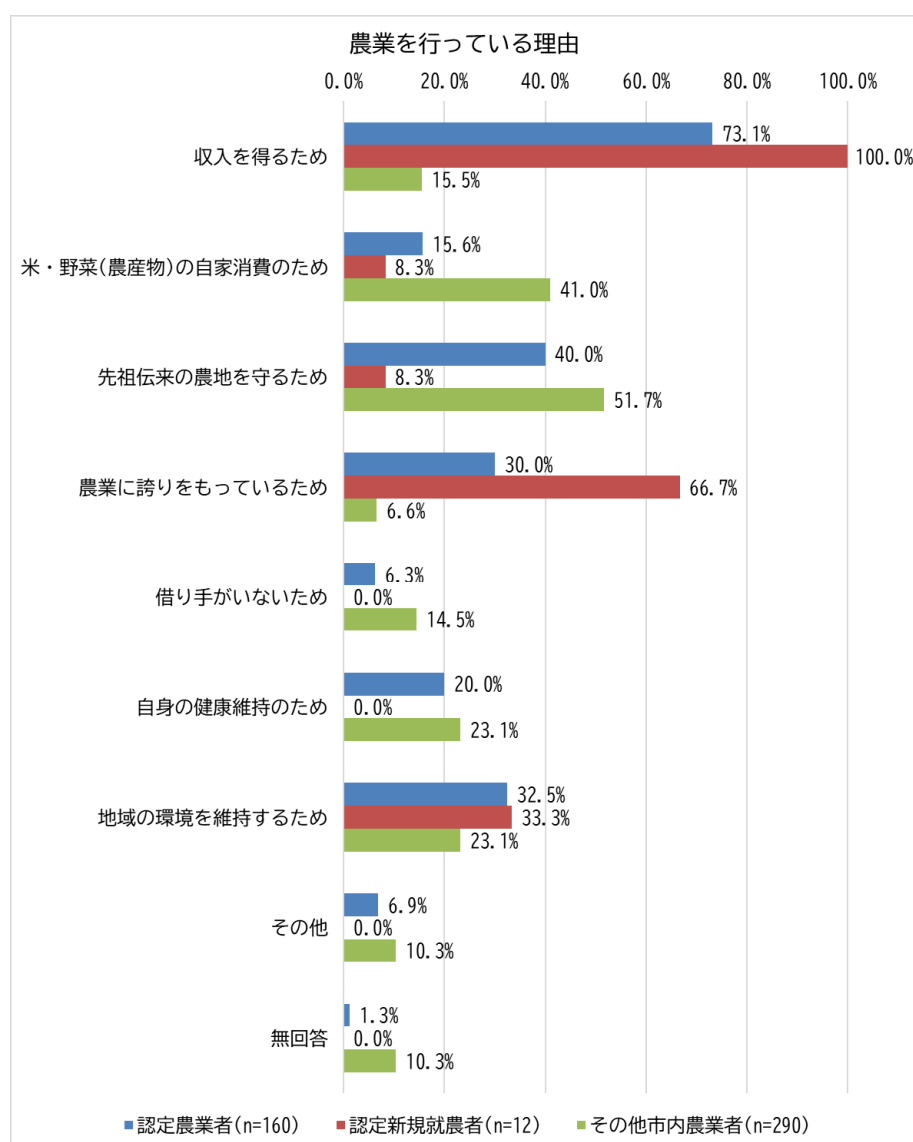
<農業経営上の課題>（あてはまるものすべて）

認定農業者は、「農業生産資材の高騰」が62.5%と最も多く、次いで、「農産物価格の低迷」が47.5%であった。認定新規就農者は、「農業生産資材の高騰」が91.7%と最も多く、次いで、「農産物価格の低迷」が50.0%であった。その他市内農業者は、「後継者の確保」が44.5%と最も多く、次いで、「農業生産資材の高騰」が30.3%であった。



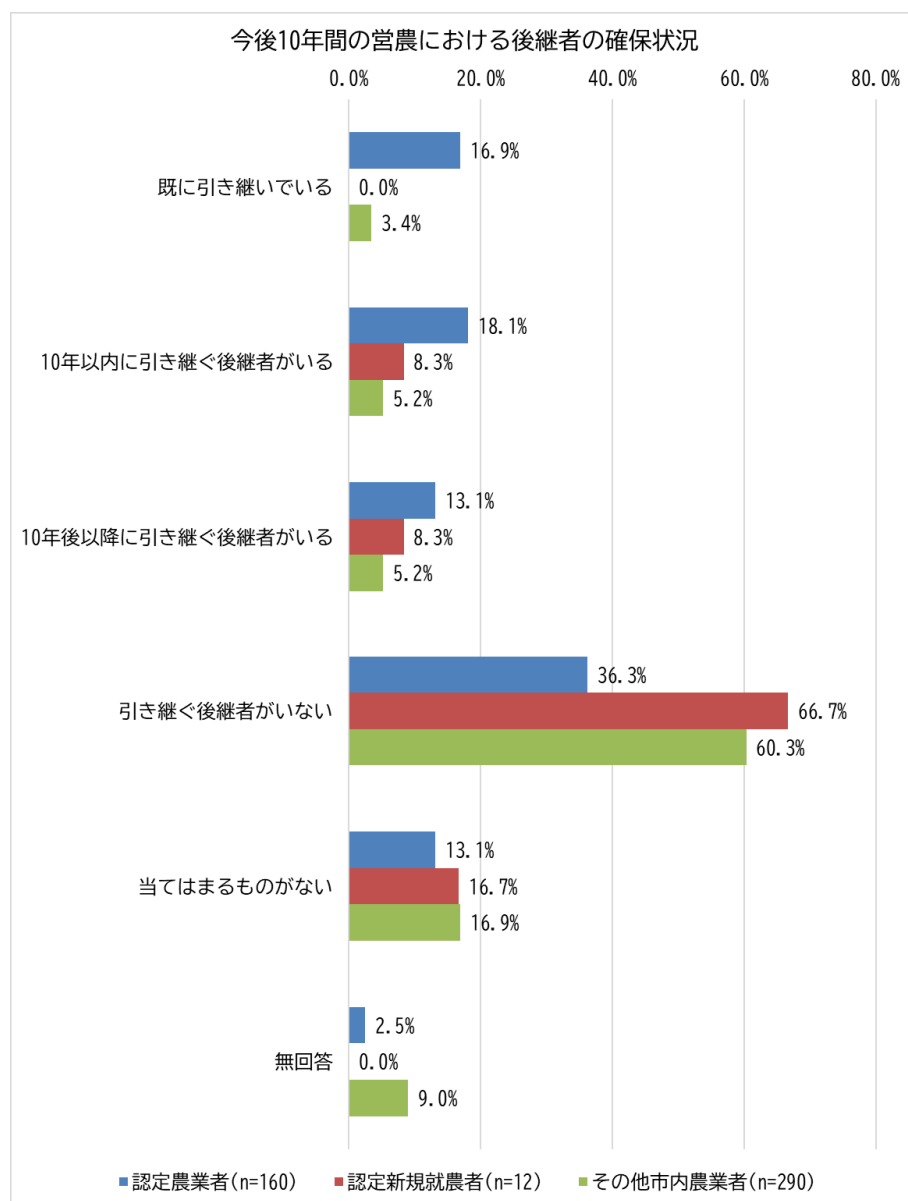
<農業を行っている理由>（あてはまるものすべて）

認定農業者は、「収入を得るため」が73.1%と最も多く、次いで、「先祖伝来の農地を守るため」が40.0%であった。認定新規就農者は、「収入を得るため」が100.0%と最も多く、次いで、「農業に誇りをもっているため」が66.7%であった。その他市内農業者は、「先祖伝来の農地を守るため」が51.7%と最も多く、次いで、「米・野菜の自家消費のため」が41.0%であった。



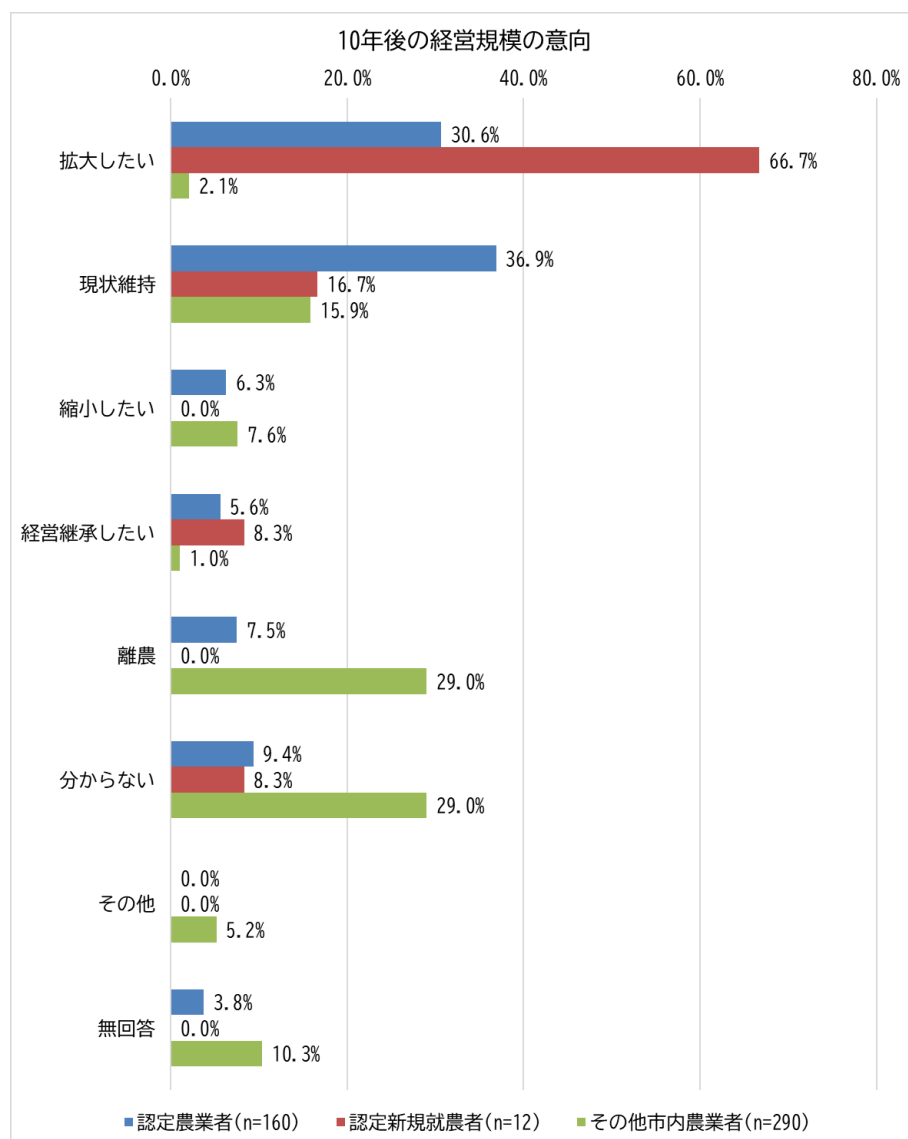
<今後10年間の営農における後継者の確保状況>

今後10年間に「引き継ぐ後継者がいない」と回答した人は、認定農業者36.3%、認定新規就農者66.7%、その他市内農業者60.3%であった。



<10年後の経営規模（農地面積）の意向>

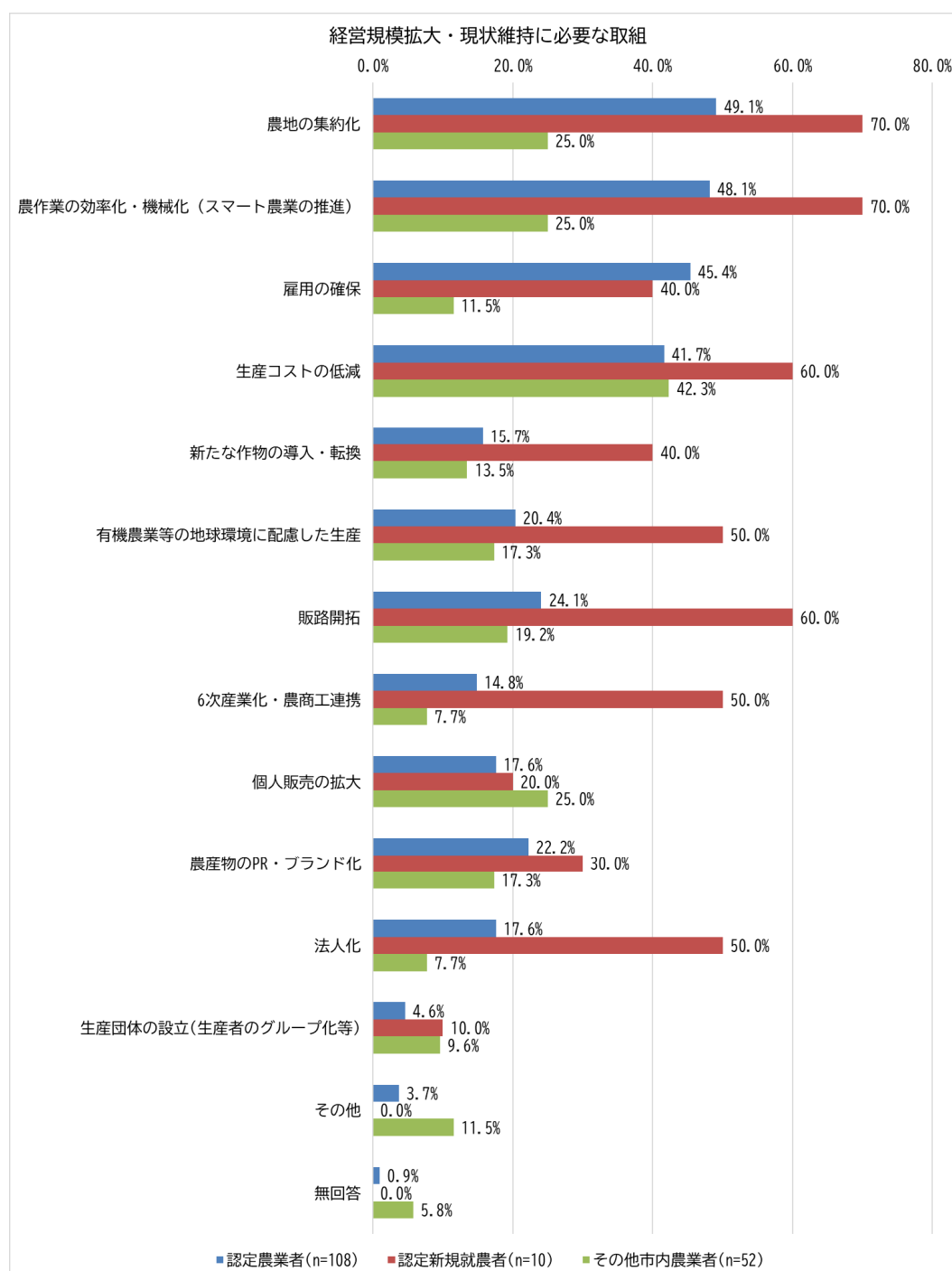
認定農業者は、「拡大したい」が30.6%、「現状維持」が36.9%であり計67.5%であった。認定新規就農者は、「拡大したい」が66.7%、「現状維持」が16.7%であり計83.4%であった。その他市内農業者は、「拡大したい」が2.1%、「現状維持」が15.9%であり計18.0%であった。その他市内農業者は、「縮小したい」が7.6%、「離農」が29.0%、「分からない」が29.0%となっている。



<経営規模拡大・現状維持に必要な取組>（あてはまるものすべて）

※10年後の経営規模（農地面積）の意向で「拡大したい」又は「現状維持」と回答した人への設問

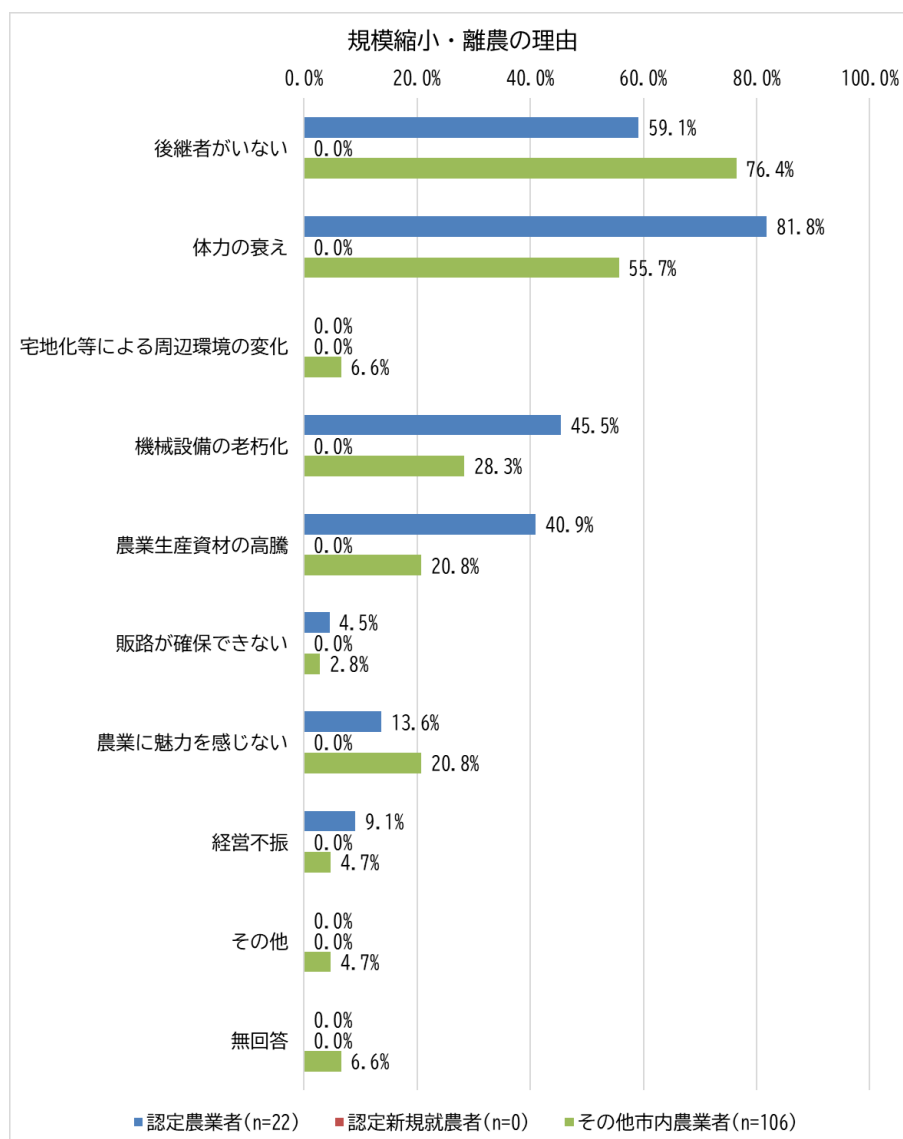
認定農業者は、「農地の集約化」が49.1%と最も多く、次いで、「農作業の効率化・機械化」が48.1%であった。認定新規就農者は、「農地の集約化」、「農作業の効率化・機械化」が70.0%と最も多く、次いで「生産コストの低減」、「販路開拓」が60.0%であった。その他市内農業者は、「生産コストの低減」が42.3%と最も多く、次いで、「農地の集約化」、「農作業の効率化・機械化」、「個人販売の拡大」が25.0%であった。



<規模縮小・離農の理由>（あてはまるものすべて）

※10年後の経営規模（農地面積）の意向で「縮小したい」又は「離農」と回答した人への設問

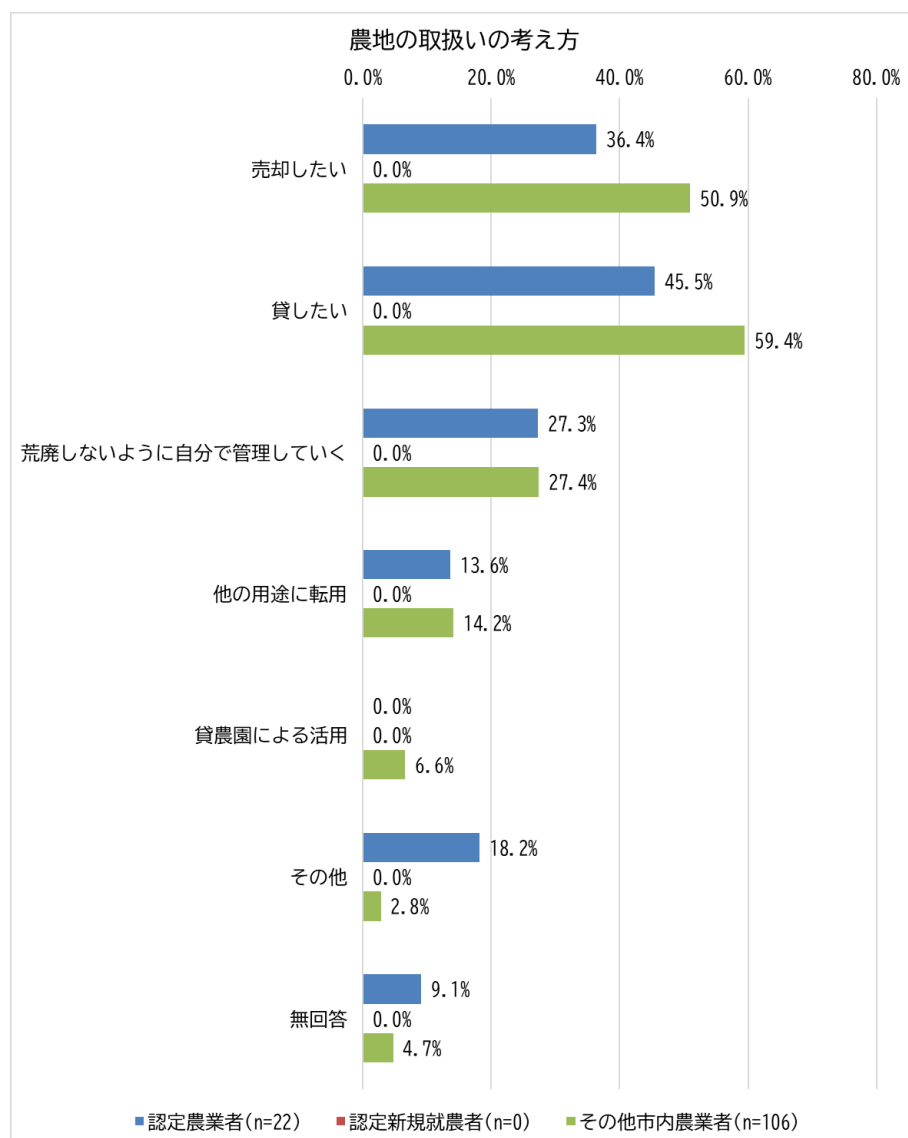
認定農業者は、「体力の衰え」が81.8%と最も多く、次いで、「後継者がいない」が59.1%であった。認定新規就農者に「規模縮小」、「離農」と回答した人はいなかった。その他市内農業者は、「後継者がいない」が76.4%と最も多く、次いで、「体力の衰え」が55.7%であった。



<農地の取扱いの考え方>（あてはまるものすべて）

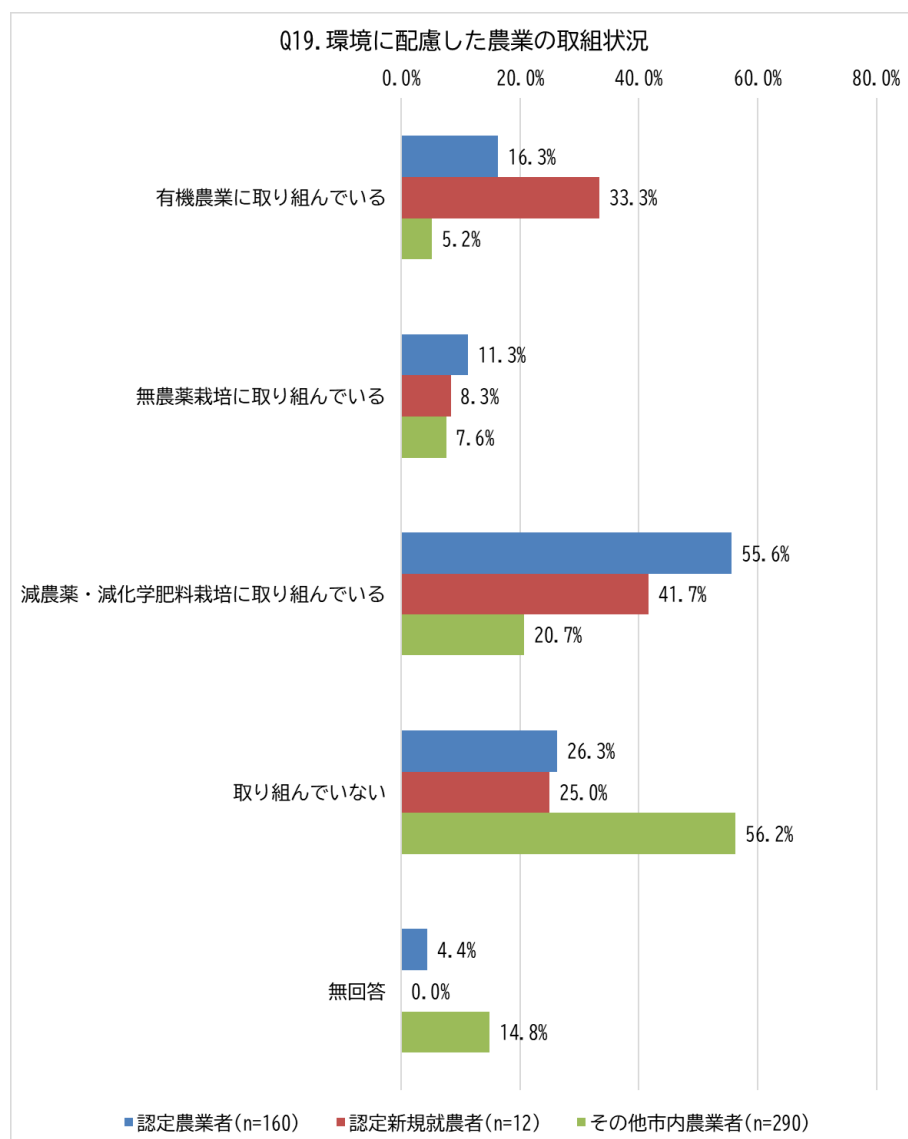
※10年後の経営規模（農地面積）の意向で「縮小したい」又は「離農」と回答した人への設問

認定農業者は、「貸したい」が45.5%と最も多く、次いで、「売却したい」が36.4%であった。認定新規就農者に「規模縮小」、「離農」と回答した人はいなかった。その他市内農業者は、「貸したい」が59.4%と最も高く、次いで、「売却したい」が50.9%であった。



<環境に配慮した農業の取組状況>

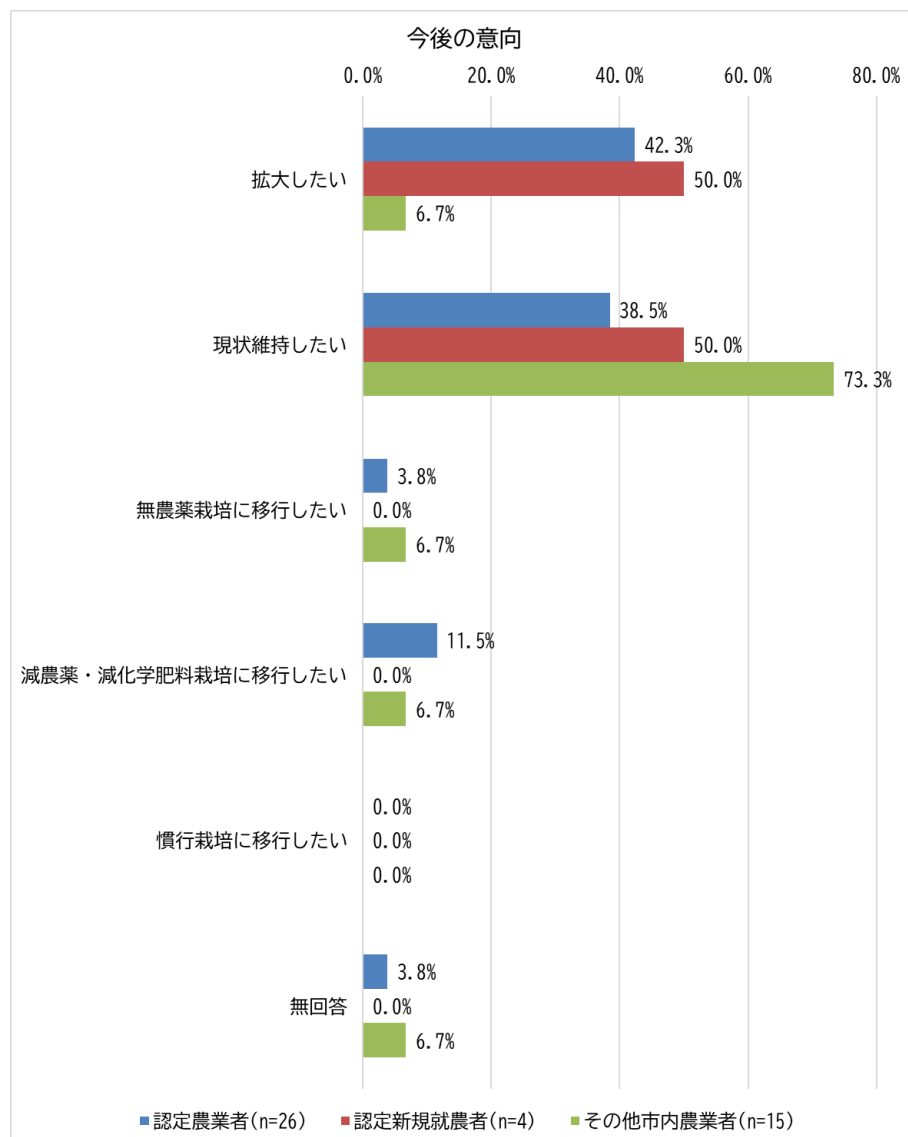
認定農業者は、「減農薬・減化学肥料栽培に取り組んでいる」が55.6%と最も多く、次いで、「取り組んでいない」が26.3%であった。認定新規就農者は、「減農薬・減化学肥料栽培に取り組んでいる」が41.7%と最も多く、次いで、「有機農業に取り組んでいる」が33.3%であった。その他市内農業者は、「取り組んでいない」が56.2%と最も多く、次いで、「減農薬・減化学肥料栽培に取り組んでいる」が20.7%であった。



<有機農業に取り組んでいる人の今後の意向>

※環境に配慮した農業の取組状況で「有機農業に取り組んでいる」と回答した人への設問

認定農業者は、「現状維持したい」が38.5%、「拡大したい」が42.3%であった。認定新規就農者は、「現状維持したい」が50.0%、「拡大したい」が50.0%であった。その他市内農業者は、「現状維持したい」が73.3%、「拡大したい」が6.7%であった。

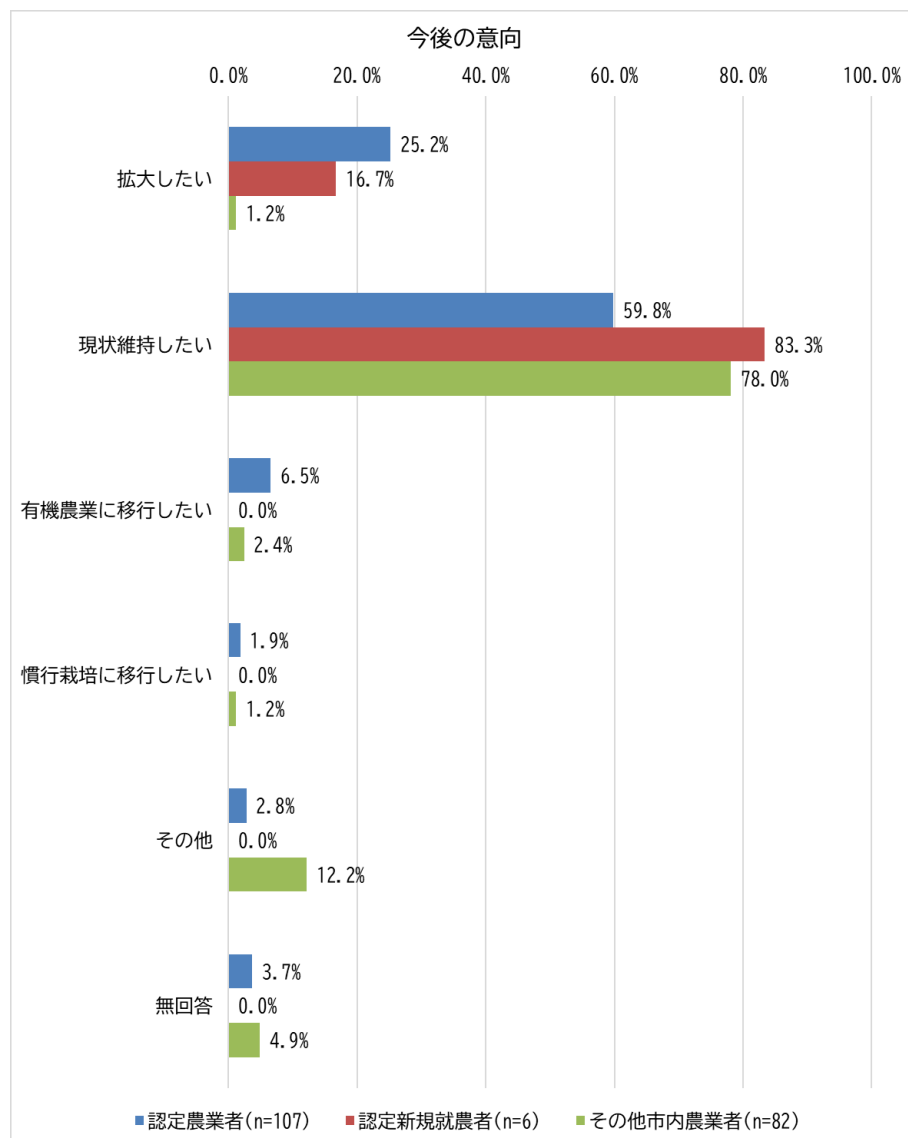


<無農薬栽培又は減農薬・減化学肥料栽培に取り組んでいる人の今後の意向>

※環境に配慮した農業の取組状況で「無農薬栽培に取り組んでいる」又は

「減農薬・減化学肥料栽培に取り組んでいる」と回答した人への設問

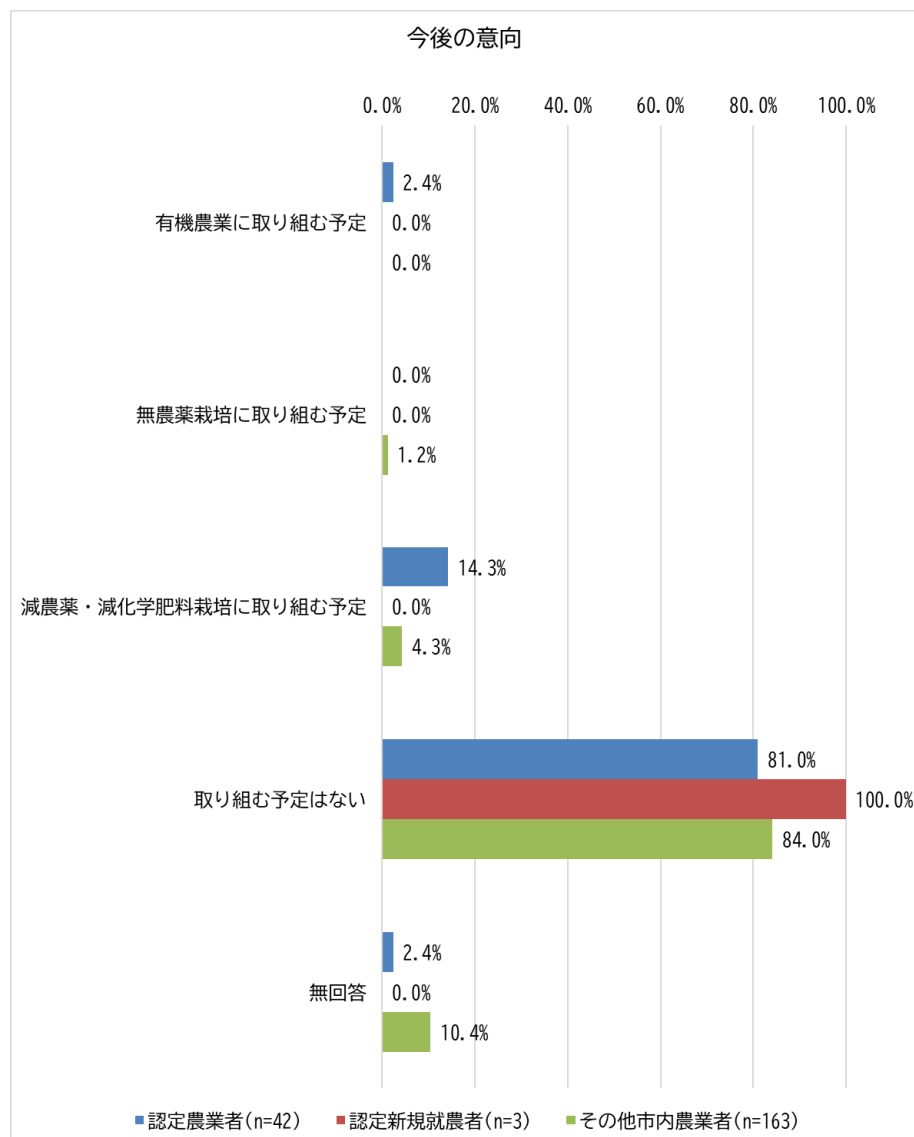
認定農業者は、「現状維持したい」が 59.8%、「拡大したい」が 25.2%であり、「有機農業へ移行したい」が 6.5%であった。認定新規就農者は、「現状維持したい」が 83.3%、「拡大したい」が 16.7%であった。その他市内農業者は、「現状維持したい」が 78.0%、「拡大したい」が 1.2%であった。



<環境に配慮した農業に取り組んでいない人の今後の意向>

※環境に配慮した農業の取組状況で「取り組んでいない」と回答した人への設問

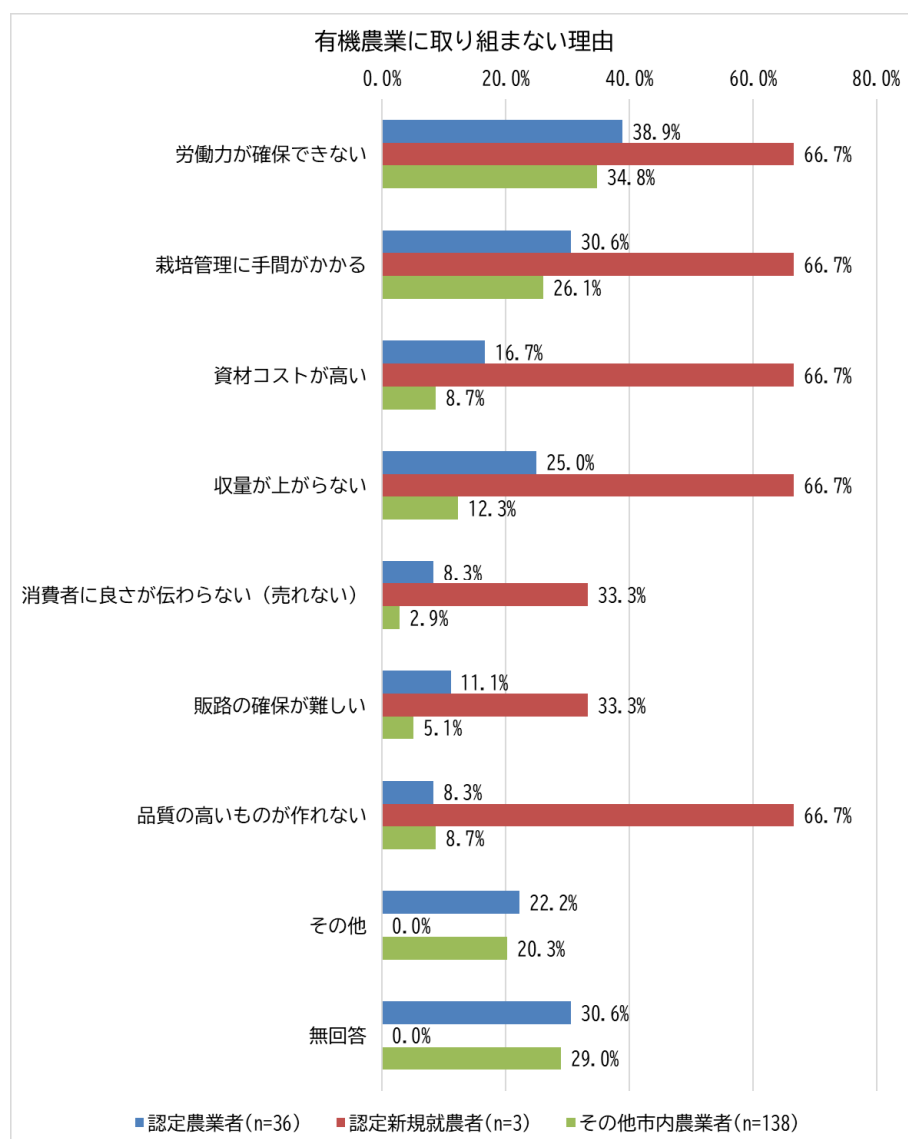
「取り組む予定はない」が、認定農業者 81.0%、認定新規就農者 100.0%、その他市内農業者 84.0%であった。「減農薬・減化学肥料栽培に取り組む予定」が、認定農業者 14.3%、その他市内農業者 4.3%であった。



<有機農業等に取り組まない理由>（あてはまるものすべて）

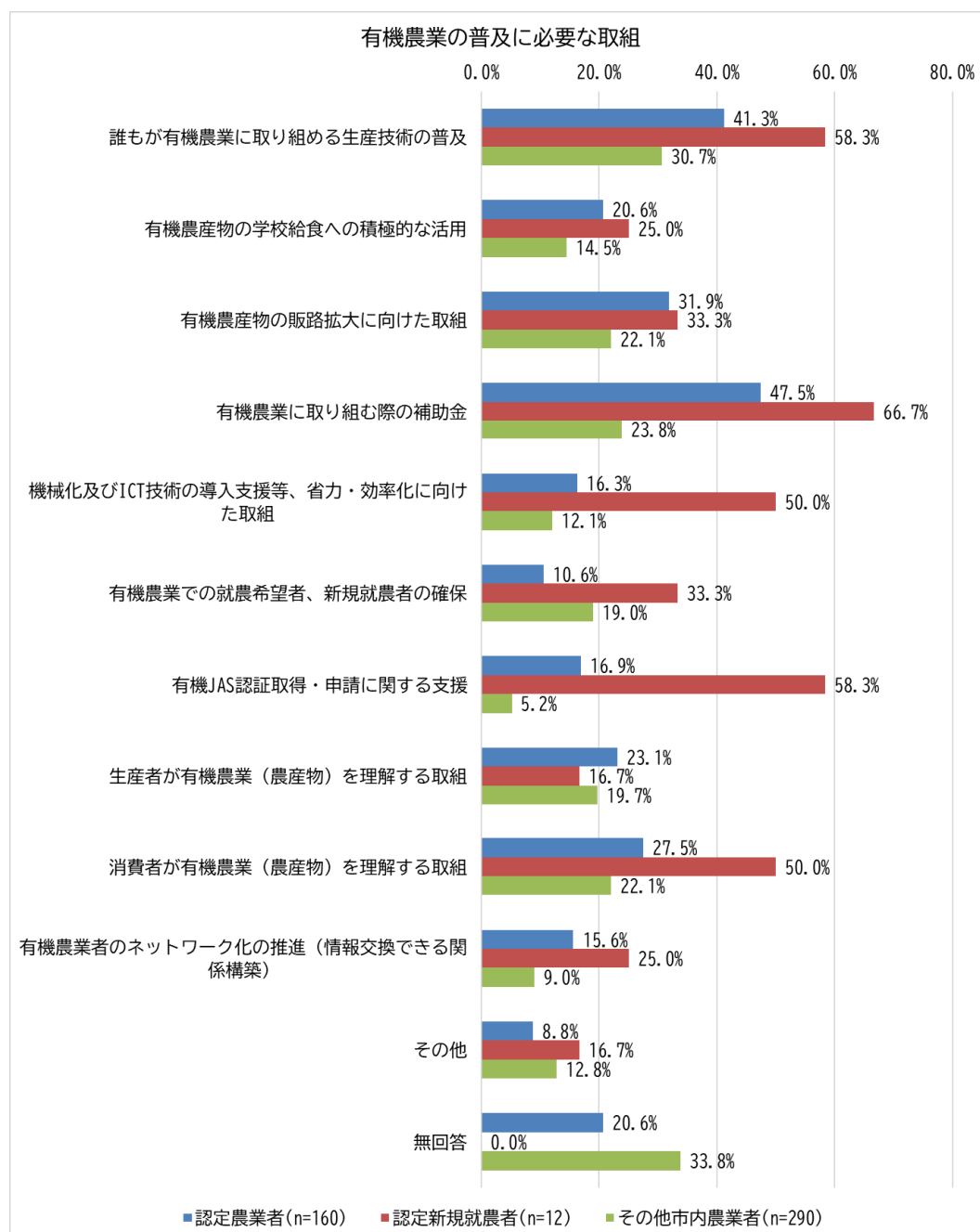
※環境に配慮した農業（有機農業、無農薬栽培、減農薬・減化学肥料栽培）に取り組んでいる人で今後の意向として「慣行栽培に移行したい」と回答した人又は環境に配慮した農業に取り組んでいない人で今後の意向として「取り組む予定はない」と回答した人への設問

認定農業者は、「労働力が確保できない」が38.9%と最も多く、次いで、「栽培管理に手間がかかる」が30.6%であった。認定新規就農者は、「労働力が確保できない」、「栽培管理に手間がかかる」、「資材コストが高い」、「収量が上がらない」、「品質の高いものが作れない」が66.7%であった。その他市内農業者は、「労働力が確保できない」が34.8%と最も多く、次いで、「栽培管理に手間がかかる」が26.1%であった。



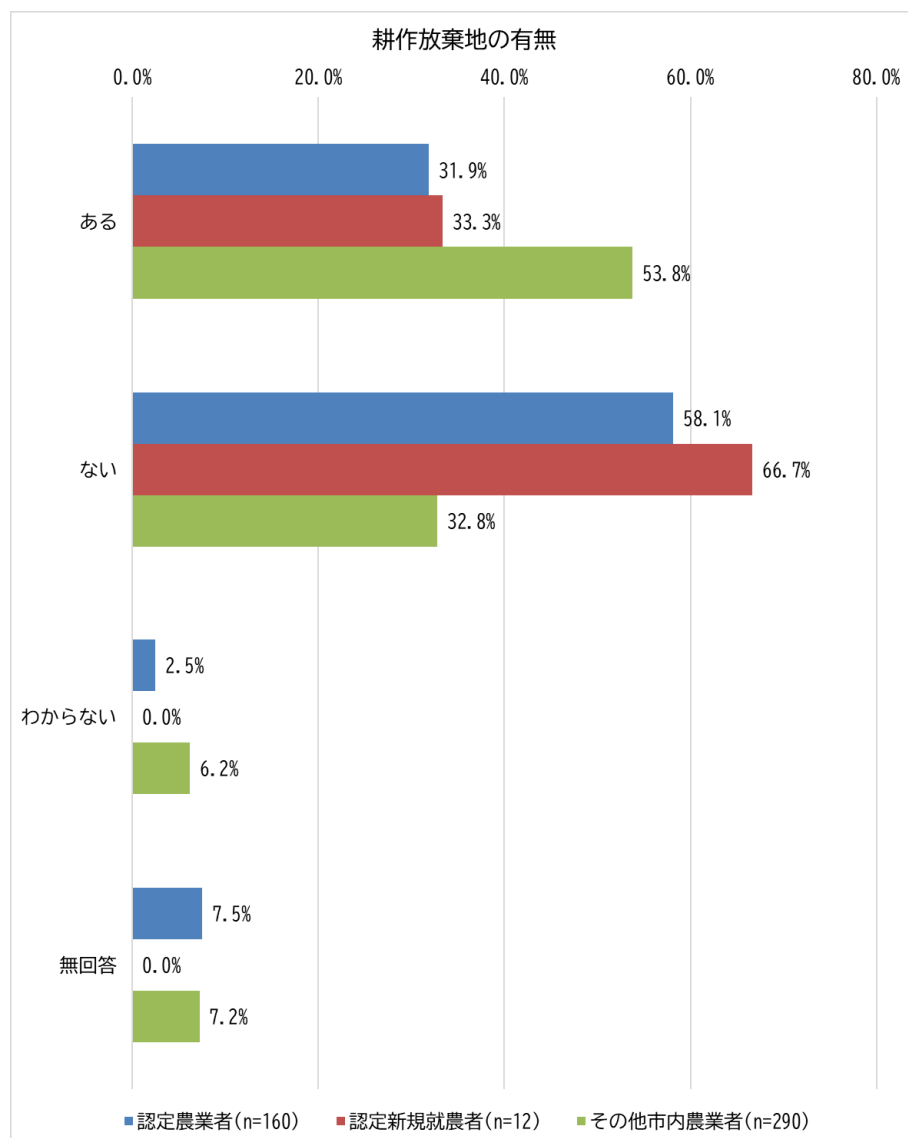
<有機農業の普及に必要な取組>（あてはまるものすべて）

認定農業者は、「有機農業に取り組む際の補助金」が47.5%と最も多く、次いで、「誰もが有機農業に取り組める生産技術の普及」が41.3%であった。認定新規就農者は、「有機農業に取り組む際の補助金」が66.7%と最も多く、次いで、「誰もが有機農業に取り組める生産技術の普及」、「有機JAS認証取得・申請に関する支援」が58.3%であった。その他市内農業者は、「誰もが有機農業に取り組める生産技術の普及」が30.7%と最も多く、次いで、「有機農業に取り組む際の補助金」が23.8%であった。



<耕作放棄地の有無>

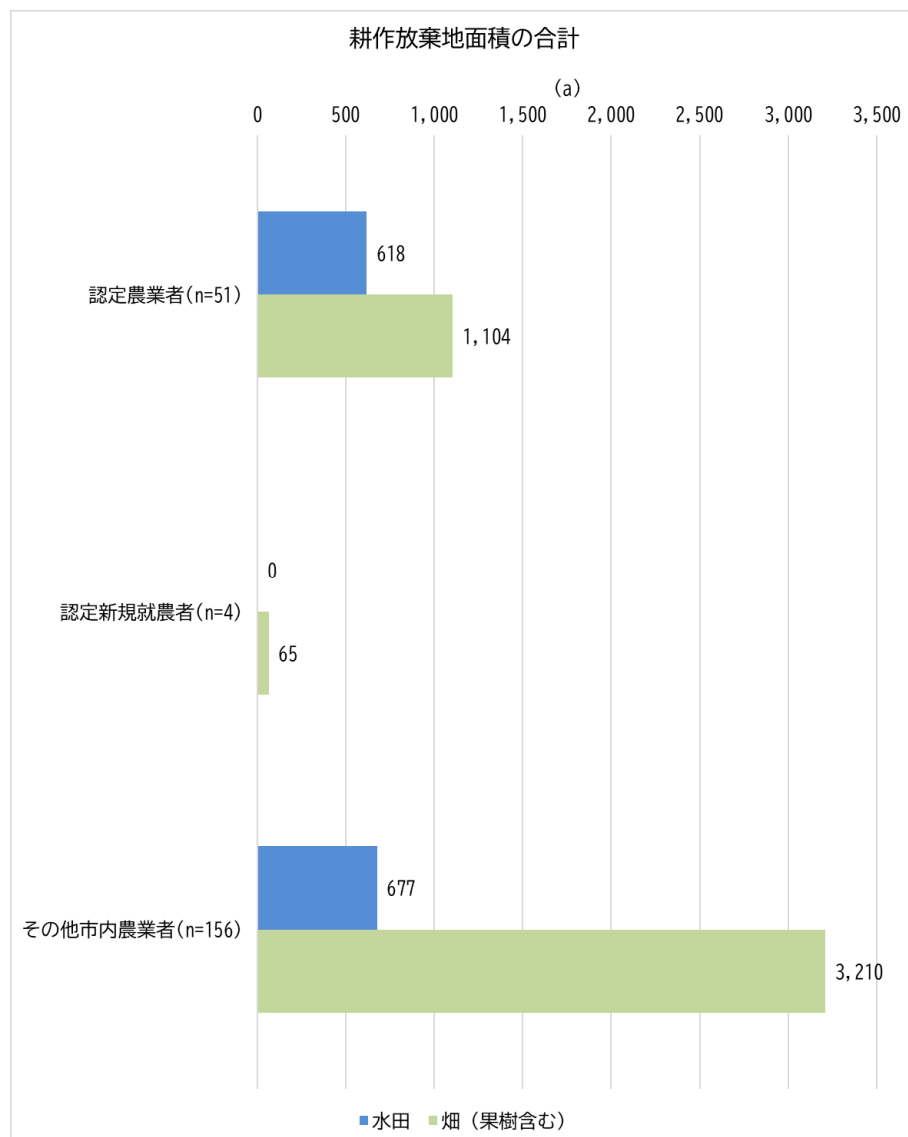
耕作放棄地が「ある」と回答した人は、認定農業者 31.9%、認定新規就農者 33.3%、その他市内農業者 53.8%であった。



<耕作放棄地面積の合計>

※耕作放棄地の有無で「ある」と回答した人への設問

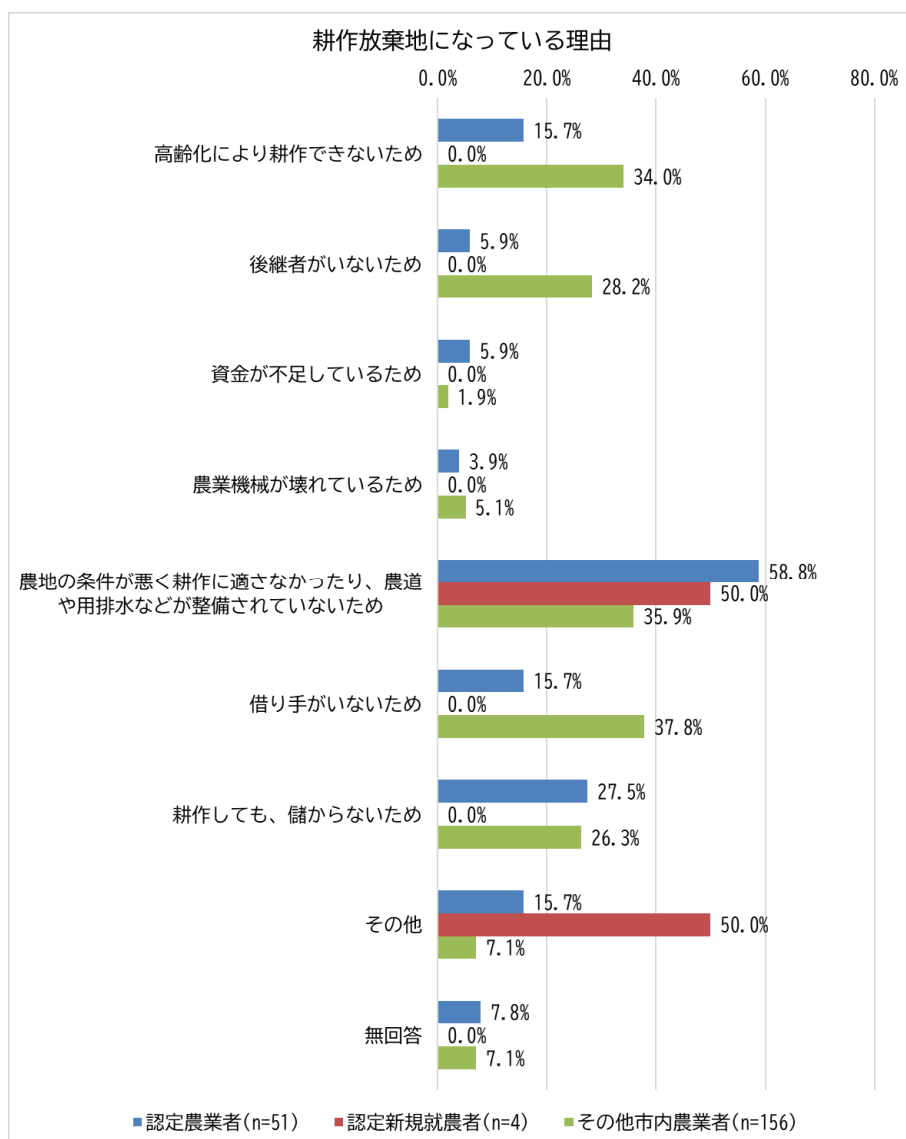
耕作放棄地があると回答した人の耕作放棄地面積の合計は、水田が認定農業者 618a、その他市内農業者 677a 計 1,295a であった。また、畑（果樹含む）は、認定農業者 1,104a、認定新規就農者 65a、その他市内農業者 3,210a 計 4,379a であった。



<耕作放棄地になっている理由>（上位3つ）

※耕作放棄地の有無で「ある」と回答した人への設問

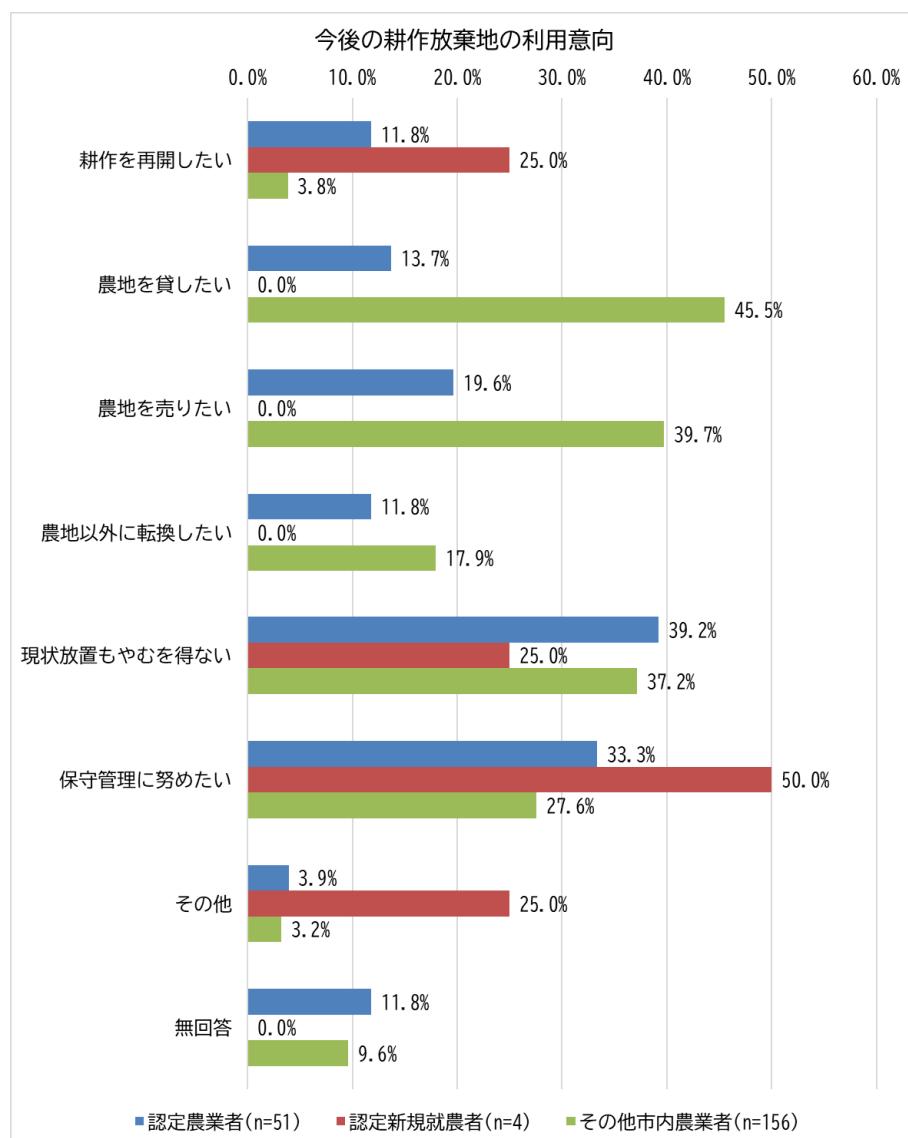
「農地の条件が悪く耕作に適さなかったり、農道や用排水などが整備されていないため」が、認定農業者 58.8%、認定新規就農者 50.0%、その他市内農業者 35.9%と最も多かった。その他市内農業者については、「借り手がいないため」が 37.8%であった。



<今後の耕作放棄地の利用意向>（上位3つ）

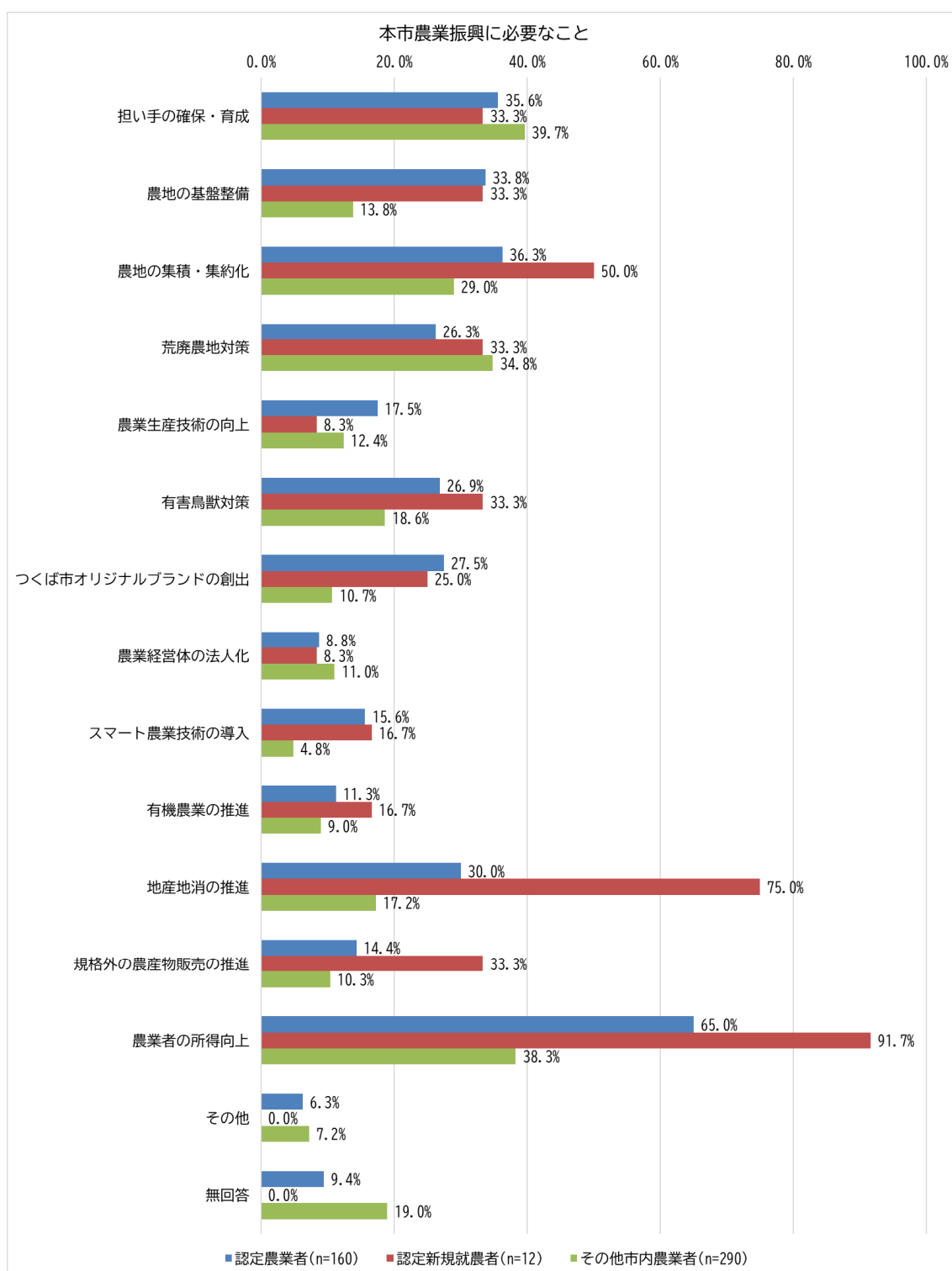
※耕作放棄地の有無で「ある」と回答した人への設問

認定農業者は、「現状放置もやむを得ない」が39.2%と最も多く、次いで、「保守管理に努めたい」が33.3%であった。認定新規就農者は、「保守管理に努めたい」が50.0%と最も多く、次いで、「耕作を再開したい」、「現状放置もやむを得ない」が25.0%であった。その他市内農業者は、「農地を貸したい」が45.5%と最も多く、次いで、「農地を売りたい」が39.7%であった。



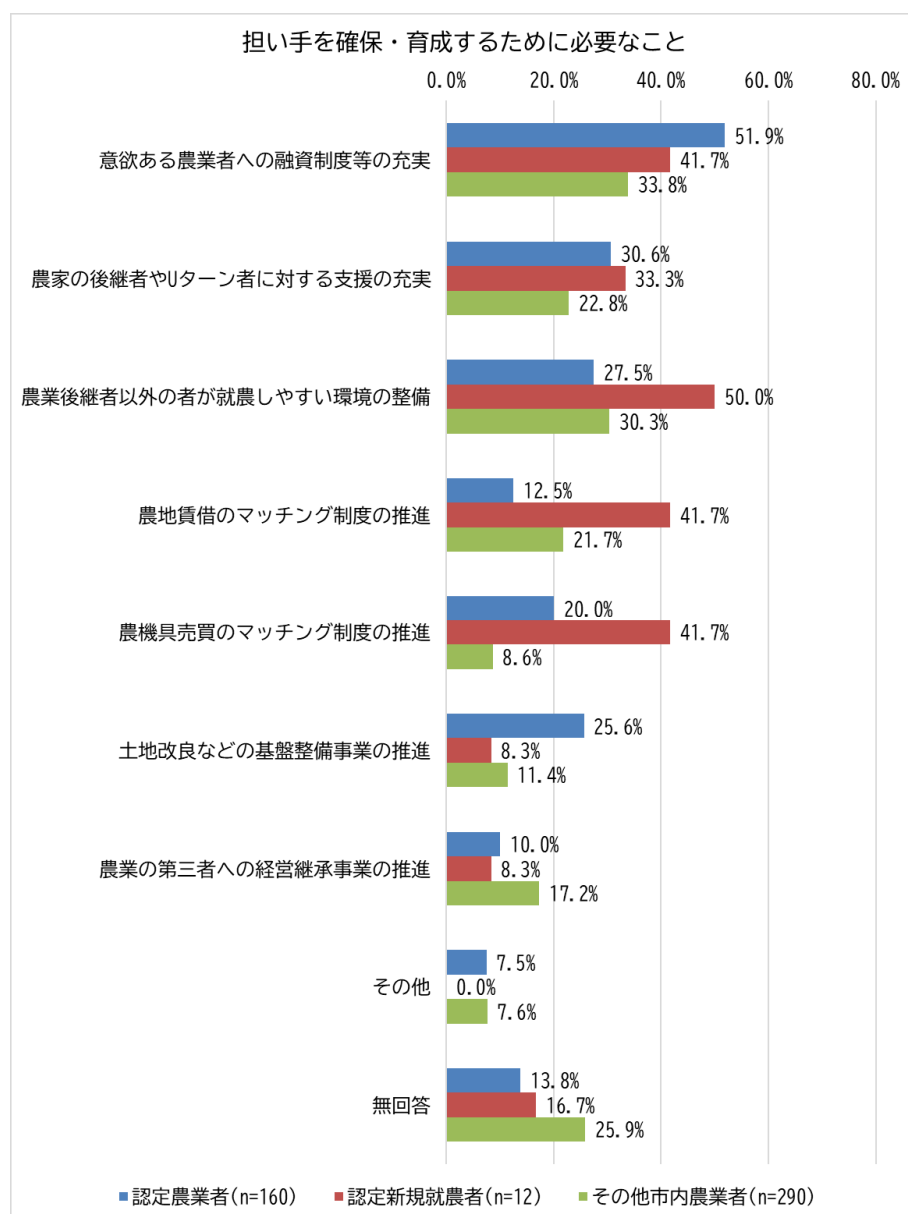
<本市農業振興に必要なこと>（あてはまるものすべて）

認定農業者は、「農業者の所得向上」が65.0%と最も多く、次いで、「農地の集積・集約化」が36.3%、「担い手の確保・育成」が35.6%であった。認定新規就農者は、「農業者の所得向上」が91.7%と最も多く、次いで、「地産地消の推進」が75.0%であった。その他市内農業者は、「担い手の確保・育成」が39.7%と最も多く、次いで、「農業者の所得向上」が38.3%であった。



<担い手を確保・育成するために必要なこと>（上位3つ）

認定農業者は、「意欲ある農業者への融資制度等の充実」が51.9%と最も多く、次いで、「農家の後継者やリターン者に対する支援の充実」が30.6%であった。認定新規就農者は、「農業後継者以外の者が就農しやすい環境の整備」が50.0%と最も多く、次いで、「意欲ある農業者への融資制度等の充実」、「農地賃借のマッチング制度の推進」、「農機具売買のマッチング制度の推進」が41.7%であった。



5. 用語解説

用語	解説
【ア行】 SDGs (持続可能な開発目標)	SDGs は Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略。2015 年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、2030 年を期限とする国際社会全体の開発目標。飢餓や貧困の撲滅、経済成長と雇用、気候変動対策等包括的な 17 の目標を設定している。つくば市では、2018 年 9 月に「つくば市 SDGs 未来都市計画」を策定し、様々な取組を進めている。
【カ行】 カバークロップ	土壌浸食を防ぎ、土壌改良に役立つ作物で、主作物の休閑期や栽培時に畑の空いているスペースに栽培される作物。つくば市では、被覆植物（ハゼリソウ・ヘアリーベッチ）の種子を配布している。
環境に配慮した農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業をいう。
慣行栽培	茨城県慣行基準に基づく節減対象農薬の使用成分回数、化学肥料の使用量で栽培する栽培方法で、普通・一般的に行われる栽培方法。
GAP (農業生産工程管理)	GAP (農業生産工程管理) は、農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことをいい、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保等に資するとともに、農業経営の改善や効率化につながる取組をいう。
経営耕地面積	農業経営体が経営している耕地（田、畑及び樹園地）の面積をいい、経営体が所有している耕地のうち、貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたもの（自作地）に借りている耕地（借入耕地）を加えたものをいう。
減農薬・減化学肥料栽培	茨城県慣行栽培基準と比較して、節減対象農薬の使用成分回数、化学肥料の使用量を削減した栽培方法です。節減対象農薬の使用回数が 50%以下、化学肥料の窒素成分量が 50%以下、で栽培された農産物である特別栽培農産物も含む。
耕作放棄地	農林水産省が 5 年に 1 度実施する統計調査（農林業センサス）で定義されている統計上の用語。農地法では「遊休農地」と定義されている。用語の意味は「遊休農地」の用語解説を参照。
【サ行】 自給的農家	経営耕地面積が 30 a 未満かつ農産物販売金額が年間 50 万円未満の農家。（農林業センサスによる定義）
主業経営体	農業所得が主（世帯所得の 50%以上が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる個人経営体。
準主業経営体	農外所得が主（世帯所得の 50%未満が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる個人経営体。

用語	解説
スマート農業	ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化や精密化、高品質生産の実現を推進する新たな農業の取組。スマート農業を推進することにより、農作業における省力・軽労化を更に進めるとともに、新規就農者の確保や栽培技術力の継承などが期待される。
【タ行】 多面的機能	農業・農村の有する多面的機能とは、「国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能」のこと。
地域計画	農業経営基盤強化促進法等の改正法に基づき、市街化区域等を除いた農業振興地域を対象に、地域の農業を持続させていくための方針と農地ひと筆ごとの10年後の耕作者を示した地図である目標地図を添付した将来の農地の利用計画をいう。
地産地消	地域で生産された農林産物（食用に供されるものに限る。）を、生産された地域内において消費する取組のこと。農産物直売所やマルシェ等を活用した直売の取組、学校給食における取組の促進、食育の推進などがある。この取組を進めていくため2010年11月、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）が成立した。
地産地消認証店	つくば市に認定されたつくば市産の食材（農産物または農産加工品等）を提供している店舗のこと。認定された店舗は、「Farm to Table つくば 一つくばの食の魅力ー」や農業政策課 SNS、いばらき最大級の地域情報サイト「いばナビ」への掲載等によりPRしている。
つくばワイン・フルーツ酒特区	つくば市が、「特産酒類の製造事業」として、茨城県内で初めて国の構造改革特別区域計画の認定を受けたもの（2017年12月26日付）。市内全域でワインや特産果実酒の製造免許の申請において、酒税法の酒類の最低製造数量基準が緩和される。（ワインの場合、年間6kℓから2kℓに、リキュールは6kℓから1kℓに引き下げられる。）
特別栽培	その農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素分量が50%以下、で栽培すること。
ドリフト（農薬飛散）	農薬散布時に散布対象の作物以外に農薬が飛散すること。
【ナ行】 認定新規就農者	農業経営基盤強化促進法に基づき、就農希望者（農業経営を開始して5年以内の青年等を含む）が「青年等就農計画」を作成し、市の認定を受けた者。認定を受けると金融措置などの支援や国等の施策を活用することができる。

用語	解説
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に示された農業経営の目標に向けて、農業者が自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、市からその計画の認定を受けた農業者のこと。 つくば市では、農業経営の目標を、主たる農業従事者1人当たり年間農業所得580万円、年間労働時間2,000時間としている。
農業経営体	農産物の生産を行うかまたは委託を受けて農作業を行い、①経営耕地面積が30a以上、②農作物の作付面積または栽培面積、家畜の飼養頭羽数または出荷羽数等、一定の外形基準以上の規模（露地野菜15a、施設野菜350㎡、搾乳牛1頭等）、③農作業の受託を実施、のいずれかに該当する者。（農林業センサスによる定義）
農業算出額	農業生産活動による最終生産物の総産出額であり、農産物の品目別生産量から、種子、飼料等の中間生産物を控除した数量に、当該品目別農家庭先価格（出荷時価格）を乗じて得た額を合計したものである。農林水産省では、2006年産までは市町村別の調査を行ってきたが、2007年産以降は市町村別の調査は行っていない。2014年産以降は、農林水産省が推計した都道府県別農業産出額を、農林業センサス及び作物統計を用いて市町村別に按分し、市町村別農業産出額（推計）を作成している。
農業次世代人材投資事業	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修段階及び就農直後の経営確立に資する農業次世代人材投資資金を交付する事業をいう。
農業振興地域整備計画	優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するため市町村が定める総合的な農業振興の計画のこと。この計画の中で、将来にわたって農業のために利用していくべき土地を「農用地区域」として定めている。
農産物オーナー制	消費者が農産物のオーナーになり、年間料金を支払って、種まき（苗植え）・除草・収穫作業や飼育・農産加工品づくりといった作業に1年を通して関わり、成長・収穫の喜びや農業の楽しさ、生産者との交流を楽しむ仕組み。
農地集積・集約	農地の集積とは、農地を所有し、又は借り入れること等により、利用する農地面積を拡大すること。農地の集約化とは、農地の利用権を交換すること等により、農地の分散を解消することで農作業を連続的に支障なく行えるようにすること。
農地中間管理機構	農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための事業を行うことを目的に、各都道府県に1つに限って都道府県知事が指定する一般社団法人又は一般財団法人で、その議決権又は基本財産の過半を地方公共団体が有している法人。農用地を貸し付けたい農家（出し手）から、地域農業の担い手（受け手）へ農用地の集積・集約化を進めるため、農用地の中間的受け皿となる組織である。

用語	解説
農地中間管理事業	「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進め、担い手への農地集積・集約化を推進するため、「農地中間管理機構」（都道府県ごとに設置）が農地所有者と担い手との間を介在し、農地の借受・貸付を促進する事業。
農地利用最適化推進委員	市町村の非常勤の特別職公務員で、農業委員と力を合わせて、担当区域の担い手への農地集積や、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進などの活動を行う。
農福連携	障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もある。
農林業センサス	我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計のこと。農林業を営んでいるすべての個人や法人を対象に5年ごとに行われる全国調査。
【ハ行】 販売農家	経営耕地面積 30 a 以上または農産物販売金額が年間 50 万円以上の農家。（農林業センサスによる定義）
副業経営体	調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体。
【マ行】 みどりの食料システム戦略	食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するために、農林水産省が策定したもの。
無農薬栽培	栽培期間中に化学的に合成された農薬を使用しない栽培方法。
【ヤ行】 有機 JAS 認証制度	「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS 法)」に基づく有機食品の認証制度のこと。有機農産物や有機加工食品などの生産方法についての基準を定め、この基準を満たすものだけを「有機」と表示できるようにしたもので、農林水産省の登録認定機関が認証する。認証された有機食品には、有機 JAS マークが付けられる。
有機農業	2006 年 12 月に制定された「有機農業の推進に関する法律」第2条において、有機農業は「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。」と定義している。
遊休農地	「かつて農地だったが現在農地として利用されておらず、今後も農地として利用される可能性も低い土地」並びに「農地ではあるけれど周辺の農地と比較した時に利用の程度が著しく低い土地」をいう。

第3次つくば市農業基本計画

編集・発行 つくば市 経済部 農業政策課

〒305-8555

茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

TEL：029-883-1111（代表）



第3次 つくば市 農業基本計画 【概要版】

令和7年(2025年)3月

〔対象期間〕

令和7年度(2025年度)から
令和16年度(2034年度)まで



これからの
やさしさの
ものさし
つくばSDGs

計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨

本市においては、令和2年(2020年)12月に第2次つくば市農業基本計画(以下、第2次計画)を策定し、「多様な力がつながり実現する持続可能な農業」を目指すべき姿として、各種施策に取り組んできました。

第2次計画策定後、国の農政の基本理念や政策の方向性を示す食料・農業・農村基本法の見直しやみどりの食料システム戦略が策定されるなど、食料安全保障確保、環境と調和のとれた食料システムの構築等の方向性が示されています。

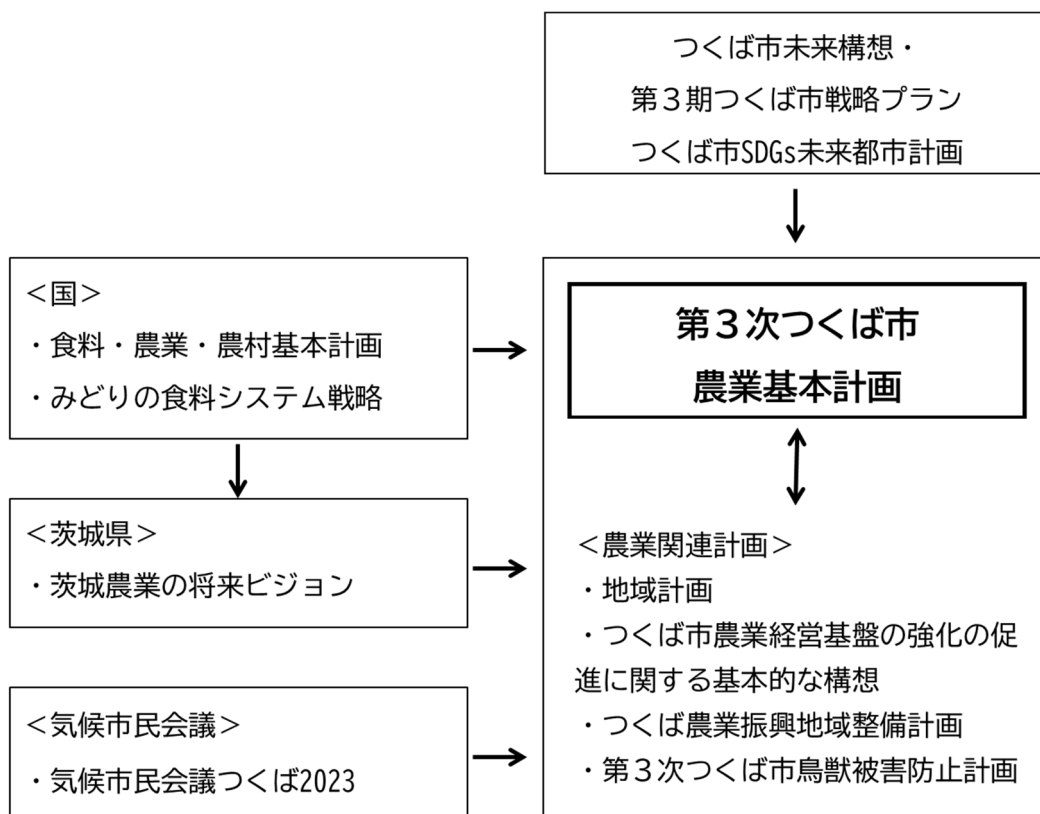
他方、農業の現場においては、農業者の高齢化や減少、遊休農地の増加、生産資材等の高騰など、農業を取り巻く環境は年々厳しさが増しており、非常に難しい局面に立たされています。

このような背景をふまえ、本計画は、本市農業の方向性を示し、将来像の実現に向けて、計画的な農業施策の実行につなげることを目的に策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本市の今後のまちづくりの指針である「つくば市未来構想・戦略プラン」を上位計画とする農業分野の個別計画として位置づけます。

なお、本計画は、国の食料・農業・農村基本計画やみどりの食料システム戦略、県の茨城農業の将来ビジョン等と整合を図りながら、本市農業の将来像の実現を目指します。



3. 計画期間

本計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までの10年間とします。なお、計画期間の中間年度にあたる令和11年度（2029年度）に、計画の進捗状況の評価及び中間見直しを実施します。

4. 計画の推進

本計画に基づく各種施策を展開するため、市をはじめとした行政機関やＪＡ、農業者のほかに、多くの市民や事業者が協力・連携しながら取り組んでいきます。

つくば市農業の現状と課題

(1) 担い手の確保・育成に関する現状と課題

本市の農業経営体数は、平成17年（2005年）から令和2年（2020年）の15年間で57.3%減少し、2,196経営体となりました。また、基幹的農業従事者の年齢階層別の構成を見ると、令和2年（2020年）の70歳以上の割合が49.4%と半数近くを占める一方、49歳以下は5.5%と若年層の割合が小さく、農業者の減少及び高齢化の傾向が非常に顕著であることから、「担い手の確保・育成」が急務となっています。

① 担い手の確保・育成

農業者アンケート調査結果において、今後10年間に「引き継ぐ後継者がいない」と回答した割合は、認定農業者でも36.3%となっていますが、認定農業者・新規農業者以外の農業者（以下、「その他市内農業者」という。）では60.3%と高くなっています。

また、10年後の経営規模（農地面積）を「縮小したい」、「離農したい」と回答した農業者がその理由に挙げた項目として、「後継者がいない」と回答した割合は、認定農業者59.1%、その他市内農業者76.4%と高くなっています。

他方、本市農業振興に必要な取組について、「担い手の確保・育成」と回答した割合は、認定農業者35.6%、その他市内農業者39.7%と他の回答と比較して高くなっており、後継者を含む担い手の確保及び育成が課題となっています。

② 農業者の所得の向上

農業者アンケート調査結果において、つくば市が「効率的かつ安定的な農業経営の指標」として目標設定している年間所得の580万円未満と回答した割合が、認定農業者は62.6%となってお

り、目標値を下回る農業者の割合が高い状況です。また、本市農業振興に必要な支援策として、「農業者の所得向上」と回答した割合は、認定農業者 65.0%、認定新規就農者 91.7%と非常に高く、農業者の所得の向上が喫緊の課題となっています。

③ 農作業の効率化

農業者アンケート調査結果において、10年後の経営規模（農地面積）の意向を「規模拡大」・「現状維持」と回答した農業者が、それを実現するにあたり必要な取組として挙げた項目として、認定農業者は「農地の集約化」と回答した割合が49.1%と最も高く、次いで「農作業の効率化・機械化（スマート農業の推進）」の48.1%となっています。認定新規就農者については、「農地の集約化」、「農作業の効率化・機械化（スマート農業の推進）」が同率で70.0%、その他市内農業者では、「農地の集約化」、「農作業の効率化・機械化（スマート農業の推進）」と回答した割合が25.0%と同率で2番目に高く、「規模拡大・現状維持」を希望する意欲ある農業者への支援として、農地の集積・集約化を含む農作業の効率化に取り組んでいく必要があります。

(2) 農地や環境の保全・有効活用に関する現状と課題

より少ない人数で多くの農地を耕作するには、農作業効率が高まるよう地域計画に基づき農地の集積・集約化等を進めるとともに、農地の大区画化等の基盤整備を促進する必要があります。

① 農地の大区画化等の基盤整備の促進

農業者アンケート調査において、「耕作放棄地がある」と回答した農業者がその理由として挙げた項目について、「農地の条件が悪く耕作に適さなかったり、農道や用排水などが整備されていないため」と回答した割合が認定農業者 58.8%、認定新規就農者 50.0%、その他市内農業者 35.9%と他の回答と比較していずれも高くなっており、基盤整備等を進め、活用しやすい農地へ転換していく必要があります。

② 環境に配慮した農業の推進

国は地球温暖化の深刻化等を背景に、みどりの食料システム戦略により有機農業をはじめとした環境に配慮した農業を推進しており、本市においても環境に配慮した農業に取り組んでいく必要があります。

農業者アンケート調査において、環境に配慮した農業（有機農業、無農薬栽培、減農薬・減化学肥料栽培のいずれか）に取り組んでいると回答した割合は、認定農業者及び認定新規就農者の8割に達しています。一方、環境に配慮した農業に取り組む農業者のうち、今後、慣行栽培に移行したいと回答した農業者及び環境に配慮した農業に取り組んでおらず、今後も取り組む予定がないと回答した農業者が、その理由に挙げた上位2項目は、「労働力が確保できない」、「栽培管理に手間がかかる」となっており、環境に配慮した農業の導入や継続には、手間のかかる栽培管理を担う労働力の確保等を解決するための環境整備が急務となっています。

他方、市民アンケート調査において、「有機農産物を日常的に購入している」、「時々購入している」と回答した割合が合わせて 34.4%となっており、消費者である市民に対し、環境に配慮した農業や農産物の理解を向上させたり、魅力を伝えたりする取組が不十分である状況が浮き彫りとなりました。

環境に配慮した農業の普及のためには、農業者に対しては、労働力の確保や栽培技術の向上、市民に対しては、環境に配慮した農業・農産物に対する価値観の転換を図る等、生産・販売・消費の各側面から環境の整備や意識の醸成を図る必要があります。

(3)市民と農とのつながりの強化に関する現状と課題

第2次計画【基本方針3 特徴ある地域農業の確立】の、「地産地消の推進」、「農産物の付加価値化」、「市民が積極的に関わる農業の推進」に取り組んだ結果、地産地消店は 160 店舗（R6.4.1 時点）となり目標値を達成しました。一方で、市民アンケート調査の結果、つくば市の地産地消の取組の認知度が低い、地産地消に係る情報媒体の閲覧割合が低い等の課題があり、地産地消に関する市の取組が市民に認知されていないことが浮き彫りになっているため、地産地消を推進していくためには、市民と農とのつながりを強化していく必要があります。

① つくば市農産物の購入促進

市民アンケート調査において、つくば市産農産物の購入頻度は、「日常的に購入している」が 33.1%、「時々購入している」が 38.0%と多くの回答者がつくば市産農産物を購入しています。しかし、「購入したことがある」が 11.7%、「購入したことがない」が 1.9%、「分からない・こだわりのない」が 14.8%と購入頻度の少ない回答者もいます。その理由は、「つくば市産農産物・生産者にこだわりのないから」が 58.7%、「近くに購入できる場所がない・少ないから」が 29.8%と回答割合が高くなっています。

つくば市産農産物・生産者に愛着やこだわりが持てるような機会の創出や市内各地にある農産物直売所などの農産物・農産加工品の販売店舗等の情報発信を強化していく必要があります。

② 地産地消の推進

市民アンケート調査において、地産地消推進に対する認識は、「積極的に推進すべき」が 42.9%、「推進すべき」が 40.4%と多くの回答者が地産地消を推進すべきと回答しており、市民の地産地消に対する意識が非常に高いことが分かりました。

一方、地産地消の推進に必要なことは、「地元の農産物の販売店舗を増やす」が 68.3%、「学校給食での使用」が 47.5%、「マルシェ等の開催により、地元食材を購入できる機会の提供」が 36.9%と回答割合が高くなっています。また、地産地消推進のために市民に提供すべき情報は、「購入できる場所の情報」が 66.1%、「つくば市産農産物に関する情報」が 53.0%と回答割合が高くなっています。地産地消に高い意識を持つ市民に対し、農産物や販売場所等のほか、市産農産物を使用したメニューやおさを提供する地産地消店などの情報を効果的に発信するのと併せて、生産者の顔が見える販売イベント等を行うことで、市産農産物や生産者に対して自然と愛着がもてる環境を作り、地産地消の好循環を生み出すことが重要です。

③ 情報発信力の強化

市民アンケート調査において、本市の地産地消の取組等について、45.4%の回答者が「あてはまるものがない（知っているものがない）」と回答しており、情報発信を強化していく必要があります。「広報つくば」の閲覧割合は75.7%と高くなっていますが、本市の地産地消推進の総合ウェブサイトである「Farm to Table つくば」を普段から閲覧する回答者割合は0.3%となっており、情報発信力の弱さが課題となっています。

情報発信力の強化のためには、本市の持つ発信媒体を活用して魅力発信をより活発化させるとともに、つくば市産農産物や農業・農産物の魅力の認知度向上を図るため、市民に「農」への愛着や理解を深めてもらえるような、収穫体験等の農業体験機会の提供や販売イベント等の実施により、市民と農のつながりを強化する取組を進める必要があります。

つくば市農業の方向性

1. 将来像(目指すべき方向)

本市は、肥沃で平坦な農地、温暖な気候など、恵まれた農業環境が整っている地域であり、これらの恵まれた環境をいかして、米や野菜、果実、花き、芝、畜産物等の様々な農産物が生産されています。本市の農業を持続可能で活力ある産業とするために、中核となる担い手が農業しやすい環境の整備や、収益性の高い農業経営の確立を支援するとともに、環境負荷低減等の取組を推進し、農地の保全に努めていくことが大切です。また、市民一人一人がつくばの農業や農産物の価値を理解し、身近な応援団として、つくばの農業を支えながら次世代へとつないでいくことが重要です。

そこで、本市農業の目指すべき姿を、「多様な力を結集し次世代へつなぐ農業」とし、市民や地域の農業者・農地所有者、農業関係団体、農業関係事業者、研究機関・大学、行政等の多様な主体が本市の農業や農産物の魅力と価値を共有し、高めながら、地域経済を支える産業として次世代へ継承することを目指します。

『 多様な力を結集し次世代へつなぐ農業 』

2. 基本方針

将来像の実現に向けて、3つの柱となる基本方針を定めました。

基本方針1 担い手の確保・育成

本市の農業を持続可能で活力ある産業とするため、既存の担い手への効果的な支援に加え、新たな担い手を確保・育成していく必要があります。農地の集積・集約化やスマート農業技術の普及等により農作業の効率性向上を図り、少ない人数で効率的に耕作できるようにしていきます。また、担い手の所得向上や農業経営の課題解決につながる支援を通じて「担い手の確保・育成」に取り組んでいきます。

基本方針2 農地や環境の保全・有効活用

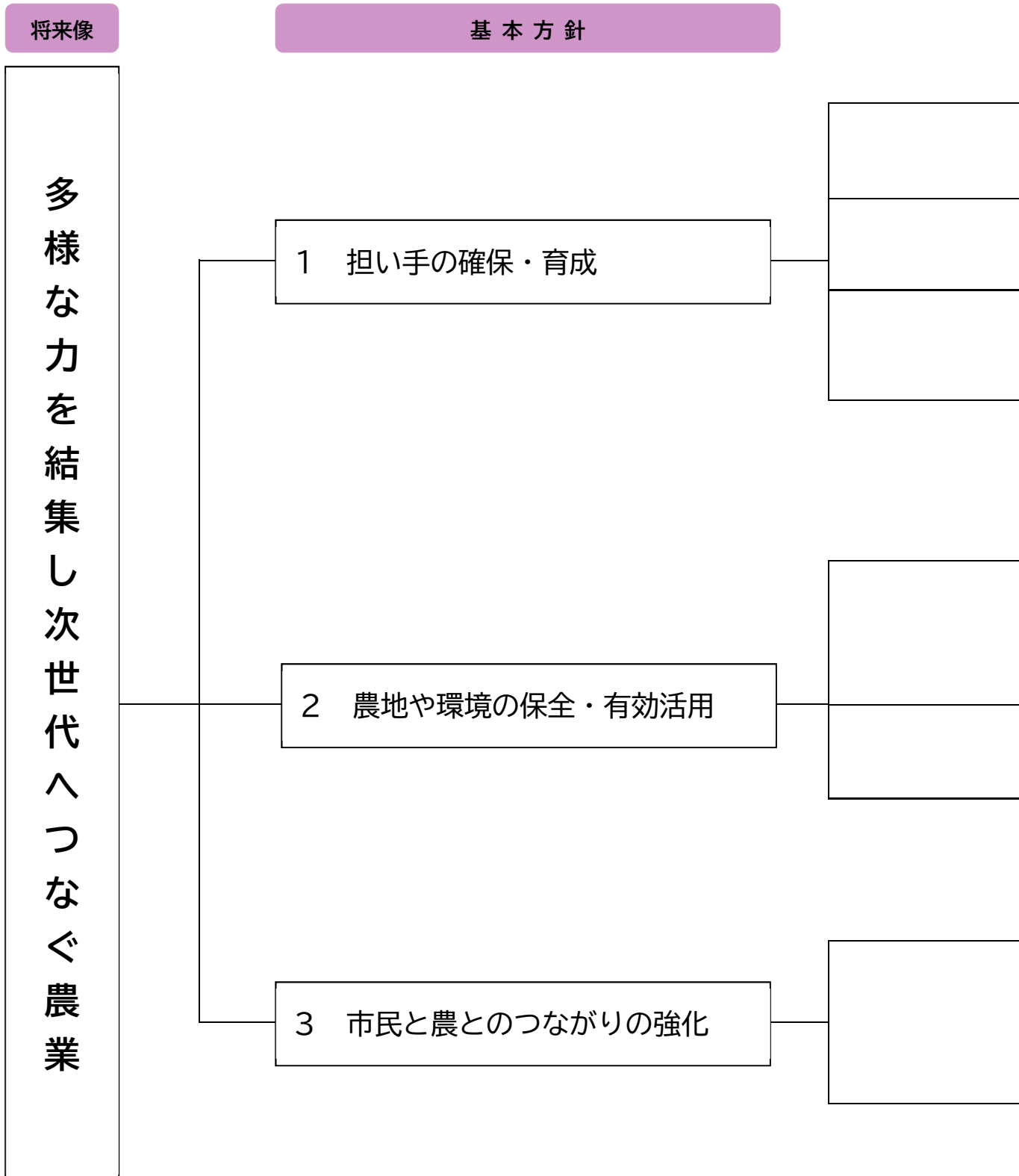
農業の生産基盤となる農地を次世代に引き継いでいくためには、農地を生産しやすい環境に整えていく必要があります。現代の生産環境に適した農地の整備に加え、みどりの食料システム戦略に基づき、環境に配慮した農業を推進し、「農地や環境の保全・有効活用」に取り組んでいきます。

基本方針3 市民と農とのつながりの強化

本市は生産地と消費地が共存する地産地消に適した環境にあることから、地産地消店の拡大や情報発信サイト「Farm to Table つくば」での情報発信等に取り組んできました。引き続き、これらの取組に力をいれていくほか、効果的なプロモーションを取り入れることで地産地消を推進し、「市民と農とのつながりの強化」に取り組んでいきます。

3. 施策体系

3つの基本方針に基づき、「多様な力を結集し次世代へつなぐ農業」の実現のため、体系的に施策を実施していきます。



基本施策	具体的施策
(1) 新たな担い手の確保・育成・支援	① 意欲ある担い手に対する支援 ② 就農しやすい環境の整備
(2) 意欲ある担い手への農地の集積・集約化支援	① 地域計画への位置づけによる農地集積・集約
(3) 担い手の所得向上	① スマート農業技術の普及・活用支援 ② 生産コスト増加に対する支援
(4) 農業経営支援	① 労働力不足の解消 ② 持続可能な経営に対する支援 ③ 気候変動に対する支援
(1) 環境に配慮した農業の推進	① 環境に配慮した農業に対する価値観の転換 ② 環境に配慮した栽培技術の習得環境の整備・認証取得支援 ③ 環境に配慮した農業参入・拡大支援 ④ 慣行農業等と共生できる環境の整備
(2) 農地の有効活用	① 基盤整備事業の推進 ② 活用しやすい農地への転換支援
(3) 遊休農地対策	① 遊休農地化防止支援 ② 遊休農地再生支援
(1) 地産地消の推進	① つくば市産農産物の学校給食での活用、児童生徒への農育・食育の実施 ② つくば市産農産物の販売店舗数拡大 ③ つくば市産農産物の販売情報提供 ④ つくば市産農産物・農産加工品のブランド化
(2) 農産物の価値や農業・農業者の魅力発信（「農」に親しむ）	① 各種媒体や体験・交流等を通じた魅力発信 ② 農業体験機会の提供 ③ つくば市産農産物の販売機会提供

具体的施策の詳細

基本方針1 担い手の確保・育成

基本施策(1) 新たな担い手の確保・育成・支援 -----

① 意欲ある担い手に対する支援

ア) 農業者ネットワークの構築

認定農業者と新規就農者、新規就農希望者と先輩農業者、後継者同士等の様々な農業者のネットワークづくりを行い、情報交換や営農スキルの向上、課題が相談できる環境を整え、地域農業を支えていきます。

イ) ビジネス感覚を持った強い経営体の育成

地域農業を牽引する担い手の育成や経営力の強化を図るため、経営改善計画の認定を進めます。また、経営の発展や経営基盤の強化に取り組む経営体に対しては、関係機関と連携し、消費者ニーズに合わせた販売戦略に関する研修会や個別指導を行うなどの支援を行います。

② 就農しやすい環境の整備

ア) 新規就農希望者の就農へ向けた支援

ウェブサイト等による就農に関する情報発信や農地確保の支援、先輩農業者との交流機会の創出など、新規就農希望者の就農を支援します。また、関係機関と連携し、農業経営や栽培技術等に関する研修機会の周知や支援事業等の情報を提供していきます。

イ) 新規就農者の育成、就農後のフォローアップ

青年等就農資金の借入れや新規就農者育成総合対策等の支援を受けることができる青年等就農計画制度等の周知のほか、やむを得ず離農する担い手の農機具・設備等を新規就農者へ引き継ぐためのサポートを検討していきます。

また、認定農業者へステップアップできるよう、関係機関と連携し、経営の持続化へ向けた支援を行います。

基本施策(2) 意欲ある担い手への農地の集積・集約化支援 -----

① 地域計画への位置づけによる農地集積・集約

ア) 意欲ある担い手等への農地の集積・集約の推進

地域農業の将来の在り方を示した「地域計画」に基づき、認定農業者や新規就農者、将来の多様な担い手に対する農地の集積・集約を促進します。また、やむを得ず離農する担い手の農地を新たな担い手へ引き継ぐためのサポートを行っていきます。

イ) 農地中間管理事業の活用

地域計画に基づき、農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積・集約を進めます。

ウ) 農地所有者の意向の把握

関係機関や農業委員会等と連携し、地域でのヒアリングやアンケート調査等を実施しながら、農地の利用状況や営農に関する意向を把握し、農地の集積・集約へ向けた情報の収集を行います。

基本施策(3) 担い手の所得向上 -----

① スマート農業技術の普及・活用支援

ア) スマート農業の推進

高品質な農産物の安定生産や農作業の省力化・効率化を目指し、デジタル技術等を活用した先進的な施設・設備を導入しようとする農業者を支援します。また、新技術の情報を農業者へ発信していきます。

② 生産コスト増加に対する支援

ア) 高収益作物等の導入推進

農業関係団体や県等の行政機関、研究機関等と連携し、高収益作物に関する研修会や、コスト削減に向けた新技術の導入に関する情報交換等を行い、高収益作物等の導入を推進します。

基本施策(4) 農業経営支援 -----

① 労働力不足の解消

ア) 多様な労働力の確保

農業以外の仕事を持ちながら、副業的に農業に従事したい者や、リタイア後の生きがいとして農業に従事したいという意向を持つ者など、地域農業を支える担い手をサポートする人材として援農できるよう、環境整備を行います。

イ) 農福連携の促進

福祉施設への農作業委託や障害者の直接雇用等を通して、農業労働力を確保できるよう、農福連携を進めます。

② 持続可能な経営に対する支援

ア) 持続可能な経営に対する支援

農業経営を持続化させるために必要な機械の導入や農業用施設などの設備投資に対する国・県・市などの支援制度の周知や導入の支援を行うとともに、配送に対する支援について検討していきます。

イ) 農業経営継承に対する支援

地域の担い手から経営の移譲を受けることを希望する後継者に対し、農業経営に関する情報提供や研修機会の周知を行うほか、農業関係団体や県等の行政機関と連携し経営継承による就農支援を行います。

③ 気候変動に対する支援

ア) 農業経営リスク対策の推進

異常気象や自然災害による収量低下や収入減少に備えるため、気候変動に対応する品種・品目についての情報提供のほか、農業保険への加入を推進します。

イ) 気候変動に対応する品種・品目への普及啓発

気候変動に対応する品種・品目の農作物に対する消費者の理解が進むよう、情報提供を行っていきます。

基本方針2 農地や環境の保全・有効活用

基本施策(1) 環境に配慮した農業の推進 -----

① 環境に配慮した農業に対する価値観の転換

ア) 有機栽培・特別栽培等の農業に関する消費者意識の醸成

有機栽培・特別栽培等の農産物の販売・PRイベントを開催し、農業者と消費者の交流機会を創出することにより、有機栽培・特別栽培等の農業に関する理解を深めてもらい消費者意識の醸成を図ります。

② 環境に配慮した栽培技術の習得環境の整備・認証取得支援

ア) 栽培技術の習得支援

民間事業者等が開催する有機農業等の環境に配慮した農業に関する研修会への農業者の参加を支援し、栽培技術等の向上を図ります。

イ) 有機(特別栽培等)農業への参入・拡大支援

有機 JAS 認証の取得や土壌診断等の取組、有機栽培・特別栽培等の農産物の生産拡大に必要な有機資材や有機栽培(特別栽培等)に資する機材等の購入を支援します。

③ 環境に配慮した農業参入・拡大支援

ア) 有機栽培・特別栽培等の農産物の販路支援

有機米や有機栽培・特別栽培等の農産物の販路の一つとして、学校給食への使用機会を増やし、普及を推進します。

④ 慣行農業等と共生できる環境の整備

ア) 有機農業者と慣行農業者の相互理解促進

有機農業の推進においては、地域の実情や農業者その他関係者の意向に配慮し、茨城県GAP規範の遵守やドリフト(農薬飛散)防止についての取り組みを進めていくことが大切です。そのため、農薬散布等に関して、有機農業者と慣行農業者の相互理解促進に努めます。

基本施策(2) 農地の有効活用 -----

① 基盤整備事業の推進

ア) 生産しやすい農地への基盤整備

地域において合意形成を図り、未整備地区の整備や大規模区画等への再整備など、生産性の向上を図るために不可欠な基盤整備を促進し耕作しやすい農地を創出するとともに、農地の集積・集約化を促し、担い手が営農しやすい環境づくりを目指します。

② 活用しやすい農地への転換支援

ア) 農地の保全と有効活用

将来にわたって農地を良好な状態で次世代に引き継いでいくため、農地の有する多面的機能を維持・発揮できるよう農地の有効活用につながる活動を支援します。

基本施策(3) 遊休農地対策 -----

① 遊休農地化防止支援

ア) 優良農地の保全

「つくば農業振興地域整備計画」に基づき、無秩序な開発行為を抑止し、農業の基盤となる農地を保全していきます。

イ) 集積・集約化支援

農地利用最適化推進委員が主体となって農地の出し手と受け手とのマッチングを進め、市と連携して担い手への農地利用の集積・集約化を支援していきます。

② 遊休農地再生支援

ア) 遊休農地解消緊急対策事業

遊休農地を解消し、営農するために行う簡易な整備を支援します。また、農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携して農地の利用状況調査を行い、遊休農地を早期に発見するとともに、遊休農地の所有者に対して利用意向調査を行います。調査の結果、利用の見込めない農地については、担い手とのマッチングを進め、遊休農地の解消を支援していきます。

イ) 遊休農地表土流出等防止事業

休耕農地からの土ぼこりと表土流出防止に効果のあるカバークロップ（被覆植物）の種子を配布し、緑肥としてすき込みをすることで、遊休農地化するのを未然に防ぐ支援をしていきます。

また、カバークロップは土壤に有機成分を供給する働きや土壤を改良する効果も高いことから、広く周知を行い、活用を推進していきます。

基本方針3 市民と農とのつながりの強化

基本施策(1) 地産地消の推進

① つくば市産農産物の学校給食での活用、児童生徒への農育・食育の実施

ア) 地場産物の学校給食への活用推進

「つくば市の学校給食における地産地消推進ガイドライン」に基づき地場産物の学校給食への活用を推進します。

② つくば市産農産物の販売店舗数拡大

ア) 地産地消店の拡大

市内の農業者が生産した農産物を使用したメニューや市内で醸造されたおさを提供する飲食店や販売店として認定を受けた「地産地消店」の店舗数の拡大を図ります。

③ つくば市産農産物の販売情報提供

ア) 市内直売所のPR

市産農産物の取扱店を広く知ってもらうため、市内直売所を紹介するパンフレット等を作成するとともに、ホームページ等で周知していきます。

④ つくば市産農産物・農産加工品のブランド化

ア) 特産品の生産振興

米、ねぎ、ブルーベリー、芝について、農業関係団体や生産者団体等と連携し、特産品のPRなど生産振興を支援します。また、平成29年（2017年）12月に国から「つくばワイン・フルーツ酒特区」の認定を受け、地域の特産物を原料とする果実酒などの最低製造数量基準が下がったことにより、小規模な生産者も酒類製造免許の取得が可能となったため、「つくばワイン」の原料となるワイン用ぶどうの生産を振興します。

イ) ブランド化の推進

生産地と消費地が共存している特性を生かし、生産者の顔が見える農産物としてブランド化を進めるとともに、持続可能性や農業者による新たなチャレンジといった本市ならではの切り口を加えることにより、市民や事業者等が本市農業や農産物を応援する意識の醸成を図ります。

基本施策(2) 農産物の価値や農業・農業者の魅力発信（「農」に親しむ） --

① 各種媒体や体験・交流等を通じた魅力発信

ア) つくばの農産物や農業に関する魅力の発信

地産地消推進専用ウェブサイト「Farm to Table つくば」をはじめとする各種媒体や集客イベントなど、地産地消店や市産農産物、農業者をPRする効果的な手法を検討し、つくば市の農と食の魅力や地産地消の価値を発信していきます。

② 農業体験機会の提供

ア) 市民が農業を身近に感じられる場の創出

生産者と消費者の顔が見える関係を構築し、相互理解を育むため、子どもから高齢者までの幅広い世代の市民に対して、農業に関する多様な体験の機会を提供します。また、播種や収穫といった一部分の農作業体験だけではなく、農作物の栽培に関わる一連の農作業を体験する機会などを通して、市民が本市農業に関心を持ち、市産農産物の生産や消費に積極的に関わることができるよう取り組んでいきます。

③ つくば市産農産物の販売機会提供

ア) 農産物・農産加工品の販売機会の充実

市産農産物・農産加工品の販売イベント等を実施し、地産地消の価値と市産農産物の安全性やおいしさなどを市民等に体感してもらい、地域内での消費拡大や農業者と消費者の交流機会を充実させることで、地産地消の推進に寄与するよう取り組んでいきます。

達成目標

基本方針１ 担い手の確保・育成の達成目標

達成目標項目	2023 年度末	2029 年度末	2034 年度末
認定農業者数	279 経営体	305 経営体	330 経営体
農業者同士の情報交換会・研修会実施回数	年 1 回	年 3 回	年 3 回
認定新規就農者数（累計）	13 経営体	25 経営体	50 経営体
担い手への集積率（集積面積）	32.5%(3,218ha)	50.0%(4,950ha)	66.0%(6,534ha)
農地中間管理機構から担い手への貸借面積	702.5ha	1,000.0ha	1,250.0ha
スマート農業推進事業補助金活用者数（累計）	4 件	50 件	100 件
高収益作物に関する研修会等への参加、 情報提供数	年 1 回	年 2 回	年 3 回
国・県事業、市単農業機械等整備支援事 業の補助金活用者数(累計)	5 件	120 件	235 件
気候変動に対応する品種・品目の周知回数	年 0 回	年 1 回	年 1 回

基本方針２ 農地や環境の保全・有効活用の達成目標

達成目標項目	2023 年度末	2029 年度末	2034 年度末
研修会への参加、情報提供回数	年 1 回	年 1 回	年 2 回
有機 JAS 認証等支援件数	0 件	5 件	10 件
有機栽培圃場面積	88.7ha	106.2ha	123.7ha
農薬散布等に関する周知回数	年 3 回	年 3 回	年 3 回
水田の圃場整備率	89.7%	90.0%	90.3%
畑の圃場整備率	45.3%	45.4%	45.5%
遊休農地解消に資する補助金を活用して 再生した農地面積	0ha	25.0ha	50.0ha
カバークロップの活用面積	32.5ha	40.0ha	45.0ha

基本方針３ 市民と農とのつながりの強化の達成目標

達成目標項目	2023 年度末	2029 年度末	2034 年度末
地産地消率（金額ベース）	35.7%	60.0%※ ¹	※ ²
地産地消率（食品数ベース）	15.4%	25.0%※ ¹	※ ²
地産地消店舗数	160 店	190 店	215 店
市産農産物に関する周知回数	年 0 回	年 1 回	年 1 回
市内直売所に関するパンフレット配布枚 数	年 0 枚	年 10,000 枚	年 10,000 枚
農産物オーナー制参加者数	344 人	359 人	374 人
農業サポーター活動従事者数	738 人	750 人	750 人
農業体験イベント等参加者数	155 人	160 人	165 人
農産物の直売イベント開催数	年 0 回	年 1 回	年 2 回

※¹「つくば市の学校給食における地産地消推進ガイドライン」における令和 10 年度の目標値

※²「つくば市の学校給食における地産地消推進ガイドライン」に準ずる

第3次つくば市農業基本計画【概要版】

編集・発行 つくば市 経済部 農業政策課

〒305-8555

茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

TEL：029-883-1111（代表）